

FATF



FATF報告書

テロ資金供与リスクに関する包括 的アップデート



2025年7月



金融活動作業部会 (FATF) は、マネロンやテロ資金供与、大量破壊兵器の拡散への資金供与からグローバル金融システムを保護する政策を策定し、推進する独立の政府間組織である。FATFの勧告はマネロン対策 (AML) とテロ資金供与対策 (CFT) のグローバル基準とみなされる。

FATFについての詳細は、www.fatf-gafi.orgを参照。

本報告書は、FATFグローバルネットワーク全体の貢献により作成されたものであり、フランスと国連テロ対策委員会執行事務局が共同でプロジェクトを主導した。



法務情報

本報告書及び／又は本報告書に含まれる地図は、特定の地域の地位又は主権、国境や境界の画定、並びに地域、都市、領域の名称を害するものではない。

本報告書で言及されるテロ組織は、イラク・レバントのイスラム国 (ダーイシュ) 20、アルカイダ (AQ)、及び関連のその他の個人・集団・事業体・団体21に関する国連安全保障理事会決議1267 (1999年)、決議1989 (2011年)、決議2253 (2015年) に基づき、国連安全保障理事会により指定を受けているか、資産凍結を目的として決議1373 (2001年) 及び2462 (2019年) に基づき整備された地域及び国内の指定制度を通じて指定を受けている。したがって、本報告書に含まれる分析又はケーススタディにおいて組織に言及している場合、それは国際連合による国家的又は地域的指定の承認を意味又は示唆するものではない。さらに、各法域は、自らの指定基準を満たす場合に、地域又はその他の国内の資産凍結リストを国内で採用するか否かを、自らの法令・規制の枠組みに基づいて判断する主権を有している。本報告書における地域又は国内の指定制度に基づく言及は、他の法域による国又は地域の指定を是認又は支持するものでも、示唆するものでもない。

引用:

FATF (2025)、テロ資金供与リスクに関する包括的アップデート
<https://www.fatf-gafi.org/content/fatf-gafi/en/publications/Methodsandtrends/comprehensive-update-terrorist-financing-risks-2025.html>

© 2025 FATF/OECD. All rights reserved.

事前の書面による許可のない本発行物の複製又は翻訳を禁ずる。

かかる許可を本発行物の全部又は一部につき申請する場合は、2 rue André Pascal 75775 Paris Cedex 16, FranceのFATF事務局まで連絡のこと。

(fax: +33 1 44 30 61 37 メール: contact@fatf-gafi.org)

写真提供-表紙: Jacek Wojnarowski/Shutterstock.com

目次

頭字語	4
イラク・レバントのイスラム国(ダーイシュ)、アルカイダ及び関連の個人・集団・事業体・団体に関する国連安保理決議1267、1989、2253に基づき、国連安保理委員会が措置を課す対象者リストの参照。	5
要約	7
序文	11
セクション1:テロ資金供与リスクの性質に影響を与える要因	17
1. 重要度要因	17
1.1. 領土支配	17
1.2. 武力紛争への近接性・関与	18
1.3. 天然資源へのアクセス又は支配	19
1.4. 脆弱な統治、高いレベルの汚職その他の犯罪	20
1.5. 国境管理の脆弱性	21
1.6. インフォーマルで規制のない現金ベースの経済活動の中で活動する	21
1.7. 国家によるテロ支援	23
1.8. 自由貿易地域	23
2. テロリストの類型	24
2.1. 地域・国内の系列組織に依存するネットワーク型組織	24
2.2. 系列外の地域・国内テロ組織	27
2.3. 民族・人種動機型テロ	28
2.4. 外国人戦闘員を含む個人テロリストと小規模テロ下部組織	29
3. その他の考慮事項	33
3.1. テロ・プロパガンダへの接触	33
3.2. 内部財務管理構造	34
3.3. ジェンダー視点	35
セクション2:テロ資金供与目的で資金その他の資産を調達・移動・管理する手法	37
1. 現金に基づく手法	37
2. MVTISに基づく手法	40
2.1. 無許可送金、HOSSP	42
3. 電子マネーに基づく手法	45
3.1. モバイルマネー	45
3.2. オンライン決済サービス	48
4. 伝統的金融サービスの悪用に基づく手法	50
4.1. 銀行業務	50
4.2. プリペイドカード	53
5. デジタルプラットフォームの悪用に基づく手法	54
5.1. ソーシャルメディアとメッセージングサービス	57

5.2.	ソーシャルメディアを介した取引型詐欺	62
5.3.	公式・非公式のクラウドファンディング	63
6.	暗号資産と暗号資産サービスプロバイダー	65
6.1.	Eコマースプラットフォームとオンラインマーケットプレイス (EPOM)	71
6.2.	オンラインビデオゲームとゲームプラットフォーム	72
7.	天然資源の搾取・取引・密輸に基づく手法	74
7.1.	石油・ガスの搾取・取引・密輸	75
7.2.	農業、畜産、漁業の搾取・取引・密輸	76
7.3.	野生生物の搾取・取引・密輸	78
7.4.	貴金属・宝石の採掘、取引、密売	79
7.5.	木材・木炭の搾取・取引・密輸	82
8.	犯罪活動に関連する手法	82
8.1.	恐喝、課税類似活動、強制徴収	83
8.2.	身代金目的の誘拐	85
8.3.	人身取引及び移民の密輸	87
8.4.	密売、物品密輸、違法取引	89
8.5.	薬物取引	90
8.6.	違法武器取引	91
8.7.	文化財の違法取引と密輸	92
8.8.	窃盗、強盗、軽犯罪	94
9.	合法的に生み出された収益に基づく方法	95
9.1.	貯蓄、給与、社会給付、家族からの支援、貸付など、合法的な資金源からの自己資金調達	95
9.2.	正規の経済活動(投資、事業活動、商品販売、イベントを含む)	97
10.	法人の悪用に基づく手法	98
10.1.	ダミー会社及びペーパーカンパニーの利用	98
10.2.	NPOの悪用	100
11.	現物ベースの手法	103
11.1.	貿易ベース・テロ資金供与	103
11.2.	その他の現物による手法	104
セクション3:テロ資金供与リスクの変遷と予測される動向		106
	地理的傾向	106
	テロ資金供与活動の分散化	108
	テロ・プロパガンダと資金調達の強化	108
	人口動態の変化	109
	様々なTF手法と現代技術の併用	110
	政治的動機による攻撃とEoRMT型攻撃の増加	111
	犯罪活動との融合	111
	人道支援活動の維持における課題	112
	資源不足のリスク増大	113
セクション4:提言		114
	TFリスクの越境的側面への対応	114
	地域・地方の特性への対応	114
	FATF基準の効果的実施を介したTFリスクへの対応	115
	FATF基準の対象外分野におけるTFリスクへの対応	116

人道活動への影響への対応	117
広範な技術支援協力を通じたTFリスクへの対応	118
PPPと民間セクターへの啓発を介するなど、TFリスクの理解と対応に向けた多者間アプローチ	119
この包括的TFリスク分析のフォローアップ	119
付録A: 進化する手法・技法に関するテロ資金供与リスク指標.....	121
顧客行動に関連する指標	122
顧客の経済的プロファイルに関連する指標	123
取引に関連する指標	123
地理的リスクに関連する指標	124
AML/CFT規制の対象となるセクター相互間での製品・サービスに関する指標	125
貿易・営利団体に関する指標	126
NPOの悪用に関連する指標	127
テロ関連活動と組織犯罪との関連性を立証する指標.....	128
新技術・新興技術に関連する指標	128

頭字語

頭字語	説明
AI	Artificial intelligence (人工知能)
AML	Anti-money laundering (マネー・ローンダリング対策)
APG	Asia/Pacific Group on Money Laundering (アジア太平洋マネー・ローンダリング対策グループ)
ATM	Automated teller machine (ATM)
CDD	Customer due diligence (顧客管理措置)
CFT	Countering the financing of terrorism (テロ資金供与対策)
DNFBP	Designated non-financial businesses and professions (指定非金融業者及び職業専門家)
DRC	Democratic Republic of Congo (コンゴ民主共和国)
EAG	Eurasian Group on Combating Money Laundering and Financing of Terrorism (ユーラシアマネー・ローンダリング・テロ資金供与対策グループ)
EPOM	E-commerce platform (ECプラットフォーム)
EoRMT	Ethnically or racially motivated terrorism (民族的・人種的動機によるテロ)
ESAAMLG	Eastern and Southern Africa Anti-Money Laundering Group (東・南アフリカマネー・ローンダリング対策グループ)
FATF	Financial Action Task Force (金融活動作業部会)
FSRB	FATF-Style Regional Body (FATF型地域体)
FTF	Foreign terrorist fighter (外国人戦闘員)
FTZ	Free trade zone (自由貿易地域)
FI	Financial institution (金融機関)
GABAC	Action Group Against Money Laundering in Central Africa (中央アフリカマネー・ローンダリング対策グループ)
GAFILAT	Financial Action Task Force of Latin America (ラテンアメリカ金融活動作業部会)
GIABA	Inter-Governmental Action Group against Money Laundering in West Africa (西アフリカマネー・ローンダリング対策政府間活動グループ)
HOSSP	Hawala and other similar service providers (ハワラ及びその他類似サービスプロバイダー)
IAT	Illicit arms trade (違法武器取引)
IBAN	International bank account number (国際銀行口座番号)
INTERPOL	International Criminal Police Organisation (国際刑事警察機構)
KFR	Kidnapping for ransom (身代金目的の誘拐)
KYC	Know Your Customer (本人確認)
LEA	Law enforcement authority (捜査機関)
MENAFATF	Middle East and North Africa Financial Action Task Force (中東・北アフリカ金融活動作業部会)
MER	Mutual Evaluation Report (相互審査報告書)
MSB	Money service business (マネーサービスビジネス)
MVTS	Money value transfer service (資金移動業者)
NPO	Non-profit organisation (非営利団体)
NRA	National risk assessment (国のリスク評価)
P2P	Peer-to-peer (ピアツーピア)
PPP	Public-private partnership (官民連携)

PSP	Payment service provider (決済サービスプロバイダー)
RUSI	Royal United Services Institute (英国王立防衛安全保障研究所)
SALWs	Small arms and lights weapons (小型武器)
SGBV	Sexual and gender-based violence (ジェンダーに基づく暴力)
SNS	Social networking service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)
TBML	Trade-based money laundering (貿易ベース・マネー・ローンダリング)
TBTF	Trade-based terrorist financing (貿易ベース・テロ資金供与)
TF	Terrorist financing (テロ資金供与)
TPC	Targeted public consultation (対象を特定したパブリック・コメント)
UN	United Nations (国際連合)
UN CTED	UN Counter-Terrorism Committee Executive Directorate (国連テロ対策委員会執行事務局)
UNESCO	UN Education, Scientific and Cultural Organisation (国連教育科学文化機関)
UNICRI	UN Interregional Crime and Justice Research Institute (国連地域間犯罪司法研究所)
UNODC	UN Office of Drugs and Crime (国連薬物犯罪事務所)
UNSC	UN Security Council (国連安保理)
UNSCR	UN Security Council Resolution (国連安保理決議)
VA	Virtual asset (暗号資産)
VASP	Virtual asset service provider (暗号資産サービスプロバイダー)
WCO	World Customs Organisation (世界税関機構)

イラク・レバントのイスラム国(ダーイシュ)、アルカイダ及び関連の個人・集団・事業体・団体に関する国連安保理決議1267、1989、2253に基づき、国連安保理委員会が措置を課す対象者リストの参照。

頭字語	説明	リスト参照
Al Furqan	アンサル・アル・フルカン	QDe.107
Al Rashid Trust	アル・ラシッド・トラスト	QDe.005
ANF (別名HTS)	タハリール・アル・シャーム機構	QDe.137
Ansar al-Islam	アンサール・アル・イスラム	QDe.098
AQ	アルカイダ	QDe.004
AQAP	アラビア半島のアルカイダ	QDe.129
AQIM	イスラム・マグレブ諸国のアルカイダ	QDe.014
ASG	アブ・サヤフ・グループ	QDe.001
Boko Haram	ボコ・ハラム	QDe.138
ISGS	大サハラのイスラム国	QDe.163
ISIL	イラク・レバントのイスラム国	QDe.115
ISIL-K	イラク・レバントのイスラム国ホラサン州	QDe.161
ISIL-SEA	イラク・レバントのイスラム国東南アジア	QDe.169

ISWAP	イスラム国西アフリカ州	QDe.162
JiM	ジャイシュ・エ・ムハンマド	QDe.019
JNIM	イスラム・ムスリムの支援団	QDe.159
LeT	ラシュカレ・タイバ	QDe.118
TTP	パキスタン・タリバン運動	QDe.132

要約

1. 2015年に前回のテロ資金供与(以下、TF)リスクに関する包括的アップデートを公表して以来、テロ資金供与対策(以下、CFT)は金融活動作業部会(以下、FATF)にとって戦略的優先事項であり続けている。過去10年間、テロリストは自らの活動を支援し攻撃を実行するために国際金融システムを悪用する持続的な能力を示してきた。彼らが用いる手法は多岐にわたるが、全体的な傾向はテロリストの適応力と決意を浮き彫りにしている。金融システムのこうした継続的悪用は、世界の安全保障に対する深刻な脅威となり、国際平和を損なうものである。
2. このような状況下で、194以上の法域を対象に、9つのFATF型地域体(以下、FSRB)と協力して実施された第4次相互審査により、評価対象となった法域のうち69%が、テロ資金供与事件の効果的な捜査、起訴、有罪判決において重大な不備又は構造的な不備を示していることが明らかになった。こうした不備は、最近、国連テロ対策委員会執行事務局(以下、CTED)¹によっても指摘されている。
3. これらの調査結果は、各法域がTFリスクについて証拠に基づく理解を維持し、非効率的又は均衡を欠く(過度な)措置や、人権上の義務を含む国際法に違反し得る仮定を避ける必要があることを浮き彫りにしている。
4. したがって、本報告書は以下を通じて各法域を支援することを目的としている。
 - 2025年のTFリスク形成要因に関する最新概観を示し、進化する資金管理構造に焦点を当てながら、テロ組織が資金を調達・移動・保管・使用する方法を検証することで、所管当局、民間部門、非営利団体(以下、NPO)、学界、その他の利害関係者のTFリスクの理解を深める。
 - 新たな傾向を明らかにして、近い将来のTFリスクの進化を各法域が予測する上で役立てる。
 - リスク評価手法の精緻化、リスクベース規制枠組の整備、執行力の強化、CFT戦略の個別化を通じて、法域の対応能力を強化する。これには、各国の状況に即したリスク指標の更新に加え、リスクが最大となる領域への資源投入により検知・予防・対応能力の向上が含まれる。
 - 民間セクターと市民社会の関係者に対し、より効果的なリスク管理とコンプライアンスを支える知見を提供し、学界に対し本研究を基盤としてTFの動態に関する理解を深め、TF対策の革新的アプローチの整備に貢献するよう促す。
5. 本報告書は、FATFが2015年に発表した「新たなテロ資金供与リスク」報告書に加え、過去10年間にFATFが公表した関連する類型、指標、ガイダンス全般を基盤としている。また、2015年以降に発行された多くのTF関連セクター別・テーマ別報告書を統合している。
6. 本報告書で言及されるテロ組織は、国連安全保障理事会(以下、国連安保理)により指定を受けているか、資産凍結を目的として国連安保理決議1373(2001年)及び2462(2019

¹ UN CTED, Thematic summary assessment of gaps in implementing key countering the financing of terrorism provisions of Security Council resolutions - with a focus on investigating and prosecuting the financing of terrorism, December 2023, available at [Thematic summary assessment of gaps- investigating and prosecuting the financing of terrorism \(2023\)](#). (「国連安保理決議の主要テロ資金供与対策規定の実施に存在する不備に関するテーマ別要約評価(テロ資金供与の捜査及び訴追に焦点を当てたもの)」CTED、2023年12月(該当ページにて閲覧可能))

年)に基づき整備された地域及び国内の指定制度を通じて指定を受けている。

7. この評価を行うにあたり、フランス及びCTEDの専門家が共同で主導し、FATF事務局の支援を得たプロジェクトチーム(18のFATF加盟国、4つのFSRB事務局、8つのFSRB加盟国、3つのFATFオブザーバーから選出された専門家で構成)は、次の活動を実施した。

- FATF第4次相互審査報告書、FATF刊行物、FSRB報告書、FATF及びFSRB関係法域の国別リスク評価など、公開資料の精査
- 82の代表団から寄せられた2つのプロジェクト質問票への回答(事例研究及びTFリスク指標を含む)の分析
- 学術界、市民社会、シンクタンク、民間セクターの842団体から、対象を特定したパブリック・コメント(以下、TPC)を通じて寄せられた意見の評価
- 2025年1月のFATF合同専門家会議において、口頭及び書面によるフィードバックの収集

8. 本報告書は4つのセクションから成り、プロジェクト質問票への回答と過去のFATF報告書から得られたデータに基づくTFリスク指標を列挙した付録で補足している。

9. 報告書の最初のセクションでは、TFリスクの性質に影響を与える各種要因を限定的な形で概説する。これには、重要度要因、関与するテロリストの類型、その他の考慮事項が含まれる。状況に応じて、テロ組織や個人は資金ニーズが異なり、それに合わせて財務管理戦略を調整している。同類のテロリストでも、状況により異なる資金調達方法を採用し、要因が類似していても、異なる影響が及ぶことがある。

10. テロ組織に資金調達機会を生み出し得る重要要素としては、領土支配、武力紛争への近接性又は関与、天然資源へのアクセス又は支配、脆弱なガバナンス及び高い腐敗水準、国境管理の脆弱性、インフォーマル経済又は現金経済の普及、国家支援、自由貿易地域(以下、FTZ)の存在などが含まれる。

11. TFの手法も、関与する関係者の種類に応じて大きく異なる。ネットワーク型テロ組織は、地域・国内の系列組織に依存するケースが多く、多額の国際的寄付を受け、複雑な越境金融ネットワークを管理するために分散型の地域拠点を利用することが増えている。一方、系列外である地域・国内グループは、特定地域内で独立して活動し、現地資源に依存する傾向がある。民族的・人種的動機に基づく行動主体は、必ずしも正式にテロリストとして指定されていないものの、合法的かつ公開の手段によって資金を調達する選択肢がより多く存在する。小規模の系列外テロ下部組織や個人テロリスト(外国人戦闘員(以下、FTF)など)は、通常、資金需要が最小限で外部支援をほとんど必要としない。

12. TF戦術に影響を与えるその他の要因には、テロ・プロパガンダへの接触、テロ組織の内部財務管理構造の多様性(高度に中央集権化されたモデルから分散化が進むモデルまで)が含まれる。また、本報告書を読む場合には、TFリスクを分析しCFT政策に取り組む際、ジェンダーを考慮することが求められる。

13. 本報告書のセクション2では、テロ組織や個人が資金・資産を調達・移動・保管・使用する現行手法の概要を説明し、これらの経路間の相互接続性の高まりを浮き彫りにしている。現金輸送や、ハワラ及びその他類似サービスプロバイダー(以下、HOSSP)といった非公式な仕組みは、特に金融インフラに限られる紛争地域や僻地で依然として広く利用されており、これらは匿名性を提供し、規制対象システム外で運営される。これらの手法は進化を続けており、大規模なテロ組織ネットワークが、ブロックチェーンを用いた疑似匿名送金を含む、

HOSSPのデジタル版を採用している。

14. 同様に、本報告書はオンライン決済サービスやモバイルマネープラットフォームの普及拡大を強調しており、規制が緩い法域で特に魅力的な存在である。

15. 透明性や本人確認の改善が進んでいるにもかかわらず、テロリストは預金口座、電信送金、プリペイドカードを含む正式な金融サービスを依然として利用している。

16. ソーシャルメディア、メッセージングアプリ、クラウドファンディングサイト等のデジタルプラットフォームは、特にデューデリジェンスを回避する統合決済サービスを提供するケースにおいて、TF目的で悪用される事例が増加している。テロリストによる暗号資産(以下、VA)の悪用レベルを正確に測定することは依然として困難であるが、その利用は拡大しており、一部のグループは、体系的にVAを活用し、難読化技術を採用したり、よりプライベートで安全と宣伝される代替VAへ移行したりしている。

17. さらに、ペーパーカンパニー、信託、NPOなどの法人の悪用は依然として深刻な懸念事項である。これらの構造は、資金の移転や洗浄、テロ活動支援に利用され、一部のテロ組織は偽装NPOを活用したり、正当なNPOを資金調達・人員募集・後方支援に悪用したり、支配地域でTFのため収益を生み出すために現金取引の多い合法事業を営んでいる。

18. テロ組織は、収益創出のため、天然資源(エネルギー商品、農産物、野生生物、貴金属・宝石等)の搾取・取引・密輸を行うことも報告されている。また、恐喝、身代金目的の誘拐(以下、KFR)、人身取引、薬物・武器等の物品の密輸など、各種の犯罪活動からの収益に、時に大きく依存している。

19. 本報告書のセクション3では、過去10年間のTFの進化における主要な傾向を概説している。従来の資金調達経路及びスキームが引き続き利用される一方で、多様な手法の相互連携に加え、デジタル技術と従来の手法の統合が顕著に増加しており、TF活動に新たな複雑性を加えている。活動はますます分散化が進んでおり、地域金融拠点や自己資金調達型下部組織がより大きな役割を担うようになっており、現地の状況に適応し、犯罪収益から事業活動への投資まで、より幅広い資金源を活用している。

20. 並行して、単独行動者(若年層が多い)による脅威が高まっており、こうした主体は、合法的資金源(例、給与、社会保障給付、家族からの支援など)、軽微な犯罪活動、ゲームやソーシャルメディア機能を含む技術活用手法に由来するマイクロファイナンス戦略に依存している。これらの小口資金調達手法は、日常的な取引痕跡しか残さないため、特に検知が困難である。

21. 地理的には、サハラ以南アフリカ(特にサヘル地域)がテロリズムの世界的中核として台頭し、TFの流れのパターンと地理的分布に重大な影響を与えている。シリア情勢の展開や、それがTF関連の資金の流れに及ぼす潜在的影響についても、継続的かつ厳格な監視が必要である。イラク・レバントのイスラム国ホラサン州(以下、ISIL-K)は、アフガニスタンだけでなく、欧州や中央アジアにおいても重大な脅威であり続けており、先進的なプロパガンダ戦術に依存して支持を集め、積極的に勧誘や資金調達を行っている。

22. 今後の見通しとして、本報告書はいくつかの想定課題を提示する。テロ活動を伴う武力紛争が増加し、人道問題がテロ・プロパガンダに悪用される状況が続く中、国際人道法を全面的に尊重しつつ、人道支援がTFに転用されるリスクを監視すべきである。さらに、資源不足、特に紛争や気候関連事象による食料不安は、略奪や強制によるテロリストの搾取に対し、地域の脆弱性を高める可能性がある。最後に、組織犯罪とTFとの持続的な融合は、好ま

れる資金調達経路として現金の利用が強化される公算が高い。

23. セクション4では主な勧告を概説する。具体的には次のとおりである。

- TFリスクの越境的側面に対する、協調的かつ多国間の対応による対処。TFの全世界的性質は、国際的な協調行動を必要とする。これには、国連安保理制裁制度下におけるテロ組織の多国間指定を最優先課題とするとともに、国連安保理決議1373に基づき設けられた地域又は国内のメカニズムを併せて位置付けることが含まれる。
- FATF基準の実施強化。特に資金移動業者(以下、MVTS)、暗号資産サービスプロバイダー(以下、VASP)、法人といった高リスク分野におけるFATF基準の効果的な適用は、法的枠組の調和を図り、テロ組織が規制の隙間や不整合を悪用する能力を低下させる上で不可欠である。
- 未カバー分野へのアウトリーチ拡大。テロ組織や個人が従来型金融システムを回避する傾向が強まる中、ソーシャルメディアとメッセージングプラットフォームなど、現在FATF基準の対象外となっている分野への取組が極めて重要である。これには、新たな脅威を理解し対処するための、的を絞った官民連携(以下、PPP)の構築が含まれる可能性がある。
- より広範な技術支援協力をCFTの観点を組み込むこと。FATFコミュニティは、より広範な能力構築・技術支援イニシアチブでCFT優先事項を統合し、FATF基準を活用して効果的かつ持続可能な枠組みを確立するようにすべきである。これには、FATFが自らの専門知識や、グローバルネットワークの知見を動員し、CFTに特化した観点を組み込むことで関連技術支援プログラムを支援する方法の模索が含まれる。
- 民間セクターのCFT取組に対するFATF支援の強化。民間セクターへのFATF支援強化のため、追加措置を検討すべきである。具体的には、関連資料の一元的オンラインのリポジトリの創設、対象を絞ったコミュニケーション戦略の策定、対面・オンライン形式による啓発活動、研修の提供などが挙げられる。
- 人道活動の保護。CFT措置は、人道活動への潜在的影響を考慮し、公平な人道支援主体による国際人道法に基づく活動を妨げないようにしなければならない。

24. 本報告書は、新たなTFスキームが今後も出現したり明るみに出たりする可能性があることを認識し、リスク分析の一層の強化を求めることで締めくくられている。TFリスクに関する我々の集合的理解を深めるには、今後何年かにわたり、定期的に更新される国家レベル、超国家レベル、セクター別リスク評価及び新たなリスク評価を介した持続的取組が必要となる。

序文

目的、範囲及び目標

25. CFTは、世界中のテロリストがもたらす深刻で、継続的かつ進化する脅威を考慮すると、FATFにとって引き続き優先課題²である。これらの脅威は、少人数の小規模下部組織や単独の個人から、国境を越えて活動する大規模なネットワーク型テロ組織や、領土支配能力を備えた組織に至るまで多岐にわたっている。

26. 過去10年間、テロリストは自らの活動を支援し攻撃を実行するために国際金融システムを悪用する持続的な能力を示しており、ひいては国際的な平和と安全を損なってきた。テロリストが資金調達手段を利用する方法は、テロ脅威の近接性や範囲、技術の可用性、テロリストの資金ニーズ、地域的・経済的状况によって大きく異なる。したがって、様々なテロ組織や個人テロリストの資金調達におけるリスクと動向を理解することは、これらの者の金融・経済ネットワークを特定・解体し、活動を支える資金の流れを断つ上で極めて重要である。証拠に基づくのではなく、仮定に基づくTFリスクを前提とした法的・執行上の対応は、往々にして非効率的で不必要かつ過剰であり、国際人権法³を含む国際法違反のリスクを伴う。

27. 2024年2月、FATFは、活動状況に応じて個人テロリスト、テロ組織、暴力的過激派が活動資金を調達する上で用いる手法について、さらなる調査を実施することで合意した。そうすることで、本報告書は、これらの者が資金その他の資産を調達、移動、保管、支出する上で用いる様々な手法に加え、過去10年間におけるこれらのメカニズムの変遷について、包括的かつ最新の概観を示していく。

28. 本報告書で言及されるテロ組織は、イラク・レバントのイスラム国(以下、ISIL(ダーイ

² FATF Declaration of the Ministers, paragraph 9 “Considering the serious ongoing threat of terrorism in many regions of the world, the FATF will also continue its strategic focus on countering terrorist financing, including cross-border terrorist financing, and other emerging trends and providing our members and private sector partners with updated typologies and risk indicators. We commit to and encourage all jurisdictions to strengthen cooperation to better detect, investigate, prosecute and disrupt terrorist financiers”, 18 April 2024 (www.fatf-gafi.org) (FATF大臣宣言、パラグラフ9「世界の多くの地域におけるテロの深刻で継続的な脅威を踏まえ、FATFは、国境を越えるテロ資金供与を含むCFTやその他の新たな動向に引き続き戦略的に重点を置くとともに、加盟国及び民間セクターのパートナーに最新の手口類型やリスク指標を提供し続ける。私たちは、テロ資金供与者をより効果的に探知し、捜査し、訴追し、阻止するために、全ての法域が協力を強化することを約束し、これを奨励する。」FATF、2024年4月18日(該当ページにて閲覧可能))

³ UNSC Committee established pursuant to resolution 1373 (2001) concerning counter-terrorism, Non-binding guiding principles on preventing, detecting and disrupting the use of new and emerging financial technologies for terrorist purposes, S/2025/22, January 2025, paragraph 17, available at [S/2025/22](https://www.un.org/press/en/2025/s202522.docstxt). (「テロ目的での新規・新興金融技術の利用の防止・検知・阻止に関する拘束力のない指導原則」国連安保理決議1373(2001年)に基づき設置された国連安保理テロ対策委員会(以下、CTC)、2025年1月、S/2025/22、パラグラフ17。S/2025/22(該当ページにて閲覧可能))

シュ))⁴、アルカイダ(以下、AQ)、及び関連のその他の個人・集団・事業体・団体⁵に関する国連安保理決議1267(1999年)、決議1989(2011年)、決議2253(2015年)に基づき、国連安保理により指定を受けているか、資産凍結を目的として決議1373(2001年)及び2462(2019年)に基づき整備された地域及び国内の指定制度を通じて指定を受けている。したがって、本報告書に含まれる分析又はケーススタディにおいて組織に言及している場合、それは国際連合による国家的又は地域的指定の承認を意味又は示唆するものではない。さらに、各法域は、自らの指定基準を満たす場合に、地域又はその他の国内の資産凍結リストを国内で採用するか否かを、自らの法令・規制の枠組みに基づいて判断する主権を有している⁶。本報告書における地域又は国内の指定制度に基づく言及は、他の法域による国又は地域の指定を是認又は支持するものでも、示唆するものでもない⁷。

29. 本報告書は、分析を次の各セクションに編成している。

- セクション1: TFリスクの性質に影響を与える要因
- セクション2: TF目的で資金その他の資産を調達・移動・管理する手法
- セクション3: テロ資金供与リスクの変遷と予測される動向
- セクション4: 提言
- 付録A: TFリスク指標

30. 本報告書は、FATFグローバルネットワークの所管当局、民間セクター、NPO、その他の関連する関係者が、TFに関連する世界的・状況別リスクと動向の性質をより深く理解し、FATF基準をリスクベースで実施することに基づきTFリスクをより効率的に軽減することを目的とする。加えて、個々の状況に該当するTFリスク指標の改訂・更新に寄与することになる。テロリストが資金調達目的で法域の脆弱性を悪用する手法について、より緻密な理解を示すことで、本報告書は、これらの動向の変遷に関する分析と、今後3～5年間で予想されるリスクの評価も提示する。

方法論、参加者及び利用データ

31. フランスとCTEDの専門家が、FATF事務局の支援を受け、プロジェクトチームを共同

⁴ 本報告書では、ISILと表記する。

⁵ By resolution 2734 (2024), the Security Council imposes individual targeted sanctions (an assets freeze, travel ban, and arms embargo) upon individuals, groups, undertakings and entities designated on the ISIL (Da'esh) & Al-Qaida Sanctions List: UNSC 1267 AQ Sanctions UNSC 1267 AQ Sanctions List (www.un.org).

(国連安保理決議2734(2024年)により、UNSCは、「ISIL・AQ制裁リスト」に指定されたその他の個人・集団・事業体・団体に対して、資産凍結、渡航禁止、武器禁輸といった個別の対象制裁を課している。(国連安保理1267AQ制裁リスト(該当ページにて閲覧可能))

[UNSC Consolidated List](#) (UNSC統合リスト)には、国連安保理により課された措置の対象となる個人・団体が全て含まれている。全ての名称を単一の統合リストに掲載するのは、措置の実施を容易にするためであり、全ての名称が同一の制裁制度下でリストされていることを意味するものでも、特定の名称をリスト列挙する基準が同一であることを意味するものでもない。

⁶ See, UN Security Council Committee established pursuant to resolution 1373 (2001) concerning counterterrorism, “Technical guide to the implementation of Security Council resolution 1373 (2001) and other relevant resolutions”, S/2019/998, December 2019, paragraph 56—available at [S/2019/998](#)

(参照「国連安保理決議1373(2001年)及びその他関連決議の実施に関する技術ガイド」CTC、2019年12月、S/2019/998、パラグラフ56(該当ページにて閲覧可能))

⁷ 各法域の国内の指定リストを参照。

で主導した。同プロジェクトチームは、18のFATF加盟国⁸、4つのFSRB事務局⁹、8つのFSRB加盟国¹⁰、3つのFATFオブザーバー¹¹から選出された専門家で構成された。

32. 本報告書は、FATFにより過去10年間に公表された関連の種類、指標、ガイダンスを全て盛り込む形で、TFに関して包括的アプローチをとった最後の報告書であるFATFの2015年「新たなテロ資金供与リスク」¹²を基盤としている。また、2015年以降に発行された多くのTF関連セクター別・テーマ別報告書を統合している¹³。

33. 本報告書の調査結果は、次の内容に基づいている。

- 本テーマに関する既存の公開資料の検討。これには、FATFグローバルネットワーク第4次相互審査報告書(以下、MER)¹⁴、FATFの各種刊行物¹⁵、FSRB事務局その他の国際・地域機関(FATFオブザーバーを含む)が作成した報告書・

-
- ⁸ オーストラリア、カナダ、デンマーク、欧州委員会、インド、インドネシア、イタリア、イスラエル、ドイツ、ルクセンブルク、マレーシア、メキシコ、トルコ、シンガポール、南アフリカ、スペイン、米国、英国。
- ⁹ アジア太平洋マネー・ローンダリング対策グループ(以下、APG)、西アフリカマネー・ローンダリング対策政府間活動グループ(以下、GIABA)、ユーラシアマネー・ローンダリング・テロ資金供与対策グループ(以下、EAG)、東・南アフリカマネー・ローンダリング対策グループ(以下、ESAAMLG)の各事務局。
- ¹⁰ バーレーン、ブルンジ、ケイマン諸島、コンゴ民主共和国(以下、DRC)、ドミニカ共和国、エクアドル、マラウイ、マルタ。
- ¹¹ 国連(CTED、UNOCT、1267監視チーム)、国連薬物犯罪事務所(以下、UNODC)、OSCE。
- ¹² FATF [Emerging Terrorist Financing Risks](#), October 2015
(「新たなテロ資金供与リスク」FATF、2015年10月)
- ¹³ E.g., FATF [Risk of terrorist abuse in non-profit organisations](#) (2014), [Financing of Recruitment for Terrorist Purposes](#) (2018), [Ethnically or Racially Motivated Terrorism Financing](#) (2021), [Misuse of Citizenship and Residency by Investment Programmes](#) (2023), [Money Laundering and Terrorist Financing in the Art and Antiquities Market](#) (2023), [Crowdfunding for Terrorism Financing](#) (2023)
(例えば、「非営利団体のテロ目的悪用のリスク」FATF、2014年。「テロ目的の勧誘活動への資金供与」FATF、2018年。「民族的・人種の動機によるテロ資金供与」FATF、2021年。「投資プログラムによる市民権・居住権の悪用」FATF、2023年。「美術品・骨董品市場におけるマネロン・テロ資金供与」FATF、2023年。「テロ資金供与目的のクラウドファンディング」FATF、2023年。)
- ¹⁴ 本分析は事務局による185件の公開済みMERの分析に基づく。(www.fatf-gafi.orgにて閲覧可能) 網羅性確保に努めたが、MER相互間の用語差により検索語で一部の関連言及が捕捉されなかった可能性がある。その結果、データセットには若干の欠落が生じ得る。それでも本データセットは、堅牢で代表性のある分析を支えるのに十分な正確性及び完全性を備えると事務局は判断している。
関連データの抽出にあたり、事務局は慎重に選定したキーワードと柔軟な正規表現を組み合わせて使用しており、これは多様な句読点スタイルや書式に対応するよう設計されている。この手法は公表されたMERの全てに一貫して適用されており、正規表現ベースの検索ツールを用いて特定のテロ資金供与類型に言及する文、段落、セクションを特定し抽出している。この手法は標準用語や一般的な変種を網羅すべく可能な限り徹底的になるよう目指したものであるが、プロセスには一定の誤差が内在する。これは非標準的な書式、慣例外の句読点、誤字、又は異なるMER間で使用される多様な語彙に起因すると思われる。したがって、全ての言及が特定されなかった可能性がある。
とはいえ、これらのトピックが大半のMERに(しばしば複数回)登場する頻度から、見落としのリスクは大幅に軽減されている。たとえ単独の言及を見逃したとしても、同じテーマか言及が同じ報告書内の別の箇所では捕捉されている可能性が高い。
- ¹⁵ www.fatf-gafi.orgにて閲覧可能。

分析資料が含まれる。また、FATF及びFSRB関係法域により実施された公開の国のリスク評価(NRA)の広範な分析も含まれている。

- FATFグローバルネットワークに送付された2件のプロジェクト質問票への回答。82の代表団¹⁶から、TF活動に関する事例研究やリスク指標など、様々なトピックに関する情報が提供された。
- 対象を特定したTPCプロセスで得られた回答。学术界、市民社会、シンクタンク、民間セクターの利害関係者からなる842団体から、TF手法及び策定された指標に関する経験と見解が示された。
- FATF合同専門家会議(テロ資金供与トラック)¹⁷において、プロジェクトチームメンバーと参加者から寄せられた予備報告書草案への口頭フィードバックと追加資料、その後の書面でのフィードバック¹⁸。

34. 報告書を読む際、プロジェクト質問票、TPC、JEMにおけるプロジェクトチームメンバー・参加者からの口頭フィードバックを通じて各代表団が提供した情報は、FATFのデータ保護及びプライバシー規則に基づき、情報提供者への言及を示さずに分析され、主要報告書草案に組み込まれている点に留意されたい。

用語

35. 本報告書では、FATF「テロ資金供与リスク評価ガイダンス」¹⁹に基づく次の主要概念を用いている。

- **TFリスク**は、脅威、脆弱性、結果という3要素の関数である。特定のテロリスト又はテロ組織向けに意図された資金その他の資産が、当該法域内又は当該法域を経由して調達、移動、保管、使用されるリスクを指す。資金その他の資産が当初合法的か非合法的かを問わない。
- a) **TF脅威**とは、資金その他の資産(合法か非合法かは問わない)をテロ目的で調達・移動・保管・使用することにより、害を生じさせる能力がある個人又

¹⁶ アンドラ、アンゴラ、アルメニア、オーストラリア、バーレーン、ベルギー、ボツワナ、ブルンジ、カナダ、ケイマン諸島、中国、デンマーク、エクアドル、エルサルバドル、エチオピア、ユーロポール、フランス、中央アフリカマネー・ローンダリング対策グループ(以下、GABAC)事務局、ドイツ、ギリシャ、グアテマラ、ホンジュラス、インド、インドネシア、国際刑事警察機構(以下、インターポール)、イラク、イスラエル、イタリア、コートジボワール、日本、ケニア、韓国、キルギス、レバノン、ルクセンブルク、マダガスカル、マレーシア、マルタ、モーリシャス、中東・北アフリカ金融活動作業部会(MENAFATF)事務局、メキシコ、モルドバ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、オランダ、ニカラグア、北マケドニア、パキスタン、パレスチナ自治政府、パラグアイ、ポルトガル、カタール、ロシア連邦*、ルワンダ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セイシェル、シンガポール、スロベニア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、シリア、タジキスタン、タンザニア、タイ、チュニジア、トルコ、ウガンダ、国連1267監視チーム、CTED、アラブ首長国連邦、英国、米国、ウズベキスタン、イエメン、ザンビア、ジンバブエ。*FATF全体会合は2023年2月24日、ロシア連邦のFATF加盟資格を停止した。

[[FATF Statement on Russian Federation](#)] (「ロシア連邦に関する声明」FATF)

¹⁷ UNODC主催により、1月8日から10日までウィーン国際センターで開催された。

¹⁸ 書面によるフィードバックを寄せたのは、APG事務局、カナダ、エルサルバドル、欧州委員会、ドイツ、GIABA事務局、インド、インドネシア、イスラエル、ルクセンブルク、マルタ、MENAFATF事務局、オランダ、トルコ、米国、UNODCである。

¹⁹ [Terrorist Financing Risk Assessment Guidance](#) (2019). (「テロ資金供与リスク評価ガイダンス」FATF、2019年)

は人的集団²⁰を指す。TF脅威には、国内外のテロ組織とその支援者、その資金、過去・現在・将来のTF活動、テロ組織に同情的な個人・集団が含まれることがある。

- b) **脆弱性**の概念は、脅威によって悪用される可能性のあるもの、又はその活動を支援・促進し得る要素を指す。脆弱性には、特定のセクター、金融商品・サービス種別がTFにとって魅力的となる特性が含まれることがある。また、脆弱性には、CFTに特化した措置の弱点、より広範なマネロン・テロ資金供与対策(以下、AML/CFT)システム・管理体制の弱点、又はテロ資金供与者が資金その他の資産を調達・移動する機会に影響を与え得る当該法域の状況的特徴(例、大規模なインフォーマル経済、国境管理の脆弱性)も含まれる。FATF勧告5(R.5)及び勧告6(R.6)は、TFの犯罪化と「テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約」(1999年)や関連の国連安保理決議に基づく対象を特定した金融制裁の実施に関する具体的な要件を詳細に定めている²¹。マネロン・テロ資金供与の双方に悪用される脆弱性には一部重複がある可能性がある。
- c) TFの文脈における**結果**とは、TF脅威が現実化した場合に生じ得る影響や損害を指す。これには、基盤となるテロ活動が国内又は機関金融システム・金融機関に及ぼす影響に加え、広く経済や社会全体への影響が含まれる。特に、TFの結果は、マネロンその他の金融犯罪(例、脱税)よりも深刻である可能性が高く、これは特定された脅威に各国がどう対応するかに影響する。また、TFの結果は、国相互間や、TFの経路・発生源によって異なる可能性が高く、特定のコミュニティ又は人口層、ビジネス環境、国益に関連する場合もある。

36. さらに、本報告書では、TF活動に関与する様々な種類の主体に関する理解について、FATF一般用語集²²の特定用語を用いている。

- **テロ行為**という用語には次が含まれる。
 - a) 次の条約のいずれかの範囲内で、かつ、その条約で定義される犯罪を構成する行為。具体的には、(i)航空機の不法な奪取の防止に関する条約(1970年)、(ii)民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約(1971年)、(iii)国際的に保護される者(外交官を含む)に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約(1973年)、(iv)人質をとる行為に関する国際条約(1979年)、(v)核物質の防護に関する条約(1980年)、(vi)民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約を補足する国際民間航空に使用される空港における不法な暴力行為の防止に関する議定書(1988年)、(vii)海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約(2005年)、(viii)大陸棚に所在する固定プラットフォームの

²⁰ これには自然人と法人の双方が含まれ得る。

²¹ FATF Recommendation 5 (R.5) and Recommendation 6 (R.6) set out in detail the specific requirements to criminalise TF and implement targeted financial sanctions on the basis of the International Convention for the Suppression of the Financing of Terrorism (1999), and relevant UN Security Council Resolutions (UNSCRs).
(FATF勧告5(R.5)及び勧告6(R.6)は、TFの犯罪化と「テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約」(1999年)や関連の国連安保理決議に基づく、対象を特定した金融制裁の実施に関する具体的な要件を詳細に定めている)

²² [FATF General Glossary \(www.fatf-gafi.org\)](http://www.fatf-gafi.org)
(FATF一般用語集(該当ページにて閲覧可能))

安全に対する不法な行為の防止に関する議定書(2005年)、(ix)テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約(1997年)、(x)テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約(1999年)が挙げられる。

- b) 武力紛争の状況において、民間人又は敵対行為に積極的に参加していないその他の者に対し、死亡又は重大な身体的傷害をもたらすことを意図した行為であって、その性質又は状況から、住民を威嚇し、又は政府もしくは国際機関に対し、何らかの作為又は不作為を強要することを目的とするもの。
- **テロリスト**とは、自然人のうち、(i)直接的又は間接的に、違法かつ故意に、何らかの手段によってテロ行為を実行するか又は実行を試みる者、(ii)テロ行為の共犯者として参加する者、(iii)他者にテロ行為の実行を組織させ又は指示する者、(iv)共通の目的で行動する人的集団によるテロ行為の実行に、そのテロ行為を促進する意図をもって、又は当該集団がテロ行為を実行する意図を知りつつ、意図的に貢献する者を指す。
 - **テロ組織**とは、テロリストの集団のうち、(i)直接的又は間接的に、違法かつ故意に、何らかの手段によってテロ行為を実行するか又は実行を試みるもの、(ii)テロ行為の共犯者として参加するもの、(iii)他者にテロ行為の実行を組織させ又は指示するもの、(iv)共通の目的で行動する人的集団によるテロ行為の実行に、そのテロ行為を促進する意図をもって、又は当該集団がテロ行為を実行する意図を知りつつ、意図的に貢献するものを指す。

37. したがって、**テロ資金供与**とは、テロ行為、個々のテロリスト、テロ組織への資金供与を指す。

セクション1:テロ資金供与リスクの性質に影響を与える要因

38. わずかな資金で攻撃を実行する単独犯から、領土支配権を備えた上で大規模な金融ネットワークから利益を得るテロ組織に至るまで、各法域は、国内又は地方の状況、重要性、構造的要素に応じて特定のTFリスクにさらされている。文脈的要因により、テロ組織と個人テロリストは、資金需要が異なっており、その結果、自らの財務管理戦略をこれらの要因に合わせて調整している。加えて、社会経済環境(例、経済安定性、ガバナンス、犯罪水準)、武力紛争への近接性、天然資源へのアクセス、合法事業又は犯罪活動との活動の融合、CFT措置の監視レベルと実効性といった様々な要因が、テロ組織や個人が資金その他の資産を調達、移動、保管、支出しようとする方法に影響を与えることになる。テロリストの金融取引手法を文脈に応じた状況で理解することは、テロリストが特定の活動資金調達方法を採用する時期、形態、理由を把握する上で極めて重要である²³。この知見があれば、各法域はリスクに最もさらされている領域に焦点を当て、関連ツールを開発し、資源を効率的に配分することで、対テロ政策やCFT国家戦略をきめ細やかに整備することが可能となる。

39. 本報告書は、特定の地域と時期において直面するTFリスクの性質に影響を与え得る要因について分析を示しているが、その内容は網羅的なものではない。これらの要因は相互に排他的なものではなく、資金調達ニーズや手法に関する本セクションでの具体例は、状況変化に伴い急速に進化し得るため、あくまで参考例である。同時に、類似した種類のテロリストであっても、状況の違いによって資金調達方法が異なったり、似たような要因であっても影響が異なったりするものになる可能性がある点に留意すべきである。特定のテロ組織や個人への言及は、観察された状況の傾向や財務行動パターンの個別具体例として用いられており、特定のテロ組織が特定のの方法のみを用いることを示唆するものではない。

1. 重要度要因

1.1. 領土支配

40. 領土支配は、テロ組織が収入を生み出し、収益源を搾取し、資金を管理する方法に影響を与える最重要要因の一つである。この支配は、国家と同様の運営から限定的地域の支配まで、様々な形態と規模をとり得る。インフラや政府サービスが不足し、合法的機関が職権を行使できない地域は、特にリスクにさらされやすい。

41. ある国や地域内で領土支配していると、地元住民への様々な形態の恐喝が可能であり、強制的な道路「税」、商業活動や貿易収益に対する手数料及び「税」、資源や文化財の採掘や農業生産の「許可」、車両ナンバープレートの発行と登録、関税等、包括的な課税に類似したシステムを通じて大規模な金融ネットワークを維持することが可能になる。場合によっては、領土支配によりテロ組織が天然資源に直接アクセスでき、農業や鉱業といった分野で企業から恐喝(不法徴収)することも可能となる。また、地域支配を獲得すると、中央銀行準備金の略奪、武器備蓄へのアクセス、文化遺産地の略奪といった戦利品を通じた資金源の確保にもつながる。

42. 多くの場合、領土支配を達成すると、資金その他の資産を調達・移動・保管・支出す

²³ See by analogy, United Nations Security Council Counter-Terrorism Committee, [Non-binding principles for Member States on preventing, detecting and disrupting the use of new and emerging financial technologies for terrorist purposes](#) (S/2025/22), paragraph 17.

(類推して参照「テロ目的での新規・新興金融技術の利用の防止・検知・阻止に関する加盟国向け拘束力のない指導原則」CTC、S/2025/22、パラグラフ17)

るための大規模な公然たる手法を得ることとなり、支配地域の住民や企業を標的にして狙いを絞ったりし、その際、時として保護や治安を口実にすることもある。こうした状況下において、支配地域内で発生するテロ資金の流れは妨げられず、規制の対象にもならない。なぜなら金融・経済システム自体が支配地域・領域の一部となっているためである。資金を支配地域に出し入れするため、テロリストは正規の金融システムを悪用するネットワークを活用し、難読化した手法を用いることも多々ある。場合によっては、支配地域内の金融システムが他の法域と金融的つながりを持ち、資金移動が可能になっていることがある。

43. テロ組織が支配地域内で行政機能の担い手となることや住民への公共サービス提供を目指す場合、領土支配には特定の支出が伴うこともある。例えば戦闘員への給与支払やインフラ整備事業の実施などがこれに該当する。

44. 逆に、領土支配の喪失も考慮すべき決定要因である。この場合、テロ組織は収入源をより分散させ、しばしば資金調達やオンライン手法への依存を強める。また、ISILの物理的な現金準備の一部がイラク及びシリア・アラブ共和国の地中に埋蔵されたとの報告も寄せられている。現在同組織が直面する資源の相対的不足により、ISILはこれらの現金準備を掘り起こし、資金を密輸している。

1.2. 武力紛争への近接性・関与

45. 「2025年グローバル・テロリズム指数」²⁴によれば、2007年以降、紛争がテロリズムの主要因であり、2007年から2024年にかけて発生したテロ関連死の98%は、攻撃発生時に紛争状態にあった諸国で発生している。2024年、テロの影響を最も受けた20か国が全て紛争状態にあると明らかになっている。CTEDの昨今の研究で指摘されているように、武力紛争、特に長期化する紛争とそれに伴う暴力、不安定化、法秩序機関の崩壊は、テロリズムにつながり得る暴力的過激主義の原動力として作用する²⁵。様々な武力紛争に関与するテロ組織として指定された武装集団の数は、近年増加している。これらの集団の中には、十分な武器及び資源を備え、比較的高い組織性を示し、持続的かつ協調的な作戦を遂行できるものもある。

46. 他の事例では、テロ組織や戦闘員が特定の武力紛争に直接関与していなくても、そうした紛争の近傍で活動することで、その資金調達戦術に影響が及んでいる。複数の法域において、偽装NPOを介したもの、危機地域や戦場で活動する正当な慈善団体・NPOの悪用を通じたものなど、人道支援資金がTF目的に流用された事例が報告されている。また、武器の氾濫によって、テロ組織が違法武器取引 (IAT) から利益を得られるようになるかもしれない。

47. 場合によっては(武力紛争下及び無紛争下の双方で)、ジェンダーに基づく暴力(以下、SGBV)が特定のテロ組織の戦略的目標・イデオロギーの一環となっており、テロ戦術として、また、勧誘・コミュニティ破壊を通じて資金と権力を増大させる手段として用いられる²⁶。テ

²⁴ [Global Terrorism Index 2025](#), page 34
(「2025年グローバル・テロリズム指数」34ページ)

²⁵ UN CTED study on [The interrelationship between counter-terrorism frameworks and international humanitarian law](#) (2022).
(「テロ対策枠組と国際人道法の相互関係」CTED、2022年)

²⁶ UNSCRs 2242 (2015), 2331 (2016), 2388 (2017), 2467 (2019) and 2482 (2019); UN CTED report “Towards Meaningful Accountability for Sexual and Gender-Based Violence Linked to Terrorism”, November 2023, page 8, available at www.un.org
(国連安保理決議2242(2015年)、決議2331(2016年)、決議2388(2017年)、決議2467(2019年)、決議2482(2019年)、「テロリズムに関連する性的・ジェンダーに基づく暴力に対する有意義な説明責任の追及に向けて」CTED報告書、2023年11月、8ページ(該当ページにて閲覧可能))

ロ活動の資金源・持続手段として、SGBVの活用は戦闘員への報酬・報奨となるほか、人身取引や拉致の被害者を家族に身代金と引き換えに返還する手段ともなる²⁷。CTEDは「イスラム国戦闘員によるヤジディ教徒女性の組織的売買は、収益創出を目的とした性奴隷利用の最も重大な著名事例である」²⁸と述べている。

1.3. 天然資源へのアクセス又は支配

48. 領土支配や地下活動を通じて得られるか否かを問わず、天然資源へのアクセスも考慮すべき要因である。テロ組織は、農業、漁業、鉱業、野生生物密輸など、天然資源に関する極めて多様な活動に従事していると報告されており、これらは生産段階(例、手掘り鉱山の運営、木材伐採、砂金採掘)における活動と、違法取引や密輸活動を通じて行われる活動の双方がある²⁹。

49. 第4次MERを見ると、天然資源へのアクセスや支配権が法域の金融システムに影響を与える文脈的要因として明らかになっているものが47%を占めており、特にTFリスクをめぐる状況を左右する要因として特定しているものが29%となっている³⁰。2021年のFATF報告書「環境犯罪によるマネー・ローンダリング」によれば、「武装集団やテロ組織が、その活動支援・資金調達のため、程度の差こそあれ特定の環境犯罪に依存している証拠がある」³¹という。セクション2では、テロ組織が天然資源から収益を生み出す手法について、その資金調達戦略を可能にする文脈的要因を検討し、より詳細な分析を行っている。これらの要因には、収益性の高い天然資源の入手可能性、テロ組織による領土支配、当局の治安の脆弱性、天然資源開発に対する国家の監督不行き届き、脆弱な国境・輸送インフラ・海上アクセスポイントを通じた密輸問題などが含まれる。

50. さらに、海上航路や施設へのアクセスは海賊行為と結びつく場合がある。例えばアデン湾とソマリア沖ではアル・シャバブ³²が貨物船を標的とし、海上交通を妨害して捕獲した船

²⁷ 同上、9ページ。

²⁸ UN CTED, [Identifying and exploring the nexus between human trafficking, terrorism, and terrorism financing](#) (2019), paragraph 61.
(「人身取引、テロリズム及びテロ資金供与間の関連性の特定と検討」CTED、2019年、パラグラフ61)

²⁹ See also, UN CTED Trends Alert, [Concerns over the use of proceeds from the exploitation, trade, and trafficking of natural resources for the purpose of terrorist financing](#) (2022).
(参照、トレンドアラート「テロ資金供与と目的での天然資源の搾取・取引・密輸による収益の利用に関する懸念」CTED、2022年)

³⁰ 事務局によるグローバルネットワークの公表済みMER185件の分析に基づいている。網羅性確保に努めたが、MER相互間の用語差により検索語で一部の関連言及が捕捉されなかった可能性がある。その結果、データセットには若干の欠落が生じ得る。それでも本データセットは、堅牢で代表性のある分析を支えるのに十分な正確性及び完全性を備えると事務局は判断している。MERは、www.fatf-gafi.orgにて閲覧可能

³¹ [FATF Report on Money Laundering from Environmental Crime](#) (2021), page 8.
(「環境犯罪によるマネー・ローンダリング」FATF、2021年、8ページ)また、環境犯罪、特に鉱業が、中央政府当局と対立状態にある反政府勢力や、資源が豊富で不安定な法域で活動するテロ組織にとって、利益を生む手段となっているとFATFは指摘している。政府やNGOによる公開報告によれば、これらの勢力は資金調達手段として、また物品(例、銃器、薬物)の直接的な価値移転・支払手段として環境犯罪に手を染めていると指摘されている。

³² 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。また、アル・シャバブは、ソマリアに関する国連安保理決議751(1992年)に基づき国連安保理により課された制裁の対象となっており、さらに、加盟国からの報告によれば、ISIL、AQ、それらの系列組織とのつながりがあるため、国連1267監視チームの監視下に置かれている。

船から身代金を要求している³³。沿岸施設へのアクセスは、海上資産の掌握を狙うテロ組織にとって戦略的価値を持つこともある。

51. 水は、漁業や農業などで希少な水資源をめぐる競争が激化するにつれ、紛争の原因又は増幅要因として作用することがある³⁴。紛争地域や脆弱な環境では、漁業などの水生生態系の喪失による水不足や深刻な水質汚染の結果があると、異なる水利用者集団間の対立を招き、テロ組織が政府機関の正当性を損なう手段として利用される可能性がある。例えばイラクやシリアでは、ISILが水不足を利用し、水インフラを掌握して地域社会に自らの意志を押し付けている³⁵。

1.4. 脆弱な統治、高いレベルの汚職その他の犯罪

52. 国内の政治的・経済的実態は、犯罪要素とテロ組織の活動・拠点との緊密な協力関係において重要な役割を果たしている。第4次MERを見ると、各法域におけるTFリスクの性質に影響を与える要因として、脆弱な統治に関連する問題、組織的な汚職、高い犯罪レベルを明らかにしているものが21%を占めている³⁶。さらに、その内容によると、犯罪組織やテロ組織が、法的・制度的枠組が機能しない脆弱な紛争後国家、広範かつ組織的な汚職が蔓延する国家、そして犯罪に有利な機会を提供する国家において繁栄するという点で一致が見られる³⁷。

53. テロ組織は、脆弱なガバナンスをしばしば弱点として利用し、国境を越えて資金を移

³³ [S/2025/71/Rev.1](#)、パラグラフ39～40。

³⁴ UN CTED Trends Alert, (2022), pages 7-8. [Concerns over the use of proceeds from the exploitation, trade, and trafficking of natural resources for the purpose of terrorist financing](#) (2022), pages 7-8.

(トレンドアラート「テロ資金供与目的での天然資源の搾取・取引・密輸による収益の利用に関する懸念」CTED、2022年、7～8ページ)

³⁵ UN CTED Trends Alert, [Concerns over the use of proceeds from the exploitation, trade, and trafficking of natural resources for the purpose of terrorist financing](#) (2022), citing to Climate change “aggravating factor for terrorism”: UN chief (2021), UN News, with reference to the Security Council debate of December 2021 on security in the context of terrorism and climate change.

(トレンドアラート「テロ資金供与目的での天然資源の搾取・取引・密輸による収益の利用に関する懸念」CTED、2022年は、次を引用している。「気候変動はテロリズムの悪化要因」国連ニュース、2021年。2021年12月のテロと気候変動の文脈における安全保障を議題とした安全保障理事会討論に言及)

³⁶ 事務局によるグローバルネットワークの公表済みMER185件の分析に基づいている。網羅性確保に努めたが、MER相互間の用語差により検索語で一部の関連言及が捕捉されなかった可能性がある。その結果、データセットには若干の欠落が生じ得る。それでも本データセットは、堅牢で代表性のある分析を支えるのに十分な正確性及び完全性を備えると事務局は判断している。MERはwww.fatf-gafi.orgにて閲覧可能。

³⁷ FATF and GIABA joint report on [Terrorist Financing In West Africa](#) (2013), page 15 (「西アフリカにおけるテロ資金供与」FATF、GIABAの共同報告書、2013年、15ページ)

動させ、活動を維持し³⁸、さらには訓練キャンプや金融拠点を設置することさえある。一部の国では、規制監督が不十分であり、法執行能力が限定的で、汚職が蔓延し、テロ活動資金を生み出す犯罪活動が野放しになっている。加えて、政府の統制が及ばない広大な地域や、農村部の金融インフラの欠如は、テロ組織が支配を確立し、課税し、恐喝を行うことを可能にしている。

1.5. 国境管理の脆弱性

54. 国境管理の脆弱性とは、十分に警備・管理されていない法域の境界を指しており、これにより人や物の移動が制限されず、様々な違法活動の温床となることが多い。その結果、国境管理の脆弱性や境界線周辺の無法地帯を抱える法域は、TFリスクが高くなる。この脆弱性は、自然的要因(例、広大な国境、海上国境、砂漠や山岳地帯、季節的に水位が変動する河川国境)、制度的な弱さ(不十分な国境管理、非効率な税関運営、検問所や物理的障壁の欠如、資源制約など)、あるいは政治的・社会的課題(領土紛争、汚職、近隣法域間の協力不足など)から生じ得る。

55. 第4次MER³⁹を見ると、TFリスクに影響を与える文脈的要因として、国境管理の脆弱性を特定したものが30%となっている。

56. 国境関連の脆弱性は、テロリストの移動を可能にするだけでなく、合法・非合法の取引ネットワークの悪用、現金・違法資金・物品、そしてテロ資金供与・支援に用いられる武器の陸・空・海の国境を越えた輸送を可能にする⁴⁰。一部の法域では、ドローンなどの技術を活用した機器を用いて、国境管理の脆弱性がある地域を越えて現金が移動した事例が報告されている。さらに、国境の町特有の地形的・構造的・資源関連の制約への対応不足は脆弱性を生み、テロ組織が天然資源や文化財の密輸・密売を含む資金調達・移動に悪用している。

57. 全体として、国境の町・村・地域における国境管理の脆弱性と統治の弱さは、テロリストや関連資金の移動を含め、越境的な違法活動を可能にしている。

1.6. インフォーマルで規制のない現金ベースの経済活動の中で活動する

58. インフォーマル経済の蔓延や経済が主に現金ベースであるといった経済的要因は、

³⁸ E.g., United Nations, Deputy Secretary-General, Remarks at the 2024 High-Level African Counter-Terrorism Meeting: “Strengthening Regional Cooperation and Institution Building to Address the Evolving Threat of Terrorism in Africa”, 22 April 2024, Abuja, Nigeria; see also CTED Trends Alert, Counter-Terrorism and Border Management in Africa, Fundamental and cross-cutting challenges, April 2024, pages 10-11

(例えば、「アフリカにおける進化するテロの脅威に対処するための地域協力及び制度整備の強化」国連事務次長(2024年アフリカのハイレベル・テロ対策会議での発言)、2024年4月22日(ナイジェリア・アブジャ)。トレンドアラート「アフリカのテロ対策及び国境管理: 基本的かつ横断的な課題」CTED、2024年4月、10～11ページも参照)

³⁹ 事務局によるグローバルネットワークの公表済みMER185件の分析に基づいている。網羅性確保に努めたが、MER相互間の用語差により検索語で一部の関連言及が捕捉されなかった可能性がある。その結果、データセットには若干の欠落が生じ得る。それでも本データセットは、堅牢で代表性のある分析を支えるのに十分な正確性及び完全性を備えると事務局は判断している。MERはwww.fatf-gafi.orgにて閲覧可能。

⁴⁰ UN CTED Trends Alert “Counterterrorism and Border Management in Africa: Fundamental and Cross-Cutting Challenges”, April 2024, page 8—available at www.un.org (トレンドアラート「アフリカのテロ対策及び国境管理: 基本的かつ横断的な課題」CTED、2024年4月、8ページ(該当ページにて閲覧可能))

TF目的での潜在的悪用のリスクを高める脆弱性を追加的に生じさせる⁴¹恐れがある。インフォーマル又は主に現金ベースの経済は、本質的にTF活動に対して脆弱というわけではないが、匿名性、規制の欠如、報告されない取引、国境を越えた資金流動に対する不十分な管理など、こうした経済が示す特定の状況的特徴をテロリストが悪用して、自らの活動支援や資金管理を行う可能性がある。そのため、第4次MERによると、インフォーマル経済又は主に現金ベースの経済を、法域のリスク状況に影響を与える文脈的要因として浮き彫りにするものが34%となっており、この要因が特にTFリスクに影響するとしているのは21%である⁴²。TPCの調査結果を見ると、この点がさらに浮き彫りになっており、民間セクターは、インフォーマルな経済活動がTFとの関係で重大な脆弱性となっており、特に、こうした状況下において効果的な顧客管理措置(以下、CDD)や取引モニタリングの実施が困難であるためである。

59. 多くの国・地域におけるインフォーマル部門は、正規の金融システムとほぼ関わりを持たない多種多様な小規模事業者、路上販売者、零細商人を含んでいる。インフォーマル経済活動自体は(無免許・無登録営業が禁止されている法域で活動する場合を除き)合法である可能性があるが、法域内でそのような事態が蔓延している状態は、TFリスクを増幅させる要因となり得る。なぜなら、インフォーマル事業は効果的な規制を欠いており、その結果、実質的支配者(以下、BO)に関する透明性が低下するからである。インフォーマル経済活動は主に現金取引で行われる特徴があるため、当局が資金源を追跡しテロとの関連性を立証することが困難になる。また、インフォーマル経済活動では、偽造品、規格対象外の物品(例、木炭)、密輸品など、合法・非合法の混合商品が商品化されていることもある。こうした活動は多額のキャッシュフローを生み出し、TFに転用される可能性がある。

60. アフリカ諸国の複数のNRAは、特に国境地域で活動するインフォーマルな為替取引部門を、マネー・ロンダリング(以下、マネロン)やTFの面で高リスクと位置付けている。国境を越えて活動する世界で最も活発かつ危険なテロ組織の一部は、広大なインフォーマル経済を活用している。紛争や不安定化によって状況が悪化している場合、商品やサービスの供給・アクセスが混乱し、インフォーマル経済や現金取引を基盤とする事業が脆弱であることを受けて、テロリスト勢力が収益創出活動(密輸、人身取引、恐喝など)を統合・隠蔽できる機会がもたらされている可能性がある。

61. 具体例として、ISILリビア支部は、特にリビア西部において、サヘル地域の町々で中小企業を運営しており、その経営は支持者が担っていると報告されている。モザンビーク当局によれば、アル・スンナ・ワル・ジャマア(ASWJ)⁴³が小規模食料品店や電子マネー代理店の運営を介して資金調達を行っている。これら2項目の活動は主に村落部で実施され、登録や規制に関する形式的手続きはほぼ存在しない。同様に、南部アフリカのISIL作業者も洗車業・中古自動車販売を営んでいると報告されており、これらも極めてインフォーマルかつ現金取引中心の性質を持つ。また、ボコ・ハラムも、活動資金調達のため様々なインフォーマル取引に関与している。例えば、燃料の違法取引に参加しており、地元の燃料業者から自己の移動や活動に不可欠な燃料の供給を受けている。また、金属くずとアルミニウムの売却に進

⁴¹ TFリスクと状況ツールキットに関するFATF/ECG(2025)4/REV1(非公開報告書)

⁴² 事務局によるグローバルネットワークの公表済みMER185件の分析に基づいている。網羅性確保に努めたが、MER相互間の用語差により検索語で一部の関連言及が捕捉されなかった可能性がある。その結果、データセットには若干の欠落が生じ得る。それでも本データセットは、堅牢で代表性のある分析を支えるのに十分な正確性及び完全性を備えると事務局は判断している。MERはwww.fatf-gafi.orgにて閲覧可能。

⁴³ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。加盟国からの報告に基づき、ASWJは、ISIL、AQ、それらの系列組織とのつながりがあるため、国連1267監視チームの監視下に置かれている。

出したとの報告もある⁴⁴。東部アフリカでは、インフォーマル経済が盛んな法域にテロ組織が移住し、小規模事業への投資を正当化したり、現地住民に溶け込む目的で偽装結婚を行ったりする事例が報告されている。

1.7. 国家によるテロ支援

62. 様々な公開情報源と本報告書への各代表団の情報提供によれば、特定のテロ組織がこれまで、そして現在もなお、複数国の政府から資金的支援その他の形式の支援を受け続けている。これは国連安保理決議や国内・地域指定リストに掲載されているテロ組織など、あらゆる種類のテロ組織に関連してくる。ある組織が多国間レベルで指定を受けていない場合、制裁制度の及ばない法域において資金調達や保管などの金融活動に従事する可能性が高くなる。

63. FATFは国家支援テロリズムに特化した類型論を整備していないが、国家によるテロ資金供与、あるいはテロ組織への資源提供は、FATF基準や任務、テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約、国連安保理決議1373の paragraph 1(a)と2(a) (2001年)の遵守と整合的ではないと明示している⁴⁵。テロ行為⁴⁶に関与する組織に対し、国家が資金その他の支援を提供することを選択できるという可能性は、国際的な平和と安全に加え、地域の金融・政治システムの安定に対して、長年のTF脅威となっている。さらに、これは政府がTFを検知・抑止・妨害するための最善策を採用することを支援するFATF活動の有効性を損なうものである⁴⁷。

64. 各国代表団からは、資金調達手法として、あるいはテロ行為に関与する特定組織の財務管理戦略の一環として、国家によるTF支援の利用に言及しつつ、この傾向を報告した。報告があった支援形態には、直接的な資金支援、後方支援・物資支援、訓練の供与などが含まれている。

65. TF目的での国家によるTF支援に加え、貿易や密輸メカニズムを介した制裁回避手法が組み合わさった事例が各国代表団から報告されており、この場合、国の政府が支援的役割を果たす可能性がある。貿易ベース・マネー・ローンダリング(以下、TBML)という手法は、領域を支配している組織に対して価値を移すために用いられ、取引品は第三国を經由して輸送され、真の目的地が隠蔽される。複数商品を伴うスキームも報告されており、例えば石油が仲介国に輸送され金に換金され、その金が別の法域で現金に転換されるといった事例がある。

1.8. 自由貿易地域

⁴⁴ [S/2025/71/Rev.1](#)、パラグラフ105。

⁴⁵ FATF [Emerging Terrorist Financing Risks](#) (2015), page 20.
(「新たなテロ資金供与リスク」FATF、2015年、20ページ)

⁴⁶ 本報告書の序文で言及されているテロ行為の定義については、FATF用語集を参照のこと。

⁴⁷ FATF [Emerging Terrorist Financing Risks](#) (2015)
(「新たなテロ資金供与リスク」FATF、2015年)

66. FTZ⁴⁸、すなわち自由貿易地域⁴⁹は、グローバルサプライチェーンの不可欠な部分である⁵⁰。これらは法的要件、特にAML/CFT規制を緩和せずに、貿易を促進することを目的としている。しかし、FTZが規制監視の弱体化を招き、違法活動に悪用される事例が記録されている⁵¹。

67. FTZに関する脆弱性には、テロ組織やその代理人・支援者による資金や物品の創出・移動の機会が含まれ、制裁回避の手段にもなり得る。物品は複数の港湾や国を經由して輸送され、本当の出所や目的地を隠蔽し、違法製品に合法性を装わせており、その際、偽造書類、改ざんされた輸送書類、最終使用者証明書、船荷証券を用いて貨物の性質や最終受取人を偽装している。

68. 一部のNRAによれば、これらの地域が固有のTFリスクと特定されている。例えばマルタの場合、自国の地理的位置について、中継拠点であり、主要貿易ルートを中心であり、制裁対象国に近いと認識しており、自由港の存在がTFに関して潜在的に脆弱であると考えている⁵²。

2. テロリストの類型

2.1. 地域・国内の系列組織に依存するネットワーク型組織

69. 複数の法域で活動する大規模ネットワーク型テロ組織は、その構造の一部が存在する法域に関して、特有のTFリスクをもたらす。その資金源と資金需要は、ネットワークの集権

⁴⁸ FATF, [Money Laundering vulnerabilities of Free Trade Zones](#) (2010)

(「自由貿易地域のマネー・ローンダリング脆弱性」FATF、2010年)は、FTZを次のように定義している。

「特定の貿易関連製品・サービスに特別な規制・税制上の取り扱いが適用される地理的区域を指し、本報告書では「自由貿易地域(以下、FTZ)」と呼ぶ。また、世界では、自由貿易地域、フリーポート地域、港湾FTZ、外国貿易地域、eゾーン、免税貿易地域、商業FTZ、輸出加工地域、物流地域、貿易開発地域、工業地域／工業団地、ハイテク産業団地、ハイテク・ネオテック産業開発地域、投資地域、保税地域、特別経済地域、経済開発地域、経済技術開発地域、資源経済開発地域、国境経済協力地域など、様々な名称で呼ばれている。」

⁴⁹ World Customs Organisation (WCO), [Revised Kyoto Convention](#) (2008) defines Free Zones as “... a part of the territory of a Contracting Party where any goods introduced are generally regarded, insofar as import duties and taxes are concerned, as being outside the Customs territory”, specific Annex D, Chapter 2—available at www.wcoomd.org

(「改正京都規約」世界税関機構(以下、WCO)、2008年は、自由貿易地域を次のように定義している。「...締約国の領域の一部であって、輸入関税及び税金に関する限り、導入されたあらゆる物品が税関領域外にあると一般的にみなされる区域」(個別附属書D第2章)(該当ページにて閲覧可能))

⁵⁰ WCO, [Practical Guidance on Free Zones](#) (2020), page 4 and 8

(「自由貿易地域に関する実務指針」WCO、2020年、4ページ・8ページ)

⁵¹ Royal United Services Institute for Defense and Security Studies (RUSI), ‘Free Trade Zoned and Financial Crime- A Faustian Bargain?’ (2019), Anton Moiseienko, Alexandria Redi, Isabella Chase—available at www.rusi.org

(「自由貿易地域と金融犯罪—ファウスト的な取引か?」(英国王立防衛安全保障研究所(以下、RUSI)、2019年、アントン・モイセイエンコ／アレクサンドリア・リード／イザベラ・チェイス(該当ページにて閲覧可能))

⁵² Malta’s National Risks Assessment on [Money Laundering, Terrorist and Proliferation Financing and Targeted Financial Sanctions](#) (2023).

(「マネロン・テロ資金供与リスク及び拡散金融並びに対象を特定した金融制裁に関するマルタの国別リスク評価」2023年)

化の度合いに大きく依存する。

70. 通常、こうしたネットワーク型組織の場合、積極的な世界規模のプロパガンダ戦略を展開しており、これが支出の大部分を占めている。その結果、こうしたネットワーク組織の顕著な特徴は、世界中の支持者から多額の寄付を得られる点にある。寄付はオフラインとオンライン双方のキャンペーンを介して集められ、状況や必要に応じて様々な経路で送金される。この種の組織の中には、組織のロゴ入りTシャツや旗などの商品をオンライン販売して所得を得ている例も報告されている。大規模なネットワークと投資、事業、複数の法域にまたがる資産を持つテロ組織は、資金調達ネットワークを円滑化するため、専門家（例、弁護士、会計士）の活用が増えていると報告されている。

71. 大規模ネットワーク組織のその他の支出項目・収入源は、その集権化の程度に大きく依存する公算が高い。大規模ネットワークは、メンバーや戦闘員の募集・報酬、死亡又は投獄された戦闘員の家族への支援、拘留者や収容所からの解放のための支払い、訓練活動、武器や弾薬の購入などに関連する支出に直面することがある。しかしながら、中核組織が主に地域・国内の系列組織、あるいは忠実な小規模下部組織や孤立した個人に依存している場合、こうした支出は限定的となる可能性がある。

72. 分散化は、近年における世界的なテロ活動について、最も報告されている傾向の一つである。例えば、AQは過去何年間にわたり、財務管理を含む主要な戦略的決定を管理するため、マジュリス・アル・シュラとして知られる集権的な諮問評議会を用いていた。組織が徐々に分散型モデルへ移行していくに伴って、緩やかな集権型組織は現在、イスラム・マグレブ諸国のアルカイダ(AQIM)、アラビア半島のアルカイダ(AQAP)、イスラム・ムスリムの支援団(JNIM)、インド亜大陸のアルカイダ(AQIS)⁵³、アル・シャバブ⁵⁴といった地域支部に依存しており、これらの支部が現地で活動を実行し資金を調達している。

73. この分散化の傾向は、ISIL本部の地域系列組織への依存度増加にも顕著に見られる。これらの支部は概ね自律性を持ち、主に現地での資金調達活動に依存している⁴⁸。シリアとイラクの一部地域で支配領域が最大化した時期、ISILは課税、天然資源（特にガスと石油）の搾取、犯罪活動を通じて、収入と資源の大半を中央で生み出すことができた。近年では、アフリカにおけるISIL支部による収益の重要性が特に顕著である。これらの支部は、非公式ルートや、KFR、現地住民の搾取、違法密輸といった違法な資金源への依存度が高いことから、活動妨害の影響を受けにくいと考えられているためである。

74. 現在、複数の「地域拠点」が国際テロネットワークにおいて中核的な役割を果たしていることが明らかになっている。これらの「地域拠点」は中核組織への資金提供を増加させているだけでなく、近隣法域の系列組織へ資金を効率的に分配し、地域的な活動を資金面で支えている。この依存関係を受けて、現地グループの継続的な連携が確保され、中核組織の世界的な活動推進が支えられている。

75. 国連によれば、ISILの最も成功した地域財務拠点として、アル・カラール、アンサル・

⁵³ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。加盟国からの報告に基づき、AQISは、ISIL、AQ、それらの系列組織との関係により、国連1267監視チームの監視下に置かれている。

⁵⁴ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。また、アル・シャバブは、ソマリアに関する国連安保理決議751(1992年)に基づき国連安保理により課された制裁の対象となっており、さらに、加盟国からの報告によれば、ISIL、AQ、それらの系列組織とのつながりがあるため、国連1267監視チームの監視下に置かれている。

アル・フルカン、アル・シディークが挙げられる。

76. 研究⁵⁵によれば、アル・カラールはISILソマリアが生み出した資金数十万ドルを南アフリカのISIL工作員に送金し、そこから現金でケニア、ウガンダ、タンザニアの工作員に送金している。その上で、南アフリカの工作員が、その現金をASWJ⁵⁶や民主同盟軍(ADF)⁵⁷、そして、それぞれ中央アジアと西アフリカの財務活動を監督するアル・シディークやアンサル・アル・フルカンといった他のISIL財務拠点に送金する。例えば東アフリカでは、こうした資金面での成功と高度化を達成するため、アル・カラールはプトランド拠点を国際工作員の拠点とし、ソマリアにおけるISILの現工作員の約半数を外国人が占めている⁵⁸。ASWJとADFは、主に、それぞれの政府の領土支配外で活動している。一方、南アフリカの工作員は、確立された経済構造、現地の腐敗、そして油断を巧みに利用して、国際的な作戦への資金調達と支援を行っている⁵⁹。

77. マクタブ・アル・フルカン(フルカンの拠点)は、ISIL西アフリカや、サヘル地域、チュニジア、アルジェリア、リビア、カメルーン、ニジェール、チャドのその他のISIL支部を統括しており、地方総局の管轄下で、作戦上の指導と国際的な資金供与を行っている⁶⁰。米国財務省の2024年5月報告書⁶¹によると、西アフリカのISIL支部は銀行口座を利用した資金移動により、正規の金融セクターと関与している。より成功している支部であるマクタブ・アル・カラールとは異なり、アンサル・アル・フルカンは安定した収入源が不足しているため、追加的な収入の確保を図っている可能性が高い。それでも、ナイジェリアのより大規模な組織であるイスラム国西アフリカ州(ISWAP)が生み出す資金の50%を徴収し、地域の小規模支部に再分配していると報告されている。

78. 最近のISIL-K攻撃の背後にある主要な金融支援者は、マクタブ・アル・シディーク(アル・シディークの拠点)であり、寄付による資金調達や地域内の他組織からの資金受領を統

⁵⁵ Global Network on Extremism and Technology, “[Combating the Islamic State Finance: Somalia and Pan-African Nexus](#)”, Adam Roussele (2025)

(「イスラム国の資金対策:ソマリアと汎アフリカの結節点」過激主義とテクノロジーに関するグローバルネットワーク(以下、GNET)、2025年、アダム・ルーセル)

⁵⁶ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。加盟国からの報告に基づき、ASWJは、ISIL、AQ、それらの系列組織とのつながりがあるため、国連1267監視チームの監視下に置かれている。

⁵⁷ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。ADFは、DRCに関する国連安保理決議1533(2004年)に基づき国連安保理により課された制裁の対象でもあり、加盟国からの報告によると、ISIL、AQ又はそれらの系列組織との関係により、国連1267監視チームの監視下に置かれている。

⁵⁸ [Report: IS-Somalia becomes financial hub; leader could be top IS chief](#) (September 2024)

(「イスラム国ソマリアが資金拠点化、指導者はISの最高幹部になり得る」2024年9月)

⁵⁹ Global Network on Extremism and Technology, “[Combating the Islamic State Finance: Somalia and Pan-African Nexus](#)”, Adam Roussele (2025)

(「イスラム国の資金対策:ソマリアと汎アフリカの結節点」過激主義とテクノロジーに関するグローバルネットワーク(以下、GNET)、2025年、アダム・ルーセル)

⁶⁰ Global Network on Extremism and Technology (GNET), “[Combating Islamic State Finance: West Africa and the Sahel](#)” (2025); Combating Terrorism Center at West Point, “[The General Directorate of Provinces: Managing the Islamic State’s Global Network - Combating Terrorism Center at West Point](#)”, Tore Hamming, July 2023.

(「イスラム国の資金対策:西アフリカとサヘル地域」GNET、2025年、アダム・ルーセル。「地方総局:イスラム国のグローバルネットワーク管理」ウェストポイント・テロ対策センター(以下、CTC(ウェストポイント)、2023年7月、トーレ・ハミング)

⁶¹ [Fact Sheet on ISIS Financing](#)

(ISISの資金調達に関するファクトシート)

括する大規模な非合法金融ネットワークを管理して、アジア全域にわたり資金を移動させている⁶²。同拠点は、未登録のマネーサービスビジネス(以下、MSB)、既存のハワラネットワーク、現金運搬者、VAを活用し、アフガニスタン、パキスタン、インド、バングラデシュ、モルディブ、フィリピンの傘下組織に資金を供給している⁶³。マクタブ・アル・シディークが現地での収益創出においてアフリカの他組織と異なる点が研究者により指摘されており、傘下組織が広範な地域を支配していないことが理由とされている。支配地域を通じた収益創出ではなく、ISIL-Kやアル・シディーク傘下の組織は、恐喝、強盗、KFRといったより隠密な手段で資金を調達している。さらに、Telegram、Threema、RocketChatなどのプラットフォームでプロパガンダを拡散し、VAで資金を受け取ることで、寄付の地理的範囲を拡大しつつある⁶⁴。同時に、アル・シディークはアル・カラールからも資金提供を受けている⁶⁵。

79. 一部の系列組織は、より大規模なテロ組織の旗印の下で活動しながら、作戦面での自律性を享受できる。南アジアなどの地域では、系列組織が、さらに小規模な代理組織に依存する事例さえ確認されており、これらの代理組織が短期間の活動期間中に大規模組織に代わって作戦を実行し、その後消滅する。

80. 地域及び国内系列テロ組織は、中核組織とは異なるTF特性を示すことがある。一部の系列組織では、国際的な支持者からの寄付の頻度が低い場合もあるが、これは監視すべき潜在的なTFリスクである。これらの資金調達方法は通常、地域レベルで行われ、犯罪活動と結びついていることが多く、時には一定の地域支配によって可能となる。これには、拠点地域における住民や企業への恐喝、KFR、天然資源の搾取、密輸活動への関与などが含まれる。大規模テロ組織の地域・準地域支部の中には、偽装NPOを利用したり、正当なNPOを悪用したりして人道支援を装った資金調達を行う事例も報告されている。

81. 作戦遂行には多額の費用がかかるにもかかわらず、地域・国内の系列組織が現地の犯罪活動やインフォーマル経済活動を通じて利益を生み出す程度によっては、一部の組織が資金余剰を生み出し、それを中核組織や他の系列組織に提供できる場合がある。さらに、作戦面で弱体化した地域系列組織は、資金調達、武器密輸、他地域の系列組織への戦闘員輸送といった後方支援活動に注力し直すこともある⁶⁶。

2.2. 系列外の地域・国内テロ組織

⁶² Global Network on Extremism and Technology, "Combating Islamic State Finance: Central Asia and Around the World", Adam Rousselle, February 2025—available at [Combating Islamic State Finance: Central Asia and Around the World – GNET](#)

(「イスラム国の資金対策: 中央アジア及び世界」GNET、2025年2月、アダム・ルーセル。該当ページにて閲覧可能)

⁶³ [Fact Sheet: Countering ISIS Financing \(2022\)](#).

(「ファクトシート: イラク・レバントのイスラム国の資金対策」、2022年)

⁶⁴ Global Network on Extremism and Technology, "Combating Islamic State Finance: Central Asia and Around the World", Adam Rousselle, February 2025—available at [Combating Islamic State Finance: Central Asia and Around the World – GNET](#)

(「イスラム国の資金対策: 中央アジア及び世界」GNET、2025年2月、アダム・ルーセル。該当ページにて閲覧可能)

⁶⁵ Combating Terrorism Center at West Point, "Islamic State-Somalia: A Growing Global Terror Concern", Caleb Weiss and Lucas Webber, September 2024—available at [Islamic State-Somalia: A Growing Global Terror Concern - Combating Terrorism Center at West Point](#)

(「イスラム国ソマリア: 世界的なテロの懸念の高まり」CTC(ウェストポイント)、2024年9月、カレブ・ワイス/ルーカス・ウェバー(該当ページにて閲覧可能))

⁶⁶ [S/2025/71/Rev.1](#)、パラグラフ47は、ISILリビアが戦闘員のサヘル地域への移動を容易にしていることを指摘している。

82. 所属組織を持たず地域や国内レベルで活動する組織は、戦闘員の募集・支援、プロパガンダ活動、資金調達といった活動範囲を支えるため多額の資金を必要としている可能性がある。こうした組織は主に、活動を展開する法域からの寄付や海外在住支援者からの資金に依存している。領土や交通路を支配することは稀であり、通常は隠密な資金調達方法を用いている。系列外であることは、中核組織からの資金提供を受けず、主要な地域金融拠点を利用しないことを意味する。

83. ラテンアメリカ地域など、一部の法域では、こうしたテロ組織と組織犯罪との関連性が指摘されている。また、薬物取引、KFR、地元住民への恐喝に基づく資金調達手法も報告されている。これらの法域では、資金の移動・保管手段として現金が依然として主流であることも報告されている。

2.3. 民族・人種動機型テロ

84. 民族的・人種的動機によるテロ（以下、EoRMT）、つまり、国連が網羅的ではないが「外国人嫌悪・人種差別・その他の不寛容、又は宗教・信条を名目とするテロリズム」⁶⁷と呼ぶものは、重大かつ増大する世界的安全保障上の脅威となっている。EoRMTに基づくテロ攻撃は、その思想的基盤は様々であるが、そのようなイデオロギーを掲げる個人や集団に根ざしていることが多い。これらは一貫した、あるいは容易に定義可能な運動ではなく、むしろ流動的で複雑かつ重複する個人や集団の環境を形成している⁶⁸。

85. 世界的に暴力的過激主義のレトリックが台頭している現状では、人種、民族、性別、その他の特性に基づく特定の集団をスケープゴートとすることも多く、これにオンラインソーシャルメディアプラットフォームの広範な利用が相まって、こうした形態のテロリズムは規模を拡大する可能性が高い。

86. 暴力行為は、低コストで低技術な模倣攻撃として、系列外の個人や小規模集団によって実行されることが多い。その標的は、礼拝所などの脆弱で象徴的な場所である⁶⁹。こうした暴力行為への過激化は、国際的な移動、ネットワーク構築、サイバースペースを通じた相互啓発などを通じて、国境を越えたものとなっている。この現象は、新たな課題を提起している。具体的には、資金調達のためのVAの活用、勧誘活動におけるゲーミフィケーション、削除措置に耐性のあるソーシャルメディア・プラットフォームやウェブサイトのエコシステム、違法な発言と分類されるのを避けるための両義的で符号化された文言を用いるナラティブなどが挙げられる⁷⁰。

87. このようなグループ、特にテロリストや暴力的過激派として禁止・指定されていない（あるいは他の法域でそのように認識されていない）グループに関連するもう一つの共通の課題は、その活動（資金活動を含む）が暴力的攻撃に直接結びつかない限り、違法とは解されないことである。これにより、このような集団は、集会、コンサート、その他の社交イベント、公的

⁶⁷ 国連総会決議75/291、2021年6月30日。EoRMTとXRIRBは、現在FATFと国連によってそれぞれ使用されている用語であるが、この用語が普遍的に適用されるべきかについては国際社会で合意が形成されていない。

⁶⁸ UNODC Manual on Prevention of and Responses to Terrorist Attacks on the Basis of Xenophobia, Racism and Other Forms of Intolerance, or in the Name of Religion or Belief, 2022, page 3—available at www.unodc.org（「外国人嫌悪・人種差別・その他の不寛容、又は宗教・信条を名目とするテロ攻撃の防止・対応に関するマニュアル」UNODC、2022年、3ページ（該当ページにて閲覧可能））

⁶⁹ 国連安保理決議1373（2001年）に基づくCTCによる公開ブリーフィング、2020年10月。

⁷⁰ 国連グローバルテロ対策戦略の実施に関する国連システムの活動についての事務総長報告書、2021年1月29日（[A/75/729](https://www.un.org/News/Press/docs/2021/2101/A75729.html)）、パラグラフ11

なオンラインキャンペーンを通じて、公然と意図的に資金調達を行うことが可能となる。収入源には、直接寄付、政治資金助成金、会費、通信販売やオンライン販売（音楽、書籍、グッズなど）、オンラインコンテンツの収益化、不動産取引による収益などが含まれる⁷¹。

88. また、こうしたグループは、強盗、詐欺、薬物取引など、組織犯罪に典型的な犯罪行為に関与していることも確認されている。暴走族やサッカーフーリガンとのつながりは、過去数年間にわたり頻繁に記録されている。通常、これらのグループには、住民や企業から上納金（みかじめ料）を恐喝・不法徴収するといった、領土支配に基づく資金調達能力がない。ただし、一部のEoRMTグループが「愛国税」と呼ばれるものを徴収しているとの報告がある。

89. 2021年にFATFが発表したEoRMTのTFに関する報告書⁷²以降、EoRMTの活動範囲と地理的拡大が進んでいる。ただし、資金調達動向に関する同報告書の結論は、2025年時点でも概ね妥当なものである。

90. 近年におけるEoRMT関連のテロ攻撃の大半は、自己資金による個人犯行であり、複雑な組織や武器が関与することは稀である。単独犯による攻撃は突発的なケースが多く、実行者が既に所有する道具（あるいは自動車のような容易に入手可能な装備）さえ使用される。こうした攻撃の費用は安く、通常取引とほとんど変わらないため、金融システムに警告サインが現れることはごく稀であるか皆無であり、有用な財務情報は攻撃発生後の警察の捜査によって初めて判明することが多い。さらに、各グループのニッチな用語に反映される形で、イデオロギーがかなり緩やかで折衷的になっているため、国際的に使用できる幅広い指標を作成することは困難である。

91. 支出面では、多くのEoRMTグループが資源のかなりの部分を訓練に充てていることが分かる。これらのグループのメンバーは、僻地にある訓練キャンプに参加でき、そこで講義や武術の授業を受けたり、武器の使用を練習できたりする。こうした訓練はEoRMTグループの作戦能力を高め、メンバー間の信頼関係を築き、イデオロギーの拡散に寄与する。資金は、訓練コースの実施と装備整備の双方に充当されている。その他の支出には、ウェブホスティング、商品やプロパガンダ資料の制作、国際的な移動が含まれる。

92. EoRMTグループの資金管理については、主に銀行口座と現金に依存していると見られている。同時に、複数代表団の報告によれば、他の種類のテロ組織と同様に、EoRMTグループも寄付募集のためのソーシャルメディア利用を強めており、また、資金の収集・保管・移動のためにVAを活用する傾向も高まっている。

2.4. 外国人戦闘員を含む個人テロリストと小規模テロ下部組織

93. FTFなどの個人テロリストや、大規模テロ組織と直接的な関係を持たない小規模テロ下部組織は、テロ攻撃の費用が低いことが多く、大規模組織やネットワークからの後方支援や資金援助を必要としないため、最小限の資金で活動できる。2014年から2023年にかけて、欧州や北米など複数の地域で、特定のイデオロギーに帰属する個人によるテロ攻撃が顕著

⁷¹ Security Council Committee established pursuant to resolution 1373 (2001) concerning counterterrorism, Global survey of the implementation of Security Council resolution 1373 (2001) and other relevant resolutions by Member States, November 2021 (S/2021/972), paragraph 668 —available at www.un.org
 (「国連安保理決議1373(2001年)及びその他関連決議の加盟国による実施状況に関するグローバル調査」決議1373(2001年)に基づき設置されたCTC、2021年11月、S/2021/972、パラグラフ668(該当ページにて閲覧可能))

⁷² FATF [Ethnically or Racially Motivated Terrorist Financing](#) (2021).
 (「民族・人種動機型テロ資金供与」FATF、2021年)

に増加した。これらの個人は、時に一つ以上のテロ組織に触発されることもあったが、多くの場合、独立して行動しており、特定のグループと正式なつながりを持っていなかった⁷³。

外国人戦闘員⁷⁴

94. 単独テロリストとは異なり、FTFは通常、テロ組織に所属しており、最終的に、その活動地域での合流を目指しており、多くの場合、特に戦闘活動や組織内での任務遂行期間中は、定期的な支払いや現物支給の形で、支出の一部が当該組織によって賄われる。同時に、FTFが採用する資金調達方法を見ると、特に活動地域への出発準備段階におけるものは、テロ組織への参加を目的として渡航しない単独テロリストが用いる方法と類似しているものもある。

95. 2014年まで、イラク及びシリア・アラブ共和国におけるISIL支配地域へのFTFの流入は前例のない水準に達していた。推計によれば、この時点で120か国以上から42,000人を上回る者がテロ組織への参加を目的に渡航した⁷⁵。2018年初頭までに、何千人かのFTFが当該国の紛争地域から離脱したが、ISIL所属FTFの大部分の行方は依然として不明であり、FTFの総数と、死亡・拘束・帰国・移住が記録されている者との間には大きな差がある。2025年現在、新たな傾向の一つとして、アフリカの紛争地域におけるFTF募集の地域的特性が浮上している。2024年を通じて、ソマリアのISILではFTFが急増しており、集団としての規模がほぼ倍増した。ただし戦闘員の統合難などの要因で増加ペースは鈍化していると思われる⁷⁶。複数の法域では、アフガニスタンに渡航するFTFの増加も確認されている⁷⁷。シリア情勢の変化に伴い、ISILが同地でのFTF勢力を強化する可能性が報じられている⁷⁸。

96. 当初、FTFの支出は主に、渡航費、紛争地域での生活費、武器の購入、戦闘で使用するその他の作戦装備、そして医療支援の費用を賄うことに重点が置かれていた。時が経つにつれ、こうした資金支出は、紛争地域間を移動する者、収容キャンプに留まる者(特にISIL関連のFTFや関係者)、あるいは出身国へ帰国する者(再統合費用を含む)の維持へと移行した⁷⁹。また、帰国するFTFへの多額の送金も顕著な傾向であり、出発前のテロ組織への引き

⁷³ Global Terrorism Index 2025, page 38.

(「2025年グローバル・テロリズム指数」38ページ)

⁷⁴ UNSCR [2178\(2014\)](#), (国連安保理決議2178、2014年)において、FTFの定義を見ると、「テロ行為の実行、立案、又は準備、もしくは参加、あるいは武力紛争に関連するものを含む、テロリストの訓練を提供すること又は受けることのために、居住国又は国籍国以外の国に渡航する個人」とされている。

⁷⁵ UN CTED 2024 Trends Tracker on [Evolving trends in the financing of foreign terrorist fighters activity 2014-2024](#)

(トレンド・トラッカー「外国人戦闘員の活動に関する資金供与の動向(2014～2024)」CTED、2024年)

⁷⁶ S/2025/71/Rev.1、パラグラフ37

⁷⁷ ISIL-KのFTF募集については、S/2025/71/Rev.1、パラグラフ88～89も参照。

⁷⁸ S/2025/71/Rev.1、パラグラフ57、セクション3も参照。

⁷⁹ FATF [Emerging Terrorist Financing Risks](#) (2015), page 24; EAG, *Mutual Evaluation Report of the Republic of Kazakhstan*, paragraph 529—available at [www.fatf-gafi.org](#)

(「新たなテロ資金供与リスク」FATF、2015年、24ページ。「カザフスタン共和国の相互審査報告書」パラグラフ529(該当ページにて閲覧可能))

渡し資金や、密輸業者への支払いに充てられることが多い⁸⁰。

97. FTF関連の資金活動は、支援者が少額資金を国外に集めるか送金し、テロ活動地域への渡航資金を調達したりする形態が一般的である。資金源は個人貯蓄など合法的な手段が主流であり、他者からの委託による集金も存在することがある。個人の場合、暗号化されたモバイルアプリを通じて寄付を調整し、VAの形で資金を送金したり、法定通貨のMSBを通じて海外に送金したり、現金で持ち運び屋に手渡しすることができる。全体として、FTFに伴う資金の流れは驚くべき適応性を示しており、単純な資金移動方法から、洗練度の高い技術的に高度な手法へと移行している⁸¹。

98. 研究を見ると、現在、様々な紛争地域において新たなネットワーク構築のため、資金が頻繁に利用されており⁸²、これには、保護や情報の見返りとして現地官吏やコミュニティリーダーへの賄賂、新たな下部組織への統合が含まれる⁸³。さらに、技術と通信への注力が強化されており、セキュリティが確保された通信機器、ソフトウェア、サイバーセキュリティ対策への投資が増加しており、これは、テロ組織が技術的回復力と作戦上の安全性を優先する広範な傾向を反映している⁸⁴。

99. 傾向の中には、特に帰国したFTFに関連するものがある。具体的には、個人の社会復帰に関連する費用の負担⁸⁵、あるいは逆に、小規模なプロパガンダ活動やイデオロギー資料への資金提供、同調者とのオンラインプラットフォーム支援など、イデオロギーのつながりを

⁸⁰ UN CTED 2024 Trends Trackers; APG Yearly Typology Report, “Methods and Trends of Money Laundering and Terrorism Financing” (July 2022), page 21; FATF [Money Laundering and Terrorist Financing Risks Arising from Migrant Smuggling](#) (2022), page 28.

(CTED、2024年トレンド・トラッカー「マネロン・テロ資金供与リスクの手法と動向」APG年次類型報告書、2022年7月、21ページ。「移民の密輸に起因するマネロン・テロ資金供与リスク」FATF、2022年、28ページ)

⁸¹ CTED、2024年トレンド・トラッカー

⁸² UN CTED 2024 Trends Tracker; APG and Global Centre on Cooperative Security, “Financing and facilitation of foreign terrorist fighters and returnees in Southeast Asia”, page 10; and United Nations Office on Drugs and Crime, Foreign Terrorist Fighters – Manual for Judicial Training Institutes, Middle East and North Africa (Vienna, April 2021) www.unodc.org.

(CTED、2024年トレンド・トラッカー「東南アジアにおける外国人戦闘員及び帰還者の資金調達と便宜供与」APG及びグローバル協力安全保障センター、10ページ。「外国人戦闘員：司法研修機関向けマニュアル(中東・北アフリカ)」UNODC、2021年4月、ウィーン)

⁸³ Audrey Alexander (Combating Terrorism Centre, West Point), “Cash camps: financing detainee activities in AlHol and Roj camps”, September 2021—available at www.ctc.westpoint.edu (「キャッシュ・キャンプ：アル・ホル及びロジ収容キャンプにおける被拘禁者活動の資金調達」CTC(ウェストポイント)、2021年9月、オードリー・アレクサンダー(該当ページにて閲覧可能))

⁸⁴ Abbud Mahmoud, “The impact of technology on conflict resolution in Syria”, Journal of Conflict Management, vol. 2, No. 1 (April 2023) (「シリアの紛争解決に対するテクノロジーの影響」Journal of Conflict Management、第2巻第1号、2023年4月、アブド・マフムド)

⁸⁵ Adam Hoffman and Marta Furlan (Program on Extremism, George Washington University), [Challenges Posed by Returning Foreign Fighters](#) (2020); and Austin Doctor and others (National Counterterrorism Innovation, Technology, and Education, University of Nebraska, Omaha), “Reintegration of foreign terrorist fighter families, a framework of best practices for the US”, March 2023

(「帰還外国人戦闘員がもたらす課題」ジョージ・ワシントン大学、過激主義研究プログラム、2020年、アダム・ホフマン/マルタ・ファーラン。「外国人戦闘員の家族の再統合：米国向けベストプラクティスの枠組み」ネブラスカ大学オマハ校、国家対テロ対策イノベーション・技術・教育センター、2023年3月、オースティン・ドクターほか)

維持するための費用負担が挙げられる⁸⁶。加えて、紛争地域に取り残された個人への継続的な資金支援も頻繁に見られる⁸⁷。

100. 特にISIL関連のFTFの場合、FTFの出身法域からイラク・シリア地域の収容所へ向けた資金の流れが確認されており、その目的は、ISIL関係者の脱走支援、収容者への継続的支援や、その家族への支援となっている。

小規模テロ下部組織と単独テロリスト

101. 多くの法域において、テロ対策の主眼は、地域的な非対称攻撃を計画する小規模下部組織や単独犯による内発的脅威へと移行している。実際、ISILがイラク・シリア地域において衰退していることを受けて、海外へのテロ組織の展開能力が弱くなっており、そのため、そのプロパガンダ活動において、世界中の支持者に自国での攻撃を扇動することに注力している。この点は、直接的なつながりを持たない個人や小規模下部組織を鼓舞している他の多くのタイプのテロ組織やイデオロギーにも当てはまる。

102. こうした主体は、資金調達、兵站、作戦パターンにおいて独特の課題を生み出している。小規模下部組織や単独の個人の場合、通常、領土支配や天然資源へのアクセスに依存せず、より少ない資金で活動するため、資金活動は目立たない形で行われる。支出内容を見ると、小規模攻撃用の基本調達品(例、武器、弾薬、車両、軍民両用の化学物質、3Dプリンター)、プロパガンダ資料、大規模組織への寄付・献金などが一般的である。作戦上の必要性に関しては、銃器に代わって刃物や自動車を用いた、より単純化した攻撃が増加する傾向が各法域から報告されている。

103. これらの個人は活動規模が小さいため、合法的な収入源(給与、貯蓄、社会保障給付、親族からの支援、小口融資)や軽犯罪に依存することが可能である。個人の資金活動が少額で行われることが多く、本人名義ではなく親族、知人、地域住民名義の口座を経由するという事実によって、当局の検知がさらに困難となる。小規模下部組織や個人の場合、合法活動による収入に大きく依存することが多いため、資金の大部分を普通預金口座に保管し続ける。他の状況と同様に、小規模下部組織や個人に関わる事例ではオンラインバンキングの利用が増加している。こういった主体が扱う金額は比較的小額であるため、現金が引き続き便利な選択肢となっている。

104. それでも単独犯によるTFの端緒は把握可能であり、例えば、資金源や取引の最終受益者を隠蔽できる形で金融経路(ピアツーピア(以下、P2P)送金、ATM引出、第三者決済業者、プリペイドカードなど)の利用の開始・増加といった金融活動の急変が挙げられる。特に個人の経済状況(すなわち、失業中と知られているにもかかわらず、定期的な給与に加えて現金預金が発生する)と整合しない場合に、説明のつかない現金預金が増加すると、

⁸⁶ [UN CTED 2024 Trends Tracker](#); Mohammed Shoab Raza, “The silhouette of Indonesia’s foreign returned terrorist fighters”, Issue Brief of Manohar Parrikar Institute for Defence Studies and Analyses (New Delhi, May 2023) page 4—available at <https://idsa.in/issuebrief> (CTED, 2024年トレンド・トラッカー「インドネシアの外国人帰還戦闘員のシルエット」マノハル・パリーカル国防研究・分析研究所、イシューブリーフ、2023年5月、ニューデリー、モハメド・ショアブ・ラザ、4ページ(該当ページにて閲覧可能))

⁸⁷ [UN CTED 2024 Trends Tracker](#); FATF [Emerging Terrorist Financing Risks](#) (2025), pages 27-28; EAG, [\(EAG\) Kazakhstan Mutual Evaluation Report](#) (2023), paragraph 529 (CTED, 2024年トレンド・トラッカー「新たなテロ資金供与リスク」FATF、2025年、27～28ページ。「カザフスタン共和国の相互審査報告書」EAG、2023年、パラグラフ529)

その者が広範なネットワークと協力している可能性が示唆される⁸⁸。

105. また、テロリストの若年化が進んでいると複数の法域で報告されていることから、未成年者を巻き込んだ事件は今後さらに増加する見込みである⁸⁹。この場合、収益や資金調達経路は名目上、その個人に帰属しない可能性が高い。未成年者が保護者や地域社会に経済的に依存している状況は、資金の出所や目的をさらに不明瞭にし、法的帰属の特定や執行措置を複雑化する。

106. 小規模なテロ下部組織や個人は、ハワラ、MVTS経由の送金、国境を越えた現金の物理的移動といった資金移動手段を用いて、国際的な寄付を介して大規模組織に資金を提供することがある。従来の資金調達手法が依然として主流である一方で、ソーシャルメディア・プラットフォームや暗号化メッセージングアプリといったデジタル技術の活用が増加しており、テロリストが匿名の寄付者を勧誘し、進め方の指示⁹⁰を与え、又は計画中・実行済みの攻撃のための資金を送金することを可能にしている。全体として、孤立した個人や小規模下部組織によるテロ脅威に対処する法域から見ると、関与者側によるVAその他の革新的なデジタル手段の利用が容易になってきていると見て取れる。

3. その他の考慮事項

3.1. テロ・プロパガンダへの接触

107. テロ組織にとって、プロパガンダは中核的活動であると同時に多額の支出を伴うことが多い。その目的としては、支持基盤の拡大、行動の正当化、敵対者への威嚇など、複数の点が挙げられる。多くの場合、プロパガンダは資金調達の取組を支援することも目的としており、その手段として、寄付者を募集し、資金提供の方法に関する指示を拡散することが挙げられる。こうした資金調達を目的とした広報活動は、ソーシャルメディア・プラットフォーム、メッセージングアプリ、伝統的メディア、対面での働きかけなど、様々な経路を通じて行われており、詳細についてはセクション2で詳述する。

108. テロ・プロパガンダにどのように接触するのかは、言語など、各種要因によって変化する。例えば、ISIL-Kの場合、地域及び国際的な聴衆をターゲットにした非常に活発なプロパガンダ活動を維持している。地域的に、ISIL-Kは、パシュトー語、ダリー語、タジク語、ウズベク語、ウルドゥー語、ペルシア語など複数の中央アジア言語でコンテンツを拡散している。同時に、ロシア語、アラビア語、英語でも素材を制作しており、より広範な国際的聴衆へのリーチを拡大している。この多言語アプローチにより、ISIL-Kは地域内の個人だけでなく、広範な法域に分散する中央アジア系、ロシア語圏のディアスポラ(離散民族)のメンバーにも働きかけることが可能となっている。アル・シディークは、傘下のアル・アザイムメディア財団が月刊で多言語発行する雑誌「Voice of Khorasan (ホラサンの声)」などのプロパガンダ媒体を通じて

⁸⁸ [FinCEN Advisory, FIN-2025-A001, April 1, 2025](#)

(「FinCEN勧告」FinCEN、2025年4月1日、FIN-2025-A001)

⁸⁹ [S/2025/71/Rev.1](#)の paragraph 77~78及び98も参照。ここでは、欧州及び東南アジアにおける若年層の過激化した個人(多くは未成年)について報告しており、オンライン暗号化メッセージングプラットフォームを通じてISILと直接的又は間接のつながりが示されている。セクション3も参照。

⁹⁰ FATF [Opportunities and Challenges of New Technologies for AML/CFT](#) (2021)

(「マネロン・テロ資金供与対策に関する新技術の機会と課題」FATF、2021年)

寄付を募り、資金を調達している⁹¹。同誌の各号には、国際当局による検知を特に困難にするよう取引詳細を隠蔽したMonero(モネロ:暗号資産)での寄付を呼びかける広告が掲載されている⁹²。

3.2. 内部財務管理構造

109. 内部財務管理構造は、テロ組織によって大きく異なる。これらの財務構造を理解することは、その資金調達経路を断つ上で不可欠である。

110. 前述のとおり、大規模に活動する組織は正規の会計処理能力を構築しており、専門的な財務管理手法を採用することが多い。例えば、モザンビークでは、カボ・デルガド州のアル・スンナ・ワル・ジャマーア(ASWJ)の自前銀行で保管されていた記録が発見され、そこには同グループの資源と取引が記録されていた。パキスタンでは、パキスタン・タリバン運動(TTP)が中央財務責任者を任命していることが判明しており、ドイツからは、クルド労働者党(PKK)⁹³が財務業務を監督する地域責任者を配置していることが判明しており、ハマス⁹⁴が外国関係者の法域における主な金融支援者に依存していると米国から報告されている。

111. 一部の組織は依然として強力な中央集権的構造を維持しており、例えばアル・シャバブ⁹⁵の場合、構造が整備された財務部門を設置しており、ADF⁹⁶や中央アフリカで活動するISIL系列組織の場合は、資金調達と支出を中央で調整している。アンサール・アル・スンナの場合、財務管理は最高司令官の専権事項である。前述のとおり、一部の組織は財務管理において分散型モデルを増加させつつある。こうしたケースでは、本部の指導部は資金調達や活動経費の監督に直接関与していない。代わりに、財務責任は主に地域系列団体に委譲さ

⁹¹ Global Network on Extremism and Technology, "The Rise of Monero: ISKP's Preferred Cryptocurrency for Terror Financing", Animesh Roul, October 2024—available at [The Rise of Monero: ISKP's Preferred Cryptocurrency for Terror Financing – GNET](#)

(「Moneroの台頭: ISKPがテロ資金供与に好んで用いる暗号資産」GNET、2024年10月、アニメシュ・ロール(該当ページにて閲覧可能))

⁹² Global Network on Extremism and Technology, "Combating Islamic State Finance: Central Asia and Around the World", Adam Rousselle, February 2025—available at [Combating Islamic State Finance: Central Asia and Around the World – GNET](#) Perspectives: ISKP intensifying online propaganda targeting Russia and Central Asia", Lucas Webber and Louise Meloy, September 2024—available at [Perspectives: ISKP intensifying online propaganda targeting Russia and Central Asia | Eurasianet](#)

(「イスラム国の資金対策: 中央アジア及び世界」GNET、2025年2月、アダム・ルーセル(該当ページにて閲覧可能)。「展望: ISKPによるロシア及び中央アジアを標的としたオンラインプロパガンダの激化」ユーラシアネット、2024年9月、ルーカス・ウェバー/ルイズ・メロイ(該当ページにて閲覧可能))

⁹³ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。

⁹⁴ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。

⁹⁵ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。また、アル・シャバブは、ソマリアに関する国連安保理決議751(1992年)に基づき国連安保理により課された制裁の対象となっており、加盟国の報告によれば、ISIL、AQ又はそれらの系列組織とのつながりがあるため、国連1267監視チームの監視下に置かれている。

⁹⁶ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。ADFは、DRCに関する国連安保理決議1533(2004年)に基づき国連安保理により課された制裁の対象でもあり、加盟国からの報告によると、ISIL、AQ又はそれらの系列組織との関係により、国連1267監視チームの監視下に置かれている。

れており、そこでかなりの自律性を持って資源が管理される。これよりも大幅な分散化構造を採用する組織もあり、複数の法域に設置された徴収担当者が小規模で活動している。

112. また、財務活動を外部化する事例もあり、組織犯罪ネットワークとの連携を経由するケースが多い。例えばタリバンは、分散型の銀行口座、ダミー会社、現金保管場所のネットワークを介するなど、保有資産の世界的運用を専門のマネー・ローンダリング業者に委託していると報告されている。EoRMTグループの場合、特定の社団を通じて財務管理の集中化が可能になっている。対照的に、小規模下部組織や単独行動者の場合、財務を各自で管理するのが通例である。

3.3. ジェンダー視点

113. TFリスクとその動向を理解する上で、ジェンダーに配慮したアプローチは、情報に基づいた包括的な対応策を構築する上で重要である⁹⁷。多くのNRAは、この側面を見落としがちであり、結果としてジェンダーを無視したCFTがとられることが多い。

114. ジェンダーを無視したり、又は逆にジェンダーに偏ったりした評価を行うと、TFにおけるジェンダーの役割を分析する際に誤った仮定を招くこととなるため、本当のリスクを見逃す恐れがある。例えば、情報を踏まえないプロファイリング手法やリスク指標により、女性や少女は国境での監視が緩くなる可能性があるため、現金運搬者として利用される頻度が高くなったり、あるいは、これらの者の送金取引が精査されにくくなったりする。この点において、東南アジアを含む一部地域では、女性たちがFTF活動の物流・資金面での支援者として関与するケースが増加している⁹⁸。また、テロリストが資金取引を行う際の基本的手法として女性名義（と女性メンバー）を利用してきたと研究者から指摘が行われており、なぜなら、こうした名義は疑念を招きにくいと想定されているためである。シリアのアル・ハウル収容所で活動するISIL系旅団は、情報収集、作戦のための若者訓練、勧誘、財務管理に従事する女性で構成されており、活動が再活性化していると報告されている⁹⁹。

115. ISIL戦闘員が収容所や刑務所に拘束されているその家族を支援するため、複数のオンライン募金キャンペーンが立ち上げられ、資金は拘束環境の改善や釈放確保に充てられるとされている。こうしたキャンペーンの多くは外国人女性とその子供に焦点を当てていると主張するが、調達された資金は戦闘員（男性・女性を問わず）の支援に流用されるケースも多い。

116. テロリストによる非公式送金やモバイルマネーの悪用が継続しており、世界の一部地域では、女性が銀行口座を開設できないため、これらが唯一の金融手段となっており、こういった状況により、女性が知らず知らずのうちに、あるいは意図せずに、TF活動に関与するリスクが生じている。

117. 過去数年間、中東・北アフリカの女性たちは、地域の文化的規範、偏った法律やアル

⁹⁷ For further details, see, when published, the Guidance Note on Ensuring respect for human rights while taking measures to counter the financing of terrorism.
(詳細については、「テロ資金供与対策実施に際する人権尊重の確保に関するガイダンス・ノート(公表時)」を参照のこと)

⁹⁸ UN CTED, Launch Discussion on Trends Tracker “Evolving Trends in the Financing of Foreign Terrorist Fighters’ Activity: 2014 – 2024”, November 2024—available at www.un.org/securitycouncil
(トレンド・トラッカー「外国人戦闘員の活動に関する資金供与の動向(2014～2024)」CTEDのローンチ・ディスカッション、2024年11月。(該当ページにて閲覧可能))

⁹⁹ S/2025/71/Rev.1、パラグラフ59

ゴリズム、さらには信頼性の低い銀行・金融システムに起因する課題を回避する手段として、VA取引に目を向け始めている¹⁰⁰。さらに、シードクラウドファンディングは、女性が在来型金融ゲートキーパーを迂回し、資金提供者から直接資本を調達する方法の一つとなっている。しかし、多くの国は、AML/CFT目的などで、これらの新技術を効果的かつ比例的に規制できおらず、サービス提供者と利用者(男女双方)に対する潜在的なリスクの意識向上も怠っており、その結果、利用者はTF関連活動の被害者となったり、意図せぬ形で支援者となってしまったりするリスクが高まる恐れがある。

118. 最後に、原則としてジェンダー中立なCFT措置が、実際には差別的効果をもたらす可能性がある。例えば、NPO保護を目的としたCFT措置は、資金調達へのアクセスに関して女性の権利団体に不当な影響を及ぼすことがあり、場合によっては、支援プログラムへの資金提供をドナーや金融サービス提供者が躊躇する結果を招くこともある。対象を特定した金融制裁に関しては、資産凍結目的で家族や配偶者がリストに掲載されている女性は、仕事や銀行口座、独立した収入源を自力で得たり、あるいは財産所有の能力を独立して得られなかったりする場合がある¹⁰¹。

¹⁰⁰ UN Human Rights Special Procedures, [Special Rapporteur on the promotion and protection of human rights and fundamental freedoms while countering terrorism](#) (2023), position paper on International Human Rights Law Considerations for Counter-Terrorism Financing Regulation of Crowdfunding, Virtual Assets, and New Payment Technologies.

(「テロ対策の遂行における人権及び基本的自由の促進及び保護に関する特別報告者」国連人権特別手続、2023年。「クラウドファンディング、暗号資産及び新たな決済技術に対するテロ資金供与対策規制に関する国際人権法上の考慮事項」に関するポジション・ペーパー)

¹⁰¹ Report of the Special Rapporteur on the promotion and protection of human rights and fundamental freedoms while countering terrorism, A/HRC/46/3, paragraph 13 and 16 (「テロ対策における人権及び基本的自由の促進・保護に関する特別報告者報告書」A/HRC/46/3、パラグラフ13と16)

セクション2:テロ資金供与目的で資金その他の資産を調達・移動・管理する手法

119. 本セクションでは、現在のTFリスクと動向のうち、テロ組織や個人テロリストが資金その他の資産を調達、移動、保管、使用する上で用いる手法として理解されるものについて、その包括的な概観を示すことを目指している。該当する場合、本セクションでは、セクション1で分析した特定の文脈的・運用的要因と手法を関連付ける試みを行っている。明確化と体系化のため、これらの手法はそれぞれ個別に分析されている。しかし実際には、TFスキームは複数の技術と経路を組み合わせたものになることが多い。

1. 現金に基づく手法

120. あらゆる法域において、また文脈的要因とは無関係に、現金は依然としてテロ組織や個人が資金その他の資産を調達、移動、保管、支出する上で主な手法であることに変わりはない。

121. また、現金は、MVTs、VA、モバイルマネー、金融サービスなど、他の媒体と組み合わせて使用されるケースも非常に多い。多くの場合、異なる方法で調達・移動された資金は、最終的に現金に換金されることにより、給与支払、装備調達、家族への資金援助といった、ロジスティクスや作戦活動のための匿名支払が可能となる。複数の経路を経由して最終的に現金に至るこの手法は、資金の最終受益者を特定し、資金の流れを追跡することを困難にする¹⁰²。

122. TFにて現金に基づく手法に依存している状態については、複数の要因が原因となっており、具体的には、匿名性のある支払・資金保管方法の選好、普遍的な受容性、取引記録の欠如、特定地域における金融サービスの限定的提供、人や資金の無制限な移動を許す国境管理の脆弱性（輸送や申告に関する現行の現金制限の影響が限定的であることなど）、インフォーマル経済の蔓延などが挙げられる。また、現金は組織犯罪活動（薬物・人身取引を含む）においても重要な役割を果たしており、そのため、他の犯罪形態とTFの融合が進むほど、現金が主要な資金経路として維持される傾向が強まることになる。

123. 様々な状況下で、テロ組織や個人が現金形式での資金調達を試みている事例が確認できる。団体の場合、合法・非合法を問わず、現金取引の多い事業を悪用できる。こうしたリスクにさらされる業種としては、小売店、食料雑貨店、市場、ガソリンスタンド、運輸・貿易会社などが挙げられる。運輸分野における顕著な事例として、ケニアの運輸関連企業がアル・シャバブへの資金供与を理由に米国財務省外国資産管理室（OFAC）のリストに指定された事例がある¹⁰³。食料雑貨店や中古車市場といった現金取引中心の事業も、モザンビークで

¹⁰² FATF [Risk of terrorist abuse in Non-Profit Organisations](#) (2014), page 97
（「非営利団体のテロ目的悪用のリスク」FATF、2014年、97ページ）

¹⁰³ US Department of Treasury. *Treasury Designates Transnational Al-Shabaab Money Laundering Network*, March 11, 2024. [Treasury Designates Transnational Al-Shabaab Money Laundering Network | U.S. Department of the Treasury](#).
（「財務省、アル・シャバブの国際的マネー・ローンダリング・ネットワークを制裁指定」米国財務省、2024年3月11日（該当ページにて閲覧可能））
国連安保理決議1373（2001年）に基づく資産凍結を目的として設立された超国家的又は国家的な指定制度の下で指定された組織。また、アル・シャバブは、ソマリアに関する決議751（1992年）に基づき国連安保理により課された制裁の対象となっており、加盟国からの報告によれば、ISIL、AQ、それらの系列組織とのつながりがあるため、国連1267監視チームの監視下に置かれている）

はASWJによる資金調達に利用されている¹⁰⁴。

124. 組織や個人が現金を調達する別の方法として、個人所有物の売却がある。例えば、紛争地域への渡航前や攻撃実行前に個人が資産を売却し資金を捻出することがある。2019年にケニアの有名ホテルで発生した襲撃事件では、アル・シャバブ¹⁰⁵の襲撃者の中の1人が襲撃の前日に個人財産を売却しており、表向きの目的は資金調達とされていた。この手法は、FTFや単独犯全般で特に見られる特徴である。

125. より一般的に、本報告書で分析される資金調達方法の多くで、最終的に現金という形で利益が生まれる。例えば誘拐事件では身代金は通常現金で要求され、恐喝でも、上納金(みかじめ料)は現金で要求される。具体例として、ソマリアでアル・シャバブ¹⁰⁶が支配するルートを走行するトラック運転手への違法課税は、米ドル建てのみで実施されている。劣化した天然資源や密輸品の販売も、主に現金で行われる。ラテンアメリカにおける法域では、国内の指定テロ組織が現金による恐喝を通じて主に資金を調達していると報告されている。

126. 地元住民への恐喝に加え、一部のテロ組織は、第三国の法域に居住するディアスポラから現金送金を集めることを狙い、強制手段を用いる場合もある。例えば、PKK¹⁰⁷の主な収入源の一つが、同組織の「Kampanya(カンパニヤ)」と呼ばれる寄付徴収キャンペーンであり、第三国の法域に居住するクルド人ディアスポラやクルド系企業から寄付を集めるもので、威嚇や強制が用いられることも多い。通常、現金で集められた資金は、運び屋を介して最終的にPKKの地域幹部へ引き渡される。ハマス¹⁰⁸も、ディアスポラを介して現金寄付を呼びかけていると報告されている。

127. 上記の理由から、テロリストは法域間で資金を移動させる際にも現金を頻繁に利用する。現金の物理的な越境輸送は、アフリカ大陸、イエメン、イラク、シリア、東南アジアなどにおいて、資金移動に用いられる主な手法として引き続き報告されている¹⁰⁹。これらの地域は主にインフォーマルな現金経済に依存しており、国境管理の脆弱性があるため、越境現金移動の監視が限定されてしまう。2021年から2022年にかけて、総額は減少したものの(月額9万米ドルから4万米ドル以下へ)、近隣諸国からシリア・アラブ共和国へ現金が定期的に運び込まれ、ISIL下部組織が月次で減額後の支払いを受け取っていたと報告されている¹¹⁰。調査によ

¹⁰⁴ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。加盟国からの報告に基づき、ASWJは、ISIL、AQ、それらの系列組織とのつながりがあるため、国連1267監視チームの監視下に置かれている。

¹⁰⁵ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。また、アル・シャバブは、ソマリアに関する国連安保理決議751(1992年)に基づき国連安保理により課された制裁の対象となっており、加盟国の報告によれば、ISIL、AQ又はそれらの系列組織とのつながりがあるため、国連1267監視チームの監視下に置かれている。

¹⁰⁶ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。また、アル・シャバブは、ソマリアに関する国連安保理決議751(1992年)に基づき国連安保理により課された制裁の対象となっており、加盟国の報告によれば、ISIL、AQ又はそれらの系列組織とのつながりがあるため、国連1267監視チームの監視下に置かれている。

¹⁰⁷ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。

¹⁰⁸ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。

¹⁰⁹ 国連1267監視チーム

¹¹⁰ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。

れば、現金運搬者（ISIL-Kと密接な関係を持つ者もいれば、一時的に雇われる者もいる）は、アフガニスタン全土や地域内で現金を移動させるために利用されている公算が高い¹¹¹。複数の法域では、国境を越えた現金の物理的輸送、現金運搬者の利用、及び現金密輸が、ハマスによる資金移動の主要な方法として報告されている¹¹²。

128. 資金移動の一般的な方法の一つが現金運搬者である。テロリストやその関係者は、金融監視システムによる検知を避けるため、特に限度額未満の金額や虚偽の申告を用いて、国境を越えて現金を運搬することが多い。また、家畜、農産物、商品などの輸送品の中に現金を隠して資金移動を偽装することもある。例えば、アフリカの角という地域では、ロバ、徒歩での越境、自転車、トラック、旅客の手荷物などを利用した手持ち現金輸送が行われている。この輸送方法の場合、当局による検知が極めて困難であるため、テロ組織にとって好ましい手段となっている。

129. テロ組織の中には、資金の出所や行き先を隠蔽するのに理想的な経路であるため、組織的犯罪集団と経路を共有しているところもある。犯罪者による移民ルート、貨物輸送ネットワーク、その他の物品の越境取引が、現金との交換における秘密裏の取引に利用される可能性がある。ドローンを用いた越境現金輸送の増加を報告する法域もある。

130. クルーズ船の乗継旅客に関連する現金と譲渡可能支払手段（以下、BNI）の越境輸送も、TFに関連する脆弱性を示している可能性があり、NRAにてしばしば見過ごされている¹¹³。これは、乗継国（経由法域）への出入国時に、体系的かつ厳格な税関・出入国管理（現金申告を含む）の対象とならない場合があるためである。

131. 現金準備は、価値を保管するためにテロ組織ネットワークが依然として用いている主要な手段である。現金準備があると、裁量に加え、即時的な作戦ニーズへの流動性も確保でき、規制対象となる正規の金融システムを回避しつつ、正規の金融サービスが容易に利用できない地域において、資金調達活動を促進できる。前述のように、ISILは、現金準備を蓄えていたシリアやイラクで領土を失った後、地下に埋蔵金を隠し、その後掘り起こしたと考えられている。モザンビークのASWJ¹¹⁴など、独自の金庫を建設して現金を保管する組織も存在する。小規模下部組織や単独テロリストの場合、少額の現金は自宅にて容易に保管できる。

132. テロ組織が為替レートを利用して、相対的に強固で変動の少ない通貨で価値を蓄えるという新たな傾向も見られ、特に西・中央アフリカにおいて、テロ組織ネットワークが現地通貨をユーロに交換することを好む傾向がある。外貨に換金すれば、多額の資金であっても物理的な輸送が容易になる。南部アフリカでは、ISILが外貨の違法取引に関与しているとの報告もある。したがって、外貨での資金貯蔵は、テロネットワークに為替レート変動から利益を得る追加収入源を提供するという利点がある。

¹¹¹ Project CRAFT, [The Islamic State in Afghanistan: A Golden Opportunity for a 'Golden Child'](#) Stephen Reimer, Research Briefing No. 13, (2023)

（「アフガニスタンにおけるイスラム国：『ゴールデン・チャイルド』にとっての黄金の機会」プロジェクトCRAFT、2023年、スティーブン・ライマー、リサーチ・ブリーフィングNo.13）

¹¹² 国連安保理決議1373（2001年）に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。

¹¹³ [Fiji MER](#), October 2016.
（「フィジー相互審査報告書」2016年10月）

¹¹⁴ 国連安保理決議1373（2001年）に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。加盟国からの報告に基づき、ASWJは、ISIL、AQ、それらの系列組織とのつながりがあるため、国連1267監視チームの監視下に置かれている。

133. イスラエルの報告によれば、ハマス¹¹⁵とパレスチナ・イスラム聖戦¹¹⁶向けに現金を両替する両替商は銀行システムを利用しておらず、手作業で資金移動を記録し、相殺方式(すなわち、ハワラ)を用いて資金を移動している。

2. MVTSに基づく手法

134. MVTS事業者は、特に正規の銀行業務が限られているか利用できない地域において、難民や女性など金融サービスを利用しにくい人々の間で、国境を越えた資金移動を促進する上で重要な役割を果たしている。地域によっては、MVTSが現金その他の金融商品を移動させる上で唯一の利用可能で信頼できる金融サービス手段となる場合がある。また、MVTSを介した送金は、場合によっては主流銀行の電信送金よりも安価である場合があり、多額の手料を負担せずに少額送金を行う際に好まれる選択肢であることが多い。さらにMVTSは、口座開設要件など銀行業務に伴うことが多い規制要件を軽くする形で、柔軟性が高くなっている。

135. 同様の要因により、MVTSはテロ組織や個人にとっても魅力的である。これに加え、テロリストは一部のMVTS事業者や代理店における不十分なCDDを悪用し、送金の本当の依頼人や受取人を隠蔽できる。こういった状況には、サービス事業者が不審取引を報告しない場合、共謀した送金者(個人又は法人)が送金のフロントとして機能する場合、あるいは共謀したMVTS代理店がテロ組織と結託する場合などが含まれる。

136. こうした脆弱性は、規制枠組や監督能力が脆弱な法域において特に顕著である。偽造・盗難文書の使用や虚偽データ提供と組み合わせることで、送金における真の関係者をさらに隠蔽することも可能である。別の脆弱性として、各プラットフォームで送金可能な資金の限界値がAML/CFT規制の下限値を下回っている場合があり、これにより潜在的に不法取引の検知が阻害される。

137. 2015年、ISILの資金調達と新種のTFリスクに関するFATFの報告書を見ると、MVTSのTF目的での悪用事例が既に浮き彫りになっていた。2025年現在、明らかになっているテロ組織のほぼ全てが、少なくともある程度はMVTSに依存して法域を越えた資金移動を行っていることが報告されている。報告によれば、テロ組織は組織内部での資金移動に加え、FTFへの支払管理(勧誘・渡航・滞在・活動維持目的など)にもMVTSを頻繁に利用していることが示されている¹¹⁷。こうしたケースでは、複数の小額取引を経由したり、現金決済と正規銀行サービスを組み合わせたりする形でMVTSを活用できる。

138. MVTSの利用は、薬物取引、密輸、天然資源の搾取といった越境取引に関わる犯罪収益の文脈でも、他の支払方法と併せて言及されている。ISWAPは、天然資源や密輸による犯罪収益を西アフリカの複数法域にわたり移動させるため、ハワラとオンライン送金を組み合わせて広範に利用している組織の一例である。

139. テロ組織によるMVTS悪用のもう一つの状況としては、支払いの円滑化がある。ISIL、

¹¹⁵ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。

¹¹⁶ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。

¹¹⁷ FATF, GIABA and GABAC joint report on [Terrorist Financing in West and Central Africa](#) (2016)
(「西アフリカ及び中央アフリカにおけるテロ資金供与」FATF、GIABA、GABACの合同報告書、2016年)

ボコ・ハラム、アル・シャバブ¹¹⁸などのテロ組織は、公式・非公式のMVTsを介して身代金の支払いを要求していると報告されている。脅迫や強制によって得られるディアスポラの資金援助も、最終的にはMVTsを介して別の法域で活動するテロ組織に流用される可能性がある。

ケーススタディ:MVTsを介した資金移動の手口「タイムウィンドウ」

2020年、ISIL関連のプロパガンダ活動を拡散した容疑で、あるスペイン人青年が逮捕された。当初の金融捜査では限定的な結果しか得られなかったが、その後、その所有物とデジタル機器を捜索した結果、ISILの資金ネットワークへの関与を裏付ける証拠が発見された。

捜査により、同容疑者はシリア難民キャンプに拠点を置くISILメンバーとのプライベートチャットを通じて、資金調達と送金手順に関する指示を受けていたことが明らかとなった。この指示に基づき、MVTsとPayPalを用いて資金を集め、スペインからシリアに隣接する法域の個人へ送金を行った。これらの取引はMVTsとVA(特にBitcoin)を介して行われ、母親の身元情報を使用していた。また、他国の個人に対して資金送金を支援・説得し、その手順を指導していた。

MVTs経由で送金された資金は、当初シリアと国境を接する国にいるフロントマンが受け取っていた。これらの仲介者は、事前に決められた短い期間(「タイムウィンドウ」)内で活動し、その後、新たな個人がその役割を引き継いで、資金移動が継続していたと思われる。最終的に、資金はシリア国内のISIL支配下の難民キャンプに向けられていた。

MVTs経由の資金移動の際、資金受取人はシリア隣接国に拠点を置き、短期間に限って組織のフロントマンとして活動していた。この短期間の後、資金の流れを継続させるため受取人が別の人物に交代した。資金の最終的な行き先は、シリア国内の収容所となっていた。容疑者の金融行動には複数の危険信号が確認されており、具体的には、過去のテロ活動への関与やFTFとのつながり、過激イデオロギーを反映したソーシャルメディア活動が挙げられる。同容疑者は母親名義で複数の金融口座(銀行口座、プリペイドカード、電子ウォレットなど)を開設しており、様々な支店や窓口で小額取引を繰り返し、テロリスクの高い法域に向けて定期的に資金を送金していた。

2022年、スペイン国家司法裁判所はTFの罪で、同容疑者に拘禁刑2年6ヶ月と罰金1,300ユーロを言い渡した。

同容疑者はTelegram、Reddit、Discordなどのプラットフォームを通じて、EU、クウェート、ドイツ、カナダの個人とオンライン上で接触を維持していた。これらのやり取りによって、さらなる逮捕につながり、EUとカナダで同様の手口で活動していた資金ネットワークの追加的な構成部分が解体された。

¹¹⁸ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。また、アル・シャバブは、ソマリアに関する国連安保理決議751(1992年)に基づき国連安保理により課された制裁の対象となっており、加盟国の報告によれば、ISIL、AQ又はそれらの系列組織とのつながりがあるため、国連1267監視チームの監視下に置かれている。

出典：スペイン国家警察（グアルディア・シビル）（参照：www.interior.gob.es、公開判決文はこちら www.poderjudicial.es）

140. また、MVTSは依然としてテロリストにより頻繁に利用されており、過去10年前後で規模も横這いである。しかし、従来型の既存事業者は現在、オンライン専用でアクセス可能な代替事業者との競争に直面している模様であり、この代替事業者はより柔軟で低コストであり、特定のディアスポラに非常に人気がある可能性がある。一部の法域では、テロ資金供与者が主要MVTS事業者から、新規で小規模・地域限定事業者（例、アフリカのM-Kesh、e-Mola、Taaj、Juba Express、Mama Money）やモバイル電子マネー事業者（例、アジアのM-Pesa、Alipay）へ移行する傾向が指摘されている。

2.1. 無許可送金、HOSSP¹¹⁹

141. HOSSP¹²⁰は、非正規の金融システムであり、歴史的には貿易促進手段として発生したものである。仲介者（「ハワラダール」）のネットワークを介して資金を移転する手段として利用されており、特に中東、アフリカの一部地域、南アジアで広く普及している。HOSSPの普及は、特に遠隔地や紛争地域における正規金融サービスの不足、あるいは金融セクターにおける規制政策の厳格化によって促進されており、結果として資金移動がインフォーマルな経路へと流れている。ハワラシステムは他の方法に比べて送金手数料が大幅に低いため、多くの発展途上国・地域において資金移動の好まれる方法の一翼を占めている。さらに、ハワラは正規の金融送金システムと比較して、行政手続の簡素化も一因となって極めて迅速な送金が可能である。また、このシステムは、伝統的な文化的慣習によりこの手法に依存する特定コミュニティや、特定の地理的地域においても一般的なものである。

142. 口座決済メカニズムに基づく場合、規制対象の金融セクターを迂回することを目的として取引記録や会計処理を行う並行送金システムとして機能する地下銀行サービスは、HOSSPの枠組みの一部と考えることができる¹²¹。

143. HOSSPがTFに悪用される主な要因としては、制限的な外国為替規制、一部政府による厳格な規制管理、その他の金融サービス業者によって請求される高額報酬からの逃避意欲がある。HOSSPシステムのTFに対する脆弱性は、書類整備の欠如、盗難・偽造身分証による完全な証拠の匿名化により、関係者の追跡が困難な点にあり、これにより、相対的に明確な痕跡を残す金融サービスと比較して、犯罪者にとってリスクが低くなる。また、テロリストが為

¹¹⁹ FATF report on [The Role of Hawala and Other Similar Service Providers in ML/TF](#) (2013).
（「マネロン・テロ資金供与におけるハワラ及びその他類似サービスプロバイダーの役割」
FATF、2013年）

¹²⁰ FATF一般用語集の定義では、HOSSPは、MVTSの一種とされている。その分類は、各法域の法制度により異なる。認可・登録事業体として、あるいは規制対象外、さらには違法な送金手段として運営される場合がある。「ハワラ」という用語は複数の国で共通して使用されているが、普遍的に認知されているわけではない。したがって、本報告書では「ハワラ及びその他類似サービスプロバイダー（HOSSP）」という用語を用いる。HOSSPは、その規制上の地位ではなく提供サービスで特徴付けられる。銀行以外の決済方法（貿易や現金を経由した決済を含む）に依存し、決済期間が長い点で他送金業者と異なる。See: FATF, [The Role of Hawala and Other Similar Service Providers in ML/TF](#) (2013), page 9.
（参照「マネロン・テロ資金供与におけるハワラ及びその他類似サービスプロバイダーの役割」
FATF、2013年、9ページ）

¹²¹ FATF [Professional Money Laundering](#) (2018)
（「プロフェッショナル・マネー・ローンダリング」FATF、2018年）

替規制、資本規制、行政規制を回避する上でも悪用されることがある。

144. TFの文脈において、HOSSPは、依然として世界の多くの地域で最も一般的な資金移動手段の一つであり、他の手法と併用されるケースも増えている。研究者によれば、ジャラバードとカブールに拠点を置くISIL-K職員は、これらの都市のハワラダールを利用して国際的経路を通じた資金の受け取り(そして、おそらく送金)を行い、さらに組織に代わって数万ドルを保管する支援も行っている。これらのハワラネットワークは、いわゆるアル・ラウィ・ネットワークなど、より広範なISIL金融ネットワークと結びついており、現在では世界の複数国における活動を介してISILの資金融通を支援している¹²²。

145. TFに関して、HOSSP¹²³が主に資金移動に利用され、現金、モバイルマネー、銀行口座などの他の経路と併用されることが多い。しかし、東アフリカを含む一部の法域では、より迅速で信頼性が高いとされるモバイルマネーや現金運搬者などの方法が好まれることがあるため、ハワラの使用は減少傾向にあると見られている。

146. 別の文脈では、ハワラシステムは、特にディアスポラ支持者からの資金動員、身代金の徴収、違法課税に利用される。ASWJ¹²⁴、ADF¹²⁵、アル・シャバブ¹²⁶、ハマス¹²⁷などのテロ組織は、海外移住者からの寄付金を集めるため、モバイルマネーと組み合わせて代替送金シ

¹²² Project CRAFT, [The Islamic State in Afghanistan: A Golden Opportunity for a ‘Golden Child’](#) The Islamic State in Afghanistan: A Golden Opportunity for a ‘Golden Child’”, Stephen Reimer, Research Briefing No. 13 (2023); Jessica Davis, ‘ISIL’s Al-Rawi Network’, Insight Intelligence, 27 April 2023; US Department of the Treasury, ‘Memorandum for Department of Defense Lead Inspector General’, 4 January 2021; US Department of the Treasury, ‘Treasury Designates Key Nodes of ISIS’s Financial Network Stretching Across the Middle East, Europe, and East Africa’, 15 April 2019.

(「アフガニスタンにおけるイスラム国:『ゴールデン・チャイルド』にとつての黄金の機会」プロジェクトCRAFT、2023年、スティーブン・ライマー、リサーチ・ブリーフィングNo.13。「イスラム国のアル・ラウィ・ネットワーク」インサイト・インテリジェンス、2023年4月27日、ジェシカ・デイヴィス。「国防総省主任監察官宛覚書」米国財務省、2021年1月4日。「中東、ヨーロッパ、東アフリカに広がるISISの金融ネットワークの主要拠点を指定」米国財務省、2019年4月15日)

¹²³ FATF [The Role of Hawala and Other Similar Service Providers in ML/TF](#) (2013): “HOSSPs are defined as money transmitters, particularly with ties to specific geographic regions or ethnic communities, which arrange for transfer and receipt of funds or equivalent value and settle through trade, cash, and net settlement over a long period of time”.

(「マネロン・テロ資金供与におけるハワラ及びその他類似サービスプロバイダーの役割」FATF、2013年。「HOSSPは、特定の地理的地域や民族コミュニティと特に結びつきを持つ送金業者であって、資金又は同等価値の移転・受領を手配し、長期間にわたり取引、現金、ネット決済を通じて決済を行うものと定義されている」)

¹²⁴ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。加盟国からの報告に基づき、ASWJは、ISIL、AQ、それらの系列組織とのつながりがあるため、国連1267監視チームの監視下に置かれている。

¹²⁵ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。ADFは、DRCに関する国連安保理決議1533(2004年)に基づき国連安保理により課された制裁の対象でもあり、加盟国からの報告によると、ISIL、AQ又はそれらの系列組織との関係により、国連1267監視チームの監視下に置かれている。

¹²⁶ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。また、アル・シャバブは、ソマリアに関する国連安保理決議751(1992年)に基づき国連安保理により課された制裁の対象となっており、加盟国の報告によれば、ISIL、AQ又はそれらの系列組織とのつながりがあるため、国連1267監視チームの監視下に置かれている。

¹²⁷ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。

システムを利用していると報告されている。西アフリカでは、ボコ・ハラムが国際ネットワークから資金を集める上でハワラの利用に依存しており、その資金を現金で引き出して活動資金に充てていると報告されている¹²⁸。

147. また、HOSSPの利用は決済手段とも見ることができ、そこでは、この方法を使ってテロ組織ネットワークが武器や天然資源の違法取引収益など、商品・サービスの代金を支払っている。典型的な例が、モザンビークにおけるISIL系列組織ASWJ¹²⁹が、鉱物や貴金属などの天然資源搾取による収益を移転する上でハワラに依存していることである。

148. アフガニスタンに関しては、タリバン政権掌握がアフガニスタンのMVTS及びHOSSP部門に及ぼした重大な影響に寄与した複数の要因について、UNODCが指摘しており、その結果、アフガニスタンのハワラダールが犯罪目的やテロ目的で悪用される脆弱性が增大しているという¹³⁰。

149. また、HOSSPは、デジタル革新によってもたらされる新たなソリューションを統合する形で進化しており、テロ組織はこの機会も捉えている。大規模なネットワーク型テロ組織が、ブロックチェーンを介した越境疑似匿名送金のために、従来型ハワラシステムのデジタル版を利用しているとの報告がある。複数の法域では、ISIL支持者が既存の信頼できるユーザーからの紹介でしかダウンロードできないデジタルハワラアプリの使用を開始したと報告されている。つまり、こうしたネットワークは限られた顧客しか利用できず、捜査当局がアクセスするのは困難である。このアプリは、依頼人と別の法域の資金拠出者を結びつけ、アプリから送信されるコードとリンクに基づいて支払いが実行される。それにもかかわらず、HOSSPによるVAの利用は依然として限定的であるように見受けられる¹³¹。

150. 研究¹³²によれば、HOSSPはブロックチェーンと同じ原則、すなわち信頼、コミュニティ、

¹²⁸ FATF, GIABA and GABAC joint report on [Terrorist Financing in West and Central Africa](#) (2016)

(「西アフリカ及び中央アフリカにおけるテロ資金供与」FATF、GIABA、GABACの合同報告書、2016年)

¹²⁹ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。加盟国からの報告に基づき、ASWJは、ISIL、AQ、それらの系列組織とのつながりがあるため、国連1267監視チームの監視下に置かれている。

¹³⁰ UNODC, *The Hawala System: Its operations and misuse by opiate traffickers and migrant smugglers*, 2023, page 79—available at www.unodc.org
(「ハワラシステム: その運用とアヘン密売人・移民密輸業者による悪用」UNODC、2023年、79ページ(該当ページにて閲覧可能))

¹³¹ UNODCの2023年報告書の調査対象となったハワラダールのサンプルグループにおいて、デジタル通貨を使用していないと回答した参加者は22人であった。調査参加者(ボスニア・ヘルツェゴビナ、オーストリア、ナイジェリア、ルーマニア在住)のうち、Bitcoin、Ethereum、Tether (USDT)などの暗号通貨を使用していると報告したのは5人のみであった。しかし、タンザニア連合共和国(4人)、ルーマニア(1人)、カザフスタン(4人)、アフガニスタン(3人)、スペイン(2人)、オーストリア(1人)に拠点を置く15人のハワラダールは、暗号資産を利用する他のハワラダールの存在を認識しているという。

See UNODC, *The Hawala System: Its operations and misuse by opiate traffickers and migrant smugglers*, 2023—available at www.unodc.org.

(参照「ハワラシステム: その運用とアヘン密売人・移民密輸業者による悪用」UNODC、2023年(該当ページにて閲覧可能))

¹³² Valeri M., Fondacaro R., De Angelis C., Barella A., *European Journal of Islamic Finance, The Use of Cryptocurrencies for Hawala in the Islamic Finance*—available at www.ojs.unito.it
(「イスラム金融におけるハワラにおける暗号資産の利用」欧州イスラム金融ジャーナル、ヴァレリ・M/フォンダカロ・R/デ・アンジェリス・C/バレラ・A(該当ページにて閲覧可能))

プライバシー、分散化に立脚している。ブロックチェーンはデジタルプロセスを用いてハワラの効率性と速度を向上させるのに活用できる。今後10年で60億人以上がオンライン接続されると見込まれることを考慮すれば、ハワラの自然な進化形としてブロックチェーンを適用できる。引用されている研究によれば、VAブロックチェーンではノードをハワラダールと見ることができ、ノードとマイナーが相互信頼と合意形成を通じてネットワークを維持している。ハワラシステムで受け取ったコインは、モバイルメッセージングアプリで提供される「暗号資産ウォレット」を使って支出でき、購入者は通貨を交換する必要なく、どの店舗で売り手に送金できる。使用するVAの種類によっては、(為替業者による認証・識別を通じて)取引の追跡可能性やユーザーの本人確認がある程度可能であり、TF関連の不正行為の検知・阻止に役立つ可能性がある。

ケーススタディ:HOSSPなど多様なMVTSを利用するISIL支援者

南アフリカのISIL支援者については、アフリカ大陸全体における資金の収集、移動、一体運用において重要な仲介者として台頭している。南アフリカで資金を集めた後、ISILスタッフが東アフリカ全域(コンゴ民主共和国(以下、DRC)、ウガンダ、タンザニア、モザンビークなど)への資金分配を支援している。主要な資金調達手段には、ハワラシステム、送金サービス業者、正規の金融機関(以下、FI)の悪用が含まれる。

例えば、2019年から2020年末にかけて、ヨハネスブルグに登録されモガディシュで稼働していた企業が、ソマリア、南アフリカ、その他東アフリカ諸国間で約40万米ドルの資金移動を支援していた。

これらの資金移動は、地域的なハワラ及び送金ネットワーク(タアジュ、ジュバ・エクスプレス、ママ・マネーなど)を通じて行われた。これらのネットワークの一部は、東アフリカ、中東、西側の諸法域にわたり支店網を維持している。支援者は、第三者仲介業者、MVTS事業者、仮想金庫(セルパル、フラッシュ、カザンなど)を利用し、正規の銀行部門から取引を隠蔽した。また、同社は、合法的な銀行口座を利用して残高を隠蔽し移動させていた。

2021年9月、当局は同社のネットワークを解体した。その後、国内と越境の違法MVTS活動に関する民間セクター専用通報ホットラインの設置やPPPの強化などの措置が講じられた。これらの取組は、南アフリカマネー・ローンダリング対策統合作業部会の専門家作業部会や戦術作戦部会を通じて支援された。

出典:南アフリカ

注記:上記に基づき、南アフリカは、国連安保理決議1373(2001年)に基づき設立された国内指定枠組の下で、個人2人と2団体を指定した。参照:報道発表及び通知(2025年2月12日)。

3. 電子マネーに基づく手法

3.1. モバイルマネー

151. モバイルマネーとは、モバイル装置を通じて金融サービスを提供するものである¹³³。モバイルマネー商品は、プリペイド口座やノンバンク系FIと連動していることが多い¹³⁴。モバイルマネー商品は、従来型銀行とは異なるAML/CFT要件の下で運営されることが多い。さらに、これらの商品は、段階的な本人確認（以下、KYC）を枠組みに組み込んでいるのが通例である。個人から事業者、個人間、政府から個人への取引など、モバイル決済を仲介するFIは、従来型のサービス業者（銀行、預金機関）やMVTISである場合がある¹³⁵。

152. テロ組織は、寄付の募集、支援者からの資金収集、工作人員相互間の資金移動のため、モバイルマネープラットフォームをますます活用するようになってきている。特にSIMカード登録が厳格に施行されていない法域や、モバイルマネー事業者がAML/CFT規制の対象外でテロ資金供与リスクへの認識が欠如している法域では、モバイルマネーの重要性が増している¹³⁶。このリスクは、モバイルマネーサービスが銀行サービスとシームレスに統合されている国・地域、特に銀行インフラが限られている地域で増幅される。サハラ以南のアフリカでは、モバイルマネープラットフォームはハワラなどの非正規送金ネットワークと連動しており、監視のない越境送金を可能にしている。こうした状況下において、モバイルマネーは、最終受益者であるFTFへの資金送金に利用されることが多く、特に地域の金融拠点で資金管理者が集めた資金は、地域内の各支部に分配され、最終的に作戦を遂行する戦闘員へ少額に分けて送金される段階に至る。

153. ソマリア、DRC、モザンビークなどのアフリカの紛争環境では、紛争から逃れる避難民が身分証明書を所持していない場合があるため、包括的なCDD要件が適切に施行されない可能性がある。したがって、難民・避難民キャンプで活動するテロ組織は、紛争状況を容易に利用し、最小限の監視でモバイルマネーを介した越境資金移動を実現できる¹³⁷。また、紛争が生じると、テロ組織が犯罪活動（KFR、支援者からの寄付受領、恐喝、テロ目的の物資・兵站代金の徴収など）から利益を得られる環境が生じ、こうした活動はモバイルマネーの経路を通じて促進され得る。実際、ソマリアにおけるモバイルマネーサービスの悪用は、組織犯罪を介して資金供与を受けているテロ活動の実例となっている。アル・シャバブ¹³⁸のような組

¹³³ World Bank [Chapter 4: Mobile Money for Financial Inclusion](#), Kevin Donovan (2012)

（「第4章：金融包摂のためのモバイルマネー」世界銀行、2012年、ケビン・ドノバン）

¹³⁴ その段階では、モバイルマネー商品がプリペイド口座と連動していることが多いため、ノンバンク系機関も非常に活発に活動している。実際、通信事業者はモバイルマネー発行者として成功を収めている。この段階において、複数の法域がこうした動向に直面しており、具体的な規制なしに発展を許容するか、特別な免許・登録要件で規制するか、あるいはその創業を禁止するかのいずれかの対応をとった。しかし新興市場では、モバイル決済などのモバイルマネーの形態が成長しており、金融包摂に貢献している。なぜなら、十分なサービスを受けていない人々や銀行口座を持たない人々に、幅広い正規の金融サービスへのアクセスを提供しているためである。

¹³⁵ [FATF Guidance for a Risk-Based Approach on Prepaid Cards, Mobile Payments and Internet-based Payment Services](#)

（「プリペイドカード、モバイル決済、インターネット型決済サービスに関するリスクベース・アプローチのガイダンス」FATF）

¹³⁶ 例：GABAC、[Republic of Chad Mutual Evaluation Report](#)（チャド共和国の相互審査報告書）2023年、87ページを参照。

¹³⁷ ケニア当局は、自国内でアル・シャバブが実行した複数のテロ攻撃がダダアブ難民キャンプで計画されたと主張している。

¹³⁸ 国連安保理決議1373（2001年）に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。また、アル・シャバブは、ソマリアに関する国連安保理決議751（1992年）に基づき国連安保理により課された制裁の対象となっており、加盟国の報告によれば、ISIL、AQ又はそれらの系列組織とのつながりがあるため、国連1267監視チームの監視下に置かれている。

織は、検知回避のため携帯電話番号を頻繁に変更する戦略をとっている。財務担当者らにはしばしば、場合によっては上限が10万米ドル¹³⁹に達するモバイルマネー口座を保有し、偽名で登録した複数の口座を通じて、ハラワ「税」として恐喝資金を徴収している。

154. インターポールによれば、東アフリカにおけるM-Pesaのようなモバイル電子マネープラットフォームの出現によって、テロ組織がこれらを悪用し、従来の銀行取引を回避するために利用できるようになってきている。これは特にアル・シャバブ¹⁴⁰において顕著であり、同組織は特に正規の金融サービスが乏しい地域において、作業員へのリソース移動や兵站上の必要性のためモバイルマネーに依存している。2019年1月にケニアのホテルを襲撃した犯人の1人は、ケニア当局によれば30枚を超えるSIMカードを使用していた¹⁴¹。これはTFの手法としてのモバイルマネー利用の脆弱性を示している。また、国連は、ADF¹⁴²が刑務所内での活動を支援するためモバイルマネーを利用していることを指摘しており、そこでは、ADF指導部からのモバイルマネー送金が刑務所内で受け取られ、新兵募集、拘留中の戦闘員の生活維持、他の受刑者の動員のために再分配されている¹⁴³。

155. 西・中央アフリカでは、テロリズムのためのモバイルマネー手法の利用はそれほど一般的ではないが、依然として存在する。AQIM作業員が複数のSIMカードと現金を所持した状態で逮捕され、他のテロ組織ネットワークとの連絡を維持していた事例を見ると、モバイルマネーが悪用される可能性が示されている¹⁴⁴。

156. 結局のところ、モバイルマネーサービスは様々な地域でTFの重要な手段となっている。この悪用は、SIMカード登録の緩さ、AML/CFT規制の脆弱性、銀行サービスとの統合、ハラワのような非正規ネットワークとの連携といった要因によって可能となっており、テロを助長する金融活動を防止するための強固な対策が必要である。

ケーススタディ:テロ組織内におけるモバイルマネー送金

¹³⁹ Somalia Monitoring Group, [S/2018/1002](#).
(ソマリア監視グループ、S/2018/1002)

¹⁴⁰ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。また、アル・シャバブは、ソマリアに関する国連安保理決議751(1992年)に基づき国連安保理により課された制裁の対象となっており、加盟国の報告によれば、ISIL、AQ又はそれらの系列組織とのつながりがあるため、国連1267監視チームの監視下に置かれている。

¹⁴¹ The Standard Newspaper, [How Dusit attacker communicated, moved money – DPP Haji, by Betty Njeru \(2022\)](#).
(「ドゥシット襲撃犯の通信・資金移動手法 – DPPハジ」ザ・スタンダード紙、2022年、ベティンジェル)

¹⁴² 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。ADFは、DRCに関する国連安保理決議1533(2004年)に基づき国連安保理により課された制裁の対象でもあり、加盟国からの報告によると、ISIL、AQ又はそれらの系列組織との関係により、国連1267監視チームの監視下に置かれている。

¹⁴³ Group of Experts on DRC, [S/2024/432](#).
(DRCに関する専門家グループ、S/2024/432)

¹⁴⁴ FATF, GABAC and GIABA joint report on [Terrorist Financing West Central Africa](#) (2016)
(「西・中央アフリカにおけるテロ資金供与」FATF、GABAC、GIABAの共同報告書、2016年)

2023年、ウガンダ高等裁判所国際犯罪部(ICD)は、指定テロ組織ADF¹⁴⁵とのつながり、TF、人身・児童の悪質取引の罪で4人に有罪判決を下した。この4人の容疑者に対して、7年の禁固刑が言い渡された。

2018年5月から2019年7月にかけて、ADF指導部の直接命令のもと、同組織は新規メンバーを募集し、ウガンダからDRC内のADFキャンプへの輸送を手配した。捜査により、これらの活動の資金源としてモバイル送金が利用され、兵站・維持費、即席爆発装置(IED)購入費に充てられていたことが判明した。新兵はウガンダ東部地域(マユゲ県、ムバレ県)からバスで輸送され、その際、ADFが活動するDRC国境地帯のカセセ県を經由していた。容疑者らは、新兵がADFのテロ行為の実行又は支援に利用されることを認識していた。

出典:ウガンダ検察局

3.2. オンライン決済サービス

157. 近年、市場での顕著な進展として、多様な決済サービスプロバイダー(以下、PSP)の台頭が挙げられ、その中にはデジタル版も含まれており、これらは一般にフィンテック企業と呼ばれる。PSPについて、FATFによる定義や業界で広く受け入れられている定義は存在しないが、この分野は資金移動(信用振替、加盟店即時支払への決済、口座引落、国内・国際送金を含む)や、決済カード、電子マネー、携帯電話、その他類似の特性を持つデジタル・ITブリペイド・ポストペイド端末を用いた送金サービスを提供する事業者を包含すると理解されている。

158. PSPセクターは、デジタル決済エコシステムを実現するため連携する複数の主体で構成される。PSPセクターは極めて多様であり、従来型の実店舗銀行、ネオバンク、カード処理業者から、決済を促進するオンライン・モバイルソリューションまで多岐にわたっている。一般的に、決済サービスを提供する銀行は広く認知されており、数十年にわたりAML/CFT/CPF規制とリスクベース監督の対象となってきた。ノンバンク系PSP¹⁴⁶セクターにおいて新規参入者が多く、場合によってはAML/CFT/CPF規制枠組の外側に位置する事業者も存在する。ノンバンク系セクターには著名な企業も含まれるが、消費者がサービスを利用しながらも容易に特定できない事業者も存在する¹⁴⁷。

159. ノンバンク系セクターにおけるPSPの多くは、フィンテック技術プラットフォームを活用し

¹⁴⁵ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。ADFは、DRCに関する国連安保理決議1533(2004年)に基づき国連安保理により課された制裁の対象でもあり、加盟国からの報告によると、ISIL、AQ又はそれらの系列組織との関係により、国連1267監視チームの監視下に置かれている。この点は、テキストボックス中のADFに関する言及全てに適用される。

¹⁴⁶ FATF機密報告書(FATF/RTMG(2025)17):ノンバンクは、極めて多様な法人群であり、その存在により決済市場において競争が激化しており、技術革新を通じて市場構造を変容させている。ノンバンク系PSPのビジネスモデルは、銀行サービスへの代替手段を提供するケースもあれば、銀行サービスを補完するケースもある。これにより、従来型サービスが、高度に専門的な構成要素へと細分化され、従来の決済チェーンが分解されている。ノンバンク系PSPの市場参入拡大を受けて、決済分野への参入事業者が増加し、市場が複雑化するとともに、従来型銀行に集中していた市場構造が分断化するようになっている。

¹⁴⁷ FATF機密報告書(FATF/RTMG(2025)17)。

たオンラインサービスを提供するケースが多い。フィンテック企業は、サービスを提供する第三者として行動し、例えば、顧客の銀行やカード発行会社と連絡をとって、取引の詳細を確認し、十分な資金があるか否かを確認し、承認を得ることによって、加盟店のデジタル決済の受け入れを支援することができる。新たな金融技術は、購入決済、P2P決済、マイクロペイメントや寄付、クラウドファンディング、デジタルウォレット、後払い決済、Eコマース、サブスクなど、より多様な決済手段を安全に受け入れることを可能にしている。

160. フィンテック企業によるオンライン決済サービスの提供が過去10年間で大幅に拡大したため、テロリストがこうしたサービスを選択する事例があらゆる状況で確認されており、特に資金移動経路の多様化が可能となる点はその理由となっている。また、これらの決済サービスは、低コストで迅速な送金ソリューションを提供し、偽名や偽アカウントによる依頼人・受取人の匿名性強化が可能な点で、テロ組織から見ると魅力的に映っている。

161. ユーロポールでは、あらゆる種類のテロ組織でこれらのサービスが広く利用されていると評価している。小規模テロ下部組織、FTF、その他の単独テロリストが関与する事例では、P2P決済サービスがECプラットフォーム(以下、EPOM)上で軍事装備、化学成分、プロパガンダ資料の調達に利用されている。また、EoRMTグループがP2P決済システムを用いて、過激思想を伝える品目(書籍、音楽、衣類)を支持者に販売しており、その組織の主な収入源となっていると各国代表団が報告している。

162. こうしたオンライン決済サービスは、特に一部の決済メカニズムがソーシャルネットワークやコンテンツホスティングサービスに直接統合されている場合、大規模組織への寄付金送金にも利用できる。こうしたケースでは、単一のプラットフォームで寄付者の募集、クラウドファンディングキャンペーンの実施、オンライン決済サービスを通じた資金移動までを一括して行うことが可能である。クレジットカードの場合と同様に、オンライン決済サービスは電信送金に比べて追跡可能性と透明性が低く、送金の依頼人と受取人を明確に特定することが困難になる。

ケーススタディ: 単独テロ行為への資金供与におけるオンライン決済サービスとVPNの活用

2022年4月3日、ISILのイデオロギーに影響された個人Aがゴラクナート寺院の警備員を襲撃した。侵入未遂段階で攻撃が検知され、即時逮捕に至った。この事件はウツタル・プラデーシュ州ATSに移管され、個人Aの携帯電話のフォレンジック解析によりISILの影響が明らかになった。

金融捜査により、A個人がISIL支援のためPayPal経由で669,841ルピー(7,685米ドル)を国外送金した事実が判明した。その際、国際的な第三者取引を用いて、VPNサービスでIPアドレスを隠蔽していた。また国外から10,323.35ルピー(188米ドル)を受け取っていた。

捜査により、ISIL活動を支援する国外金融取引が裏付けられた。預金と取引の検出は、多層的な捜査手法によって円滑に進められた。当初は地元警察が予備捜査を実施し、その後テロ対策部隊(ATs)に引き継がれた。収集した証拠をATSが精査し、被告の携帯電話が鑑識分析に送られた。鑑識報告書によれば、被告が検知回避のため通話・チャット・ダウンロードを行うべくVPNを利用していたことが明らかになった。さらに財務調査を進めた結果、被告がこれらのサービスを確保するため、自身の銀行口座を介して

VPNプロバイダーへ支払いを行っていたことが判明した。メール経由で入手した被告のPayPal取引を総合的に分析したところ、海外口座へ計669,841ルピー（約7,736米ドル）に相当する約44件の国際的な第三者取引が行われていた。加えて、被告はPayPalを通じて海外口座から資金を受け取っていた。捜査ではさらに、被告が海外の法域においてISIL支持者と特定された複数個人に対してテロ活動を支援する目的で送金していた事実も判明した。これらの取引の疑わしい性質とTFの可能性を踏まえ、PayPalは被告のアカウントを停止し、これによりさらなる不正資金移動を阻止した。

出典：インド財務省

4. 伝統的金融サービスの悪用に基づく手法

163. 伝統的金融サービスは、テロ組織により資金調達活動で依然として利用されているが、現金、回収業者、ハワラネットワークのいずれかを通じた地下・匿名取引を伴うスキームに比べ、TF事案での出現頻度は低いように思われる。BOや透明性に関する国際基準の進化、本人確認システムの改善にもかかわらず、テロ組織は資金の移動と保管のため、ある程度正規の金融サービスに依存し続けており、その際にターゲットになっているのは、CFTの執行が脆弱で、国際協力メカニズムが不十分か制限されている法域である。他の状況では、AML/CFT措置の適切な実施を受けて、テロ組織や個人が金融セクターを回避する傾向が強くなっている。

164. 一般的な見方として、テロ目的の正規の金融サービスの悪用の防止や検知が特に課題となるのは、指定を受けていない集団や個人に関連する場合であったり、あるいは国境を越えた金融業務に関わる全ての法域で指定が認知されていないときであったりする。例えば、この課題は、EoRMTグループや個人の場合、この点が特に問題視されている。法域間で指定状況に一貫性がないためである。

4.1. 銀行業務

165. 本セクションで扱う主流の銀行業務は、預金口座、電信送金、クレジットカード、信用貸付、オンライン又はモバイルバンキングサービスである。

166. 国際的な活動を行うテロ組織が銀行預金口座を利用している事例が時として報告されている。こうした銀行口座は貯蔵手段として用いることができるが、現金準備と比較するとはるかに稀なケースのように思われる。こうした事態が生じるとき、BOの身元を隠すため、第三者やダミー会社名義で口座が開設されるか、異なる法域で口座が保有される可能性が高い。代表団の中には、テロ組織の支配下で銀行口座が用いられる公算が高くなると報告する向きもある。モザンビークは、テロ行為の影響を受けたカゴ・デルガド州で、銀行振込によって資金を受け取る法人や自然人が確認されているほか、もっともらしい理由もなく多額の現金が引き出されている事例があると報告している。また、小規模テロ下部組織や個人テロリストが検知を回避している事案でも預金口座が広く確認されており、特にこれらの者の場合、合法的資金源から生じる少額資金で活動する傾向があるためである。

167. テロ資金供与を目的とした資金の国際移動に関して、電信送金を依然として確認できるが、この手法は、ハワラ、現金輸送、MVTSに比べ、はるかに稀なものとなっている。各法域からは、国際テロ組織が関与する事例に加え、国内・地方レベルで活動するものの大規模なテロ組織ネットワークに所属する集団が関与する事案において、電信送金が報告されてい

る。オーストラリアの経験では、こうした国際送金は小規模・中規模の金額(通常1万米ドル未満)が大半であり、通常は1~2回の取引で完結する。トルコの場合、自国民又は外国人がISIL宛に行った電信送金を報告しており、取引説明欄には「インファーク、ザカート、フィトラ、慈善、収容所、捕虜となった姉妹のため、シリアのため」などの記載が盛り込まれている。TF関連の銀行送金は、活動地域が限定されたテロ組織のメンバーや支持者間で、国内的にも確認できる。タイは、こうした送金は小口がほとんどで検知が困難だが、捜査や疑わしい取引の届出を通じて特定可能であると報告している。

168. クレジットカードやデビットカードも、特に小規模下部組織や個人テロリストが関与するTF事案で依然として用いられている。EU域内のAQ支持者の場合、EU域外の銀行口座に紐付いたクレジットカードを用いて、テロ組織への寄付目的でVAを購入していたと報告されている。シンガポールでも、自己過激化した個人が国際送金にクレジットカードを使用する事例が確認されている。電信送金と比較すると、クレジットカードは特定の条件下(例えば、取引が商業決済に偽装されている場合)で、依頼人と受取人の双方について身元に関する追跡可能性や透明性が低くなる。テロリストは、特に資金が合法的な出所(給与、社会保障給付、家族からの支援)から生み出された場合や、法人(企業、NPO)の銀行口座が表向きの窓口として利用される場合、個人の支出を隠蔽するためにクレジットカードを利用する場合がある。

169. 偽造書類を介して海外で取得された不正クレジットカードを悪用するという事例も報告されている。これらのカードは、携帯電話その他の技術機器といった物品の購入に使用されており、作戦活動を支援する個人に配布されるか、それとも、文書調達、テロ関係者の居住権取得、勧誘活動など、テロ関連目的の資金調達のために売却されるかのいずれかである。

ケーススタディ:ルクセンブルクにおけるTF促進のためのクレジットカード・電子マネー口座・決済の利用

この事例は、ソーシャルメディア上でISIS関連コンテンツを拡散したルクセンブルク市民に関する捜査機関(LEA)相互間の国際協力により発覚した。この容疑者は、ISILのイデオロギーの擬似宗教的正当化に焦点を当て、当該コンテンツを禁止するソーシャルメディア・プラットフォームの対策を回避することに成功していた。親友がシリア・イラク地域へFTFとして渡航した後、容疑者は過激化していった。

初動捜査の結果、ルクセンブルクの銀行に銀行口座と関連デビットカードを保有し、決済・電子マネー機関にも稼働中の口座を所持していたことが判明している。さらに分析を進めたところ、特定された決済・電子マネー口座に関連付けられたクレジットカードが、別の2名の身元不明者の2つの決済・電子マネー口座ともつながっていることが判明した。加えて、計4つの決済・電子マネー口座が、住所・Eメールアドレス・IPアドレスのいずれかで相互にリンクしている模様であった。確認された口座の動きは、主にイスラム教徒女性向け宗教衣類の購入、結婚相談所への送金、宗教系NPOへの寄付であった。

加えて、容疑者の妻も事件に関与している疑いが浮上した。妻の支払口座と電子マネー口座について徹底的な取引解析が行われ、資金情報機関(以下、FIU)のデータベースにある容疑者と一致する個人について不審な送金を確認された。その人物は、隣接国においてTFとの関連が疑われていた。

危険信号の指標としては、過激派運動と関係のある宗教系NPOへの頻繁な送金や寄付だけでなく、紛争地域やテロ・TFリスクの高い法域において、未亡人や戦死者の遺族、囚人への経済的支援を目的としたNPOへの資金提供も含まれていた。

出典:ルクセンブルク

170. 規制対象となる銀行サービスは、小規模下部組織や個人テロリスト、EoRMTグループの資金管理に大きく関与しているが、大規模組織の事例でも時折報告されている。

171. 預金口座は、小規模な国内脅威やEoRMTに関与する個人・団体が関係する状況で、資金を保管する目的で利用される公算が高い。その背景には、関与する資金の額が比較的限定的であること、また、こうした資金が給与、社会保障給付、親族からの資金援助など合法的な資金源に由来することが多いという事実がある。こうした特性により、こういった個人は金融監視システムの検知の下限を下回って活動することが可能となる。代表団の報告によれば、普通預金口座からの資金は、自己過激化した個人やFTFによって引き出され、現金で支出されるのが一般的である。

172. また、セクション1で指摘されているように、通常の信用貸付は、FTFが作戦地域への移動資金として、あるいは個人が紛争地域外で現地攻撃を実行するために用いられてきた。これらの貸付の一部は書類偽造を用いて契約されている。また、テロリストは、本当の受益者を隠すため、親族や友人に自身の名義で貸付契約を結ばせることもできる。

173. オーストラリアによれば、大手銀行は顧客層の規模、業務規模、現金取引インフラ、グローバルな展開範囲から、TFリスクを受けやすい。また国際取引の出入りで主要な経路にもなっており、他のFIのコルレス銀行としても機能している。それでも複数の代表団からは、主にオンライン専門の銀行を指す「ネオバンク」など、新規TF悪用と銀行業者の脆弱性への注意喚起を求めている。これらの銀行は顧客数を増やし続けており、TF事案で言及されることも多くなっている。ネオバンクの場合、内部コンプライアンス体制の強化途上にある新興プレイヤーが多いという事実に加え、その活動が遠隔で行われる性質も相まって、従来型金融機関と比較すると、CDD対応能力が弱く、裁量権が大きくなるということになり得る。仮想の国際銀行口座番号(以下、IBAN)など、その他の革新的な金融手法も、電信送金の最終的な行き先やBOを隠蔽する新たな機会を提供するため、TFリスクの観点で各法域の注目を集めている。

ケーススタディ:テロ行為の資金調達を目的としたダミー銀行口座への預金と即時現金引出

2021年、パキスタンの大都市で車両搭載型の即席爆発装置が爆発し、複数の死傷者が出た。この攻撃はパキスタン・タリバン運動(TTP)の名義で実行されたという主張が行われた。テロ対策局(以下、CTD)がテロ捜査に着手し、人物Aが主要容疑者であり、攻撃に使用された車両の所有者であることを明らかにした。また、TF罪を含むテロ対策法

(1997年)に基づく金融捜査を並行して実施するため、合同捜査チームが設けられた。

金融捜査の結果、パキスタンの最大都市に在住する人物Aは、別の主要都市を訪れ、休眠状態にあった銀行口座を再度使える状態にし、ある銀行口座から9,400ルピー(約109米ドル)を引き出し、それぞれ20,000ルピー(約72米ドル)の取引を2回行った後、口座を閉鎖したことが判明した。引き出された資金は、テロ行為に使用された車両の購入に充てられたとされる。人物Cは、人物Aに後方支援を行ったが、この者は指定対象者の兄弟でもある。人物Cは後に、この攻撃の主要容疑者として特定された。詳細な分析により、人物AとDに資金提供していた者と両者を結びつける2種類の金融取引が存在することが明らかになった。

人物Dは人物Aに現金で100万パキスタンルピー(約3,590米ドル)を供与しており、さらに自分自身の口座を介して人物Aに対し、TF目的と見られるそれぞれ20,000ルピーの取引を2回行っている。CTDによる捜査の進展を受けて、人物Aの資金提供元がテロ攻撃の黒幕であることが判明した。金融監視ユニット(FMU)によると、人物Aが外国法域から2回の送金、それぞれ15万パキスタンルピー(約540米ドル)と10万パキスタンルピー(約360米ドル)を受領したことが明らかになっている。首謀者、支援者、資金提供元が居住する外国法域へ人物Aが頻繁に旅行していたことがFMUにより確認されている。

首謀者・資金提供元、実行犯、支援者が逮捕され、その後有罪判決を受けている。

出典: パキスタン国家対テロ対策庁(NACTA)

4.2. プリペイドカード

174. プリペイドカードとは、カード自体にデータが直接記録されている、又はデータが遠隔で保存されているカードであって、所定額の電子的な通貨又は価値があらかじめチャージされているものを指す。価値の移動を容易にし、従来の銀行口座やクレジットカードに代わるものとして使われることが多い。プリペイドカードには様々な種類があるが、最も注目される種類のカードはオープンループカードであり、世界中のATMで資金を引き出せる¹⁴⁸。ネットワークブランドの決済カードであり、決済ネットワーク(例、Visa、MasterCard)に参加する加盟店やサービスプロバイダーとの間であれば、取引が可能になる。汎用リロード(GPR)カードは、消費者がオンラインで申し込むか、各種小売店のプリペイドコーナーで入手できる金融商品である。これらのカードは後日、電話やオンラインで消費者が利用できる状態にする。これらの商品は、その他の銀行発行デビットカードと同様に機能するが、現金で購入したクーポンで再チャージできるため、匿名性が高くなる。

175. プリペイドカードの脆弱性の一つは、当該金融サービスの法的地位が曖昧で、各法域間で規制の一貫性を欠く点にあり、これがTFによる悪用を招きやすくしている。

176. プリペイドカードは、モバイルマネーやHOSSPと同様の脆弱性という点で共通してい

¹⁴⁸ [FATF Guidance for Risk Based-Approach on Prepaid Cards, Mobile Payments and Internet-based Payment Services](#) (2013)

(「プリペイドカード、モバイル決済、インターネット型決済サービスに関するリスクベース・アプローチのガイダンス」FATF、2013年)

る。その背景には、匿名性を確保できるという可能性と、国境を越えた送金が容易である点がある。プリペイドカードは容易に持ち運べ、取引も可能である。つまり、ある場所で購入し、別の場所で使用できるため、資金の流れを追跡するのが困難になる。プリペイドカードは、他の金融サービスと比較して必ずしも厳格に規制されているわけではなく、様々な主体による配布が可能であり、デューデリジェンスのプロセスも一様ではない。そのため、プリペイドカードの場合、従来型の銀行規制を回避する手段となり得る。例えば、盗まれた身分証明書でプリペイドカードを取得し、それを検知されずに他の法域へ送付して資金を移動させることも可能である。

177. プリペイドカードはテロリスト、特にFTFによって国際的な資金の保管・移動に用いられてきた。一般的に、カード保有者は紛争地域に所在していることがあり、共犯者が別の法域で現金またはVAによりリロードクーポンを購入し、そのチャージコードをカード保有者と共有することで、ATMを通じて現金を引き出せるようにしている。また、イタリアからは、MVTSがテロ組織による国際資金移動で最も一般的な手法である一方、国内資金移動ではプリペイドカードが最も悪用リスクの高い経路であるとの報告がある。これは、CDDと登録を通過した第三者がカードを購入して組織メンバーに引き渡し、メンバーがチャージコードを共有し、カードに紐づくIBANを用いて内部送金(内部で資金を融通)するためである¹⁴⁹。

178. 資金移動の目的以外にも、プリペイドカードは、自己過激化した個人がプロパガンダ商品を追跡困難な方法で購入する上でも使用できる。

179. しかし、プリペイドカードを利用した場合でも、銀行サービスと同様にその取得と維持に一定の手続や書類整備を要するため、テロ組織のメンバーにとって大きな利点になるわけではない。プリペイドカードが金融サービスとして提供されるため、正規の銀行システムに組み込まれている法域も多い。この場合、プリペイドカードの発行前に、デューデリジェンスやKYCの内規に従い、銀行口座をまず運用する必要がある。プリペイドカードを見ると、月額維持費、アクティベーション手数料、取引ごとの手数料を必要とするものが多く、TFとの関係では高コストな選択肢となる。さらにATM引出に限度額が設けられており、テロ組織による利用を制約する要因となっている。

180. 全体的に、プリペイドカードの利用は銀行普及率の高い地域で広く見られ、こうした地域では、プリペイドカード、特にオープンループ型カードがATMからの現金引出や、作戦ニーズをサポートする購入に利用できる。

5. デジタルプラットフォームの悪用に基づく手法

181. イデオロギーや地理的範囲を超えて様々なテロ組織により、また、FTFなどの個人テロリストにより、ソーシャルメディア、コンテンツホスティングやダイレクトメッセージングサービス、オンライン物品販売、クラウドファンディング、モバイル通信アプリなど、デジタルプラットフォームが利用される例が増えていると各法域から報告されている。様々なVA取引所、ステーブルコイン、電子ウォレットがテロ資金の調達・移動・保管に利用されている。TF目的で

¹⁴⁹ See also FATF [Money Laundering and Terrorist Financing Risks Arising from Migrant Smuggling](#) (2022), case study 7, pages 28-29.

(参照「移民の密輸に起因するマネロン・テロ資金供与リスク」FATF、2022年、ケーススタディ7、28～29ページ)

のデジタルプラットフォームの悪用は、今後さらに広範かつ深刻化すると予想され¹⁵⁰、こうした最近の動向を受けて、新たな金融技術や資金調達手法に伴うTFリスクへの理解を深めていくことが、適切な対応策を整備する上で、最初のかつ極めて重要な段階となることが浮き彫りになっている¹⁵¹。

182. こうしたデジタル技術の多くは、状況や目指す目標に応じて様々な組み合わせで用いられており、相互に支えたり補完したりする関係にある。ソーシャルメディアやインターネットサイトを介して公然と宣伝されるオンライン資金調達キャンペーンは、人道的救済その他の慈善目的を装った偽の呼びかけで展開されることが多い。様々なテロ組織によるクイックレスポンス(QR)コード¹⁵²の使用は、特定イベントの告知や寄付の勧誘、ウォレットアドレスの伝達の双方の目的で増加している。暗号化された通信アプリは、支払方法や資金の実際の用途について警戒心を緩めて議論できるため、テロリストによる資金調達を容易にする手段として人気がある。オンライン技術によって促進され、テロ目的で悪用される可能性のある資金調達手段はその他にも存在する。例えば、スーパーチャット機能や、テロ関連コンテンツと並行して広告や収益化を提供するブランドなどが挙げられる。こうした傾向や戦術は進化を続けている¹⁵³。一部の法域からは、「ダークウェブ」がTFの拠点となっており、テロリストが武器、薬物、盗まれたデータを売買し、匿名性のもとで資金調達やマネロンを行う場となっていると報告されている。

183. こうした手法の普及は、大半の区分のテロ組織や個人で確認されているものの、悪用の規模や形態は、資金源・調達方法について、地域・経済状況、利用可能な手段、テロリストにより設定されている目標によって異なってくる¹⁵⁴。研究によれば、例えば、VAの場合、いわゆる「単独犯」や「自発的テロリスト」にとって機能性が限定されている可能性があるという。なぜなら、これらの者から見て、日常的な手段を介して、攻撃資金として必要となる少額資金を

¹⁵⁰ United Nations, thirty-fourth report of the Analytical Support and Sanctions Monitoring Team pursuant to resolutions 1526 (2004) and 2253 (2015) concerning Islamic State in Iraq and the Levant (ISIL), Al-Qaida and associated individuals, groups, undertakings, and entities (S/2024/556), paragraph 95

(「イラク・レバントのイスラム国、アルカイダ及び関連する個人・集団・事業体・団体に関し、安保理決議1526(2004年)及び決議2253(2015年)に基づく分析支援・制裁監視チーム第34次報告書」国際連合、S/2024/556、パラグラフ95)

¹⁵¹ UNSC Counter-Terrorism Committee, Non-binding guiding principles on preventing, detecting and disrupting the use of new and emerging financial technologies for terrorist purposes, [S/2025/22](#), January 2025, paragraph 17.

(「テロ目的での新規・新興金融技術の利用の防止・検知・阻止に関する拘束力のない指導原則」CTC、2025年1月、S/2025/22、パラグラフ17。(該当ページにて閲覧可能)

¹⁵² QRコードは口座情報を手作業で入力する必要をなくすことで、送金を簡素化するアクセス手段である。デジタル決済の普及をこれまで大きく推進してきた。

¹⁵³ UNSC Counter-Terrorism Committee, Non-binding guiding principles on preventing, detecting and disrupting the use of new and emerging financial technologies for terrorist purposes, [S/2025/22](#), January 2025, paragraph 10.

(「テロ目的での新規・新興金融技術の利用の防止・検知・阻止に関する拘束力のない指導原則」CTC、2025年1月、S/2025/22、パラグラフ10)

¹⁵⁴ UNSC Counter-Terrorism Committee, Non-binding guiding principles on preventing, detecting and disrupting the use of new and emerging financial technologies for terrorist purposes, [S/2025/22](#), January 2025, paragraph 9.

(「テロ目的での新規・新興金融技術の利用の防止・検知・阻止に関する拘束力のない指導原則」CTC、2025年1月、S/2025/22、パラグラフ9)

容易に入手できるためである¹⁵⁵。爆発物の前駆体化学物質や刃物類が、通常の決済方法を用いて店舗やオンライン市場で調達可能である限り、これらの技術は有用性が低いと思われる。

184. 一般的に、FTFは、モバイルマネー、VA、ソーシャルメディア、モバイルアプリ、インスタントメッセージングサービスの利用も増やしている¹⁵⁶。さらに、ISIL関連のFTFや収容所・刑務所に拘束されたその家族を維持したり密輸したりするための資金が、オンラインで(VA形式が多い)調達される傾向も追加して現れている¹⁵⁷。

185. テロ組織の運営費を賄う資金調達に関して、ソーシャルメディア、VA、クラウドファンディングといった技術が、従来型のTF手法と併用されるケースが増えてきている。さらに、VAを利用したオンライン資金調達キャンペーンは、当初はソーシャルメディア上で公然と共有されていたが、現在では、より非公開の環境に移行しており、一見正当な目的を装うケースが多くなっている。その一因としては、一部のVA取引が追跡可能で検知可能であるという認識が高まっていること、VASPがAML/CFT規制・監督の対象となるケースが増えていることが挙げられる。

186. 本セクションで論じられたデジタル手法の多くは、広く利用可能で低コストであり、世界的な聞き手に届くことができる。例えば、デジタル・オンラインプラットフォームを用いた資金調達キャンペーンは、身元確認の要件の程度は様々であるものの、迅速に立ち上げることが可能であり、同様に迅速に解散して混乱を避けることができる。全体として、TFとの関係で最も悪用される技術は、最も洗練された革新技术であることは稀であり、社会全体に最も浸透している技術である。また、リスクも同様に時間の経過とともに変化する傾向がある。つまり、デジタルプラットフォームや手法がより利用可能になり、普及が進み、一般に主流となるにつれ、TF目的での悪用の頻度も増えてきている。

ケーススタディ: シリア拠点のテロ組織を支援するオンライン募金キャンペーンを通じた寄付

シンガポールの治安機関は、TFの疑義がある活動を特定し、CFT捜査・取締を主導する同国の機関であるシンガポール警察庁商務部(CAD)に事件を移管した。TF捜査の結果、2020年に15回にわたり、ある個人(人物B)がオンラインプラットフォームを通じて、タハリール・アル・シャーム機構(以下、HTS)の支援を目的とした募金キャンペーンに、総額891シンガポールドル(約660米ドル)相当額を送金した疑いが明らかになった。TF捜査の終結後、シンガポールのCFT法である2002年テロリズム(資金供与防止)法に基づき、人物BをTF罪で起訴するよう商務部が勧告している。

人物Bは過激化しており、HTSに思想的に共鳴していることを表明していたこともあり、資金の全部又は一部がHTSの活動に利益をもたらすと認識していた。その後、テロ目的の

¹⁵⁵ RUSI, Occasional paper on [Bit by Bit. Impacts of New Technology on Terrorism Financing Risks](#), Stephen Reimer and Matthew Redhead (2022)

(「ビット・バイ・ビット: 新技術がテロ資金供与リスクに与える影響」RUSI(オケーショナル・ペーパー)、2022年、スティーブン・ライマー／マシュー・レッドヘッド)

¹⁵⁶ CTED, 2024年トレンド・トラッカー

¹⁵⁷ セクション1を参照。

資金支援供与で有罪判決を受け、拘禁刑2年8ヶ月を言い渡された。刑期終了後、人物BはZ国へ送還された。人物Bは現在でも、国連安保理決議1373(2001年)に基づき設けられたシンガポールの国内テロリスト指定リストである「2002年テロリズム(資金供与防止)法」別表1に引き続き掲載されている。

出典:シンガポール内務省

5.1. ソーシャルメディアとメッセージングサービス

187. FATFは、2015年の報告書において、TF目的でのソーシャルメディア利用を既に指摘している。過去10年間で、ソーシャルメディアとメッセージングサービスの技術は劇的に進化しており、通信システムとインフラを変革し、通信チャネルを大きく増やし、匿名性が促進され、国境を越えた膨大な聴衆に届くようになっている。しかし、これらの通信システムには脆弱性が存在し、テロ組織や個人テロリスト、支援者によって悪用されている。これにより、分散化が進み、テロ・プロパガンダの拡散、世界各国の支持者への接触、法定通貨、プリペイドカード、VAなど、様々な形態での資金調達が可能となっている。ソーシャル・ネットワーキング・サービス(以下、SNS)、コンテンツホスティングサービス、クラウドファンディングサービス、インターネット通信サービスは、TFとの関係で様々な形で悪用されている¹⁵⁸。

188. 一般的に、SNSは主にプロパガンダや過激化コンテンツを通じたテロのプロモーションと寄付の勧誘に悪用される。コンテンツホスティングサービスは、多くの場合、活動家やテロ組織と非公開で連絡を取り合い、支援手段や支払方法を話し合うために用いられる。また、これらのサービスの中には、従来型と新規の決済サービスを取り込んでいるものもある。一部のプラットフォームでは、アプリ内ギフト機能、「チップ」機能、ライブ配信寄付機能を備えており、現金やVAに換金できる。

189. ソーシャルネットワークは、公式・非公式のクラウドファンディングプラットフォームや機能と広く連携している¹⁵⁹。こうした手段で集められた資金は、正規の銀行チャネルやその他の登録決済サービスを介して、あるいは厳格なAML/CFT対策を実施しないオンライン送金サービスや代替銀行システムを利用して移動できる。大口取引は、検知を回避するため、複数の小口取引に分割され仲介業者を経由する場合もある。

190. 領土を支配している組織や大規模ネットワーク組織など、様々なテロ組織が、世界中の支持者から小額寄付を集めることにより、ソーシャルメディア・プラットフォーム上でテロ資金調達を人道支援・慈善活動と偽装していると報告されている。こういった活動は通常、VAで運用可能な銀行口座、モバイル決済サービス、デジタルウォレットと結びついている。アカウ

¹⁵⁸ UNSC Counter-Terrorism Committee, Non-binding guiding principles on preventing, detecting and disrupting the use of new and emerging financial technologies for terrorist purposes, S/2025/22, January 2025, paragraph 10—available at <https://docs.un.org/S/2025/22>; S/2024/556, paragraph 94; APG and MENAFATF joint report on [Social Media & Terrorism Financing Report](#) (2019)

(「テロ目的での新規・金融技術の利用の防止・検知・阻止に関する拘束力のない指導原則」CTC、2025年1月、S/2025/22、パラグラフ10、S/2024/556、パラグラフ94。「ソーシャルメディアとテロ資金供与報告書」APG、MENAFATFの共同報告書、2019年(該当ページにて閲覧可能))

¹⁵⁹ サブセクション4.2を参照。

ントがブロックされると、即座に同じプラットフォームで新たな口座やウォレットを宣伝し、資金調達の継続性を確保する。こうした仕組みに、電子決済サービスを比較的容易に統合できることが相まって、ソーシャルメディアや即時かつ暗号化されたメッセージングアプリの悪用は、ごく短時間で、かつ追跡可能性が限定される状況で多額の収益を生み出す便利な手段となっている。時折、この手法はNPOの悪用と組み合わせられ、いわゆる慈善の募金活動が、慈善・人道目的のキャンペーンから資金を転用し、テロ関連口座の利益のために流用する形で用いられる。全体として、インフォーマルな資金調達キャンペーンは、混乱対策に適応でき、コミュニケーションの場を非公開のソーシャルメディアやアプリグループに移す傾向がある。

191. TFを目的とした大規模かつ組織的な資金調達スキームでは、最大で数千人の「スポンサー」が関与し、寄付を介して多額の資金を調達する場合がある。テロ組織は、ソーシャルメディア（Facebook、Instagram、X、TikTokなど）上にあるP2P水平型コミュニケーション、チャット、フォーラム、グループチャンネルを介して大人数の聴衆と接触している。さらに、ライブストリーミング動画プラットフォームなどの新技術によって、プロパガンダキャンペーンを展開しつつ、寄付の呼びかけが可能になっている。加えて、人工知能（AI）を用いたソーシャルメディアのアルゴリズムによって、ユーザーの嗜好や閲覧習慣に基づいて特定コンテンツへと誘導を行っている。テロ・プロパガンダや過激化関連コンテンツの文脈において、これらのアルゴリズムは、リスクにさらされやすい利用者を過激主義的信念を強化するコンテンツやネットワークにさらし、さらに寄付候補者を特定して標的型キャンペーンへ誘導する可能性がある。

192. TF目的の資金調達キャンペーンにおいてソーシャルメディア・プラットフォームが関係してくることは、運用当局にとって関与と協力の面で課題を生み出すとともに、これらの主体にどのような責任が存在するのか、あるいは存在するべきなのかという疑問を提起する。テロリストによるソーシャルメディアやクラウドファンディングプラットフォームの金融活動への利用事例が繰り返されているにもかかわらず、プラットフォームやチャットアプリの中には、プラットフォームを介して発生し得るTFに対処する上で、自己監視システムやコンテンツモデレーションシステムの適応に課題を抱えているところもある¹⁶⁰。しかし、ソーシャルメディアその他の非金融系サイトの場合、資金調達パターンや金銭のコミュニケーションの監視、すなわちユーザーの把握の面で重要な役割を担っている一方で、PSPの場合、ネットワークを把握する上で必要な情報を保有している。

193. テロ組織や個人は、即時かつ暗号化されたメッセージングアプリ（WhatsApp、Telegram、Viber、Signalなど）や、ユーザーの匿名性を保証するプライベートチャットに加え、SurespoやVoIPといった安全なネットワークを、ますます利用していると報告されている。テロリストはこれらのサービスを利用し、金融データ（IBAN、ウォレットアドレス、その他の支払手段など）、キャンペーンの詳細、寄付の指示（符号化された文言を含む）を共有しながら、検知を回避している。「自己消去」メッセージ（一定の設定時間後に消去される機能）などの特性があれば、追跡の取組がさらに困難になる。ソーシャルメディアや暗号化通信アプリでは、

¹⁶⁰ UNSC Counter-Terrorism Committee, Non-binding guiding principles on preventing, detecting and disrupting the use of new and emerging financial technologies for terrorist purposes, S/2025/22, January 2025, paragraph 10 noting, for example, that under the European Union Digital Services Act, large platforms are required to conduct their own risk assessment and remove illegal content upon notification from authorities, but there is no explicit reference to terrorist financing as a form of illegal content.

（「テロ目的での新規・新興金融技術の利用の防止・検知・阻止に関する拘束力のない指導原則」CTC、2025年1月、S/2025/22、パラグラフ10。同パラグラフは、例えば、欧州連合デジタルサービス法に基づき、大規模プラットフォームには自らのリスク評価の実施義務と、当局からの通知を受けた際に違法コンテンツを削除する義務が課されている一方、違法コンテンツの一形態としてのテロ資金供与について明示的な言及はないことを指摘している）

決済方法や資金の実際の使途に関して無防備な状態で会話をを行うことができる。

ケーススタディ: 米国におけるテロ組織支援のためのMVTS悪用とソーシャルメディア上での自己暴露

2020年、米国ニュージャージー地区において、ある人物(「シェ」)が指定外国テロ組織(「FTO」)への物的支援提供の試みを隠蔽した罪で有罪を認めた。

本件での提出書類と法廷での陳述によれば、シェは、ハラクト・アル・ムカワマ・アル・イスラミヤ(イスラム抵抗運動、通称ハマス)¹⁶¹に対し、物質的支援及び資源を提供しようとする試みについて、その性質、場所、出所、所有権、管理権を故意に隠蔽・偽装したことを認めた。シェは、ハマスが米国における指定FTOでありテロ活動に関与していることを認識していたと認めた。また、支援の試みが暴力行為の実行又は実行支援に利用されると信じて、その支援の試みを隠蔽しようとしたと供述した。

2018年12月、シェはMoneygramを介して100米ドルをガザ地区の個人に送金しており、この人物をハマス系列で攻撃を実行してきたアル・カッサム旅団のメンバーと認識していた。送金とほぼ同時期に、自身のInstagramアカウントに「ハマスに100米ドル寄付した。違法なのは間違いないが、どうでもいい」と投稿した。2019年4月、ソーシャルメディア(Instagramライブ動画)で黒いスキーマスクを着用した姿で登場し続け、シオニズムと新自由主義体制に反対していると表明し、組織への参加を宣言した後、組織の旗と拳銃を掲げ、暴力行為を実行していく意思を明らかにした。

同じく2019年4月、シェはFBIの潜入捜査官にアル・カッサム旅団¹⁶²のウェブサイトのリンクを送信し、そのサイトが組織所有だと説明した。既に同サイトで資金提供を行ったと述べ、FBI職員に対し、VA(Bitcoin)経由で匿名寄付を送金できる新機能の使用方法を実演して見せた。

捜査により、シェの追加ソーシャルメディアアカウントが判明し、YouTubeアカウントには、とりわけ再生リストに多数の動画が含まれており、その多くが「アッラーの戦士」やシリア内戦、ヒズボラ¹⁶³(米国指定テロ組織)、イエメンのフーシ派運動¹⁶⁴を擁護・宣伝する内容であった。さらにバッシュアル・アル・アサド、サダム・フセイン、北朝鮮への支持も含まれていた。

出典: 米国財務省[ニュージャージー地区 | ソマーセット郡の男、ハマスへの物質的支援隠蔽で64ヶ月の

¹⁶¹ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。この点は、テキストボックス中のハマスに関する言及全てに適用される。

¹⁶² 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。

¹⁶³ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。

¹⁶⁴ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。

収監判決 | 米国司法省]

注記:このケーススタディは、国内指定制裁リスト[外国テロ組織 - 米国国務省]に掲載された組織に言及している。

ソーシャルメディア・プラットフォームにおける収益化その他の収入創出機能

194. ソーシャルネットワークの経済モデルは、依然としてユーザーを対象としたターゲティング広告を主軸としているが、統合決済システムや内部決済手段から徴収される手数料に依存するケースが増加している。こうした進展は、ソーシャルメディアにおける収益化手段の多様化という広範な傾向を反映したものであり、クリエイターに複数の収入源をもたらすとともに、視聴者との深い関与を促進している。

195. ソーシャルメディア・プラットフォームにおける収益化戦略は大きく進化しており、クリエイターに多様な収入源と視聴者との関わり方をもたらしている。主な進展は、次のとおりである。

- スーパーチャット機能: YouTubeのスーパーチャットを使うと、ライブ配信中に強調表示されたメッセージを視聴者が購入でき、これによりメッセージが目立つようになり、クリエイターとの直接交流が可能となる。これらのメッセージは、投げ銭の額に応じて最大5時間固定表示され、ファンがクリエイターを経済的に支援しつつ認知を得られる手段を提供している。
- サブスクリプション型モデルの普及が進んでいる。PatreonやOnlyFansといったプラットフォームでは、クリエイターが有料で購読者に限定コンテンツを提供できる。このモデルは、クリエイターに安定した収入源をもたらし、ファンがお気に入りのコンテンツ制作者を直接支援できるようになる。Xプラットフォームのプレミアムサブスクリプションでは、正当性を付与するための認証マークに加え、長文や動画の投稿機能、特定投稿の可視性向上など様々な特典を得られる。
- Xのチップ機能(現在の名称は「Tips」)では、VAなど、各種決済手段でユーザーが他のアカウントにチップを送れる。Tipsを利用するには、受取側がこの機能を有効した上で、第三者決済処理業者との連携していなければならない。最近の研究によれば、制裁対象団体・個人に関連する青チェックマーク付きアカウントがこの機能を利用している実態が判明している¹⁶⁵。
- バーチャルイベントやライブ配信が収益化の手段として普及している。ZoomやYouTube Liveなどのプラットフォームでは、企業やクリエイターが世界中の視聴者を対象としてイベントを開催できる。これらのイベントは、チケット販売、スポンサー契約、視聴者からの寄付を介して収益化が可能である。
- 報酬付き広告は、ユーザーを惹きつける上で人気が高まっている。広告視聴と引き換えに、アプリ内通貨やプレミアムコンテンツなどの報酬をユーザー側に提供する仕組みとなっている。

196. 内部送金向けの統合決済機能は、追跡可能性の面で課題を生じる恐れがある。つまり、資金が内部決済システムに入ると、AML/CFT上の義務主体(銀行等)最終的な行き先を

¹⁶⁵ Tech Transparency Project, "US-Sanctioned Terrorists Enjoy Premium Boost on X", 15 May 2025—available at www.techtransparencyproject.org.

(「米国制裁対象テロリスト、Xでプレミアムの『ブースト』による露出増加を享受」テック・トランスペアレンシー・プロジェクト、2025年5月15日(該当ページにて閲覧可能))

把握できる範囲が限定されてしまう。その後、プラットフォーム内で取引が行われる場合、それらを把握できるのはソーシャルメディアのみとなる。最後に、資金が内部プラットフォームから出ていく際、信用の流れに付随する金融ラベル(属性情報)では、その資金がどのソーシャルプラットフォームから来たかについての情報を示せるが、時として金融仲介機関に関する情報しか表示しないこともあり、資金の出所が不明瞭になる。

ケーススタディ: ソーシャルネットワークの「バーチャル通貨(プラットフォーム内通貨)」をVAに変換しテロ資金供与へ

2024年、ソーシャルネットワーク上で立ち上げられた寄付キャンペーンについて、あるインフルエンサーがプロモーションを行った。このキャンペーンは、ソーシャルネットワークから発行されるVAの形式で寄付を募るものである。具体的には、このインフルエンサーが視聴者に購入方法を伝達し、機密保持の面での利点を説明し、デューデリジェンスプロセスに不備がありつつも信頼できる決済プロバイダーを指摘した。集められた「バーチャル通貨(プラットフォーム内通貨)」は、その後VAに変換され、インフルエンサーが所持する仮想アドレスに送金された。資金調達プロセスを可能な限り不透明にするため、そのインフルエンサーは毎月新たな暗号通貨アドレスを作成していた(1年半の間に約50件)。資金(数万ユーロ相当)は約1年間保管された後、ジハード主義者サークルで活動する個人へ送金された。

調査の最初の部分は、特に暗号化されたメッセージングアプリと、このメッセージングアプリに関連する電話番号と偽名を販売するプラットフォームで、広範な公開情報調査(OSINT)に基づいて、インフルエンサーの収集戦略を特定することであった。

調査の第2段階では、インフルエンサーの暗号アドレスの特定に焦点が置かれていた。

- ブロックチェーン解析ツールを介して、そのインフルエンサーに属する形で、類似した特徴を持つアドレスをクラスタ化した上で特定する(接続ログから、その暗号アドレスの所有者の共通の地理的位置が明らかになる)。
- 多くのアドレスがセルフホストされていたため、VASPがホストするアドレスのように、FIUが識別情報を取得する可能性はほぼ皆無であった。
- VASPがホストするインフルエンサー側のごく少数のカウンターパートを踏まえ、VASPはユニークなトランザクション識別子の送信を通じてインフルエンサーの特定で役立ち、カウンターパートの匿名化解除を可能にした。

出典: フランスのTracfin

197. こうした手段が普及し、利用しやすくなり、収益性が高まるにつれ、テロ組織や個人テロリストもこれらの特徴を悪用して資金調達やプロフィールの維持を図るよう適応してきた。一部の法域では、テロ組織がTikTokの「エフェクトクリエイター」プログラムを介して資金を生み出す上で、ソーシャルメディアのトレンド機能(すなわち、フィルターやゲームなど)を利用して立ち上げた資金調達キャンペーンから利益を得ていると報告している。

198. 様々な国や超国家的制度の下で指定を受けたテロ組織や個人テロリストの中には、Xプラットフォーム(旧Twitter)の有料プレミアムアカウントの上記特典を利用して、暴力やブ

ロパガンダを助長する投稿動画の拡散力を高めたり、自らの投稿への返信欄に広告を表示させたりすることで、その広告収益の一部を得る可能性が生じていると報告されている¹⁶⁶。

199. 特にISILやEoRMTグループによる投稿に表示される大手ブランド広告に関する研究によれば、テロリストが自身の人気動画やブログの下に表示される広告の収益を介して収益を得られることが示されている¹⁶⁷。いくつかのプラットフォームは、暴力やテロを助長するコンテンツの場合、マネタイズ機能が無効になるように対策を講じているものの、この機能のコントロールに不備があるため、大手ブランド広告やスーパーチャットの支払いなど、ソーシャルメディア動画を通じてテロ資金を調達するというリスクにさらされている。

5.2. ソーシャルメディアを介した取引型詐欺

200. ソーシャルメディア・プラットフォームは、Eコマース機能の統合を進めており、プラットフォーム内での直接取引が可能になっている。この傾向によって、シームレスなショッピング体験が促進されており、アプリから離れることなく製品を購入できるようになっている。InstagramのショッピングタグやFacebookのマーケットプレイスといった機能は、この変化を体現したものであり、企業やクリエイターが自己のコンテンツを直接収益化できる。例えば、LinkedIn、Instagram、Facebookといったプラットフォームでは企業が自社の製品やサービスを展示できる。MeeshoやShopsyのようなプラットフォームは、小規模企業がデジタルストアを開設し、ソーシャルネットワークを通じて直接商品を販売することを可能にしている。

201. さらに、「美術品・骨董品市場におけるマネロン・テロ資金供与」に関する報告書¹⁶⁸でFATFが最近指摘したように、文化財の取引におけるソーシャルメディアサイトやメッセージングサービスの利用も、過去5年間で急速に拡大している。テロリストやテロ組織、あるいはその支援者と関係を持つ可能性のある個人が、ソーシャルメディア・プラットフォームを通じて文化

¹⁶⁶ See, e.g., open-source reports by Tech Transparency Project—available at www.techtransparencyproject.org/articles (February 2024) and www.techtransparencyproject.org/articles (October 2023).

(例えば、Tech Transparency Projectの公開報告書を参照(各該当ページにて閲覧可能))

¹⁶⁷ RUSI, Global Research Network on Terrorism and Technology: Paper No. 10 [Social Media and Terrorist Financing: What are the Vulnerabilities and How Could Public and Private Sectors Collaborate Better?](#) (2019), [Bit by Bit: Impacts of New Technologies on Terrorism Financing Risks](#) (2022) (see also, Alexi Mostrous, ‘Big Brands Fund Terror Through Online Adverts’, The Times, 9 February 2017; US House of Representatives Committee on Financial Services, ‘Memorandum: February 25, 2021, NSIDMP Hearing Entitled, “Dollars Against Democracy: Domestic Terrorist Financing in the Aftermath of the Insurrection”’, 22 February 2021, Megan Squire, ‘Monetizing Propaganda: How Far-Right Extremists Earn Money by Video Streaming’, conference paper, WebSci ’21: 13th International ACM Conference on Web Science in 2021. (参照「テロリズムと技術に関するグローバル研究ネットワーク」、ペーパー No. 10「ソーシャルメディアとテロ資金供与: 脆弱性は何か、官民部門はどのように協力できるか?」RUSI, 2019年。「ビット・バイ・ビット: 新技術がテロ資金供与リスクに与える影響」2022年。「大手ブランドがオンライン広告でテロを資金供与」ザ・タイムズ、2017年2月9日、アレクシ・モストラス。「覚書: 2021年2月25日、NSIDMP公聴会『民主主義に対するドル: 反乱後の国内テロ資金供与』」米国下院金融サービス委員会、2021年2月22日。「プロパガンダの収益化: 極右過激派は動画配信でいかに収益を得るか」会議論文、WebSci ’21: 第13回国際ACMウェブ科学会議、2021年、メーガン・スクワイア)

¹⁶⁸ FATF [Money Laundering Terrorist Financing Art Antiquities Market](#) (2023) (「美術品・骨董品市場におけるマネロン・テロ資金供与」FATF、2023年)

財、特に骨董品を販売していることを複数の法域や研究者が明らかにしている¹⁶⁹。オンライン仲介者を利用した文化財の売買は、買い手と売り手が越境取引を容易に行えるようになるだけでなく、一部の法域で整備されている規制枠組をマーケットプレイス側が回避することも可能になる¹⁷⁰。

5.3. 公式・非公式のクラウドファンディング

202. 資金調達プロジェクトを推進する際に、クラウドファンディングプラットフォームを用いると、低コストで迅速にドナー候補に接触できる。FATFの調査によれば、クラウドファンディングは正当な活動である一方、TF目的での資金調達のため、様々なテロ組織によってこれまで悪用されてきた。世界的に見て、寄付型デジタルクラウドファンディングの悪用は、TFの疑義案件において最も頻繁に確認されている。

203. あらゆるクラウドファンディング形態の中でも、寄付型クラウドファンディングがTF目的に悪用される可能性が最も高いとFATFでは明らかにしている¹⁷¹。同報告書で明らかにされたTF目的でのクラウドファンディング悪用に関する主要な4類型としては、人道支援・慈善・非営利目的の悪用、専用クラウドファンディングプラットフォームやウェブサイトの利用、クラウドファンディング目的でのソーシャルメディア・プラットフォームやメッセージングアプリの利用、クラウドファンディングとVAの相互作用が挙げられる。

204. 同報告書では、クラウドファンディングの文脈において、テロリストが資金調達のため複数の手法に依存しており、様々な技術を組み合わせている可能性があることに指摘している。例えば、専用のクラウドファンディングプラットフォーム上で資金調達キャンペーンが立ち上げられ、ソーシャルメディアを通じて共有され、VAで支払いを収集する場合がある。クラウドファンディングキャンペーンの後、テロ組織や支援者が様々なオフライン・オンラインの手法を用いて資金を管理し移動させる。場合によっては、資金を分散させるためHOSSPが用いられる。

205. 各国当局が共通して抱える課題としては、資金移動・出金に利用されるクラウドファンディングプラットフォームやPSPに提供されるデータが断片的である性質から、TFの疑いを形成したり裏付けたりする情報の取得、外国法域における資金の流れの追跡、資金受取人の特定、テロ関連性の立証が挙げられるが、特に指定テロ組織が直接関与しない事例の場合に顕著である。

206. 人道支援、慈善活動、非営利事業は資金調達のための効果的な隠れ蓑となり得ることがあり、場合によってはTF目的に悪用される。FATF報告書¹⁷²では、こうした悪用が起きる3形態を明らかにしている。第一に、登録慈善団体やNPOと無関係の個人が人道支援や社会問題を装って資金募集を行い、集めた資金が最終的にテロ関連活動や関係者を支援する場合がある。第二に、登録慈善団体が呼びかけを行いながら、表明した人道的活動を実行せず、資金の全部又は一部をTFに転用する場合がある。第三に、正当な目的でクラウドファンディングを行うNPOが、特にテロ組織の影響下や支配下にある高リスク環境で活動している

¹⁶⁹ E.g., 2019 Report of the Antiquities Trafficking and Heritage Anthropology Research (ATHAR) Project—available at <https://atharproject.org/report2019/> (例えば、「骨董品密輸・文化遺産人類学研究2019年報告書」ATHARプロジェクト(該当ページにて閲覧可能))

¹⁷⁰ 詳細はセクション7.gを参照。

¹⁷¹ [FATF, Crowdfunding for Terrorism Financing \(2023\)](#), page 38 (「テロ資金供与目的のクラウドファンディング」FATF、2023年、38ページ)

¹⁷² 前掲書

場合、恐喝や中抜き被害に遭う可能性がある。

207. 特に顕著な傾向として、2019年3月にシリア・アラブ共和国の北東部でISILが敗北した直後から、収容所や刑務所にいるISIL関連のFTFやその家族(子供を含む)を生活面で支えたり、そこから密航させたりするため資金調達が行われている¹⁷³。一部の資金調達ネットワークでは、資金を生み出した上で、ハワラネットワークを介してハウル収容所へ資金を送金した¹⁷⁴。キャンペーンを担当する資金調達キャンペーン運営者を見ると、洗練度のレベルが様々であり、幅広いVAを受け入れている。資金調達者がオンライン上のチャンネル、グループ、アカウントで表明しているのは、収容者の状態改善や解放の確実化のため収容所に資金が送られるという点である。キャンペーンで集められる金額は20ドルから何万ドルまでに及んでおり、個人寄付は数十ドルから数百ドルの範囲となっている¹⁷⁵。

208. これらのキャンペーンは通常、ソーシャルメディア・プラットフォームやメッセージングアプリによる検知・停止を避けるため、ISILへの公然とした支持表明を避けている。しかし、そのオンラインコンテンツを精査してみると、特定の宗教用語やISIL専用画像の使用、攻撃を称賛する言及など、そのイデオロギーと識別要因が確認できる¹⁷⁶。このキャンペーンはISIL支持者によってオンラインで宣伝されるケースが多く、主にアラビア語と英語で表記されている。キャンペーンの中には、ロシア語、フランス語、ドイツ語など他言語で展開されているものもあり、ISIL崩壊前にその支配地域へ移住した外国人女性を主な対象としていることを示唆している。また、これらのキャンペーンは複数のブロックチェーン上で運営されており、資金移動に多様な手法が用いられている。これには、共有アドレス(ホスト型・非ホスト型)、特定ウォレットプロバイダーの優先利用、一時アドレス、プライバシーコイン、現金化メカニズムなどが含まれる。

209. また、FATF報告書¹⁷⁷では、フランス金融情報機関による最近の調査結果も示されており、同調査により、シリア北東部の収容所に拘束されたISIL女性メンバーの逃走資金調達

¹⁷³ UN CTED Trends Tracker [Evolving Trends in the Financing of Foreign Terrorist Fighters' Activity:2014-2024](#) (2024)
(トレンド・トラッカー「外国人戦闘員の活動に関する資金供与の動向(2014~2024)」CTED、2024年)

¹⁷⁴ Katherine Bauer and Matthew Levitt, “Funding in place: local financing trends behind today’s global terrorist threat”, 25 November 2020, page 59; Richard Hall, “ISIL suspects in Syrian camp raise thousands through online crowdfunding campaign (2019)—available member also United States, Department of Treasury, Office of Foreign Assets Control, “Treasury designates facilitation network supporting ISIL members in Syria”, press release, 9 May 2022—available at <https://home.treasury.gov>, reiterated in *ibid.*, Department of the Treasury, “2024 national terrorist financing risk assessment”, February 2024—available at <https://home.treasury.gov>
(「現地調達:今日の世界的テロ脅威の背後にあるローカルな資金調達動向」2020年11月25日、キャサリン・パウアー／マシュー・レヴィット、59ページ。「シリアの収容キャンプにいるイスラム国容疑者、オンラインのクラウドファンディングで数千ドルを調達」2019年。「シリアのISILメンバーを支援する仲介ネットワークを財務省が指定」米国財務省・外国資産管理局、プレスリリース、2022年5月9日。(該当ページにて閲覧可能)。「2024年国家テロ資金供与リスク評価」米国財務省、2024年2月。(該当ページにて閲覧可能))

¹⁷⁵ UN CTED 2024 Trends Tracker citing to TRM, “Fundraising campaigns for ISIL families: analysing the use of cryptocurrency”, 12 April 2022—available at <https://www.trmlabs.com/post/fundraising-campaigns-for-isis-families-analyzing-the-use-of-cryptocurrency>
(CTED、2024年トレンド・トラッカー「イスラム国の家族向け資金調達キャンペーン:暗号資産の利用の分析」TRMを引用、2022年4月12日(該当ページにて閲覧可能))

¹⁷⁶ 同上

¹⁷⁷ FATF [Crowdfunding for Terrorism Financing](#) (2023)
(「テロ資金供与目的のクラウドファンディング」FATF、2023年)

に、オフライン・オンライン双方のクラウドファンディング手法が用いられた典型例が明らかにされている¹⁷⁸。これらの寄付要請は、ソーシャルネットワークや暗号化メッセージアプリを通じた宣伝に加え、VAに転換可能なプリペイドバウチャーを用い、その後換金するなど、デジタルツールを併用して補完されていた。

210. EoRMTの個人と団体に関して、こういった者が各種活動の資金調達に専用のクラウドファンディングプラットフォームやウェブサイトを利用しており、その中には法律で保護されている可能性があるものもある(例、訴訟費用、政治運動の支援、会費の支払い、抗議活動の資金調達)とFATFが指摘している。これらの主体は、憎悪や暴力を助長する活動のためクラウドファンディングを利用する場合があるが、必ずしもテロリズムとみなされる水準に達しているわけではない。

ケーススタディ:TF目的でのソーシャルメディア資金調達手段の悪用

タイのFIUが最近行った調査で、ソーシャルメディア上のあるプロフィールが、タイの反政府武装グループの死亡したメンバーの家族を支援するため、募金キャンペーンを開始していたことが発覚し、そのメンバーの多くは、タイのCFT法に基づきテロ行為に関与した個人として指定されていた。

2021年冒頭から、当該プロフィールから、宗教的原理を歪曲した内容が拡散されており、反乱活動の宣伝が行われ、人道支援を装って寄付を明示的に募る銀行口座番号が投稿されていた。ドナーは電信送金やオンラインバンキングプラットフォームを介して資金を送金していた。口座名義人がその後、資金を引き出し、現金が家族に手渡される様子を撮影した画像を公然と共有し、資金が主張どおりに使われたとしてドナーを安心させようとした。

2021年から2023年にかけて、このキャンペーンで30万米ドルを超える資金が集められた。

出典:タイのマネー・ローンダリング対策局

注記:この事案はタイ国内法に基づく国内指定個人に関する事例である。

6. 暗号資産と暗号資産サービスプロバイダー

211. VAには、潜在的な利点と危険性が数多く存在している。適切に規制されていれば、支払いをより容易・迅速・低コストにし、従来の金融商品を利用できない者への代替手段を提供する可能性がある。また、テロ資金供与者により、資金を調達・移転する目的で悪用されやすい。テロリストなど違法行為に手を染める者の場合、匿名性の強化、資金源の多様化や資金移動方法の選択肢拡大、資金移動の迅速化、技術のグローバルな普及範囲、VASPその他の義務対象機関を介さずにP2P送金でVAを送付できる可能性などから、VAの利用を好

¹⁷⁸ [FATF Crowdfunding for Terrorism Financing \(2023\)](#), box 5.9.

(「テロ資金供与目的のクラウドファンディング」FATF、2023年、ボックス5.9)

む可能性がある¹⁷⁹。VAが合法経済で広く利用されるようになっており、VA市場の流動性が高まるにつれ、テロリストもVAの活用方法をより深く理解するようになってきている。さらに、低度なトレードといったVAの基本的用途は、VASPを通じて広く利用可能であり、最小限の技術的知識や経験で利用されることが多い。

212. TF目的でのVAの悪用規模を正確に測定することは依然として困難である。前述のとおり、テロ組織や個人テロリストによるVAの利用は、他の手法との併用も含め全体的に増加傾向にあり、これは一般市民によるVAの利用と普及の全体的増加と軌を一にしている。TF目的でのVAの悪用は、現金やHOSSPなど他の資金調達経路と比較して全体的に低い水準にとどまると複数の代表団が考えているが、ISIL-Kの事例のように、一部のグループは既にVAを体系的に利用する姿勢を示している。

213. 最近の調査によれば、ISILの金融取引手法全体において、VAの重要度が高くなっている。ブロックチェーン解析企業の報告を見ると、ISIL-Kのメディア部門への寄付がBitcoin、Ethereum、TRX (Tron)で行われており、これはプロパガンダや勧誘活動への反応である公算が高く、またタジキスタンにおけるISIL-Kの勧誘キャンペーン向けではUSDT (Tron)で約200万米ドル相当に達しているという¹⁸⁰。現金化された資金は、ISIL-Kが運び屋を利用して必要な場所へ運搬し、提供された商品やサービスの代金、あるいは給与などのその他の費用に充てることができる。あるいは、ハワラダールが受益者への信託としてVAで資金を保持したり、他人に送金したりすることも可能である¹⁸¹。国連1267監視チームによれば、リスト指定テロ組織の一部が特定のVA使用の許可を得ようとして、必須とされる事前シャリーア審査を推進しているとの報告がある。Telegramアプリ上では「クリプト・ハラール」や「ウンマ・クリプト」といった専門チャンネルが設けられており、チャンネル管理者が支持者の特定流動通貨取得を管理し、所持資金に関する情報を受け取れる仕組みが構築されている¹⁸²。

214. VAに関連するTF活動を見ると、個人による資金や寄付の勧誘を伴っていることが多い。前述の2ヶ所のサブセクションで述べたように、これはクラウドファンディングキャンペーンの形態をとることがあり、ソーシャルメディア、暗号化モバイルアプリ、その他のインターネット型クラウドファンディング機能を利用して、VAの寄付を求める資金調達の呼びかけを拡散する形になる。場合によっては、テロ組織が支援者に公然かつ直接的に訴えかけ、プロパガンダ媒体を通じてVAウォレットアドレスを流すこともある。また、資金の本当の目的を隠蔽し、プ

¹⁷⁹ UNSC Counter-Terrorism Committee, Non-binding guiding principles for Member States on preventing, detecting and disrupting the use of new and emerging financial technologies for terrorist purposes, S/2025/22, January 2025, paragraph 11

(参照「テロ目的での新規・新興金融技術の利用の防止・検知・阻止に関する拘束力のない指導原則」CTC、2025年1月、S/2025/22、パラグラフ11)

¹⁸⁰ TRM Labs, 'New Evidence Confirms ISIS Affiliate in Afghanistan Accepting Cryptocurrency Donations', 21 December 2022, accessed 3 August 2023; TRM Labs, 'TRM Finds Mounting Evidence of Crypto Use by ISIS and its Supporters in Asia', 21 July 2023, accessed 3 August 2023.

(「アフガニスタンにおけるISIS系列組織が暗号資産による寄付を受け入れていることを裏付ける新証拠」TRMラボ、2023年8月3日にアクセス、「TRM、アジアにおけるISIS及びその支持者による暗号資産の使用の証拠が増加していることを確認」TRMラボ、2023年7月21日、2023年8月3日にアクセス)

¹⁸¹ Project CRAFT, [The Islamic State in Afghanistan: A Golden Opportunity for a 'Golden Child'](#) Stephen Reimer, Research Briefing No. 13, (2023), Jessica Davis, 'Cryptocurrency Meets Hawala', Insight Intelligence, 10 February 2022.

(『ゴールデン・チャイルド』に於ける黄金の機会」リサーチ・ブリーフィングNo.13、2023年、ステイブ・ライマー。「暗号資産とハワラの遭遇」インサイト・インテリジェンス、2022年2月10日、ジェシカ・デイヴィス)

¹⁸² S/2024/556、パラグラフ94—www.un.orgにて閲覧可能。

ラットフォームによる検知や停止を回避するため、偽の慈善の呼びかけその他の偽装を用いる場合もある。こうしたケースでは、寄付方法の指示はプライベートチャットその他の隠蔽された方法で伝達される。実際、VAを通じて送金する上で、デジタルウォレットの登録と補充による支払方法の詳細な手順が日常的に示されている。

215. Bitcoinは、依然としてTF関連の資金調達キャンペーンで主要なVAとして使われている。しかし、近年になって、ブロックチェーン解析などの調査技術が進化して、一部のVA取引を追跡しているため、テロリストはVAベースの資金調達スキームを多様化させている(例、TetherのUSDT¹⁸³やEthereumのETHといったステーブルコイン¹⁸⁴の募集)。TPCを通じて民間ブロックチェーン分析企業から収集した情報も、BitcoinからUSDTの利用への明らかな移行を示している。また、この移行については、特定のテロ組織に関連して一部の法域により指摘されており、Bitcoinの価格変動、USDT利用に伴う手数料の低さ、追跡が困難という時代遅れの認識がその要因である可能性が高い。テロ組織や個人は、資金の調達や移動のために取引詳細を隠蔽する暗号技術など、匿名性強化ツールの使用も知られている。ミキサーや匿名性強化VA(特にMonero)の使用など、この種の手法を用いると、捜査当局の不正資金追跡能力を低下させる。使い捨てアドレスの利用増加、分散型取引所の試験的利用、非管理型ウォレットの普及も報告されている。

216. テロリストはVAを様々な目的で利用する可能性がある。寄付キャンペーンその他の手段で取得した資金を、VASP経由又はP2P送金による国際的な資金移動に用いる場合も含まれる。また、VAは、武器の調達、プロパガンダの作成・拡散、テロ攻撃の準備・実行の資金供与、さらには(場合によっては)被拘禁者の解放確保にも使用され得る。商品やサービスの対価としてVAを用いる場合、法定通貨への変換が必要となる可能性が高い。

217. 変換業務の実施、VAの送金、その他のニーズに対応するため、VAを利用するテロリストは、VA取引所やVA ATMなどのVASP、あるいは金融機関の関与を必要とすることが多い。場合によっては、テロリストは、ハワラサービスに加えて非公式な変換サービスを提供する地元企業など、未登録又は無免許のVASPを利用していた。こうした無登録・無免許のVASP(個人為替業者を含む)を特定することは、テロリストがVAを法定通貨に交換している場所に関する知見など、地域ネットワークを理解する上で有用なことがある。重要な点として、一部の法域では、特定のVASPが防止措置の実施面で不備があると指摘されている。さらに、VA/VASPに関するFATF要件を導入していない法域に所在するため、規制の対象外となっているVASPが依然として多数存在する。したがって、多くの法域におけるVASP向けの規制・監督環境は不均一であり、多くの場合不十分であることから、公平な競争環境の欠如をテロリストが悪用する機会が生じている。テロ組織は、AML/CFT管理が脆弱か皆無の法域におけるVASPを標的に活動を行う可能性がある。

218. 2024年6月に公表された、VA/VASP及びVASPに関するFATF基準の実施状況に関する第5回アップデート¹⁸⁵は、複数の政府が当該分野の規制に必要な重要な措置をいまだ

¹⁸³ FATF [Targeted Update on Implementation of the FATF Standards on Virtual Assets and Virtual Assets Service Providers](#) (2024)

(「暗号資産及び暗号資産サービスプロバイダーに関するFATF基準の実施に関する標的型アップデート」FATF、2024年)

¹⁸⁴ ステーブルコインは、ある基準資産又は複数の基準資産に対して安定した価値を維持することを目的としている。

¹⁸⁵ FATF report on [Targeted Update on Implementation of the FATF Standards on Virtual Assets and Virtual Assets Service Providers](#), (2024)

(「暗号資産及び暗号資産サービスプロバイダーに関するFATF基準の実施に関する標的型アップデート」FATF、2024年)

講じておらず、この分野でAML/CFT規制を世界的に行き渡らせるには依然として道のりが長いことを明らかにしている。

ケーススタディ:TF目的でのVA/VASPの悪用

1) VAを専ら利用した国際的TFネットワーク

2023年、「オペレーション・グラフォス」は、ISILやAQと関連する国際的TFネットワークの主要人物と特定されたスペイン国内に所在する個人を対象としたものであった。捜査により、このネットワークが複数の法域にまたがって資金調達・資金階層化・資金移動を行うためVAを専ら使用し、高度な金融隠蔽手法を駆使していた事実が明らかになった。

このネットワークでは、フランスのタバコ店で購入したVAクーポンや暗号通貨建てのオンライン寄付キャンペーンなど、様々な手段でVAを調達していた。これらの資産は検知回避のため、多数の電子ウォレットアドレスを経由して送金されていた。資金はまずBitcoinとして発生し、その後ステーブルコイン(例、USDT)に変換され、最終的に法定通貨(主にトルコリラ)に交換されるのが通常であった。

捜査当局により、明確な商業的・経済的根拠を欠く大量の取引と、資金の出所と行き先を隠蔽するための迅速かつ循環的な移動パターンが確認された。暗号通貨間の頻繁な変換により、追跡作業がさらに複雑なものになっていた。VA取引が複雑かつ国境を越えた構造になっているため、高度の匿名性を呈しており、先鋭的なブロックチェーン解析と追跡技術が必要となっていた。

本件はユーロポール、スペイン、フランス、スウェーデン、米国の各当局の連携により特定された。デジタル監視と強化型VA追跡ツールにより、3つのブロックチェーンネットワークにまたがる多層的な取引の流れが明らかになった。ユーロポールのテロ資金供与追跡プログラム(TFTP)によって、セキュリティが確保された国際的情報共有が可能となり、金融ネットワークのマッピングに貢献した。スペインの治安警備隊が司法の監督下で捜査を主導し、ユーロポールの支援を得て容疑者を逮捕し、その後、TF関連容疑で同容疑者が公判前勾留に付された。

出典:スペイン治安警備隊、テロ資金供与追跡プログラム(AP TFTP)、ユーロポール。
www.interior.gob.esを参照

2) 高リスク法域へのVA送金を目的としたVASPの悪用

2019年と2022年、ベルギーFIUは、欧州を拠点とするVASPから中東拠点のVASPへVAを送金したベルギー国民が関与する2件の別個の事件を連邦検察庁に送致した。

1番目の事件では、フランス人2人がプリペイド式BitcoinバウチャーでKeplerkの口座に入金していた。これらのバウチャーは、ベルギーのタバコ店や夜間営業店舗で身元不明の者らが現金で購入したものであった。入金された金額はその後、トルコに本拠を置くVASPであるParibuとBTC Türkに送金された。これらのプラットフォームでは、暗号化されたメッセージが生成され、仲介者を通じて紛争地域の受取人に中継されていた。確認後、バウチャーの金額分が法定通貨で支払われた。そのネットワーク構造を見ると、

シリア(特にイドリブとアルロージ難民キャンプ)の仲介者や両替所に依存していることが判明した。TelegramやWhatsAppなどのインスタントメッセージングプラットフォームで連絡・調整が行われ、証言、操作手順、連絡先情報の共有にも用いられていた。

2番目の事件は、ベルギー国籍の者がオーストリアの認可VASPであるBitPanda GmbHを通じて、中東拠点のVASP(イドリブで活動していると報じられているBitcoin送金業者)に加え、HTSとAQとの関連が疑われるNPOへVAを送金したというものである。これらの取引はISIL系列ネットワークへの支援の可能性を示唆していた。

出典:ベルギーFIU

3) TFに関連するVAの越境送金

あるVA取引所から、タジキスタン国籍1人とアフリカのある法域出身者1人の2人に関わる疑わしい取引が報告された。そのうち1人が、もう1人の関連口座へ定期的に多額のVAを送金していることが判明した。その後の捜査で、高リスク法域への越境送金や暗号通貨取引所での取引を含め、大規模なVA関連活動が明らかになった。さらに分析を進めた結果、ある暗号資産ウォレットが、過激コンテンツを拡散していることで知られるTelegramチャンネルで取り上げられていたことが判明した。同チャンネルでは、ISIL戦闘員の忠誠宣誓動画や、テロ活動を支援するための資金提供を呼びかける投稿が流布されていた。VAの送金に加え、銀行カードを介した取引や、正式口座を開設せずに行われた送金を通じて、(容疑者らの)関係が確認された。捜査の結果、タジキスタンFIUは本件をLEAに送致し、テロ関連法に基づく刑事手続の着手につながっていった。民間セクターと法執行機関の連携により、容疑者1人の資産が凍結され、暗号通貨保有分が没収された。2025年時点でこれら資産の回収手続は最終化の段階にある。

出典:タジキスタン

219. 多くのテロ組織がVAをある程度実験的に使用してきたが、より高度な技術力を示していたり、自らの資金構造に深く組み込んでいたりする組織もある。2024年、ISIL-Kは組織的送金や外国支援者からの寄付金収集にVAの使用を増やしており、これらについては、収容キャンプ内のISIS関係者の家族への支援を名目とするケースも多く、後に攻撃の運営・人員募集・資金調達に充てられていた。例えば、2024年3月のISILによるモスクワ・クロッカスホール襲撃事件の資金の少なくとも一部は、複数のISIL組織を通じて収集・送金されたVAで賄われた。ISIL-Kの国際的な寄付金の大半はVAで受け取られており、公式メディア「ホラサンの声」を用いて寄付を募っている。さらにISILはアジアとアフリカにおけるVAの利用を拡大している。2023年には、ISIL系列組織がMoneroウォレットにリンクした寄付キャンペーンを

利用し、その使用方法を指示した事例も複数報告されている¹⁸⁶。

220. 一部のEoRMTグループも、VAを用いた偽名での資金調達や送金を試みている。EoRMTグループが利用規約違反により各種法定通貨決済プラットフォームから排除されるケースが増加する中、VAの利用に方針転換しているところもある。ただし、多くのEoRMTグループは法人を用いて自己の身元や目的を隠蔽しているため、資金の用途によってはVAその他の決済手段を用いた活動が完全に合法となる場合もある。

221. ソーシャルメディアやメッセージングサービスの利用に関する上述の分析に関連して、一部の通信アプリがVAの送受信・交換機能やVAと法定通貨との交換機能を導入したことで、TFキャンペーンへの送金が容易になっている。アプリ内ウォレットはCDDを欠く場合が多く、懸念すべき傾向となり得る。

222. こうした新技術への社会的関心が高まっているにもかかわらず、TF目的でのVA利用には依然として一定の制約が存在し、資金の送金や調達にVAを使用することが合理的か否かは、現地の要因によって左右される。例えば、VAを法定通貨に換金する手続は常に便利とは限らず、望ましいとされる資金の用途によっては必要な段階となるため、より広範な普及の障壁であることには変わりはない。また、VAの価値変動はテロ組織や暴力的過激派にとって追加的なリスクをもたらす可能性があり、これらの者が現金のようなより安定的で伝統的な価値形態を好む可能性がある。

223. VAのいくつかの特性は、TF関連資金の追跡に資する可能性がある。VA取引が公開ブロックチェーン上で行われる場合、インターネットにアクセス可能な者であれば誰でも、ブロックチェーンの公開台帳で仮名化された取引データを閲覧できる。公開台帳は、不正資金の移動を追跡する調査で役立てることができる。しかしながら、データの仮名化された性質、匿名性を高める技術の使用に伴う課題、及びオフチェーンで発生する活動により、いくつかの制限がある。また、法執行機関側は、ブロックチェーン分析ツールを提供する限られた数のプロバイダーに大きく依存している。それでも、公開ブロックチェーンデータがあれば、VAにおけるTFの捜査で役立てることができ、VA/VASPに対するFATF基準の遅滞なき実施の緊急性と、法執行機関側の情報に基づいてTFを阻止する上でVASPが果たし得る重要な役割が強調されてくる。

ケーススタディ: 国内指定EoRMTグループによるVAの創出

南アフリカのEoRMTグループは、現地通貨(南アフリカランド/ZAR)と1対1の比率でペッグされた独自のステーブルコインを創出した。このステーブルコインはオンラインアプリで管理され、同グループは現金と同様にデジタル資産を利用できた。このアプリは短期間で取引データを削除し、グループメンバーとその支援者に匿名性を提供したと報告され

¹⁸⁶ United Nations, thirty-fourth report of the Analytical Support and Sanctions Monitoring Team pursuant to resolutions 1526 (2004) and 2253 (2015) concerning Islamic State in Iraq and the Levant (ISIL), Al-Qaida and associated individuals, groups, undertakings and entities (S/2024/556), paragraphs 96-97.

(「イラク・レバントのイスラム国、アルカイダ及び関連する個人・集団・事業体・団体に関し、安保理決議1526(2004年)及び決議2253(2015年)に基づく分析支援・制裁監視チーム第34次報告書」国際連合、S/2024/556、パラグラフ96～97)

TPCの際に寄せられた意見からも、アフガニスタン、インド、パキスタン、フィリピンにおける複数のISIL系列組織によるMoneroの使用が示されている。

ている。南アフリカでの捜査により、同グループがこの手法で268,000ランド(約13,636米ドル)の資金調達を行ったことが判明した。金額は比較的少ないものの、ステーブルコインの使用は、同グループが資金調達手法を進化させていることを示しており、米国、アラブ首長国連邦、オーストラリア、スイスにいる個人から資金提供があったと報告されており、本件は、南アフリカ国外の支援者と連携し得る能力も示している。

出典:南アフリカ

6.1. Eコマースプラットフォームとオンラインマーケットプレイス(EPOM)

224. テロリストがEPOMを様々な目的で悪用していることが報告されており、EPOMは世界経済においてますます重要な位置を占めるようになっている。

225. RTMGでは最近、EPOMがどのような形でテロやTF目的においても助長的な役割を果たし得ることについて議論しており¹⁸⁷、特に、EPOMの場合、国境を越えて利用でき到達範囲が広範であり、しかもそれが分散型かつ国際的な運営体制によって可能になると同時に複雑化していることから、ML/TFの状況に影響を及ぼし得ると指摘されている。犯罪者やテロリストはEPOM上で複数の買い手・売り手(例、不正・共謀的なオンライン店舗)を装い、過大・過少請求といった貿易ベースのML/TF手法を用いて、相互間で価値(商品や資金)を移転している。

226. テロリストは、実店舗での購入に比べて自由に動けることもあって、EPOMプラットフォームを戦術調達(装備、武器、化学物質、3Dプリンティング材料)にこれまで利用してきた。また、EPOMはテロリストがプロジェクトや戦術資金を調達するため物品を販売する手段ともなり得る。この中には、従来、需要のなかった低価値品も含まれる¹⁸⁸。野生生物採取で得た物品や盗難文化財の販売にもEPOMを利用できる。自己資金調達に依存する小規模な下部組織や単独行動者の場合、EPOMを用いて個人物品を販売することがある。EoRMTグループがEPOMで商品やプロパガンダ物品を販売する例も確認されている。

227. 最後に、EPOMは、TBMLスキームに倣った資金移動手段としても利用できる。取引品は共犯者からネットワーク内の別メンバーへ移される価値を偽装する手段となり得る。このスキームでは、最初の実行者が物品を購入し、EPOM経由で共犯者に送付し、共犯者が別の法域で物品を売却し、その利益をテロ資金に充てる形になる。

ケーススタディ:TF目的でのEPOMの悪用

ISIL活動の資金供与・宣伝におけるEPOM、ソーシャルメディア、VAの利用

¹⁸⁷ FATF/RTMG(2025)2(非公開)。

¹⁸⁸ Europol (2021), European Union Serious and Organised Crime Threat Assessment (SOCTA), www.europol.europa.eu (「EU重大組織犯罪脅威評価(SOCTA)」ユーロポール、2021年(該当ページにて閲覧可能))

D.E.は2023年8月、テロ活動とテロ資金供与への関与、特にISIL支援とFacebookやTelegramなどのソーシャルメディア・プラットフォームを通じた過激派プロパガンダの拡散で逮捕された。D.E.は複数の偽名でEコマースアカウントを運営しており、複数の銀行口座を維持していた。武器販売を助長することで知られているプラットフォームを経由したり、シリアのISILネットワークに関連する個人から、資金を受け取ったりしていた。ソーシャルメディア上で、D.E.はISIL関連コンテンツや最新情報を共有することにより、ジハード主義プロパガンダを積極的に宣伝していた。彼のアカウントは武器・弾薬の売買にも関連していた。さらにD.E.は、インドネシアのISIL支持者により設立された資金調達組織であるAPMを通じて、シリアのアル・ホル及びアル・ロージ難民キャンプ内のISIL支援者へ資金を供与していた。これらの資金はISIL系列組織のみに送金されていた。

D.E.の逮捕後、APMのネットワークに対してもTF捜査が拡大され、2023年12月にN.K. (ISIL支持派のテロ資金供与者)の逮捕に至った。N.K.は2020年半ば、妻と共にソーシャルメディア投稿を介してISILへの忠誠を誓い、ISILのイデオロギーと活動への支持を表明していた。同被疑者はインドネシア各地で3つのISIL支持派の現地下部組織を創設・指揮することに成功した。過激思想やプロパガンダの拡散、ISIL支持者の勧誘、インドネシア国内での資金調達を行うため、ソーシャルメディア・プラットフォームやメッセージングアプリを活用できた。特にN.K.とその妻は、Telegramチャンネルを運営することで、APMネットワークを通じてシリアのテロリストに資金を流すための資金調達活動を体系的に行っていた。N.K.はシリアのアル・ホル収容所に所在するインドネシア人テロリストに接触して、資金送金を手配していた。2021年11月から2023年12月までの期間で、N.K.は総額85,216,310ルピア(約5,192米ドル)の送金を実行できた。銀行システムや送金サービスに加え、N.K.は自分の娘に対し、シリア国内のISIL支持派ウォレットアドレス2件へVA(22,114,039 BIDR=1,412.30 USDT相当)を送金するよう指示した。

出典: インドネシア共和国国家テロ対策庁(BNPT)及びインドネシア金融情報機関(PPATK)

インドにおけるテロ攻撃の資材調達におけるEPOMの利用

2019年2月、インド治安部隊の護送隊を標的とした自爆テロが発生し、40人の兵士が死亡した。インド当局の結論として、この攻撃はジャイシュ・エ・ムハンマドによって組織されたというものだった。捜査の結果、大量の爆発物がインドに越境して持ち込まれたことが明らかになった。特に、この攻撃に使用された即席爆発装置の主要部品であるアルミニウム粉末は、EPOM Amazonを通じて調達されていた。この材料は、爆発の衝撃を増大させるために使用された。捜査の結果、TFの関連条項など、違法活動(防止)法の関連規定に基づき19人が起訴された。起訴された者の中には、自爆テロ実行犯を含む7人の外国人が含まれていた。また、LEAは、車両やテロリストの隠れ家など、攻撃に関連する動産・不動産資産を確保した。

出典: インド

6.2. オンラインビデオゲームとゲームプラットフォーム

228. ゲームプラットフォームは、テロリストや過激派がプロパガンダの拡散、メンバーの募集、過激化活動の扇動や実行、連絡手段、時には資金調達に利用する場としての地位を確

立しつつある¹⁸⁹。このことを見ると、こうしたデジタル環境を保護する上での課題と可能性をより深く理解する必要性が浮き彫りになる。

229. これは、ゲームプラットフォームを用いた資金の移動又は階層化に関し、TF技法とML技法の間に潜在的な関連性があることを示唆している¹⁹⁰。このことは、ゲームプラットフォームを利用して資金を移動するか階層化する上で用いられるTF技法とML技法との間に潜在的な関連性があることを示唆している。

230. ビデオゲームがTFに拡張して用いられる可能性については懐疑的な見方もある。というのも、これらのプラットフォームでは、この種の活動の主要手段となるほどの価値ある取引がまだ十分に行われていない可能性があるためである。また、ゲームプラットフォームで取引を実行する際の手数料は高額となりやすく、TF経路としての魅力を低下させる。しかし、過去数年間のマイクロトランザクションやデジタルゲーム内アイテム販売に関するデータは、仮想取引が収益性の高いことを示している¹⁹¹。十分な監視体制が欠如し、これらのシステムが比較的悪用されやすいため、犯罪者は数千件の小額取引を通じて巨額の資金を迅速に洗浄できる。これは一部のテロ組織が利用することが知られている手法である¹⁹²。さらに、単独犯攻撃の勧誘や扇動に利用されたことが確認されているゲーム内のボイスチャットやテキストチャットは、テロリストが寄付を募り、検知を回避するための安全な金融取引方法を指南する、比較的安全なプラットフォームとしても機能し得る¹⁹³。

231. テロ組織 (EoRMT組織やヒズボラ¹⁹⁴を含む) が、プロパガンダと資金調達を双方を目的として独自のビデオゲームを作成・販売した事例は、公開研究資料で確認されている¹⁹⁵。ゲーム内アイテムを介して取引が行われる可能性があり、この点はEoRMT組織によって確認されている。ゲーム内要素は実際に購入可能で、他のプレイヤーへの寄付も行える一方、取引の追跡可能性は必ずしも高くない。

¹⁸⁹ King's College London, Global Network on Extremism & Technology (GNET), "[30 Years of Trends in Terrorist and Extremist Games](#)", Emily Thompson and Galen Lamphere-Englund, November 2024
(「30年にわたるテロリスト及び過激派ゲームの動向」キングス・カレッジ・ロンドン、GNET、2024年11月、エミリー・トンプソン／ガレン・ランプヘア・エングルン)

¹⁹⁰ [Video Games Might Matter for Terrorist Financing | Lawfare](#); Project CRAFT, "Virtual Threats: Terrorist Financing via Online Gaming", Gonzalo Saiz, 2025 available at <https://static1.squarespace.com>
(「アフガニスタンにおけるイスラム国:ビデオゲームはテロ資金供与に影響する可能性がある」ローウェア。「仮想の脅威:オンラインゲームを通じたテロ資金供与」プロジェクトCRAFT、2025年、ゴンサロ・サイス(該当ページにて閲覧可能))

¹⁹¹ See also, Project CRAFT, "Virtual Threats: Terrorist Financing via Online Gaming", Gonzalo Saiz, 2025—available at <https://static1.squarespace.com>
(参照「仮想の脅威:オンラインゲームを通じたテロ資金供与」プロジェクトCRAFT、2025年、ゴンサロ・サイス(該当ページにて閲覧可能))

¹⁹² 同上

¹⁹³ Project CRAFT, "Virtual Threats: Terrorist Financing via Online Gaming", Gonzalo Saiz, 2025—available at <https://static1.squarespace.com>
(「仮想の脅威:オンラインゲームを通じたテロ資金供与」プロジェクトCRAFT、2025年、ゴンサロ・サイス(該当ページにて閲覧可能))

¹⁹⁴ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。

¹⁹⁵ [GNET-37-Extremism-and-Gaming_web.pdf](#), [30 Years of Trends in Terrorist and Extremist Games – GNET](#)
(「30年にわたるテロリスト及び過激派ゲームの動向」GNET(該当ページにて閲覧可能))

232. 別の傾向として、特定の攻撃を再現するオプションや、テロリスト視点でのプレイ機能を提供するゲームも存在する。こうしたオプションは無料でダウンロード可能な場合が多い一方、ゲーム本体の販売は開発者に収益をもたらす¹⁹⁶。ゲームプレイ中の寄付も収益源となり得る。

233. ISILがビデオゲームのポイントと法定通貨の交換を利用していたと報告されており、デジタル環境における悪用の可能性が浮き彫りになっている¹⁹⁷。同様に、アル・シャバブ¹⁹⁸は、カリブ海で登録されたオンラインギャンブルプラットフォームをTF目的で悪用したと報告されており、遠隔地・複数法域にまたがるリスクと、それに伴う検知・取締の難しさが浮き彫りになっている。未成年者がゲーム内取引に関与し、最終的にテロリストに利益をもたらす事例も報告されている。

ケーススタディ:TF目的でのゲームプラットフォーム悪用

2018年、南アフリカ金融情報センター(FIC)は、PlayStation Network Onlineプラットフォームへの多数の支払いに用いられていた銀行口座を特定した。こうしたプラットフォームは、大手ソーシャルメディアに対する監視の範囲外で運営されることが多く、監視が及ばない通信チャネルを提供することで、テロ活動やTFを助長し得る

FICの分析によれば、容疑者と関連する当該口座には過激派活動への関与を示唆する複数の危険信号が確認された。具体的には「給与」と表示された不規則な取引、iPhoneの購入、身分証明書に対する多額の支払い、プレイステーション・ネットワークでの継続的なオンライン活動などが挙げられる。当該人物はソマリアでのテロ活動容疑及びISILとの関連により、FBIからもマークされていた。

捜査が進むにつれ、認可を受けた現地送金業者を利用し、ソマリアとケニアの受取人へ57件の小額送金を実行していたことが判明した。これらの取引は、ヨハネスブルグのフォードスバーグ地区とメイフェア地区(送金活動の拠点として知られる)から主に発信されていた。

出典:南アフリカ

7. 天然資源の搾取・取引・密輸に基づく手法

234. 政府が領土と資源を効果的に統制できない国では、天然資源部門がTFの搾取対象

¹⁹⁶ Project CRAFT, "Virtual Threats: Terrorist Financing via Online Gaming", Gonzalo Saiz, 2025—available at <https://static1.squarespace.com> (「仮想の脅威:オンラインゲームを通じたテロ資金供与」プロジェクトCRAFT、2025年、ゴンサロ・サイズ(該当ページにて閲覧可能))

¹⁹⁷ 国連1267監視チーム

¹⁹⁸ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。また、アル・シャバブは、ソマリアに関する国連安保理決議751(1992年)に基づき国連安保理により課された制裁の対象となっており、加盟国の報告によれば、ISIL、AQ又はそれらの系列組織とのつながりがあるため、国連1267監視チームの監視下に置かれている。

となりやすい¹⁹⁹。テロ組織は、ガス、石油、木材、貴金属・宝石、野生生物、漁業・農産物、木炭など多様な脆弱資源を支配・搾取することで、資金を調達することができる。

235. テロリストが天然資源関連の合法経済に参入することは、定期的な収入源の確保と資金源のさらなる多様化の双方で、これらのグループにとって戦略的に重要である²⁰⁰。これらの分野は収益性の高い収入源であり、規制が緩い点も魅力的である。また、制度が脆弱な歴史を持つ地域、政治的に不安定な地域、紛争地域、未開発の天然資源が豊富な地域では、TFリスクが相対的に高くなる。以下の事例の中には、地域社会が依存する地域経済の一部を掌握することを伴うものもある。

236. 国連安保理は、武装集団、テロ組織、及びそれらを支援する犯罪ネットワークによる天然資源の違法な搾取・密輸からの収益利用について、継続的に懸念を表明している²⁰¹。2021年7月に、「武装集団やテロ組織が、その活動支援・資金調達のため、程度の差こそあれ特定の環境犯罪に依存している証拠がある」²⁰²とFATFは指摘している。2022年7月、UN CTEDはトレンドアラートを公表し、テロ組織が様々な種類の天然資源に関連する違法・合法活動へ資金源を戦略的に多様化させる手法を強調した²⁰³。

237. テロ組織による天然資源の搾取・取引・密輸は、主に当該資源が産出される法域が関与する問題であるが、これらのTFスキームは、多額の収益が移転又は処理される可能性のある第三国法域(国際・地域金融センターを含む)にとっても懸念事項とすべきである。この搾取には、商品セクターで活動するFI、輸送に携わる保険会社、商品を消費する企業、サプライチェーンインフラ業者、さらにこれらの事業体にサービスを提供する法律専門家や会計士など、国際的な民間主体が関与している可能性が高い。

7.1. 石油・ガスの搾取・取引・密輸

238. シリア・アラブ共和国とイラクにおいて、ISILは、2014年と2015年に支配していた地域において、石油と天然ガスの生産・取引から多額の収入を得ることができた²⁰⁴。この地域にお

¹⁹⁹ FATF [Emerging Terrorist Financing Risks](#) (2015)
(「新たなテロ資金供与リスク」FATF、2015年)

²⁰⁰ UN CTED 2022 Trends Alert [Concerns over the use of proceeds from the exploitation, trade, and trafficking of natural resources for the purpose of terrorism financing](#) (2022)
(トレンドアラート「テロ資金供与目的での天然資源の搾取・取引・密輸による収益の利用に関する懸念(2022年)」CTED、2022年)

²⁰¹ 例えば、決議2195(2014年)、2462(2019年)、2482(2019年)を参照。

²⁰² FATF [Money Laundering from Environmental Crime](#) (2021), page 8 “environmental crime, particularly mining, is a profitable tool for insurgent groups in conflict with the central government authority and for terrorist organisations operating in resource-rich jurisdictions where there is instability. Public reporting by Governments and NGOs has noted that these groups will engage in environmental crime as a means of raising revenue or as a direct means of value transfer/payment for goods (e.g., guns and drugs)”.
(「環境犯罪からのマネー・ローンダリング」FATF、2021年、8ページ。「環境犯罪、特に鉱業は、中央政府当局と対立する反政府勢力や、不安定な状況にある資源豊富な法域で活動するテロ組織にとって収益性の高い手段である。政府機関やNGOの公開報告によれば、これらの組織は資金調達手段として、あるいは商品(例、銃器、薬物)の直接的な価値移転・支払手段として環境犯罪に関与すると指摘されている」)

²⁰³ CTED 2022 [Concerns over the Use of Proceeds from the Exploitation, Trade, and Trafficking of Natural Resources for the Purposes of Terrorism Financing](#) (2022)
(「テロ資金供与目的での天然資源の搾取・取引・密輸による収益の利用に関する懸念(2022年)」CTED、2022年)

²⁰⁴ 同上

けるISILの支配地域喪失とそれに伴う石油・天然ガス田へのアクセス激減にもかかわらず、2021年までシリア・アラブ共和国東部における石油ネットワークへの恐喝を通じて資金が生み出されていたとFATFは指摘している²⁰⁵。以前の搾取と取引で蓄積された現金準備は、依然として同テロ組織が利用できる状態にある²⁰⁶。シリア・アラブ共和国東部では、ISILによるSDFへの攻撃が継続しており、その多くはデリゾール県で燃料輸送トラックを標的とし、石油取引業者の恐喝による資金調達を目的としている²⁰⁷。

239. 石油・ガス開発に必要な技術と資源を考慮すると、テロ組織が広大な地域を支配しない限り、石油の生産・精製は困難である。しかしながら、AQAPは、アデン湾沿岸の港湾及び石油・ガスインフラ施設の支配権確立を継続して試みている²⁰⁸。イエメン専門家パネルは2021年の国連安保理議長への報告書で、フーシ派²⁰⁹が重要な石油・ガス田の掌握に近づいていると指摘した²¹⁰。また、同派のネットワークは、石油・石油製品を含む商品の販売・輸送に様々な海運会社、船舶、支援者に頼る形で収益を得ている。イエメンにおける港湾インフラの支配も、石油関連活動から得られる収益を含め、その収入源となっている。

7.2. 農業、畜産、漁業の搾取・取引・密輸

240. 農業や漁業に利用される天然資源(例、家畜、赤唐辛子、カカオ、コーヒー)は、収入を得る目的でテロリストによって搾取されてきた²¹¹。

241. 経済が主に農業と漁業に依存するチャド湖流域地域において、ボコ・ハラムによる家畜盗難や魚介類製品の違法取引の事件が繰り返し確認されている²¹²。この地域で活動するテロリストは、燻製魚や赤唐辛子の取引、農業・漁業に従事する地域社会への恐喝を通じて

²⁰⁵ FATF, “[FATF Public Statement on the Financing of ISIL, Al Qaeda and Affiliates](#)” (2021) (「イスラム国、アルカイダ及び系列組織への資金供与に関するFATF公式声明」FATF、2021年)。

²⁰⁶ 例えば、2021年4月、埋蔵された米ドル紙幣とイラク・ディナール紙幣(総額170万米ドル相当)、金銀がモスルで押収された。
([S/2021/655](#), パラグラフ65)

²⁰⁷ 国連1267監視チーム、S/2025/71/Rev.1、パラグラフ60

²⁰⁸ 決議1526(2004)及び2253(2015)に基づく分析支援・制裁監視チーム第29次報告書(S/2022/83)、パラグラフ43

²⁰⁹ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。

²¹⁰ Final report of the Panel of Experts on Yemen (S/2021/79), table 4.1. Council resolution 2624 (2022) subsequently called the Houthis a terrorist group and added the group as an entity to the Yemen sanctions list.
(「イエメン専門家パネル最終報告書」S/2021/79、表4.1。国連安保理決議2624(2022年)はその後フーシ派をテロ組織と呼称し、イエメン制裁リストに団体として追加した)

²¹¹ UN CTED Trends Alert: Concerns Over the Use of Proceeds from the Exploitation, Trade, and Trafficking of Natural Resources for the Purpose of Terrorism Financing, citing to Petrich, Katherine “Cows, Charcoal, and Cocaine: Al-Shabaab’s Criminal Activities in the Horn of Africa”, *The Linkages between Organized Crime and Terrorism, Studies in Conflict & Terrorism* (2022)
(トレンドアラート「テロ資金供与目的での天然資源の搾取・取引・密輸による収益の利用に関する懸念」(CTED)は、次を引用している。「牛、木炭、コカイン:アフリカの角におけるアル・シャバブの犯罪活動」キャサリン・ペトリッチ(「紛争・テロリズム研究」誌、2022年掲載の「組織犯罪とテロリズムの関連性」所収))

²¹² FATF, GIABA and GABAC joint report on [Terrorist Financing in West and Central Africa](#) (2016)
(「西アフリカ及び中央アフリカにおけるテロ資金供与」FATF、GIABA、GABACの合同報告書、2016年)

収入を得ている²¹³。特にISWAPは、チャド湖周辺諸国への販売を目的とした赤唐辛子栽培などの農業活動から現地で資金を生み出している²¹⁴。また、同組織は、大量の落花生が地元で生産されていることに依存し、植物油の取引にも関与していると報告されている²¹⁵。また、ISWAPは、地元住民への漁船や旅客船の貸し出しからも利益を得ている²¹⁶。特筆すべきは、ISWAPが漁業「許可証」の発行により、1日あたり最大11万6000米ドルを得ていると見込まれる点である²¹⁷。

242. 2021年、国連ソマリア専門家パネルは、アル・シャバブ²¹⁸が農業(農場と農産物)と家畜(主に牛、ラクダ、山羊)に対する様々な違法課税などを通じて資金を生み出していると評価した²¹⁹。

243. また、道路強盗、牛泥棒、TFの間に新たな結びつきが生まれている。例えば、チャド湖流域では牛泥棒が依然として主要な資金調達手段であり、盗まれた家畜の一部は地元市場で売られている²²⁰。イラクのISIL、ボコ・ハラム、アル・シャバブ²²¹など、様々なテロ組織が、牧畜民からザカート税を徴収していると報告されている²²²。また、牛泥棒による収益は、これらの団体が従事している活動その他の犯罪行為の財源として、恐喝行為を実行するための武器購入にも頻繁に利用される。逆に、盗まれたり略奪されたりした武器は、木材の密輸や密売といったさらなる犯罪活動を行って収益を上げるために用いられている。カカオやコーヒーからの収益もTFと関連付けられている²²³。2020年には、ADF²²⁴に関連するカカオの一定

²¹³ Samuel, Malik “Economics of terrorism in Lake Chad Basin” (2019), Institute for Security Studies.
(「チャド湖流域におけるテロリズムの経済学」安全保障研究所、2019年、マリク・サミュエル)

²¹⁴ 国連1267監視チーム

²¹⁵ Institute for Security Studies (ISS), Boko Haram’s deadly business: an economy of violence in the Lake Chad Basin by Malik Samuel (2022)
(「ボコ・ハラムの死に物狂いのビジネス:チャド湖流域における暴力の経済」安全保障研究所、2022年、マリク・サミュエル)

²¹⁶ CTED 2022年トレンドアラート、前掲書。

²¹⁷ 同上

²¹⁸ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。また、アル・シャバブは、ソマリアに関する国連安保理決議751(1992年)に基づき国連安保理により課された制裁の対象となっており、加盟国の報告によれば、ISIL、AQ又はそれらの系列組織とのつながりがあるため、国連1267監視チームの監視下に置かれている。

²¹⁹ 2021 United Nations Panel of Experts on Somalia report to the Chair of the Security Council (S/2021/849)
(「国連ソマリア専門家パネル報告書」2021年、S/2021/849)

²²⁰ S/2025/71/Rev.1、パラグラフ105

²²¹ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。また、アル・シャバブは、ソマリアに関する国連安保理決議751(1992年)に基づき国連安保理により課された制裁の対象となっており、加盟国の報告によれば、ISIL、AQ又はそれらの系列組織とのつながりがあるため、国連1267監視チームの監視下に置かれている。

²²² S/2025/71/Rev.1、パラグラフ105～106、108

²²³ CTED 2022年トレンドアラート、前掲書。

²²⁴ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。ADFは、DRCに関する国連安保理決議1533(2004年)に基づき国連安保理により課された制裁の対象でもあり、加盟国からの報告によると、ISIL、AQ又はそれらの系列組織との関係により、国連1267監視チームの監視下に置かれている。

の栽培、収穫、販売、密輸も報告されている²²⁵。

244. パレスチナ自治政府によって国内レベルでテロ組織に指定されたグループが、資金調達手段として、畜産や、果物、野菜、ヤシのプランテーションなどの大規模農業プロジェクトの整備を含む民間企業を設立したと報告されている²²⁶。

ケーススタディ:モザンビークのテロ活動家への資金・食糧・兵站供給ネットワークの解体

2023年、ASWJ²²⁷の指導部代理としてモシンバ・ダ・プライア村の情報収集を行ったことで同組織を支援したとして、モザンビーク当局から複数の個人に有罪の判断が下された。また、若者を組織に勧誘し、遠隔地のASWJ工作員に食糧や作戦物資など、物資の供給を行った罪でも告発された。

2023年3月、モザンビーク国防・治安部隊による合同作戦により、テロ活動が頻発することで知られている村で大量の食糧を所持していた2人が取り押さえられた。被告らは、事前に決められた場所で受け取りを待つASWJ工作員向けの物資だったことを認めた。ある被告は、自身がASWJ幹部の甥であり、WhatsAppとTelegramを使った暗号化メッセージングのための携帯電話を購入し、資金配分に関する追加指示を待つよう命じられていたことを明かした。

2023年6月、同幹部が被告に対し、仲介者から885,500モザンビーク・メリア(13,862米ドル)を受け取り、村の組織メンバーに届けるよう指示した。被告は取引中に逮捕された。捜査により、想定されている資金の用途は、帆船の購入、家屋購入、テント建設への充当であったことが確認され、また、移動通信の解析から、漁業活動による収益が組織の維持費と運営費に充てられていたことが判明した。

捜査の結果、組織の幹部と被告との間では、電子マネーと現金の物理的運搬の双方により資金が移動していたことが明らかになった。被告らは28年から30年の拘禁刑を宣告され、押収された資金はモザンビークの国益のために没収された。

出典:モザンビークのLEA及び検察庁

7.3. 野生生物の搾取・取引・密輸

²²⁵ Midterm report of the Group of Experts on DRC, (S/2020/1283), see Summary. (「DRC専門家グループ中間報告書」S/2020/1283、要約参照)

²²⁶ これらには、シュビ・エレット前哨基地、ティルザ溪谷農場、メイトリム前哨基地、ヒルトップ・ユース、プライス・タグ(TAG MEKHEIR)が含まれる。これらの組織は、国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定されている。

²²⁷ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。加盟国からの報告に基づき、ASWJは、ISIL、AQ、それらの系列組織とのつながりがあるため、国連1267監視チームの監視下に置かれている。この点は、テキストボックス中のASWJに関する言及全てに適用される。

245. 野生生物の密輸(世界で最も収益性の高い犯罪活動の一つ)は、ボコ・ハラム、アル・シャバブ²²⁸、神の抵抗軍²²⁹などのテロ組織の資金調達源としてかねてから報告されている²³⁰。2017年、GABACは、象牙²³¹などの保護対象種の売買・取引を含む環境犯罪とTFの潜在的な関連性について懸念を表明した。また、ASWJ²³²も狩猟トロフィーの密輸に関与しているとの報告もある。近年では、研究者やアナリストはこうした関連性の規模について、より慎重な見解を示すように思われる²³³。しかし、これがテロ組織の主要な資金源ではないにせよ、実際の発生事例がある点では見解が一致している。

246. UN CTEDも、最近の国別評価の枠組みにおいて、各国当局が調査中の一部の事例を指摘しており、この中には、密猟、野生生物の密輸、国立公園関連資金の横領などが含まれる²³⁴。さらに、野生生物犯罪とテロリストが利益を得るために利用するその他の収益性の高い犯罪活動との間には、より複雑な関連性があるように見える。例えば、INTERPOLは、森林地帯、特に中央アフリカにおける違法な金採掘者の集落が、保護種の密猟その他の環境犯罪の発生を助長する恐れがあると指摘している²³⁵。

7.4. 貴金属・宝石の採掘、取引、密売

²²⁸ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。また、アル・シャバブは、ソマリアに関する国連安保理決議751(1992年)に基づき国連安保理により課された制裁の対象となっており、加盟国の報告によれば、ISIL、AQ又はそれらの系列組織とのつながりがあるため、国連1267監視チームの監視下に置かれている。

²²⁹ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。

²³⁰ See e.g., the analysis of the United States Institute of Peace: *Wildlife Poaching and Trafficking: Combating a Source of Terrorist Funding* (2018), National Geographic, *How Killing Elephants Finances Terror in Africa* (2015). See also the record of the Hearing before the Subcommittee on Terrorism, Non-Proliferation and Trade of the Committee on Foreign Affairs of the US House of Representatives: *Poaching and Terrorism: a National Security Challenge* (22 April 2015).

(参照「野生生物の密猟と違法取引:テロ資金源への対抗(2018)」米国平和研究所の分析。「ゾウの殺害がアフリカでいかにテロ資金を生むか(2015)」ナショナル・ジオグラフィック。「密猟とテロリズム:国家安全保障上の課題」米国下院外交委員会、テロ・不拡散・貿易小委員会公聴会記録、2015年4月22日)

²³¹ GABAC, “The financing of terrorism in Central Africa” (2017) (「中部アフリカにおけるテロ資金供与」GABAC、2017年)

²³² 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。加盟国からの報告に基づき、ASWJは、ISIL、AQ、それらの系列組織とのつながりがあるため、国連1267監視チームの監視下に置かれている。

²³³ See e.g., <https://news.mongabay.com/2022/02/links-between-terrorism-and-the-ivory-trade-overblown-study-says/> (February 2022) and sources cited therein. The FATF report on Money-Laundering and the Illegal Wildlife Trade (June 2020) does not address the links between Illegal Wildlife Trade (IWT) and terrorism financing, stating that “current evidence suggests that this is not yet a widespread typology” (例えば、「テロリズムと象牙取引の関連は誇張されているとする研究」モンガベイ、2022年2月(該当ページにて閲覧可能)及び同記事が引用する資料。「マネー・ローンダリングと違法野生生物取引」FATF、2020年6月。同報告書は、違法野生生物取引(IWT)とテロ資金供与の関連を扱っておらず、「現時点の証拠では、まだ広く見られる類型ではない」と述べている)(<https://www.fatf-gafi.org/media/fatf/documents/Money-laundering-and-illegal-wildlife-trade.pdf>)。

²³⁴ CTED 2022年トレンドアラート

²³⁵ INTERPOL, “Analytical report: Illegal gold mining in Central Africa” (2021), page 34 (「分析報告書:中央アフリカにおける違法金採掘」INTERPOL、2021年、34ページ)

247. 各国代表団は、金やその他の貴金属の採掘が、特にアフリカにおけるISILやAQの世界展開の系列組織にとって、TF資金源としてますます重要になっていると報告している。また、地域テロ組織を支援するため希土類も採掘されていると指摘している²³⁶。過去10年間、金、錫、タングステンの手掘り採掘は、中央アフリカで活動するADF²³⁷やISIL関連組織をますます支援しており、その発生は「一般的」と評価されている。

248. アフリカで展開しているISIL系列組織は、未登録鉱山で働く金鉱夫を恐喝するだけでなく、密輸業者を雇って遠隔地の鉱山から取引拠点へ金を移動させ、既存の密輸ルートを利用して国際取引拠点で金を販売するなど、金採掘事業を悪用している²³⁸。違法採掘事業は、金が合法市場より低価格で販売されるため、収益性が高く魅力的である。

249. ラテンアメリカでは、特にコロンビアとペルーにおいて、金セクターのリスク評価がTFへの脆弱性が浮き彫りになっている²³⁹。FATFとAPGによる報告書は、コロンビアのテロ組織に関する事例研究を収載している。その手口は、金鉱山が位置する領域を支配下に置き、所有者から土地の所有権利書を譲渡させるよう脅迫・強要するというものであった。テロ組織が違法に生産した金の一部は、その出所を隠蔽する目的で現金取引により合法企業に売却された。得られた利益は、組織のテロ活動を継続するために必要な装備、弾薬、医薬品、その他の物資の購入に充てられた²⁴⁰。イスラエルの報告によれば、イランのゴドス軍工作員はベネズエラで金を調達し、航空便で密輸した後、中東で販売している。その利益はヒズボラ²⁴¹に送金され、同組織の活動資金に充てられている。

²³⁶ UN CTED 2022 Trends Alert; Twenty-ninth report of the Analytical Support and Sanctions Monitoring Team pursuant to resolutions 1526 (2004) and 2253 (2015) concerning ISIL (ISIL), Al-Qaida and the Taliban and associated individuals and entities, February 2022 (S/2022/83). (CTED 2022年トレンド・アラート。「決議1526(2004年)及び2253(2015年)(イスラム国、アルカイダ、タリバン及び関連する個人・団体に関する)に基づく分析支援・制裁監視チーム第29次報告書」国連安保理、2022年2月、S/2022/83)

²³⁷ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。ADFは、DRCに関する国連安保理決議1533(2004年)に基づき国連安保理により課された制裁の対象でもあり、加盟国からの報告によると、ISIL、AQ又はそれらの系列組織との関係により、国連1267監視チームの監視下に置かれている。

²³⁸ UN CTED 2022 Trends Alert citing to [“Getting a grip /on Central Sahel’s Gold Rush”](#) (2019), International CrISIL Group. (CTED 2022年トレンド・アラートは、「中央サヘル地域のゴールドラッシュを把握する」国際危機グループ、2019年を引用)

²³⁹ For Colombia, see of the International Monetary Fund (IMF) (2018) and Colombia’s “Report on measures Peru conducted a [“Sectorial Assessment of the ML/TF risks of the mining sector”](#) (2017). See also discussions of the Joint special meeting of the Counter-Terrorism Committee, the Security Council Committee pursuant to resolutions 1267 (1999), 1989 (2011) and 2253 (2015) concerning ISIL (ISIL) Al-Qaida and associated individuals, groups, undertakings and entities; and the Security Council Committee established pursuant to resolution 1988 (2011) on “The nexus between international terrorism and organized crime” (26 April 2019). (コロンビアについては国際通貨基金(2018年)を参照。併せて、ペルーの「鉱業部門におけるML/TFリスクのセクター別評価」2017年も参照。さらに、CTC、ISIL、AQ並びに関連する個人・集団・事業体・団体に関する安保理決議1267(1999年)・1989(2011年)・2253(2015年)及び安保理決議1988(2011年)に基づく各委員会の合同特別会合「国際テロリズムと組織犯罪との関連性」2019年4月26日も参照)

²⁴⁰ FATF and Asia/Pacific Group of Money Laundering (APG), [Money laundering and terrorist financing risks and vulnerabilities associated with gold” \(2015\)](#), case study 10, page 16 (「金に関連するマネロン・テロ資金供与リスクと脆弱性」FATF/APG、2015年、ケーススタディ、10・16ページ)

²⁴¹ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度の下にある組織。

250. ブルキナファソ、マリ、ニジェールでは、特にリプタコ・グルマ地域において、テロ組織が長期活動資金として持続可能で入手容易、かつ摘発・妨害リスクが最低限の資金源を模索する中、ゴールドラッシュがテロ組織に新たな資金源をもたらしている。大サハラのアラブ島国 (ISGS) と JNIM は、マリのグルマ地区で戦闘を繰り返していることが報告されている。その一因は、金採掘地域の支配権争いであり、両組織とも小規模の金採掘業者に対し、保護料又はザカート名目で違法課税を強いている。被害を受けている地域としては、マリ北部のキダル (アンサール・エディーンなどの JNIM 分派組織が関与)、ブルキナファソのボンゴウ及びスーム (アンサール・アル・イスラムなどのグループが関与)、ニジェールのコンボンゴウ (この地域も数多くのテロ攻撃を受けている) などが挙げられる。法執行のプレゼンスが限定的な孤立地域に居住する地域社会は、特に脆弱である。DRC では、ADF²⁴² がビアロセ村近郊の金鉱山の違法採掘に関与していると報告されている。

251. 2020 年後半にサヘル地域で INTERPOL と UNODC が共同で調整を行った銃器作戦 (KAFO II 作戦) にて、4 万本を超える大量のダイナマイトと起爆用コードが押収され、これらはサヘル地域の武装テロ組織による違法な金採掘に使用される予定だったと見られ、テロ資金供与の傾向が確認された²⁴³。

252. モザンビークでは、カボ・デルガドが同地域の経済回廊の一つとして機能しており、ISIL 関係者の存在、特に中央アフリカで活動する ISIL グループの存在が、金その他の貴金属・宝石の取引など、この地域における違法活動に大きな影響を及ぼすリスクが高まっている²⁴⁴。ASWJ²⁴⁵ も違法採掘に積極的に関与し、ASWJ メンバーが金属や宝石を所持している事例をモザンビーク軍が記録している。推定によれば、ASWJ はルビー採掘だけで約 3000 万米ドルを稼得している。

253. ただし、こうした傾向は地域や地区によって異なる。例えば西アフリカでは、犯罪ネットワークを介した違法な金採掘とテロ組織との結びつきが明確化しつつある一方で、南部・中央アフリカでは (皆無ではないが) その関連性はそれほど明らかではない²⁴⁶。

254. テロ組織は採掘による利益に加え、鉱夫や鉱山企業の恐喝、密輸業者や運送会社

²⁴² 国連安保理決議 1373 (2001 年) に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。ADF は、DRC に関する国連安保理決議 1533 (2004 年) に基づき国連安保理により課された制裁の対象でもあり、加盟国からの報告によると、ISIL、AQ 又はそれらの系列組織との関係により、国連 1267 監視チームの監視下に置かれている。

²⁴³ INTERPOL and UNODC [“International operation disrupts supply of firearms to terrorists”](#) (2020)

(「国際作戦がテロリストへの銃器供給を阻止」INTERPOL、UNODC、2020 年)

²⁴⁴ UN CTED 2022 Trends Alert; International Crisis Group [“Stemming the insurrection in Mozambique’s Cabo Delgado”](#) (2021)

(CTED 2022 年トレンドアラートは、「モザンビーク・カボデルガド州における反乱の阻止」国際危機グループ、2021 年を引用)

²⁴⁵ 国連安保理決議 1373 (2001 年) に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。加盟国からの報告に基づき、ASWJ は、ISIL、AQ、それらの系列組織とのつながりがあるため、国連 1267 監視チームの監視下に置かれている。

²⁴⁶ UN CTED 2022 Trends Alert citing to Global Initiative Against Transnational Crime, [“Insurgency, illicit markets and corruption: The Cabo Delgado conflict and its regional implications”](#) (2022).

(CTED 2022 年トレンド・アラートは、「反乱、違法市場、腐敗: カボ・デルガド紛争とその地域的影響」国際犯罪対策グローバル・イニシアチブ、2022 年を引用)

への課税によっても収益を得られる。ASWJ²⁴⁷が地元住民に採掘許可証の取得を促し、その利益を得てテロ組織の資金とするよう仕向けているとの疑念が共有された。「2025年グローバル・テロリズム指数」²⁴⁸が示すように、中央サヘル地域のテロ組織は、大半の場合、自ら金を直接採掘・取引・密輸することはない。代わりに、小規模の金採掘が行われる地域を支配し、採掘者から税金を徴収している。

7.5. 木材・木炭の搾取・取引・密輸

255. 木材伐採も、JNIMの資金調達源として報告されている。中央アフリカで活動するADF²⁴⁹やISIL系組織は、支配地域内での違法な木材伐採、特にローズウッドの伐採に関与しており、この活動は一般的に観察される。推定では、ADFは木材密売により年間約300万米ドルを稼いでいるとされる²⁵⁰。ASWJ²⁵¹は木材伐採による収入を得ており、違法な木材・木炭取引にも参加しており、一般的な活動と評価されている。

256. 木炭の生産、課税、恐喝の事例は、テロ組織が天然資源を収益源として利用していることを裏付ける。ソマリアのアル・シャバブ²⁵²は一例であり、収益性の高い木炭密輸ネットワークが毎年数百万ドル規模の資金をもたらしている²⁵³。アフリカのその他のテロ組織や武装集団(中央アフリカ共和国、DRC、マリ、スーダンなど)も、違法又は規制対象外の木炭取引から収益を生み出している²⁵⁴。

8. 犯罪活動に関連する手法

257. 国連レベルにおいて、テロリストが資金源や後方支援として犯罪活動から利益を得られることに対し懸念が強くなっていると各国が表明しており、具体的な手法としては、武器、人

²⁴⁷ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。加盟国からの報告に基づき、ASWJは、ISIL、AQ、それらの系列組織とのつながりがあるため、国連1267監視チームの監視下に置かれている。

²⁴⁸ [Global Terrorism Index 2025](#), page 52
(「2025年グローバル・テロリズム指数」52ページ)

²⁴⁹ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。ADFは、DRCに関する国連安保理決議1533(2004年)に基づき国連安保理により課された制裁の対象でもあり、加盟国からの報告によると、ISIL、AQ又はそれらの系列組織との関係により、国連1267監視チームの監視下に置かれている。

²⁵⁰ UN CTED 2022 Trends Alert; Daghar, Mohamed; Chelin Richard; Haji Mohamed, [“Expansion of the Allied Democratic Forces should worry East Africa”](#) (2022), Institute for Security Studies.

(CTED 2022年トレンドアラートは、「民主同盟軍の拡大は東アフリカを憂慮させるべきである」安全保障研究所、2022年、モハメド・ダガール／リシャール・シェラン／モハメド・ハジを引用)

²⁵¹ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。加盟国からの報告に基づき、ASWJは、ISIL、AQ、それらの系列組織とのつながりがあるため、国連1267監視チームの監視下に置かれている。

²⁵² 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。また、アル・シャバブは、ソマリアに関する国連安保理決議751(1992年)に基づき国連安保理により課された制裁の対象となっており、加盟国の報告によれば、ISIL、AQ又はそれらの系列組織とのつながりがあるため、国連1267監視チームの監視下に置かれている。

²⁵³ CTED 2022年トレンドアラート

²⁵⁴ RHIPTO, INTERPOL, and Global Initiative Against Transnational Organized Crime, [“World Atlas of Illicit Flows”](#) (2018)

(「違法資金の流れの世界地図」RHIPTO、INTERPOL、及び国際的な組織犯罪対策グローバル・イニシアチブ、2018年)。

身、薬物、工芸品・文化財の不法取引、天然資源や野生生物の違法取引、身代金目的誘拐、恐喝、強盗、そして海上における国際的な組織犯罪などが挙げられる²⁵⁵。また、過去のFATF報告書も、多くのテロ組織に関して、犯罪活動とTFとの間で様々な関連性があることを明らかにしている。2021年、FATFは、組織犯罪との連携によりEoRMTグループの収益創出が可能になっていると指摘した。また、武器や偽造文書などの規制対象品・違法物品を入手する機会ももたらされており、これにより、組織の犯罪活動拡大が可能になっている²⁵⁶。

258. テロ組織は、活動資金の調達において機会を巧みに利用し、活動環境への適応力が極めて高い。テロリズムと組織犯罪の重なりによって、テロ対策がさらに複雑なものになっており、一部の組織は収入源の多様化を図るため、薬物・人身取引その他の違法活動に直接関与している。こうしたスキームにおいて、テロ組織としては、犯罪バリューチェーンの異なる段階で組織犯罪グループと関わっているか、あるいは組織犯罪活動を模倣して自律的に利益を生み出すかのいずれかが可能である。他には、運営上の連携を維持したり、通過ルートに課税したり、便宜供与の報酬を課したりするが、密輸や密売活動には直接関与しない組織もある。テロ組織は、マネロン、密輸、武器調達などのサービス提供者として組織犯罪グループを利用する向きもある。

259. 犯罪活動の種類や連携の性質は、地域的・経済的事情、主流の犯罪活動、密輸ルートへの近接性、テロリストが利用可能な資源へのアクセス度合いによって、大きく異なってくる。以下のサブセクションでは、これまでに確認された連携の例を示すが、特にその融合が流動的であることから、網羅的なリストではない。

8.1. 恐喝、課税類似活動、強制徴収

260. テロ組織はしばしば、現地や地域の犯罪ネットワークと連携し、脅迫や暴力を使って企業や個人から金銭を搾り取り、資金の調達・移動を行い、こうして得た資金をテロ活動支援に充当できる。恐喝はテロ組織にとって重要な資金源の一つである。課税類似活動は、領土・資源・経済活動を支配するテロ組織が収益を生み出せる別の手段である。これは、地域住民や企業(天然資源、農業、漁業を営む事業者など)に対し、税に類する手数料を課すことを含み、保護やサービスの提供を名目に正当化されるか、あるいは強制の一形態として行われることが多い。報酬徴収や恐喝は、いわゆる「通行税」として検問所で行われるほか、組織の支配地域内外の企業や住民、さらには国外在住の同族・支援者層からも、家族や事業の保護を名目に徴収が行われる。海上でさえ恐喝は発生する。状況によっては、恐喝が誘拐や強制手段と併用されることもある。テロ組織によるこうした恐喝、強制的な手数料徴収、

²⁵⁵ The United Nations Security Council has consistently recognized and expressed concern at the connection between transnational organised crime and terrorism in several of its resolutions, including resolutions 1373 (2001), 2462 (2019) and 2482 (2019).

Furthermore, the General Assembly, in the Seventh review of the United Nations Global Strategy (GA 75/291) in 2021. In the Seventh review of the Global Counter-Terrorism Strategy, the General Assembly also took note of the nexus and encouraged Member States and international and regional organizations to enhance knowledge of and support initiatives to address, in the design and implementation of global, regional and national counter-terrorism strategies, the linkages between terrorism and transnational organised crime.

(国連安保理は、1373(2001年)、2462(2019年)、2482(2019年)を含む複数の決議で、国際的な組織犯罪とテロリズムの関連性を一貫して認識し懸念を表明している。さらに、「国連グローバル対テロ戦略第7次レビュー」国連総会、2021年(GA 75/291)において、テロと国際的な組織犯罪の連関に留意し、世界・地域・国家の対テロ戦略の立案及び実施にあたり当該連関に対処するための知見の向上及び取組の支援を、加盟国並びに国際・地域機関に促した。

²⁵⁶ FATF, [Ethnically or Racially Motivated Terrorist Financing](#) (2021)
(「民族的・人種的動機によるテロ資金供与」FATF、2021年)

課税類似行為の広範な利用は、各国代表団によって裏付けられており、民間セクターからのフィードバックによってさらに補強されている。民間セクターは、テロ勢力が支配を及ぼす地域において、これらの手法がTFリスクの核心であると一貫して指摘している。

261. アフリカの一部地域(例、アル・シャバブ²⁵⁷、JNIM)では、テロ組織の主要な収入源として恐喝又は包括的な「課税」手法が主流であり、イエメンではAQAPが保護提供と引き換えに地元企業を恐喝している。これは、ISILとその地域系列組織が用いる主要な資金調達方法の一つでもある。同組織は現在も違法な商業ルートを支配し、武器・薬物・人身の密輸業者に課税している。こうした活動は、東・西アフリカ、リビア、イラク、シリアなどで確認されている。ソマリアのISILは、ボサソ地域において企業、輸出、海運業を対象とした恐喝を強化しているが、これはアル・シャバブの非合法課税・恐喝手法を模倣したもので、プントランドにおける商業活動、鉱業、貿易、乳香生産、農業活動の一部を課税対象とし、同組織の資源基盤強化を図っている²⁵⁸。

262. テロ組織ネットワークによる課税類似手法は、収益を生み出す戦術として複数の状況で用いられており、通常は他の手法や犯罪活動と併用されている。暴力の脅威と組み合わせることで、テロ組織は課税を住民支配や地域支配の手段としても用いてきた。これは、ボコ・ハラム、ADF²⁵⁹、ASWJ²⁶⁰、アル・シャバブ²⁶¹などが共通して用いる手法である。アル・シャバブ、ISWAP、ASWJなどのグループは、自己の支配地域における医療や教育などの公共サービス提供のための収益調達手段としても課税を用いている。この戦略は、これらの組織が地域住民へ及ぼす影響力をさらに強めるものである。

263. 東部・南部アフリカでは、アル・シャバブ²⁶²が活動資金を得るために、恐喝を主要な手段として広く用いていることが知られている。ソマリアの広大な地域を支配するアル・シャバブは、その「情報機関」(アムニヤト)のネットワークを通じて、商品や事業に対して課税を行っており、モガディシュとソマリア南部は依然として最大の税収基盤である。アル・シャバブは、富裕層実業家を対象とする「生活様式監査」を利用し、ザカート徴収を悪用している。同組織は

²⁵⁷ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。また、アル・シャバブは、ソマリアに関する国連安保理決議751(1992年)に基づき国連安保理により課された制裁の対象となっており、加盟国の報告によれば、ISIL、AQ又はそれらの系列組織とのつながりがあるため、国連1267監視チームの監視下に置かれている。

²⁵⁸ [S/2024/556](#)、パラグラフ35。

²⁵⁹ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。ADFは、DRCに関する国連安保理決議1533(2004年)に基づき国連安保理により課された制裁の対象でもあり、加盟国からの報告によると、ISIL、AQ又はそれらの系列組織との関係により、国連1267監視チームの監視下に置かれている。

²⁶⁰ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。加盟国からの報告に基づき、ASWJは、ISIL、AQ、それらの系列組織とのつながりがあるため、国連1267監視チームの監視下に置かれている。

²⁶¹ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。また、アル・シャバブは、ソマリアに関する国連安保理決議751(1992年)に基づき国連安保理により課された制裁の対象となっており、加盟国の報告によれば、ISIL、AQ又はそれらの系列組織とのつながりがあるため、国連1267監視チームの監視下に置かれている。

²⁶² 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。また、アル・シャバブは、ソマリアに関する国連安保理決議751(1992年)に基づき国連安保理により課された制裁の対象となっており、加盟国の報告によれば、ISIL、AQ又はそれらの系列組織とのつながりがあるため、国連1267監視チームの監視下に置かれている。

課税システムを、車両、輸送物品、農場・農産物、家畜販売からの税金徴収について、それぞれ別建ての収入源に区分している。アル・シャバブは検問所や輸入業者からの徴税・恐喝金受領にモバイルマネーに依存する形で、その後、地元の国内銀行口座へ資金を移動させている。2016年、国連ソマリア・エリトリア監視グループは、アル・シャバブが砂糖トラック1台あたり1,500米ドルの税を課し、週に最大230台のトラックが通過しているとの推定を行っている。

264. さらに、テロ組織は犯罪ネットワークの活動に対する一種のライセンスとして、その運営許可の見返りに手数料を徴収する場合がある。西アフリカでは、ISWAPが軽微な違反者から様々な手数料を徴収している。例えば2020年8月から2021年3月までの期間だけ見ても、ISWAPは死刑や切断刑を伴わない軽微な犯罪に科される罰金から約65,000米ドルを得たと報告されている。この文脈では、こうした組織が司法の担い手としての正当性を確立している場合もある。

ケーススタディ: 季節労働者と不動産業者からのTF目的の恐喝

2022年、国際テロ組織がPKKへの募金キャンペーンの立ち上げに関与していた²⁶³。トルコ南東部からトルコ西部へ季節労働に従事するため出向く個人から資金を徴収し、日給の25%を強制手数料として徴収していた。また、不動産業者に対しても、脅迫によって不動産売却手数料が課されていた。不動産業者に強制的に住宅を売却させ、その物件の売却価格の50%に相当する手数料を支払わせた事例が確認されている。2022年、トルコはPKK支援資金調達キャンペーンを介してPKKを支援する資金調達スキームを摘発した。このスキームでは、季節労働のため西部地域へ移動したトルコ南東部出身者に対し、日給の25%を強制的に拠出させていた。同組織はさらに不動産業者への恐喝を行い、不動産売却手数料を請求し、一部業者は売却価格の最大50%の支払いを強いられていた。

資金は現金で徴収され、通し番号付きの黄色い封筒に入れられてPKKに渡された。強制手数料を拒否した者に対して、脅迫が行われていた。資金は定期的にPKK支配地域に近い国境都市に送金され、そこから国境を越えて移されPKKの活動に充当された。

出典:トルコ、MASAK (FIU)

注記:この事例は、国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結を目的として設立された超国家的・国家的な指定制度下にある組織に言及している。参照:<https://www.mfa.gov.tr/pkk.en.mfa>

8.2. 身代金目的の誘拐

265. KFRとは、個人を拉致し、解放の見返りとして身代金の支払いを要求する行為である。収益創出に加え、(非テロ目的のKFR犯罪とは区別される)住民への威嚇や影響力・支配力の行使を目的として、テロ組織がKFR作戦を継続的に用いていることについては、根強い懸念が存在する。実際、KFRは不安を煽り、極めて収益性の高い資金源となるため、テロ戦略の主要要素と位置付けられることが多い。国連安保理決議2133(2014年)の違反となる身代

²⁶³ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度の下にある組織。この点は、テキストボックス中のPKKに関する言及全てに適用される。

金支払は、テロリストの能力を著しく強化し、人命の損失を招いている。身代金は秘密裏に支払われることが多いため正確な数は把握困難であるが、年間数百万ドル規模に達すると見込まれる。

266. アフリカで活動するテロ組織ネットワークのほぼ全て、アル・シャバブ²⁶⁴、ADF²⁶⁵、ボコ・ハラム、ASWJ²⁶⁶などが、資金調達手段としてKFRを利用しており、外国人や地元の重要人物が標的になるケースが多い。西・中央アフリカでは、サヘル地域で拉致された人質80人の解放に最大1億8300万ユーロの身代金が支払われた事例を見ると、アルジェリア、マリ、モーリタニア、ナイジェリア、ニジェールで活動する武装集団にとって誘拐が収益源としていかに儲かるかを見て取れる。また、AQ系列組織JNIMも、資金強要や拉致実行のため身代金目的誘拐に大きく依存する集団の一角を占めている。ISWAPも、主に人道支援活動家や政府高官を拉致し、資金源を確保している。拉致は交渉材料としても利用され、囚人交換交渉に用いられる。例えば、ボコ・ハラムは、所属戦闘員解放の交渉材料として拉致を用いることで悪名が高い。

267. 身代金支払を現金又はハワラ経由で行うことで検知や追跡を回避する場合、複数手法の併用を介して資金を調達する傾向が増している。一部の法域では、ISIS関連組織がVA経由での支払要求を行っている事例も報告されている。身代金要求の実例として、アル・シャバブ²⁶⁷によるキューバ人医師6人の拉致事件が挙げられ、ケニア政府に対し、解放の見返りとして身代金の要求が行われた。また、DRCとウガンダ北部では、ADF²⁶⁸が子供を含む個人を拉致し、地元住民に身代金を強要する手法に依存している。さらにモザンビークでは、テロ組織ASWJ²⁶⁹による主に夜間での村民拉致事件を当局が報告しており、多額の身代金支払が要求されている。同時にボコ・ハラムは、拉致された女性1人につき40頭の牛を返還の対価として要求している。現金ではなく商品としての牛による決済は、ボコ・ハラムの財務管理戦略を考える上で示唆に富む可能性がある。すなわち、牛を貯蔵手段として保持し、後日、高い価値で売却するという戦略である。

²⁶⁴ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。また、アル・シャバブは、ソマリアに関する国連安保理決議751(1992年)に基づき国連安保理により課された制裁の対象となっており、加盟国の報告によれば、ISIL、AQ又はそれらの系列組織とのつながりがあるため、国連1267監視チームの監視下に置かれている。

²⁶⁵ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。ADFは、DRCに関する国連安保理決議1533(2004年)に基づき国連安保理により課された制裁の対象でもあり、加盟国からの報告によると、ISIL、AQ又はそれらの系列組織との関係により、国連1267監視チームの監視下に置かれている。

²⁶⁶ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。加盟国からの報告に基づき、ASWJは、ISIL、AQ、それらの系列組織とのつながりがあるため、国連1267監視チームの監視下に置かれている。

²⁶⁷ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。また、アル・シャバブは、ソマリアに関する国連安保理決議751(1992年)に基づき国連安保理により課された制裁の対象となっており、加盟国の報告によれば、ISIL、AQ又はそれらの系列組織とのつながりがあるため、国連1267監視チームの監視下に置かれている。

²⁶⁸ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。ADFは、DRCに関する国連安保理決議1533(2004年)に基づき国連安保理により課された制裁の対象でもあり、加盟国からの報告によると、ISIL、AQ又はそれらの系列組織との関係により、国連1267監視チームの監視下に置かれている。

²⁶⁹ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。加盟国からの報告に基づき、ASWJは、ISIL、AQ、それらの系列組織とのつながりがあるため、国連1267監視チームの監視下に置かれている。

268. テロ組織が犯罪組織と連携し、営利活動として誘拐を行うという新たな傾向も現れている。この場合、身代金要求は行われず、テロ組織が誘拐被害者を他の犯罪ネットワークに「売却」する。例えば、ボコ・ハラムは主に女性や少女を拉致し、奴隷として売却したり、自爆攻撃に利用したりする。場合によっては、犯罪組織が独自に拉致を行い、後に人質をテロ組織に売却して現金化し、テロ組織が人質の解放に高額的身代金を要求することもある。

269. KFRは、パキスタンやアフガニスタンで活動するタリバン系列グループの一部にとって、資金源としても知られている。AQAPの場合、KFRへの依存度が高く、誘拐専門の下部組織を設けて、特に国際機関の外国人職員を標的として2023年と2024年にイエメンでのKFR作戦を増加させていったと指摘されている。2021年の報告によれば、イラク北部で発生した誘拐事件の身代金により、ISILは約100万米ドルを得た²⁷⁰。最近まで、アブ・サヤフ・グループ(ASG)の元指導者は、東南アジアにおける海上誘拐・身代金要求作戦の首謀者として悪名が高かった。

270. 各国でテロ組織に指定されているその他の地域・準地域の武装集団も、ラテンアメリカでKFRを広く利用していることが知られている(例、エルサルバドルのマラス・サルバトゥルチャ²⁷¹)。

271. 状況によっては、人身取引とKFRが密接に絡み合う。拉致被害者(特にヤジディ教徒の女性や子供)の家族がISILに身代金を支払った事例が記録されており、その支払いは直接行われるか、あるいは「仲介役」として活動する密輸業者を通じて行われ、これらの密輸業者は救出作戦を実行する際に追加報酬を要求する。家族が支払った金額は、密輸業者が実質的に「ISILから当人を奪い取る」という作戦に対する、直接の報酬を意味する²⁷²。ナイジェリアにおけるボコ・ハラムやISWAPによる拉致行為も、人身取引とKFRの区別を曖昧にしている。また、FATFも、テロリストによる人身取引の利用を「身代金支払を確保する場」として受け止めている。

8.3. 人身取引及び移民の密輸

272. 人身取引は、組織犯罪において依然として最も収益性の高い活動の一つであり、武装集団やテロリストを含む加害者からは、高利益かつ低リスクの犯罪活動として認識されている。人身取引の被害者は、売られる商品として、身代金や救出金の確保手段として²⁷³、また隷属的な役割を遂行する道具として搾取されている。国連安保理決議は、加盟国に対し、テロ資金源となる人身取引事件を特定し、責任者を問責するための取組強化と断固たる行動

²⁷⁰ UN 1267 Monitoring Team, [30th Report of the Analytical Support and Sanctions Monitoring Team submitted pursuant to resolution 2610 \(2021\) concerning ISIL \(ISIL\), Al-Qaida and associated individuals and entities](#).

(「イスラム国、アルカイダ及び関連する個人・団体に関する決議2610(2021年)に基づき提出された分析支援・制裁監視チーム第30次報告書」国連1267監視チーム)

²⁷¹ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。

²⁷² UN CTED Report on [Identifying and exploring the nexus between human trafficking, terrorism, and terrorism financing](#) (2019).

(人身取引、テロリズム及びテロ資金供与間の関連性の特定と検討に関するUN CTED報告書(2019年))

²⁷³ KFRに関するサブセクションを参照。See also UN CTED report on [Towards meaningful accountability for sexual and gender-based violence linked to terrorism](#) (2023), page 9.

(参照「テロリズムに関連する性的・ジェンダーに基づく暴力に対する有意義な説明責任の追及に向けて」CTED報告書、2023年、9ページ)

をとるよう繰り返し要請してきた²⁷⁴。それにもかかわらず、テロ関連で実行される人身取引や性的暴力犯罪に対する処罰は、ほぼ完全に免責された状態が続いている²⁷⁵。

273. 2016年、国連事務総長はISIL、ボコ・ハラム、アル・シャバブ²⁷⁶などが人身取引と性的暴力をテロの武器及び重要収入源として利用していると報告した²⁷⁷。FATFも、「人身取引が特に地域支配下にあるテロ組織の収入源となり得る」と指摘している²⁷⁸。2019年、セクション1で言及したとおり、ISIL戦闘員によるヤジディ教徒女性の組織的な売買は、収益創出のための性奴隷利用(すなわち「人身取引/TFの関連性」)として最も重大な事例である²⁷⁹。

274. 人身取引は、テロ組織にとって有力な資金調達源であり、その被害者を多様な方法で搾取し「再利用可能な商品」として扱うことができる。ISILの奴隷商取引には(兵站・輸送費を含め)一定の投資と相当程度の組織化が必要であったが、他の形態の虐待では、追加「費用」なしに被害者を直接搾取できる²⁸⁰。

275. TFと移民の密輸の関連性は複数の形で現れ得る²⁸¹。特定の移民密輸ルートにおいて、テロリストが支配地域を通過する「通行料」として密輸業者から資金を受け取っている証拠は豊富に存在する。その意味において、テロ組織が移民の密輸から利益を得たとされる主な地理的領域はアフリカであり、その一部地域は現時点でテロ組織の支配下にある。1267監視チームによれば、ISILは現在も東・西アフリカ、リビア、イラク、シリアを含む地域で、人身密輸業者の違法活動をコントロールしている。

276. テロ関連リスクも存在する恐れがあり、この場合、移民の密輸ネットワークが、FTFの帰還又は再配置など、組織メンバーの移動の隠蔽を支援する形になる。この点に関して、帰還するFTFに対して多額の資金が送金される傾向が顕著に見られ、こういった資金は、出発前にテロ組織への引き渡し費用や、人身取引業者と密輸業者への支払いに充てられることが多い²⁸²。過去5年間、ISIL系関係者やその家族を収容所と刑務所から密輸するため、資金が

²⁷⁴ 例、決議2331(2016年)及び2388(2017年)。安保理は、人身取引に関連し得る取引の分析・検知に加え、ガイドラインとリスク指標の普及を介して、FIUの重要性を強調している。

²⁷⁵ UN CTEDの2021年グローバル実施状況調査([S/2021/972](#))。

²⁷⁶ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。また、アル・シャバブは、ソマリアに関する国連安保理決議751(1992年)に基づき国連安保理により課された制裁の対象となっており、加盟国の報告によれば、ISIL、AQ又はそれらの系列組織とのつながりがあるため、国連1267監視チームの監視下に置かれている。

²⁷⁷ 国連事務総長、第71回会期、安保理第7847回会合、2016年12月20日、[S/PV.7847](#)、3ページ

²⁷⁸ FATF and Asia-Pacific Group joint report on [Financial Flows from Human Trafficking](#) (2018), paragraph 41
(「人身取引による資金の流れ」FATF、アジア太平洋グループの共同報告、2018年、パラグラフ41)

²⁷⁹ UN CTED Report on the Nexus Between HT, Terrorism, and TF, 2019, paragraph 61
(「人身取引・テロリズム・テロ資金供与の相互関係」CTED報告書、2019年、パラグラフ61)

²⁸⁰ UN CTED Report on the Nexus Between HT, Terrorism, and TF, 2019, [www.un.org/securitycouncil/ctc](#)
(「人身取引・テロリズム・テロ資金供与の相互関係」CTED報告書、2019年(該当ページにて閲覧可能))

²⁸¹ See the FATF 2022 report on ML/TF risks arising from migrant smuggling.
(参照「移民の密輸に起因するマネロン・テロ資金供与リスク」FATF、2022年)
See also examples in the UN CTED Report on [Identifying and Exploring the Nexus Between Human Trafficking, Terrorism, and Terrorism Financing](#) (2019).
(参照「人身取引・テロリズム・テロ資金供与の相互関連性の特定と検討」CTED報告書、2019年)

²⁸² CTED、2024年トレンド・トラッカー

調達され使用されてきた²⁸³。収容所から密かに連れ出された者について、約2,000米ドルで実行されたという報告が一貫して寄せられている。

277. 2022年、FATFは、アフリカにおいて武装テロ組織が移民の密輸から資金調達した事例を当局が摘発したと指摘している²⁸⁴。これらの事例では、テロリストやテロ組織が人身取引に直接関与しているわけではない(そのような事例は確認されていない)。しかし、アフリカにおける特定のテロ組織の領土支配、又は、移民密輸ルートの輸送経路・拠点の支配により、移民密輸業者や移民自身が、通行や安全確保の対価として「通行料」の支払いを要求される場合がある。特にリビアとマリで同様の事例が確認されている。さらに、アフリカの一部地域における移民密輸ルートは、ブルキナファソ、ニジェール、マリなど、テロ組織の支配地域又は影響力の範囲と重なっており、こうしたリスクを生んでいる。

278. シリア、イラク、アフガニスタンで続く内紛、不安定、紛争は、トルコやヨーロッパへの移民を生み出しており、同時に、シリアやイラクで活動するテロ組織の収入源にもなっている。移民の密輸活動は、テロ組織の支配下で、トルコ国境付近の地域に構築されたネットワークと共同で行われることがある。また、この地域で活動する組織犯罪グループとの連携も存在する。

279. EU域内で犯罪者とテロリストが移民の密輸に関して組織的に協力している証拠は限定的である。しかしながら、テロ組織や帰国者による移民の流れを悪用するリスクに加え、関連して審査上の課題があることをEU加盟国は継続的に指摘している。実際に帰国した事例としては、北アフリカから船でスペインに入国し、モロッコのネットワークから後方支援を受けたISILメンバー2人の事例が示唆に富んでいる。したがって、北アフリカのネットワークが、リビアなどからの帰国FTFを、直接南ヨーロッパへ、あるいはモロッコ経由でヨーロッパへ送り込む可能性が存在する。

280. TFと移民の密輸との関連性については、北米・南米、東南アジアにおけるその他の主要な移民の密輸ルートでは、関連情報はこれまで報告されていない。

8.4. 密売、物品密輸、違法取引

281. 密輸はテロ組織の資金源として重要な要素である。領土支配を行っているテロ組織の場合、支配地域内の営利企業の安全確保や保護、密輸品の違法輸送ルートの運営を通じて利益を得ていることが知られている。前述のとおり、国境管理の脆弱性、進行中の紛争への近接性、そして辺境地域における政府統制の弱さによって生じるこうした脆弱性は、武装集団やテロ組織の支配下で国境を越えた物流を可能にする要因となっている。アフリカでは、テロ組織が商品、鉱物、木材、魚、武器、家畜、その他の密輸品を輸送するルートを確立する傾向が継続している。

282. 例えば、DRCにおいて、ADF²⁸⁵が鉱物と木材の密輸に依存しており、時には密輸回廊を支配する他の武装集団のサービスに依存して鉱物と木材を近隣諸国へ輸送しているこ

²⁸³ CTED、2024年トレンド・トラッカー

²⁸⁴ FATF [Money Laundering and Terrorist Financing Risks Arising from Migrant Smuggling](#) (2022)
(「移民の密輸に起因するマネロン・テロ資金供与リスク」FATF、2022年)

²⁸⁵ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。ADFは、DRCに関する国連安保理決議1533(2004年)に基づき国連安保理により課された制裁の対象でもあり、加盟国からの報告によると、ISIL、AQ又はそれらの系列組織との関係により、国連1267監視チームの監視下に置かれている。

とが確認されている²⁸⁶。ソマリアでは、アル・シャバブ²⁸⁷がケニア・ソマリア国境を越えて砂糖の密輸に関与している²⁸⁸。さらにアル・シャバブ²⁸⁹は、イエメンとアフリカの角との間の武器の違法取引や、中東向けの木炭密輸²⁹⁰にも関与しており、アデン湾を高速艇で横断する小規模輸送を容易にする海路を用いている。ASWJ²⁹¹は、モザンビークの国境管理の脆弱性を利用して頻繁に越境密輸を行い、オートバイ、燃料、薬物、タバコ、医薬品を扱う合法・非合法双方のサプライチェーンを統合して運用している。AQIM支配地域におけるAQ系列組織は、アフリカのサハラ・サヘル地域における武器・薬物密輸や不法移民から資金を得ている。西・中央アフリカでは、ボコ・ハラムとISWAPが密輸ルートを用いて、物資だけでなく戦闘員や武器の輸送を行っている。ボコ・ハラムは、燃料、金属くず、アルミニウムの違法取引など、多様なインフォーマル取引活動を行って活動資金を調達している²⁹²。全体として、最も一般的な密輸品は、燃料、食料、武器その他の禁制品である。西アフリカとアフリカの角で活動するテロ組織が、物品の密輸や薬物取引という共通の目的のために、軽微犯罪者と協力する事例も見られる。

283. ソマリアのISILアル・カラール・オフィスは、組織犯罪ネットワーク、海賊、さらにはアル・シャバブ²⁹³やAQAPといった本来は対立関係にあるテロ組織とも協力して、違法物品の密輸を行っている。AQAPは武器や石油化学製品の違法販売から収入を得ている。

8.5. 薬物取引

284. 違法薬物取引は、その取引に関わる特定のテロ組織や反政府勢力にとって主要な収入源であり、これらの集団は商業ルートを支配し、麻薬密輸業者から税金を徴収するという戦術をしばしば用いている。さらに、これらのグループは薬物の生産、加工、密輸に直接関与している場合もある。一部のテロ組織は、国際的な薬物輸送に課税し、薬物取引業者から手数料を徴収していると報告されている。

²⁸⁶ DRCに関する専門家グループ、S/2024/432。

²⁸⁷ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。また、アル・シャバブは、ソマリアに関する国連安保理決議751(1992年)に基づき国連安保理により課された制裁の対象となっており、加盟国の報告によれば、ISIL、AQ又はそれらの系列組織とのつながりがあるため、国連1267監視チームの監視下に置かれている。

²⁸⁸ Sweet Secrets: Sugar Smuggling and State Formation in the Kenya—Somalia Borderlands, 2017
(「甘い秘密: ケニア・ソマリア国境地帯における砂糖密輸と国家形成」2017年)

²⁸⁹ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。また、アル・シャバブは、ソマリアに関する国連安保理決議751(1992年)に基づき国連安保理により課された制裁の対象となっており、加盟国の報告によれば、ISIL、AQ又はそれらの系列組織とのつながりがあるため、国連1267監視チームの監視下に置かれている。

²⁹⁰ Exploitation of natural resources and terrorism, UNODC Sherlock. www.sherloc.unodc.org
(「天然資源の搾取とテロリズム」UNODC(シャーロック)(該当ページにて閲覧可能))

²⁹¹ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。加盟国からの報告に基づき、ASWJは、ISIL、AQ、それらの系列組織とのつながりがあるため、国連1267監視チームの監視下に置かれている。

²⁹² S/2025/71/Rev.1、パラグラフ105。

²⁹³ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。また、アル・シャバブは、ソマリアに関する国連安保理決議751(1992年)に基づき国連安保理により課された制裁の対象となっており、加盟国の報告によれば、ISIL、AQ又はそれらの系列組織とのつながりがあるため、国連1267監視チームの監視下に置かれている。

285. ISILとその地域系列組織は、特にカプタゴンの違法薬物取引に関与しており、商業ルートを支配し、麻薬密輸業者に課税している。西アフリカでは、ボコ・ハラムや、ISIL及びAQに関連するその他の系列組織の間で、薬物取引とTFの関連性が報告されている²⁹⁴。さらに、薬物取引による収益がサヘル地域におけるテロ活動支援に充当されているという証拠があるものの²⁹⁵、アル・シャバブ²⁹⁶が活動する地域では、宗教的・文化的な事情から薬物取引や消費は一般的ではない。

286. 研究によれば、マリ北部は国際的な麻薬取引にとって有利なルートであり、現地の密輸業者はラテンアメリカの有力カルテルと連携して、同国北部を経由してアルジェリア、さらに欧州市場へ麻薬を密輸している。イラク・イスラム国がこれら収益性の高い密売ルートを掌握できれば、IS組織にとって重要な収入源となり得る。さらにマクタブ・アル・フルカンの支援を得て、この収益の一部をISIL-Kなど、その他の支部による世界規模の攻撃の資金に充てることも考えられる²⁹⁷。

8.6. 違法武器取引

287. 国連安保理は、武器密売を通じて資金源や後方支援を得る手段としてテロリストが組織犯罪を利用していることに深刻な懸念を表明しており、各国に対しこの点に関する複数の立法的・運用上の措置の実施を促した。2021年、FATFは、IATがTFとどのように関連するかを検証した非公開報告書を出している。また、テロ組織がIATから資金を調達するリスクは、ISIL、AQ、その系列組織の資金調達に関するFATFの定期的アップデートにおいて、複数の国々によって指摘されている。

288. FATFにより明確化されているように²⁹⁸、IATを介したTFは、テロリストが合法・非合法を問わず武器を入手済みであり、それを第三者に売却することで収益を生み出すことを意味する。公開情報は限られているが、テロ組織、特に支配地域を持つ組織が武器密輸に直接関与して資金調達していることが見て取れる。例えば、アル・シャバブ²⁹⁹は、武器を実業家に売却し、その収益を戦闘員への支払いに充てている可能性がある。

²⁹⁴ Statistics Suggest Sharp Increase in Sahel Drug Trafficking: Africa Defence Forum, 2024
(「サヘルにおける薬物取引の急増を示唆する統計」アフリカ防衛フォーラム、2024年)

²⁹⁵ UNODC report on [Drug Trafficking in the Sahel](#) (2024).
(「サヘル地域における薬物取引」UNODC、2024年)

²⁹⁶ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。また、アル・シャバブは、ソマリアに関する国連安保理決議751(1992年)に基づき国連安保理により課された制裁の対象となっており、加盟国の報告によれば、ISIL、AQ又はそれらの系列組織とのつながりがあるため、国連1267監視チームの監視下に置かれている。

²⁹⁷ Global Network on Extremism & Technology, [Combating Islamic State Finance: West Africa and the Sahel](#), Insight by Adam Roussele, February 2025.
(「イスラム国の資金対策: 西アフリカとサヘル」GNET(インサイト)、2025年2月、アダム・ルーセル)

²⁹⁸ FATF Confidential Report on Tackling Illicit Arms Trafficking and Terrorist Financing, [Outcomes FATF Plenary, 22, 24 and 25 February 2021](#)
(「違法な武器密輸及びテロ資金供与対策に関する機密報告書」FATF総会成果文書、2021年2月22日・24日・25日)

²⁹⁹ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。また、アル・シャバブは、ソマリアに関する国連安保理決議751(1992年)に基づき国連安保理により課された制裁の対象となっており、加盟国の報告によれば、ISIL、AQ又はそれらの系列組織とのつながりがあるため、国連1267監視チームの監視下に置かれている。

289. また、テロ組織は、違法な武器を他のテロ組織や武装勢力との間で物資と交換可能な商品と解している。アル・シャバブ³⁰⁰の戦闘員は、国境を越えて武器を密輸し、地元民間人に供給している可能性があり、民間人は盗んだ家畜を物々交換や売却してこれらの武器を手に入れる。一方、単独犯や小規模なテロ下部組織は、IATの需要側に立っている模様である。

290. このリスクは、テロの脅威が高く、紛争下にある地域や、最近紛争を経験した地域において、より重大であると見られる。というのも、テロ組織がこのIATを通じて資金調達を行うには、テロ組織側に一定の組織力、当局の統制が緩い環境、そして武器供給の余剰が必要となるためである。例えば、2013年のFATFとGIABAの共同報告書を見ると、IATがボコ・ハラムの資金源であることが浮き彫りになっている。

291. 詳細には触れていないが、FATFの2021年報告書は、組織が予算補充のため、過去に調達した小型武器を依然として売却し得ることが見て取れる。テロリストが用いる資金移転手法(例、現金運搬者、ハワラネットワーク)の多様性を考慮すると、こうした事例の特定と捜査は、当局にとって依然として極めて困難な課題である。加えて、IATはテロ組織の支配地域、あるいはこのような組織が大きな存在感や影響力を持つ地域で発生しやすく、これが管轄当局から取引実態を把握しにくくしている。しかし、違法な武器の使用を伴う犯罪の捜査は、密輸された武器を紛争地域まで遡る形で、IATの連鎖を把握する手がかりとなることが多い。

8.7. 文化財の違法取引と密輸

292. 国連安保理は、ISIL、アル・ヌスラ戦線(ANF)、及びAQに関連するその他の個人・集団・事業体・団体³⁰¹によってTFの資金源として利用されている文化財の密輸を、繰り返し指摘している。FATFでは、2016年以降、これらの組織の資金調達手法を定期的に監視する中で、ISIL、AQ、その系列組織による骨董品の悪用を指摘してきた。2023年には、美術品・骨董品市場におけるマネロン・テロ資金供与のリスクに関する専門報告書がFATFから出されている³⁰²。

293. こうした関連性に関する研究は、近年テロ活動が増加している地域(アフリカ大陸内など)よりも、シリア、イラク、アフガニスタンなどの特定地域・国々に重点が置かれてきた³⁰³。したがって、こうした地域における文化財の密輸によって生み出される収益の規模や、それらがテロ資金供与目的でどのように利用されているかについての理解は、依然として限定的である。

294. テロ組織は、密輸や課税類似戦術のシステムを介して、骨董品の略奪と違法販売を重要な収入源として制度化した。特定のテロ組織の支配地域では、骨董品の発掘、略奪、販

³⁰⁰ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。また、アル・シャバブは、ソマリアに関する国連安保理決議751(1992年)に基づき国連安保理により課された制裁の対象となっており、加盟国の報告によれば、ISIL、AQ又はそれらの系列組織とのつながりがあるため、国連1267監視チームの監視下に置かれている。

³⁰¹ とりわけ、決議2199(2015年)、2253(2015年)、2347(2017年)を参照。

³⁰² FATF, [Money Laundering Terrorist Financing Art Antiquities Market](#) (2023) (「美術品・骨董品市場におけるマネロン・テロ資金供与」FATF、2023年)

³⁰³ See, e.g., UN CTED [Threats and Trends: The Traffic and Illicit Trade of Cultural Property for Terrorist Purposes \(2022\)](#). (参照「脅威と動向:テロ目的での文化財の密輸と違法取引」CTED、2022年)

売に相当の資源を投入して、重要収入源としている³⁰⁴。正確な金額は依然として不明であるが、最も控えめな見積もりでも、これらの活動だけで何千万ドル規模の資金が生み出されていると見られる。

295. UNICRIの2024年報告書³⁰⁵によれば、2019年以降、イラクとシリア各地の現地市場で骨董品の販売が確認されている。一部の骨董品は、ISIL戦闘員や支援者が現地窓口網を通じて取引していた。また、ISILメンバーや関係者がイラク・シリアで骨董品を売却し人身密輸業者への支払資金を調達して紛争地域からの脱出を図ろうとしているとの報告も見られる。別の情報源によれば、ISILの中間指揮官や現地幹部が2017年以降、組織崩壊を見越して山岳地帯や砂漠の隠れ家に骨董品を蓄積しているという。

296. 今日、ISILのような組織はシリアやイラクで領土を失っている可能性もあるが、同じような手法が世界の他の地域でその系列組織によって模倣されており、密輸ルートが使用され、他の国際的な組織犯罪の不正な流れと交わりあっている³⁰⁶。

297. この点に関して、国際犯罪組織がテロ組織と協力して文化財を入手し、その後そのネットワークを用いて紛争地域からこれらの物品を密輸し、販売先市場へ流入させている事例が確認されているとFATFは指摘している³⁰⁷。小規模な犯罪集団は、相対的に大規模な犯罪組織の傘下で活動し、密輸品や盗難文化財の供給網を円滑化する役割を担うことがある。こうした場合、その所属メンバーは発掘者、仲介者、国内販売業者、輸出業者、そしてオークションハウスやディーラーを通じた骨董品の販売者、あるいは個人買い手への販売者など、明確な役割分担を行っている。共犯関係にある特定の販売業者は、こうした供給網に深く関与することがある。こういった業者は、組織犯罪集団と協力するか、あるいは直接関与するかのいずれかの形で、略奪・発掘した文化財の密輸や販売に加担している。中には密輸プロセスを円滑に進めるため、虚偽の書類や請求書を提出する者もいる。

298. 従来の取引場所や市場参加者に加え、ソーシャルメディア・プラットフォームも、略奪

³⁰⁴ ISIL (ISIL)'s plundering and destruction of cultural heritage in the territory they held until 2019 had two objectives: first to gain profit by selling culture as an illicit activity that proved to be a reliable source of funding; and second, to destroy culture and rewrite history according to the narrative of its ideology (this action was termed by UNESCO as 'cultural cleansing') – see UNICRI 2024 Report on Cultural Heritage Smuggling and the Nexus with Terrorism (www.unicri.it).

ISILが2019年まで支配していた領土における文化遺産の略奪と破壊には、利益獲得とイデオロギーに沿った歴史改変の二目的があり(UNESCOはこれを「文化浄化」と呼称)、FATFは2023年報告書でISILが発掘・略奪・密売(第三者販売含む)と支配地域内の課税から直接利益を得たと指摘している。

参照「文化遺産の密輸とテロリズムとの関連性に関する報告書」UNICRI、2024年(該当ページにて閲覧可能)FATFは2023年報告書において、ISILが文化財の発掘・略奪・密輸(第三者への販売を含む)から直接利益を得ていたほか、支配地域内で文化財の発掘・略奪・密輸を行うISIL非構成員への課税からも直接利益を得ていたと指摘している。

³⁰⁵ UNICRI report on [Cultural Heritage Smuggling and the Nexus with Terrorism](#) (2024) (「文化財密輸とテロリズムとの関連性」UNICRI、2004年)

³⁰⁶ FATFの2023報告書を参照。文化財の入手や密輸を目的としてテロ組織と協力する国際的な組織犯罪集団の役割が浮き彫りにされている。

³⁰⁷ FATF, [Money Laundering and Terrorist-Financing in the Art and Antiquities Market](#) (2023) (「美術品・骨董品市場におけるマネロン・テロ資金供与」FATF、2023年)

文化財の仲介、宣伝、販売に用いられている³⁰⁸。メンバー同志を結びつけ、コンテンツ選択を円滑に進め、略奪者・支援者・買い手・売り手の連携を円滑化するため、アルゴリズムが活用されている。ソーシャルメディアサイトの非公開グループやメッセージングアプリのグループチャットは何十万人の会員を抱えており、プライバシー設定や暗号化により法執行機関から情報を遮断できる。

299. また、関連事例は確認されなかったものの、テロ組織が偽造骨董品を自ら製造し、こうした市場を通じて資金を調達し得る点もFATFは指摘している。他の犯罪者と同様、テロリストやその支援者も文化財の価値を操作することがあり、その際の手法は、偽造品の価格を吊り上げるか、本物の骨董品を安価な現代複製品として登録し輸出規制を回避するかのいずれかである。

300. 成功事例³⁰⁹としては、以下のものが挙げられる。

- マンハッタン地方検事局の骨董品密輸対策班によって、パルミラ古代都市から略奪された極めて保存状態の良い彫像が押収された事案。
- ユーロポールの支援を受けたスペイン国家警察の取組により、リビア遺跡から骨董品を密輸していた仲介者ネットワークを解体した事案。
- 2022年に再実施された「オペレーション・パンドラ」は、欧州全域の法執行機関が共同で実施した作戦であり、その結果、60人が逮捕され、1万1千点を超える文化財が押収された。

8.8. 窃盗、強盗、軽犯罪

301. 強盗(銀行、商業施設、船舶、漁場・農場、病院・保健センター、各種物品を運ぶ個人やトラックなど)も、テロ組織が大金を手に入れる現実的な手段として確認されている。西アフリカでは、ボコ・ハラムなどのグループが、資金調達や生存に必要な物資獲得のため、積極的に強盗や略奪活動に参加している(船舶、警察署、軍兵舎への襲撃、小規模村落や農場への略奪、市場が開かれる日に村を襲って現金や食料品を奪うなど)。AQAPは強盗(銀行や両替所を含む)から収入を得ていた。さらに、ADF³¹⁰は商人からの強奪、鉱物の強奪、国外の市場開催地への密輸を通じて活動資金を調達している。パキスタンでは、TTPが銀行強盗や現金輸送車への略奪を行っていると報告されている。また、2021年には、EoRMTグループの資金源としての強盗をFATFが指摘している。

302. TFを目的とした大規模犯罪活動は、主に強力な地域的存在感を示す組織によって行われるが、自己資金調達の場合、観察できる犯罪活動の規模は小さい。地元の小規模テロ下部組織のメンバーや単独テロリストは、FTFを含め、少額の資金調達のために軽犯罪に

³⁰⁸ 前掲書。See also Al-Azm, A., & Paul, K. A. (2019). “Facebook’s black market in antiquities: Trafficking, terrorism, and war crimes”—available at www.atharproject.org (参照「Facebookの骨董品闇市場: 不法取引、テロリズム、戦争犯罪」2019年、アムル・アル・アズム/ケイティ・A・ポール(該当ページにて閲覧可能))

³⁰⁹ See FATF [Money Laundering and Terrorist-Financing in the Art and Antiquities Market](#) (2023) for more cases. (さらなる事例については、「美術品・骨董品市場におけるマネロン・テロ資金供与」FATF、2023年を参照)

³¹⁰ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。ADFは、DRCに関する国連安保理決議1533(2004年)に基づき国連安保理により課された制裁の対象でもあり、加盟国からの報告によると、ISIL、AQ又はそれらの系列組織との関係により、国連1267監視チームの監視下に置かれている。

手を染めることがある。こうした活動には、小売薬物取引、小規模強盗、詐欺、税金・社会保障給付の不正受給、偽造品の販売が含まれる。

9. 合法的に生み出された収益に基づく方法

9.1. 貯蓄、給与、社会給付、家族からの支援、貸付など、合法的な資金源からの自己資金調達

303. 合法的資金源からの自己資金調達は、民族的・人種的動機によるテロの状況も含め、小規模下部組織のメンバーや孤立した個人による主な資金調達方法と考えられている。個人の場合、紛争地域への渡航費、居住国や近隣諸国での攻撃実行費、プロパガンダ資料の入手費、あるいは大規模テロ組織ネットワークへの小額寄付の送金費を、収入や個人貯蓄に頼って賄うことが知られている。前述のとおり、合法的資金源からの自己資金調達は、紛争地域への渡航が盛んだった時期から既にFTFの主要な資金調達方法であり、現在も紛争地域に留まるFTFの支援や帰国資金の調達において、依然として主な方法であることに変わりはない。

304. シリアとイラクにおけるISILの弱体化に伴い、FTFの戦場への渡航は大幅に減少したものの、小規模下部組織のメンバーや単独犯による自己資金調達は、依然として主要な懸念事項であり続ける公算が高い。FTFの渡航脅威に直面していた法域では、現在、主に自己過激化した個人による内生的脅威にさらされていると認識する傾向が強い。また、後者の場合も、銃器よりも刃物や自動車を用いた低コストの手口を選ぶため、多くの場合、自己資金調達で賄われる。

305. 自己資金調達は、まず個人の収入、具体的には労働所得、貯蓄、社会保障給付を介して行われる。紛争地域でテロ組織に参加する前、あるいは国内でテロ攻撃を実行する前に、個人が私物を売却した事例も記録されている。個人テロリストが収入を得る最も一般的な職業として、各法域により言及されているのは、特に建設・公共事業や民間警備分野における自営業や零細企業経営である。社会保障給付については、過去10年間、テロ組織構成員の間で一定の依存が確認され、より多くの給付を得るため確定申告で不正を行う能力が高まっているとする代表団も一部に見られる。

ケーススタディ: 個人物品売却によるテロ行為の資金調達

2019年、レバノン北部でテロ攻撃が発生し、警察官と軍関係者が死亡、市民も複数人が負傷した。このテロリストは、ISILへの所属が確認されており、軍関係者に発砲した後、警察官との追跡・対峙の末に爆弾ベストを起爆させた。レバノン治安当局では、このテロリストがISIL指導部からの指示を受けておらず、シリアでISILに参加した罪で服役後、「単独犯」と称される行動に出たと判断した。捜査により、このテロリストが自宅の家具を売却し、その収益を用いて攻撃資金を自ら調達していた事実が判明した。現金約1,000米ドル相当の売却益は、弾薬購入に充てられた。

出典:レバノン特別捜査委員会³¹¹

³¹¹ 詳細については、www.bbc.comを参照

306. 個人テロリストは、個人的収入に加え、親族や友人、地域住民からの資金的支援に依存することもあり、これらの者は、故意である場合も、意図せず不本意である場合も、結果としてテロ活動を支援してしまうことになる。また、作戦前や紛争地域への渡航前に動員されるほか、特に拘束中など、紛争地域に留まるFTFの場合にも、家族からの支援が確認される可能性が高い。

307. 合法的な資金源の少額自己資金は、規制対象の民間事業者や当局の注意を引くような独自の特徴がないため、本質的に検知・阻止が困難である。そのため、この種のTFリスクにさらされている法域では、テロ活動で知られる個人が所有又は管理する資源・資産全てを凍結する形で、対象を特定した金融制裁を選択できる。対象特定制裁は、国連安保理決議1267に基づき多国間で実施されるが、小規模下部組織や個人テロリストによるTF脅威は小規模であるため、最も微弱な兆候すら把握するには、地域レベルの諜報活動と調査が必要となる。このことを踏まえると、人権や国際人道法を含む国際法を全面的に遵守する形で、国連安保理決議1373に基づき、地域又は国内レベルでとられる制裁体制の妥当性、また、決議1267(1999年)、1989(2011年)、2253(2015年)に基づき、FTFとその支援者・資金供給元の指定案を国連安保理に提出することの妥当性が確認される³¹²。

308. ただし、個人テロリストが、関係者相互間の暗黙の了解を通じて、非公式に支配力を行使したり、最終的な実質的所有権を有する第三者の資源(現金、銀行口座、法人)に依存していたりする場合には、依然として課題が残る。したがって、対象を特定した金融制裁を回避する可能性を検知するため、容疑者の金融環境の分析を実施するよう当局に奨励すべきである。

ケーススタディ:テロの自己資金調達に関する刑事捜査

2019年、オランダの金融情報調査局と検察庁は、シリアの収容キャンプにいるISILの女性FTF向けに資金調達を行った疑いで、ある人物に対する捜査に着手した。

この捜査は、オランダの新聞2紙「NRC」と「デ・テレグラフ」での報道記事の発表に加え、「デ・フォルクスクラント」紙での被疑者へのインタビューが公表された後に始まった。これらの報道では、被疑者が別の人物と共に女性FTFのための資金調達を行ったと述べられていた。

その後の捜査は盗聴や捜索令状の請求などから構成されていたが、容疑者が2年間にわたって、シリアの収容所に滞在していた多くの女性や子供たちに金銭を提供していたという結論に達した。当初は食料や物資のためだったが、後に女性とその子供たちの収容所からの「脱出」資金となった。同容疑者が現金を集め、(オランダでは地下銀行システムとみなされる)ハワラを通じて、ISILがシリアに設置した収容所へ資金を移動させた。同容疑者はこの活動において主導的かつ不可欠な役割を果たしており、具体的には、どの女性を保護対象とするかの指示、密輸の手配、宿泊施設の確保を行っていた。対象は主に、過去にシリアに渡航して長期滞在し、ISISの戦闘員や職員と結婚している

³¹² 国連安保理決議2396(2017年)、主文パラグラフ42。

(あるいは過去に結婚していた)オランダ人女性であった。

容疑者の行為により、資金が(間接的に)ISISに渡ってテロ目的で使用されるリスクが生じた。このため、容疑者はTFと制裁法違反で有罪判決を受けた。加えて、同容疑者は別の人物と共に虚偽のVAT申告書を提出し、虚偽の請求書を添付して書類を偽造した。

この容疑者は、30ヶ月の拘禁刑(勾留期間を差し引いた)を言い渡された。

出典:オランダ国家検察庁。www.uitspraken.rechtspraak.nlを参照

9.2. 正規の経済活動(投資、事業活動、商品販売、イベントを含む)

309. テロ組織は、活動資金を調達するため、正規の収益創出活動を立ち上げることある。この手法はインフォーマルな活動に基づく方法とは異なっている。なぜなら、ここではテロ組織が正規に申告された経済活動に投資することに焦点を当てているためである。また、法人の悪用に基づく方法とも異なっている。なぜなら、本セクションにおいて、会社は、実際の活動から利益を得るために利用されるのであって、実質的支配者の隠蔽、資金移転、請求書の発行といった管理上の隠れ蓑用途に限定されないためである。

310. この場合、多くの事務的・経済的ノウハウが必要となり、多額の資金を生み出したり洗浄したりすることができるため、正規のビジネスに基づく方法論は、国境を越えたグループや国内グループが活動している状況において観察されることが大半である。それでもなお、イベントや訓練の企画準備といった特定の収益創出活動の中には、EoRMTグループのトレードマークと解されているものもある。

311. 複数の法域で活動する大規模テロ組織は、活動地域に隣接する国々を含む各種法域で数多くの現地企業を支配することで知られている。現地店舗は、テロ活動資金調達を目的とした資金管理を行う資金収集者の窓口として機能すると同時に、収益創出構造としても機能し得る。

312. 限定された地域で活動するテロ組織を扱う際にも、正規の経済活動が頻繁に報告されている。防衛民主主義財団からは、ハッカニ・ネットワーク³¹³が不動産や建設分野での事業活動を通じて複数法域で資金調達を行っている³¹⁴と報告されている。

313. 全体として、ユーロポールは、建設、レストラン、自動車・重機販売、通信会社、MSB、貴金属など、資金集約型ビジネスに様々なテロ組織が投資していると主張している。

314. また、代表団からも、外国領土を支配するテロ組織に代わって資金を調達・蓄積するため、外国企業が自国法域に設立される事例が報告されている。これらの企業は、自社ウェブサイトやオンライン販売業者プロフィールのいずれかを經由したオンラインストアとして運営

³¹³ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。

³¹⁴ [A Network of Possibilities: How the Haqqani Network Changed the Face of Global Terrorism Forever – Georgetown Security Studies Review](#)
(「可能性のネットワーク:ハッカニ・ネットワークはいかにして世界のテロリズムの様相を永遠に変えたか」ジョージタウン大学安全保障研究レビュー)

され、主に食品加工・食品事業（小規模ベーカリーやオンラインペットフード店を含む）で活動していることがある。

315. 複数の代表団から報告されているように、合法企業への投資は収入源であるだけでなく、稀には資金貯蔵手段としても利用される。アル・シャバブ³¹⁵は、活動収入の約70%を支出に、約30%を投資に充てていると見込まれている³¹⁶。アル・シャバブのようなテロ組織が、ソマリア国内だけでなく他国においても不動産や医療分野などに投資できることを見ると、資金力が豊富なテロ組織が海外の非金融分野へ洗練されたスキームで投資を行うというリスクがあることが如実に示されている。

316. 少額資金を伴う特定の合法的経済活動は、特にEoRMTの資金調達と関連している。こうした活動として考えられるのは、団体の会費、衣類・ステッカー・ピンなどの商品販売、書籍や音楽を取り込んだ思想的資料の配布、コンサートやその他のイベントの開催などである。また、南アフリカは、EoRMTグループ資金調達の手法として専門的訓練の供与が一般的である点を指摘している。訓練内容には、自衛・身辺警護、ハイジャック対策、農場襲撃・住宅強盗防止訓練などが含まれる。受講者は訓練費を納付して、さらに制服、Tシャツ、帽子を購入する。

317. 出版社、書店に加え、書店からの印税（オンライン又は実店舗での販売によるもの）は、収益を生み出す活動であると同時に、プロパガンダ目的も果たすものであり、様々な状況で観察でき、多様なイデオロギーの面でも役立っている。

10. 法人の悪用に基づく手法

318. 会社、信託、財団、パートナーシップ、その他の種類の法人や法的取決めなどの法人形態³¹⁷は、TFの搾取を受けやすいという恐れがある。なぜなら、広範な商業活動や起業活動³¹⁸に関与することで、CFT措置を回避し、その他の不正な目的を促進する上で魅力的な方策となるためである。

319. 各国代表団からは、TFを目的として、主にペーパーカンパニーの利用、複数法域における企業構造の構築、大企業・小規模企業を対象とした多層構造スキームへの投資について報告が寄せられている。前述のとおり、当局が採用する妨害活動を受けて、テロ組織や個人は資金の調達・移動・保管・支出において、従来型の手法から、複雑化したスキームへと移行が進んでいる。相互関連した多層的な事業の構築や投資戦略の活用において専門化が進んでいるという事態は、早期発見のためのTF指標を継続的に整備すべき懸念領域となっている。

10.1. ダミー会社及びペーパーカンパニーの利用

³¹⁵ 国連安保理決議1373（2001年）に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。また、アル・シャバブは、ソマリアに関する国連安保理決議751（1992年）に基づき国連安保理により課された制裁の対象となっており、加盟国の報告によれば、ISIL、AQ又はそれらの系列組織とのつながりがあるため、国連1267監視チームの監視下に置かれている。

³¹⁶ 国連1267監視チーム、S/2025/71/Rev.1、パラグラフ42

³¹⁷ 本報告書における法人形態とは、FATF勧告の用語集で定義される法人及び法的取決めを指す。

³¹⁸ [FATF Guidance on Beneficial Ownership Legal Persons \(2024\)](#)（「実質的支配者の法人に関するガイドライン」FATF、2024年）

320. テロ組織が資金移動の透明性を低下させるためダミー会社とペーパーカンパニーを利用している旨、複数の代表団から言及があった。ダミー会社やペーパーカンパニーに基づく手法は、正規の経済活動に基づく手法とは異なる。なぜなら、実際の経済活動を通じて収益を生み出す法人に依存していないが、法人格に付随する制度的機能(請求書の発行、銀行口座の開設、送金の操作など)のみを利用するためである。また、合法的な活動を行う会社をTF目的でダミーとして利用するスキームも存在する。そのような場合、合法資金と違法資金が混在するため、検知がさらに困難になる。

321. これらの手法を用いると、2つの目的を追求することが可能であり、その2つの目的とは、法人格が実質的支配者の身元を隠すことを可能とするため、規制対象の金融システムを介して資金を国際的に移動させることであり、また、非合法的な資金源からの資金を洗浄し、最終的に正規の事業へ投資することである。いずれの場合も、スキームには銀行口座の開設と電信送金が伴う可能性が高い。

322. このようなスキームを構築する際、テロ組織は、規制の枠組みが脆弱であることや、法域によって規制基準が異なることから生じる脆弱性、また、国際協力の不備を利用することができ、別々の法域に所在する2法人間で行われる不正取引の摘発が困難となる。

323. この手法は、越境的な規模と十分な組織構造を備えた組織から主に観察される。複数の代表団から、ヒズボラの軍事部門³¹⁹が複数の法域にまたがるダミー会社やペーパーカンパニーを利用して国際的に資金を移動させていると報告されている。ISISについても同様の事例が記録されている。地域レベルで見ると、ADF³²⁰、アンサール・アル・スンナ、ASWJ³²¹、アル・シャバブ³²²もダミー会社やペーパーカンパニーを利用して資金を移動させていると複数法域から報告されている。より具体的には、アル・シャバブがガソリンスタンドや運輸部門³²³といった現金集約型事業に投資する上で、ダミー会社やペーパーカンパニーを利用するという新たな傾向が各法域で確認されている一方で、特にチャド湖流域地域³²⁴では、テロ組織が資金洗浄のため両替業者を利用している事例も報告されている。ハマス³²⁵も、現金で集めた資金の洗浄にダミー会社やペーパーカンパニーを利用していると報告されている。

324. ダミー会社やペーパーカンパニーの活用には一定の法的知識と行政知識が必要であり、こうした事例を報告した代表団を見ると、これらのスキームは稀かつ複雑であると指摘し

³¹⁹ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度の下にある組織。

³²⁰ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。ADFは、DRCに関する国連安保理決議1533(2004年)に基づき国連安保理により課された制裁の対象でもあり、加盟国からの報告によると、ISIL、AQ又はそれらの系列組織との関係により、国連1267監視チームの監視下に置かれている。

³²¹ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。加盟国からの報告に基づき、ASWJは、ISIL、AQ、それらの系列組織とのつながりがあるため、国連1267監視チームの監視下に置かれている。

³²² 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。また、アル・シャバブは、ソマリアに関する国連安保理決議751(1992年)に基づき国連安保理により課された制裁の対象となっており、加盟国の報告によれば、ISIL、AQ又はそれらの系列組織とのつながりがあるため、国連1267監視チームの監視下に置かれている。

³²³ National TF Risk Assessment Report Kenya (2023)
(「ケニアTFリスク評価報告書」2023年)

³²⁴ S/2025/71/Rev.1、パラグラフ105

³²⁵ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。

た代表団が多かった。しかし、ダミー会社やペーパーカンパニーに基づく手法はML分野で既に広く普及しているため、組織犯罪とTFとの融合がさらに進めば、こうしたスキームがより一般的になる恐れがある。

10.2. NPOの悪用

325. FATFと国連の双方が繰り返し認めているように、NPOは、経済的にも社会的にも世界的に極めて重要な役割を果たしている。FATFのNPOに関する機能の定義は、資金の調達や支出の役割に焦点を当てている。NPOは、その種類、活動、特性によってTFリスクの悪用の程度が異なるが、その大半はTFリスクが低い³²⁶。過去10年間にわたり、FATFとしては、意図しない結果の可能性に留意しつつ、適切な人権デューデリジェンスを確保しながら、TF目的でのNPOの悪用防止に関して広範な取組を行ってきた。

326. 稀なケースではあるが、テロリストが様々な手段でNPOを悪用し続けているとFATFは2023年に指摘している³²⁷。テロリストやテロ組織は、資金の調達・移動、後方支援の提供、テロリスト募集の促進、正当性の装い、その他の形でのテロ組織や活動への支援のためNPOを悪用しようとすることがある。2024年、エグモント・グループは、TF目的でのNPO悪用において以下の6つの手法が広く見られると明らかにしており、具体的には、資金の流用、テロ組織との提携、NPOプログラムの悪用、勧誘に関する支援の提供、虚偽の表明、ソーシャルメディア経由の資金調達が挙げられる³²⁸。

327. FATFとエグモント・グループはともに、活動内容の観点から見ると、人道支援を行っていたり、不安定でリスクの高い環境で活動していたりするNPOが、TF悪用³²⁹の影響を最も受けやすいと指摘しており(つまり、海外では資金や物資が配布の段階で提携団体によって不正利用される可能性があり、国内ではテロ組織が支援や隠れ蓑を得るために積極的に働きかけている集団の中で活動する場合が該当する)、こうした悪用は、当該NPOが気付かないうちに発生しているケースが最も多い。外国法域で活動する正規のNPOは、慈善団体やパートナー組織による資金・物資の分配段階で悪用されてしまうというリスクがある。同様に、国内で活動するNPOも、テロ組織が支援や隠れ蓑として積極的に標的とする集団の中で活動していると、TFリスクにさらされる。これは、組織が資源の最終用途に対する指示や管理を行わない場合、現地で生み出された資源が国際的に移転されテロ支援に利用される可能性があるためである。さらに、未登録のNPOの場合、全体的にTF活動に対して極めて脆弱である。なぜなら、監督が最小限か皆無であり、活動内容もほとんど把握されておらず、TFリスク

³²⁶ 勧告8の解釈的注記、パラグラフ6

³²⁷ The FATF report on [Risk of terrorist abuse in Non-profit Organisations](#) (2014)

(「非営利団体のテロ目的悪用のリスク」FATF、2014年)

5種類の悪用が明らかにされており、具体的には、(i)寄付金の流用(テロ組織への資金転用)、(ii)テロ組織のためにNPOの権限の悪用、(iii)テロ組織の支援を目的としたプログラムの実施・提供の悪用、(iv)テロ組織への勧誘支援、(v)詐称・詐欺による「虚偽表明」と「偽NPO」の設立が挙げられる。

³²⁸ Egmont Group Report on [FIU's Role in the Fight Against the Abuse of NPOs for Terrorist Financing Activities](#), public summary (2024)

(「NPOのテロ資金供与目的での悪用対策におけるFIUの役割(要約版)」エグモント・グループ、2024年)

³²⁹ FATF best practices on [Combating the Terrorist Financing Abuse of Non-Profit Organisations](#) (2023); FATF [Terrorist Financing Risk Assessment Guidance](#) (2019); and FATF report on [Risk of Terrorist Abuse in Non-Profit Organisations](#) (2014)

(「非営利団体のテロ資金供与目的での悪用対策に関するベストプラクティス」FATF、2023年。「テロ資金供与リスク評価ガイダンス」FATF、2019年。「非営利団体のテロ目的悪用のリスク」FATF、2014年)

やその軽減手段に対する認識も低いからである。

328. 全体として、リスクの高い法域で活動するNPOは、監督を受ける程度が最小限であったり皆無であったりするときに、TFリスクに最も大きくさらされる傾向がある。未登録のNPOは、その活動についてほとんど知られておらず、TFリスクやその軽減策についての認識が低いいため、全体的にTF活動に対して非常に脆弱である。逆に、一部の法域では、強固な内部デューデリジェンス手続の整備を目指してリスクの高い地域で活動するNPOを支援することによって、効果的なリスクベースの軽減策が採用されている。リスクベースの措置³³⁰は、公的資金の恩恵を受けているNPOや、一定規模を超えるNPOにも適用されており、リスクの程度に応じた比例する形で監督が行われるようになっている。

329. また、リスクの高い地域で活動するNPOの場合、規制対象となる金融サービスに頼って事業を行うことができず、デューデリジェンスプロセスが脆弱であるか皆無であり、追跡可能性が低いインフォーマルな金融経路に頼らざるを得ない場合にも、TFリスクにさらされる可能性が高くなる。

330. エグモント・グループによれば、宗教団体、特にテロ組織が積極的に標的にする環境や住民の中で活動する宗教系NPOに関連して、ML/TFリスクが高くなる恐れがあるという。例えば、上記のいくつかのセクションで言及されている形で、AQやISILといったグループは、ザカート(慈善原則)を悪用し、世界中のコミュニティから資金を調達している³³¹。

331. 別のシナリオでは、偽NPOがTF目的で故意に設立又は登録され、一般的に偽の慈善的口実の下で資金の調達、保管、移動のため多機能に使用されている。例えば、東アジアでは、AQ系列のJeMやラシュカレ・タイバが、過去にアル・ラシッド・トラストやアンサル・アル・フルカンがそうであったように、偽NPOを用いて人道支援寄付プログラムを悪用し、資金を流用し活動資金を調達していると報告されている。

332. (自己の認識の有無にかかわらず)TFに関与するNPOは、国際的なNPO(すなわち、テロ組織の地域支配の外にある)の場合もあれば、テロ組織の支配下にある地域で設立されたNPOである場合もある。資金調達活動はソーシャルメディア、ダイレクトメッセージ、オフラインとオンライン双方のキャンペーン、クラウドファンディングを介して行われている。資金は、銀行その他の金融機関、無許可のMVTSを経由して流れていく傾向がある。最終的に資金は、現金や物流資産・サービスへ転換されることが多い。ある法域では、資金調達や資金移動にNPOが利用されており、それがダミー会社の設立に利用され、そこから資金が運用されると具体的に言及されている。

333. FTFなどの個人テロリストや小規模下部組織は、自己資金調達を行う傾向にあるが、ダミーNPOを用いる場合もある。これらのNPOは正規に登録されており、無知な寄付者から資金を募って、紛争地域隣接地帯でテロ組織との関連が判明しているNPOへ資金を移動させている。この下流部分の転用パターンは、複数の法域でFTFの資金調達に関連して確認されている。寄付は、銀行振込、オンラインPSP、現金、VAを介して行われている。

334. 最後に、EoRMTの資金調達という状況において、NPOが利用されるケースでは、海外の慈善団体やNPOの現地活動部門を偽装する詐欺キャンペーンが展開されることがあり、

³³⁰ FATF勧告8の解釈的注記A(4): また、こうした措置は、国連憲章及び国際法、特に国際人権法、国際難民法及び国際人道法に基づく各国の義務を尊重する形で実施されることも重要である。参照「国連安保理決議2462(2019)」パラグラフ6・13。「国連安保理決議2664(2022)」パラグラフ1。

³³¹ 前掲書

この場合、当該国に法実体を持たない。

335. NPOを悪用した資金調達・移動・管理手法の類型は、P2P決済やクラウドファンディング、その他のオンライン決済プラットフォームの利用という特筆すべき例外を除き、2017年以降ほぼ一貫している。

ケーススタディ:TF目的でのNPO悪用

ドイツ

2021年、ドイツは、詐欺的なNPO法人アンサール・インターナショナルe.V.に関連の下部組織8団体とともに解体した。これらの団体は、ジャブハト・アル・ヌスラ、ハマス³³²、アル・シャバブ³³³などのテロ組織を資金面で支援していた。これらのNPOは、団体や個人のネットワークを使って人道目的のために寄付を募ったが、その資金は意図したターゲットに届かないことが多かった。その代わりに、資金は複数の仲介者を經由して流され、出所と行き先が不明瞭にされていた。注目すべきは、FIUドイツがルクセンブルクから提供された資金プールに関する情報の恩恵を受けていたことである。資金は主にソーシャルメディアでの寄付呼びかけやオンラインショップを通じて集められ、人道的プロジェクトの支援を装って送金されていた。

その後、資金は現地の「知事」に渡され、現金に換金されるか、2つあるトルコの指定口座に送金され、最終的には現金運び屋を經由して届けられた。FIによりそのプロフィールが要注意扱いとなったため、主要な活動家は口座を開くことができず、名義貸しや追加法人設立に頼らざるを得なかった。

連邦検察庁による刑事手続が進行中であり、2023年には、連邦行政裁判所で禁止措置に対するアンサール・インターナショナルe.V.の控訴が棄却された。

出典:FIUドイツ(詳細については、ドイツ連邦内務省プレスリリースwww.bmi.bund.deを参照)

注記:この事案は、国内指定テロ組織に言及しているが、ドイツには国家指定制裁リストが存在しない。団体・組織の禁止は行政法及び団体法に基づいている。この禁止措置はこちらで確認できる:www.bmi.bund.de、www.bverwg.de、www.verfassungsschutz.de。

334

セルビア

³³² 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。

³³³ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。また、アル・シャバブは、ソマリアに関する国連安保理決議751(1992年)に基づき国連安保理により課された制裁の対象となっており、加盟国の報告によれば、ISIL、AQ又はそれらの系列組織とのつながりがあるため、国連1267監視チームの監視下に置かれている。

³³⁴ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。

2019年、セルビアは、テロ関連犯で7人のグループに有罪判決を下し、そのうち4人はTFの罪に問われた。このグループは、表向きは寛容と当局との協力を公に推進する偽装NPOを設立していたが、密かにISILの勧誘を促進し、シリアに渡航する戦闘員への後方支援を供与していた。この偽装NPOは、セルビアで合法的に登録されていたが、その活動はISIL工作員のためのプロパガンダ活動や資金調達を隠蔽するものであった。

資金は寄付、会費、出版物の販売を通じて調達され、その収益は戦闘員のシリア渡航支援に充てられていた。一部の容疑者は、海外在住の家族から送金された資金(社会保障給付を含む)を自身の渡航資金に流用した。資金は個人運搬者による密輸や、時として商業銀行を経由するなどの非公式ルートで運搬されていた。

有罪判決を受けた2人はシリア渡航用物資購入のため1,900ユーロを調達し、他のメンバーは資金提供や作戦用の車両確保に協力した。ある個人は、自身の銀行口座を介して知らないうちに資金移動を容易にしていたが、その口座が後日になってテロ活動の支援に使われていた。

出典:セルビアのマネー・ローンダリング防止庁。www.balkaninsight.comを参照。

11. 現物ベースの手法

11.1. 貿易ベース・テロ資金供与

336. 貿易ベース・テロ資金供与(TBTF)は、現物の移転や不正請求に依拠して価値を移動させる手法である。TBTFとは、合法的な資金源か非合法的な資金源かを問わず、テロ資金を調達するために貿易取引を利用して価値の移動を偽装することであると定義されている³³⁵。海外に所在しておりテロ資金供与を目的とする資金は、商品の購入に使用され、その後、受益組織が活動する場所に移される。受益組織は、不透明性を高めていくため、しばしば現金で商品を販売し、得た金額を活動資金に充てる。こうしたスキームは、摘発のリスクを低く抑えながら、国境を越えた価値の移転を可能にし、収益源を正当化する手段を受益組織に提供する。実際には、TBTFスキームは、一般的なTBML手法に依拠できるのみならず、実際に依拠しており、資金が最終的にテロ組織に横流しされるまで、サプライチェーンを介して合法企業や正規取引を巻き込むことができる³³⁶。

337. TF目的で貿易関連活動を利用するため用いられる主な技法は、実施される輸出入活動の段階や、サプライチェーンの段階によって異なる可能性がある。

338. 貿易型スキームの中核的な側面に加えて、資金の出所や行く先を偽装したり、TFに関連する制裁制度を回避したりするため、複数の方法が実施される可能性がある。これには、追跡困難な決済手段による物品取得、不正請求書の発行(過大・過少請求、複数請求など)、貿易書類における誤った品目名や価値の申告による物品の誤分類、最終配送前の複数法域にわたる表面的な移転、複数のペーパーカンパニー間での名目上の取引の実行などが含まれる。

³³⁵ FATF and Egmont Group joint report on [Trade-Based Money Laundering, Trends and Developments](#) (2020)

(「貿易ベース・マネー・ローンダリング:動向と進展」FATF、エグモント・グループの共同報告書、2020年)

³³⁶ 同上

339. こうした手法を利用できるのは、国際的な存在感があり構造化されている組織である。多国間レベルで指定を受けていない組織の場合、貿易ベースの手口は、貨物の最終目的地到達前に迂回(中継)の可能性が生じるため、実行が容易になる。貿易ベースの手口には、輸出入会社、貨物輸送業者、通関業者も関与することがある。

340. 本報告書で裏付けとなる事例には、商品、宝石の取引、特に盗難車両を含む国際自動車取引が含まれる。この文脈において、各国の当局では、組織犯罪が自動車盗難による収益をテロなどの様々な違法活動の資金源として活用した事例を把握している。カナダ当局は、ヒズボラ³³⁷への国外資金流出の相当部分が自動車取引と頻繁に関連していると報告している。特にヒズボラは、カナダ国内の個人を恐喝し、高級車を不正に購入させた上で、モントリオール港を経由してレバノンへ輸送させる手口を用いていると報告されている。

341. こうした貿易ベースのTFスキームは、貿易ルートの監視強化と輸出入書類の厳格管理によって阻止できる。

11.2. その他の現物による手法

342. 貿易ベースの手法に加え、稀なケースではあるが、個人テロリストが資金を保管したり価値を移転したりする目的で現物を用いることがある。

343. テロ組織ネットワークによる現物での価値の保管や創出は、主に不動産を介して発生する。スイスは、TF関連資金が国際的に移された後、スイスの不動産に投資される可能性があることを確認している。不動産投資は、ADF³³⁸、中央アフリカで活動するISIL系組織、アル・シャバブ³³⁹といった地域・国家レベルのグループについても、ESAAMLG加盟国代表団から報告されている。不動産投資に加え、アフリカ東部の当局からは、特にADFを中心としたテロ組織が家畜取引への投資機会への関心を高めていることも指摘されている。

344. 2021年、FATFは、EoRMTグループが不動産購入に資金を投資するケースが増加していると報告している。こうした物件は構造的に脆弱な地域にあることが多く、EoRMT関係者だけが関心を示す状況がしばしば見られる。この不動産がグループにとっての中心拠点となり、内部会合のため便利で安全な場所を提供することになる。また、EoRMTグループは、不動産を活用して、活動能力を高め、思想を拡散している。例えば、コンサート、パーティー、武道イベント、身体訓練やサバイバル訓練のコースなどに利用される。

345. 金や宝石類の保管も、稀に報告されている。インドによれば、ISILやAQに影響を受けた個人が少額の資金をこの方法で保管することがあり、自分で資産を保持するか、親族に隠してもらいかのいずれかである。また、マダガスカルからは、貸金庫への金保管や、法定基準額を下回り注目を避けるため少量を分散保管する事例も報告されている。したがって、不動

³³⁷ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。

³³⁸ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。ADFは、DRCに関する国連安保理決議1533(2004年)に基づき国連安保理により課された制裁の対象でもあり、加盟国からの報告によると、ISIL、AQ又はそれらの系列組織との関係により、国連1267監視チームの監視下に置かれている。

³³⁹ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。また、アル・シャバブは、ソマリアに関する国連安保理決議751(1992年)に基づき国連安保理により課された制裁の対象となっており、加盟国の報告によれば、ISIL、AQ又はそれらの系列組織とのつながりがあるため、国連1267監視チームの監視下に置かれている。

産セクター、貴金属・宝石取引、高価品(宝飾品・時計等)販売業におけるAML/CFT規制枠組の中で、TFリスクを考慮すべきである。さらに、貸金庫の賃貸を通じた高価品の保管も行われる可能性がある。

346. テロ組織向けの現物寄付も確認されている。2019年以降、ザンビアではADF³⁴⁰への現物寄付が増加し、食料・住居・医療物資の受け取りが急増している。南アフリカも、民族的・人種的動機を持つグループが、テロ組織の活動を支援するため個人が自らのサービスや財産を提供して活動を支援した事例を報告している。ニカラグアは、国内テロ組織が現金寄付だけでなく、食料や衣類などの後方支援や物資支援も受けていると指摘している。

³⁴⁰ 国連安保理決議1373(2001年)に基づく資産凍結目的で設立された超国家的・国家的指定制度に基づき指定された組織。ADFは、DRCに関する国連安保理決議1533(2004年)に基づき国連安保理により課された制裁の対象でもあり、加盟国からの報告によると、ISIL、AQ又はそれらの系列組織との関係により、国連1267監視チームの監視下に置かれている。

セクション3:テロ資金供与リスクの変遷と予測される動向

347. TF手法の特徴としては、長年記録整備されている資金調達経路やスキームの比較的継続的な使用、新技術に基づく手法の加速、そして異なる性質の資金調達手法間の相互連関の増大が挙げられる。重要性に加え、制度的、人口統計的、技術的、イデオロギー的要因の複合的影響により、過去何年間にわたり観察されたTFリスクの進展は、今後何年間かも継続する可能性が高い。したがって、これらの文脈的要因と今後の動向を考慮に入れ、将来のTFリスクを予測し、それに対処する準備を整えることが極めて重要である。

348. しかしながら、これらの予測される動向は、本報告書作成時点で入手可能な情報に基づくものであるため、あくまで参考程度と捉えるべきである。新たな予期せぬ動向が随時発生する可能性があるため、各法域は各自が直面し得るTFリスクを継続的に再評価することが推奨される。

地理的傾向

349. ISIL-Kは、アフガニスタンだけでなく、欧州や中央アジアにおいても重大な脅威であり続けており、同組織はこれらの地域で積極的に人材募集を行っており、域外テロの主要な脅威と考えられている³⁴¹。ISIL-Kの脅威は、強力なオンラインプロパガンダ機構によって増強されており、中央アジア諸国やロシア連邦北カフカース地域で共通するロシア語を用いた遠隔地後方支援ネットワークに加え、パシュトゥー語、トルコ語、ウズベク語など地域使用言語による標的型宣伝によって促進されている。最近の逮捕事例を見ると、欧州に居住する中央アジア・北カフカース系移民コミュニティの合法的居住者である多数の支持者が、シェンゲン圏内でのISIL-K工作員の移動を支援し、機会に便乗した行動を実行するための資金・後方支援を提供していたことを示している³⁴²。

350. シリア・アラブ共和国の不安定な情勢が強調されており、武器備蓄がテロリストの手に渡るリスクや、北東部の収容キャンプに(2024年末時点で)推定約42,500人(一部はISILとの関連が疑われる)が拘束されたままであることへの懸念が指摘されている。様々なテロ組織、主にFTFの部隊が、依然としてシリアに存在し活動している。国連1267監視チームが最新の報告書で指摘しているように、国連安保理がISILとAQの制裁制度の一環として指定した個人、集団、団体の計40件が、その指定においてHTSと関連付けられていた³⁴³。また、同報告

³⁴¹ See the latest reports of the United Nations, e.g., Twentieth report of the Secretary-General on the threat posed by ISIL (Da'esh) to international peace and security and the range of United Nations efforts in support of Member States in countering the threat, S/2025/72, January 2025; Thirty-fifth report of the Analytical Support and Sanctions Monitoring Team pursuant to resolutions 1526 ((2004) and 2253 (2015), S/2025/71/Rev.1, February 2025; UNSC Briefing on the threat posed by ISIL (Da'esh) to international peace and security, 10 February 2025; UNSC Meeting on strengthening African leadership and implementation of counter-terrorism initiatives, 21 January 2025.

(参照「イスラム国(ダーイシュ)による国際の平和及び安全に対する脅威並びに同脅威への対処における国連の加盟国支援の取組に関する事務総長第20次報告書」2025年1月、S/2025/72。「決議1526(2004年)及び2253(2015年)に基づく分析支援・制裁監視チーム第35次報告書」2025年2月、S/2025/71/Rev.1。「イスラム国(ダーイシュ)による国際の平和及び安全に対する脅威に関する国連安保理ブリーフィング」2025年2月10日。「テロ対策イニシアチブにおけるアフリカ主導性の強化に関する国連安保理会合」2025年1月21日)

³⁴² Thirty-fifth report of the Analytical Support and Sanctions Monitoring Team pursuant to resolutions 1526 ((2004) and 2253 (2015), S/2025/71/Rev.1, February 2025, paragraph 76. (「決議1526(2004年)及び2253(2015年)に基づく分析支援・制裁監視チーム第35次報告書」2025年2月、S/2025/71/Rev.1、パラグラフ76)

³⁴³ [S/2025/71/Rev.1](#)、パラグラフ53以降

書では、特にイラク国境沿いなどテロ対策圧力が手薄な地域でISILが再結集するリスクを強調しており、シリアがFTFの募集拠点として再活性化される可能性を指摘している³⁴⁴。最後に、イラク国内に潜伏するISILの休眠下部組織が、組織犯罪を通じた資金調達やメディアプラットフォームの維持などを行う能力を有していることも言及されている³⁴⁵。

351. シリア情勢の展開がテロ脅威に与える潜在的影響に加え、難民移動、復興努力、復旧イニシアチブ、人道支援に関して、多額の資金の流れも発生する可能性が高い。こうした資金の流れを監視し、TFに対する効果的な予防措置を実施する各法域の能力は、シリア国内で規制対象金融サービス、特に制度的主体によるサービスがどの程度再構築されるかに大きく左右される。インフォーマル金融活動が主流のままであれば、金融の安全性を確保する国際社会の能力は制約されたままとなる。本報告書の刊行時点において、シリア情勢は依然として大きな不確実性に特徴付けられている。

352. 重要なことに、国連安保理における最近の議論を見ると、アフリカのサハラ以南地域、特にサヘル地域が世界的なテロリズムの震源地として台頭していることが見て取れる³⁴⁶。この変化により、アフリカ大陸は、テロ活動の標的かつ発生源としての役割が増大していることから、国連安保理がテロ脅威に対抗する取組において重点項目として位置付けられるようになった。こうした動向は地域に重大な影響を及ぼしており³⁴⁷、大陸を超えた広範な結果をもたらす可能性がある。

353. 国連安保理の認識は、アフリカが世界で最も活発かつ危険なテロ組織の拠点となっており、これらの組織が国境を越えて活動し、広大なインフォーマル経済を利用しているというものである。本報告書でも繰り返し指摘されているとおり、これらの組織は、とりわけ正規の営利企業の悪用、天然資源の搾取、KFR、恐喝、違法課税、文化財・人身・薬物・小型武器の違法取引・密輸を含む犯罪行為の収益を通じて、多額の資金や資源を調達・移動・蓄積（保管）することが可能であり、こうした活動は、もともと脆弱な国家をさらに不安定化させている³⁴⁸。ISILとAQ系列組織の資金的つながりを指摘する形で、国連1267監視チームは、アフリ

³⁴⁴ [S/2025/71/Rev.1](#)、パラグラフ57

³⁴⁵ [S/2025/71/Rev.1](#)、パラグラフ66

³⁴⁶ See e.g. also, Statement of Amina J. Mohammed, Deputy Secretary-General of the United Nations at the 9842nd meeting of the Security Council, 21 January 2025 and meeting coverage (SC/15971)—available at <https://press.un.org>. See also the Global Terrorism Index 2024, page 4, Institute for Economics and Peace—available at <https://www.economicsandpeace.org> (参照「国連副事務総長アミナ・J・モハメドの声明(国連安保理第9842回会合)」国連、2025年1月21日、会合報道(SC/15971)(該当ページにて閲覧可能)。「2024年グローバル・テロリズム指数」経済平和研究所(以下、IEP)、4ページ(該当ページにて閲覧可能))

³⁴⁷ United Nations, Security Council, 9633rd meeting, Maintenance of International Peace and Security, S/PV.9633, 23 May 2024 (「国際平和と安全の維持」国連安全保障理事会第9633回会合、S/PV.9633、2024年5月23日)

³⁴⁸ United Nations, Security Council, Presidential Statement on Security Council Meeting, Open debate on African-led and development-focused counterterrorism: strengthening African leadership and implementation of counter-terrorism initiatives under the Security Council agenda item “Maintenance of international peace and security”, 24 January 2025, See also Arria-Formula Meeting on Countering Terrorism in West Africa and the Sahel, 19 June 2024, New York (参照「安全保障理事会会合に関する議長声明：国連安保理議題『国際平和と安全の維持』下におけるアフリカ主導・開発重視の対テロ対策に関する公開討論」国連安保理、2025年1月24日。参照「西アフリカ及びサヘル地域における対テロ対策に関するアリア方式会合」国連安保理、2024年6月19日、ニューヨーク)

カにおける系列組織が生み出す収益の重要性を強調している。これらについては、非公式ルートや違法資金源に依存していることも一因となって、妨害を受けにくいと考えられている³⁴⁹。アフリカで活動する多くのテロ組織にとって、領土支配は生存と拡大に不可欠である。国連安保理の懸念は、アフリカにおけるTFの越境的性質にも起因している。なぜなら、こうした活動が国境を越えるという性質は、資金の流れを遮断する取組をさらに複雑化させるためである。同大陸で活動するテロ組織は、既存の資金調達手法を維持しつつ、新技術を積極活用し、特にアフリカの角地域など、紛争や政治的不安定が特徴的な現地状況に適応していくと見込まれている³⁵⁰。

テロ資金供与活動の分散化

354. テロ組織とその活動が世界全体を通じて分散化を続ける傾向は、資金調達方法の分散化とも連動しており、地域金融ハブの役割強化や、自己資金調達型テロ下部組織のさらなる増加が潜在的に見込まれており、それぞれ活動地域の状況に応じたニーズや環境に適応している。資金源と調達方法の多様化が地域レベルで進むことで、大規模資金ネットワークの遮断はさらに複雑化する可能性がある。

355. また、分散化を受けて、外国法域に拠点を置く自国出身の個人テロリストやテロ下部組織による攻撃を鼓舞する戦略を国際テロ組織が強化する結果となる可能性がある。TFリスクの観点では、これは単独行動者や下部組織メンバーによる継続的な少額資金調達戦略として現れるかもしれない。これらの戦略には、合法的に生み出された資金、軽微な犯罪活動からの収益、多様な経路を通じた少額の送金が伴う場合があり、デジタル新機軸を活用した手法の役割がますます重要になる。

356. 別の次元では、仮想世界における資金調達活動を介した分散型資金調達によって、テロ組織が独自のオンライン体制を構築できるようになる可能性があり、価値移転目的か、あるいは単なるマーケティングのため、独自通貨を備えた独自メタバースを構築する可能性すらある³⁵¹。

テロ・プロパガンダと資金調達の強化

357. セクション1で述べたとおり、テロ組織のプロパガンダ発信は多言語で広範に展開され

³⁴⁹ Analytical Support and Sanctions Monitoring Team, thirty-fourth report submitted pursuant to resolution 2610 (2021) concerning ISIL (Da'esh), Al-Qaida and associated individuals and entities (S/2024/556), paragraph 98.

(「決議2610(2021年)に基づき提出された、イスラム国(ダーイシュ)、アルカイダ及び関連する個人・団体に関する分析支援・制裁監視チーム第34次報告書」国連安保理、2024年、S/2024/556、パラグラフ98) www.un.orgにて閲覧可能

³⁵⁰ [Placeholder for CTED's Gaps Assessment on Africa CFT]. This was also highlighted during the January 2025 FATF JEM discussions.

(CTEDのアフリカCFTギャップ評価(プレースホルダー)。これは2025年1月のFATF JEMでの議論でも強調された)

³⁵¹ Project CRAAFT, "Virtual Threats: Terrorist Financing via Online Gaming", Gonzalo Siaz, 2025, available at <https://static1.squarespace.com> citing to Council of the European Union, 'The Metaverse in the Context of the Fight Against Terrorism', Special Report, 2 June 2022.

(「仮想の脅威: オンラインゲームを通じたテロ資金供与」プロジェクトCRAAFT、2025年、ゴンザロ・サイズ(該当ページにて閲覧可能)。同資料は「テロ対策の文脈におけるメタバース」欧州連合理事会、特別報告書、2022年6月2日を引用)

ており、中東情勢に乗じて新規加入者を募り、VAを通じた寄付キャンペーンなど追加資源³⁵²を獲得しようとするケースが多い。

358. 複数の地域において、プロパガンダの構成を見ると、社会的に無視された脆弱な集団の防衛を掲げる形になっており、そのナラティブを正当化するため、治安部隊や補助的行為者による虐待を主張することも多い³⁵³。一部情報源は、特に単独犯型事件において、近年のテロ攻撃を鼓舞した異なるイデオロギー間に一定の共通点が認められると指摘している³⁵⁴。こういった事態は、中東情勢その他の政治的緊張・紛争を悪用したオンラインプロパガンダの拡大や暴力の呼びかけとも連動している。

359. 代替的インターネットプラットフォームや暗号化チャットアプリを介してテロ組織により悪用される形で、若者や未成年者を標的としたオンライン過激化・勧誘のリスクが高まっている。大半のテロ組織は、雑誌や暗号化メッセージングチャンネルなど、専用のプロパガンダ経路を通じて、積極的なクラウドファンディング活動を継続している。

360. ISIL-Kのような一部グループは、中央アジアへの勢力拡大と、特に欧州やロシアなど、他地域における関連ディアスポラ層への訴求に重点を置いた形で、地域化・国際化戦略の実進を進めている³⁵⁵。最近では、ISIL-Kがロシア語メディア部門を設立し、オンライン影響力を急速に拡大している。この動向は、特にTelegram上において、ロシア語圏のプロパガンダ活動とタジク・ウズベク人構成員との統合が進んでいることを示しており、メディア制作における連携強化と戦略的重点事項の拡大を見て取れる。政府によるテロリストの通信・テロ・プロパガンダ・ネットワーク妨害の取組が効果を上げているにもかかわらず、テロ組織がプロパガンダ拡散、勧誘、資金調達活動など、各自の目的推進のためTelegramを悪用し続ける可能性が極めて高いと研究者らから指摘されている³⁵⁶。また、実行犯は活動継続のため、より目立たない別のチャンネルへ移行しつつある。

人口動態の変化

361. 複数の代表団は、過激化やテロ行為に走る若年層の個人テロリストが増加していることを報告している。「2025年グローバル・テロリズム指数」³⁵⁷によれば、欧州でテロ容疑で逮捕された者の5人に1人は法的に未成年である³⁵⁸。CFT対策の観点では、こうした傾向はさらなる課題をもたらす恐れがある。なぜなら、こうした若年層は、他人の資金源に依存する傾向が

³⁵² Thirty-fifth report of the Analytical Support and Sanctions Monitoring Team pursuant to resolutions 1526 ((2004) and 2253 (2015), S/2025/71/Rev.1, February 2025, paragraph 1, 9, 61, 72, 74, 79; S/2025/72, paragraph 4

(「決議1526(2004年)及び2253(2015年)に基づく分析支援・制裁監視チーム第35次報告書」2025年2月、S/2025/71/Rev.1、パラグラフ1・9・61・72・74・79。S/2025/72、パラグラフ4)

³⁵³ 同上、パラグラフ13

³⁵⁴ E.g., Europol [European Union Terrorism Situation and Trend Report](#) (2024)

(例えば、「欧州連合テロリズム状況・動向報告書」ユーロポール、2024年)

³⁵⁵ [Perspectives: ISKP intensifying online propaganda targeting Russia and Central Asia | Eurasianet](#), Lucas Webber and Louise Meloy, September 2024

(「展望: ISKPがロシアと中央アジアを標的としたオンラインプロパガンダを強化」ユーラシアネット、2024年9月、ルーカス・ウェバー／ルイズ・メロイ)

³⁵⁶ [Perspectives: ISKP intensifying online propaganda targeting Russia and Central Asia | Eurasianet](#), Lucas Webber and Louise Meloy, September 2024

(「展望: ISKPがロシアと中央アジアを標的としたオンラインプロパガンダを強化」ユーラシアネット、2024年9月、ルーカス・ウェバー／ルイズ・メロイ)

³⁵⁷ Institute for Economic & Peace (IEP), [Global Terrorism Index 2025](#)

(「2025年グローバル・テロリズム指数」IEP)

³⁵⁸ 前掲書

367. 銀行部門では、オンライン専門サービスが獲得顧客数を引き続き増やしていく公算が大きい。この傾向がTFリスクに影響するか否かは、各法域の適用されるAML/CFT規制の強度と、オンライン銀行サービス事業者によるその実施の実効性の程度によって左右される。2025年現在、脆弱性の一因として、多くのオンライン銀行サービス事業者が比較的新しい存在であり、デューデリジェンスの面で成熟度が不足している点が挙げられる。したがって、そのコンプライアンス手続が時間の経過とともに改善されるか否かは、まだ見通しが立っていない。本人確認の方法論が改善され、より広く普及する可能性はあるものの、遠隔取引関係に伴う脆弱性がある程度残存すると思われる。逆に、オンライン銀行事業者は、自社のデータが既に完全にデジタル化・構造化されているという事実を活用し、効率的な自動審査プロセスを構築していく可能性もある。

368. 銀行業界では、仮想IBANの利用がさらに広範に普及していくことが見込まれる。これは、会計の統合管理や差別防止といった正当なニーズに応えるものである。しかし、仮想IBANは、資金の最終的な行き先を不明瞭にし、実質的支配者を隠蔽する恐れもある。そのため、今後何年間かは仮想IBANのTFへの悪用の可能性を監視すべきである。また、仮想IBANに関連する追跡可能性の問題は、決済の透明性確保に関する多国間協議において引き続き対処していくべきである。

369. VASPなど、規制対象となる金融セクター内で注意深く観察すべきもう一つの傾向は、AIを含むデジタル技術を活用した文書偽造の高度化である。認証情報や身分証明書が偽造されたり盗難されたりして使用されるという事態は、銀行口座開設、MVTSへのアクセス、VASPとの取引など、TFの悪用を受けやすい幅広い分野で既に確認されている。当局は、民間セクターとも緊密に連携し、AIその他の新機軸に関する新たなリスクを考慮しつつ、デジタルオンボーディングなど、本人確認ソリューションを開発すべきである。全体として、デューデリジェンスプロセスを回避するためのAI悪用のリスクに対して、代表団は警戒を怠るべきではない。

370. 上記で説明したように、TF目的での技術悪用の増加は、社会全体における技術利用の普及と並行して進んでいる。

政治的動機による攻撃とEoRMT型攻撃の増加

371. 過去5年間に見られた政治的分断と不安定化の程度を踏まえると、政治的動機による暴力の急増の可能性について懸念が提起されている³⁶⁵。さらに、「2025年グローバル・テロリズム指数」で指摘されているように、世界各地で反ユダヤ主義的暴力やヘイトクライムが急増しており、ヨーロッパ、オーストラリア、米国ではシナゴグへの攻撃が記録されている³⁶⁶。セクション1で述べたように、この種のテロ攻撃に関連する資金の痕跡を追跡するには、指定や非合法化措置の不統一、攻撃準備段階における資金活動が小規模で可視性も低いことなど、固有の課題が伴っている。

犯罪活動との融合

372. TFと組織犯罪ネットワークとの融合は、今後も継続する可能性が高い。様々なタイプのテロ組織が、違法な経済活動や犯罪的手法を通じて多額の収益を生み出していると報告されており、こうした資金調達スキームを可能にする脆弱性は、当局による大規模な能力構

³⁶⁵ [Global-Terrorism-Index-2025.pdf](#), page 36
(「2025年グローバル・テロリズム指数」36ページ(該当ページにて閲覧可能))

³⁶⁶ [Global-Terrorism-Index-2025.pdf](#), page 36
(「2025年グローバル・テロリズム指数」36ページ(該当ページにて閲覧可能))

築投資と運用改善を必要とするため、短期間で完全に解消される見込みは薄い。また、EoRMTグループと犯罪ネットワークとの連携が継続しているという傾向も指摘されている³⁶⁷。

373. 犯罪組織が主に現金に依存する多くの地域では、この融合が意味しているのは、TF関連の取引において現金が主流の手段であり続けるという点なのかもしれない。

374. 注視すべき点の一つは、テロ組織が専門的なマネー・ローンダリング業者に接触し、そのサービスを利用しようとするリスクが増大しているという点である。このような傾向は、資金の流れの追跡可能性を損なう国際送金、実質的支配者の特定を妨げる法人、資金調達経路の多様化など、TFスキームがさらに複雑化する可能性がある。

375. 比較的単純な詐欺から大規模なランサムウェア攻撃に至るまで、オンライン犯罪や詐欺を介したTFの規模も、こうした違法行為の全般的な増加と並行して拡大すると見込まれる³⁶⁸。

人道支援活動の維持における課題

376. 医療物資、避難所、食料の提供など、公平な人道支援は、食料、安全な飲料水、適切な医療へのアクセス権を含む基本的な社会的経済的権利を享受する上で、世界の多くの地域で不可欠である³⁶⁹。

377. 複数の法域によって報告されているように、テロ組織やFTFが活動する武力紛争環境では、人道支援がTF目的に転用されるリスクが高くなる。また、このことによって、TF対策が重要な人道支援の供与に意図せぬ悪影響を及ぼす可能性があるため、公平な人道支援活動との関係で課題を生じることになる³⁷⁰。

378. 人道支援活動は、独立性、中立性、無条件性、公平性という4項目の基本原則に従っている。その結果、人道支援活動は標的とすることはできず、その受益者を審査すること

³⁶⁷ Europol [European Union Terrorism Situation and Trend Report](#) (2024)

(「欧州連合テロリズム状況・動向報告書」ユーロポール、2024年)

³⁶⁸ *Cut the Cord, D2.1 Report on Terrorist Financing Threats and Trends, January 2022*—available at [CTC-D2.1-Report-on-Terrorist-financing-threats-and-trends.pdf](#)

(「D2.1 テロ資金供与の脅威と動向に関する報告書」カット・ザ・コード、2022年1月(該当ページにて閲覧可能))

³⁶⁹ [Placeholder for reference to UN Global Compact Guidance on Ensuring respect for human rights while taking measures to counter the financing of terrorism]

(参照用プレースホルダー「テロ資金供与対策措置の実施における人権尊重の確保に関するガイダンス」国連グローバル・コンパクト)

³⁷⁰ UN CTED, Trends Tracker on Evolving Trends in the Financing of Foreign Terrorist Fighters' Activity: 2014 – 2024, 12 November 2024, page 14—available at

<https://www.un.org/securitycouncil/ctc>. For more information see [FATF High-level Synopsis of the Stocktake of the Unintended Consequences of the FATF Standards](#) on undue targeting of NPOs (2021); UN CTED's study on The interrelationship between counter-terrorism frameworks and international humanitarian law, January 2022—available at, <https://www.un.org/securitycouncil/ctc>; ICRC: Politics and principles: The impact of counterterrorism measures and sanctions on principled humanitarian action <https://international-review.icrc.org>

(トレンド・トラッカー「外国人戦闘員の活動に関する資金供与の動向(2014~2024)」CTED、2024年11月12日、14ページ。詳細について「NPOへの不当な標的化についてのFATF基準の意図せざる結果に関する検証のFATFハイレベル要約」FATF、2021年。「対テロ枠組と国際人道法との相互関係に関する調査報告書」CTED、2022年1月。「政治と原則：対テロ措置と制裁が原則に基づく人道活動に与える影響」ICRCを参照(各該当ページにて閲覧可能))

はできない³⁷¹。

資源不足のリスク増大

379. 紛争や自然災害に関連する食料不安は、一部地域で深刻化しており、テロ組織による食料強奪や過剰な略奪行為の増加を招く恐れがある³⁷²。本報告書で前述したとおり、国連資料が示すように、水不足や水質汚染は紛争を激化させる要因となることがあり、テロ組織はその機に乗じて、政府機関の正当性を損なうため、あるいは水資源の管理や課税による金銭的利益を得るために利用する可能性がある。一部のEoRMT組織は、気候変動に起因する移住など気候変動関連のレトリックを自らの主張を裏付ける上で利用している。

380. 全体として、気候変動とテロ脅威の変遷に関する研究を見ると、まだ初期段階にあるものの、異常気象の頻発化や資源獲得競争の激化が、将来的にテロ組織による悪用の機会を増大させる公算が高いことが示唆されている³⁷³。

³⁷¹ 国連総会決議46/182

³⁷² 例えば、[S/2025/71/Rev.1](#)、パラグラフ35を参照。

³⁷³ *E.g., Institute for Economics and Peace (IEP), Global Terrorism Index 2023, featuring David Wells, Global Security Consultant "Climate Change, Terrorism and Potential Implications for P/CVE"*—available at <https://www.economicsandpeace.org>.
(例えば、「2023年グローバル・テロリズム指数」IEPの中に、「気候変動、テロリズム、及びP/CVEへの潜在的影響」グローバル・セキュリティ・コンサルタント、デイビッド・ウェルズが収録されている(該当ページにて閲覧可能))

セクション4: 提言

TFリスクの越境的側面への対応

381. TFが世界的な現象であることに変わりはない。FATFグローバルネットワークの代表団から寄せられる情報の大半は、国境を越えて活動するテロ組織を扱ったものである。本報告書で言及されている資金調達手法の多くは、様々な物品の密輸、オンライン寄付キャンペーン、人道支援の流用、ディアスポラへの恐喝など、本質的に国境を超える性質のものである。テロ組織に向けられた資金も、現金の物理的輸送、インフォーマルな価値移転システム、VA、正規の金融サービスなど、複数経路を通じて国境を越えている。FTF関連の資金も、法域を越えて移動する。さらにテロ組織は、金融サービスや法人の悪用、貿易に基づく手法に沿って資金調達スキームを構築する際、一部の法域の規制上の弱点を悪用していると報告されている。新技術の普及により、TF関連送金は瞬時に国境を越えて行われる。

382. そのため、このようなTFリスクのグローバルな側面は、多国間の対応を必要とする。複数の法域で活動するテロ組織ネットワークを解体する上で、犯罪行為に関する一貫した刑事罰整備と国際法に準拠した強固な情報共有チャンネルに基づく形で、TFの捜査と起訴における効果的協力も不可欠である。

383. FATF基準を全面的かつ一貫性を確保した上で実施できれば、世界各地の法的枠組を高度なものにし調和を確保する上で寄与することとなり、テロ組織が規制の不一致や抜け穴から利益を得る機会も減る。

384. 特に国連安保理制裁制度下におけるテロ組織の多国間指定は、特に越境的なTFスキームへの対処の面で、依然としてTFを阻止する最も包括的な制裁手段である。このため、国連安保理の枠組みに基づく指定は、引き続き優先事項とすべきであり、この点における各代表団による積極的な取組が奨励される³⁷⁴。決議1373(2001年)に基づくテロ資金・資産凍結のための国内メカニズムの運用化は、適正手続を考慮した指定メカニズムや外国の資産凍結要請に対応する専用メカニズムの整備も含め、テロリストが複数の法域にまたがって資金にアクセスするのを防ぐ上で重要である。

地域・地方の特性への対応

385. TFのグローバルな側面に加え、アップデートを経たTFリスク分析でも、我々の共同行動の指針としなければならない地域的特性が浮き彫りになっている。テロ組織による領土支配、武力紛争との近接性、国境管理の脆弱性、地域に存在するテロ組織や個人の種類といった重要度要因により、TFリスクは異なる。

386. FATF代表団によって観察された一つの傾向は、大規模テロ組織のテロ資金供与において、地域・地方の系列組織が果たす役割が増大しているという点である。これは特にサハラ以南のアフリカ地域において顕著であり、同地域が世界で最も高いTFリスクに直面していると多くの代表団が認識しているため、本報告書でも大きな割合を占めている。さらに、サハラ以南の代表団からは、テロ組織の地方支部の中に国際的な寄付や中核組織の支援に依存せず、現地で収益を生み出せるところもあるとの主張が行われている。その資金調達戦

³⁷⁴ 指定された個人・団体が制裁回避の手法を用いてスクリーニング管理を弱体化させ、資産凍結の実施を回避するリスクが存在する現状を踏まえ、監視チームとしては、委員会に対し、更新された指定用標準様式において、特に最終受益者の特定、金融取引における仮想通貨の使用、高リスク法域との関連性に関して、加盟国が詳細な財務情報を提供するよう働きかけるべきであると提言する(S/2025/71/Rev.1、パラグラフ132)

略の内訳を見ると、恐喝、天然資源の違法採掘、KFR、薬物・武器・人身の密輸といった犯罪行為で構成されていることが多い。その他の地域では、大規模組織の支部も資金調達において活発かつ自律的に活動する度合いを増していると見られており、特にISIL-Kが顕著である。

387. 複数の代表団が報告する別の傾向として、特定の法域における単独犯による内生的脅威の増大が挙げられる。こうした孤立した個人を見ると、若年化する傾向が強く、オンラインで過激化し、低コストの手口で攻撃を計画する可能性が高い。そのため、こういった者たちは、合法的な収入源（給与、社会保障給付、家族からの支援）又は非合法的な収入源（小規模詐欺、小売薬物取引、窃盗）に基づく小口資金調達戦略に依存できる。

388. このように地域相互間や法域相互間でリスクにさらされる度合いが多様化していることから、現行の包括的なTFリスク分析は、国家レベルや超国家レベルのリスク分析を緻密化することによって補完していくことが有益と思われる。また、国連安保理決議1373に基づき、地域又は国内レベルで設けられた指定制度が、地域又は国に特有のテロリスクに対処する上で適切であることも浮き彫りになっている。単独犯による内生的脅威に対処する場合、資産凍結の国内制度が特に有効である。というのも、単独犯の取引は主に少額で構成され、不審取引としての検知が難しいため、取引単位ではなく個人を対象とする資産凍結措置が有用な補完手段となる。

FATF基準の効果的実施を介したTFリスクへの対応

389. 本分析は、テロ組織や個人が資金を調達・移動・保管する上で用いる多様な経路や手法を特定するとともに、各種手法相互間の相互連動が拡大していることも明らかにしている。

390. 現金の運搬・使用、未登録送金、HOSSPといったインフォーマルな経路・手法に基づく方法は依然として主流である。これらについては、匿名性と不透明性をもたらし、規制対象外の分野で価値移転を容易にする点から、テロ組織や個人にとって依然として魅力的な存在となっている。こうした経路は、金融サービスが未発達な紛争地域や遠隔地でも利用できる。TFリスクにさらされている状態が長年指摘されてきたにもかかわらず、これらの手法は、技術革新の影響下で進化を続けており、オンラインサービス、モバイルアプリ、その他のデジタルソリューションが急速に発展し、TFスキームにおいて広がりを見せている。

391. 本報告書では、FATF基準の対象となる複数分野において改善の余地が残されていることが見て取れる。比較的規制が整備された従来型の金融サービスをテロ組織や個人が回避する傾向を強めていると多くの代表団が認識していることから分かるように、世界的レベルでは確かに進展が見られる。しかし、FATF基準下でAML/CFT義務を負うMVTSは、依然としてTFリスクに大きくさらされていると認識されている。2015年のFATF報告書「新たなTFリスク」³⁷⁵から本分析に至るまで、軽減策が依然として不十分である事実は、FATFレベルで新たな取組を立ち上げて、MVTS事業者に対する予防基準の実施を改善するため、まだ残っている脆弱性と今後の方向性を評価する必要がある。

392. また、VAとVASPも、TFリスクに深刻にさらされていると代表団の間で広く認識されている。これらは確かに脆弱である。なぜなら、匿名取引や即時国際送金の機会をもたらしていたり、多くの法域で規制枠組が依然として未発達のままであったりするためである。したがって、全ての法域にわたってVAとVASPに関するFATF基準の効果的実施を推進することは、TFリスクを効率的に軽減し、「暗号資産の避難所」の出現を回避する上で極めて重要である。

³⁷⁵ FATF [Emerging Terrorist Financing Risks](#) (2015)
 （「新たなテロ資金供与リスク」FATF、2015年）

これは特に、2023年2月に採択され、FATF暗号資産連絡グループによって監視対象とされているVA及びVASPに関するFATF基準の実施強化に向けたロードマップを通じて行われるべきである。VAとVASPに関する基準の実施状況に関するこの重点的アップデートにおいて、FATFとして主張しているのは、全法域が、トラベルルールに速やかに従うとともに、VASPに対する免許・登録・監督義務にも速やかに従い、かつ、非ホスト型ウォレットに関連するリスクに対処することが特に喫緊の課題であるという点である。

393. 同時に、テロ組織は、現金など、その他の資金調達経路と組み合わせてVAを利用していると認識されている。したがって、テロ目的でのVA利用拡大は、紛争地域や高リスク地域などにおいて、法定通貨への変換インフラ整備の進展によって部分的に左右される可能性がある。しかしながら、TFリスクに深刻なほどにさらされているにもかかわらず、ブロックチェーン技術はLEAに捜査上の機会を提供し得る。この目的のため、当局が利用可能かつ効果的なブロックチェーン分析ツールに依拠できるようにすることが極めて重要であり、そのためには代表団と当該サービス事業者との間の継続的な対話が求められる。

394. 現金の物理的な越境輸送がもたらすTFリスクは、世界の大半の地域で依然として高いと考えられている。これは、テロリストが国境管理の脆弱性を利用して、資金の移動や人身取引、武器その他の違法物品の密輸を続けているためである。これは、税関管理が依然として顕著な課題となっているサハラ以南のアフリカなど、複数の法域において主なTF懸念事項の一つとしてさえ浮上している。これらのリスクを軽減するには、技術支援プログラムや優良事例の交換、特に申告義務の枠組みや管理に関する取組によって支えられる形で、国境管理能力の強化が必要である。

395. また、テロ組織が法人を通じて資金調達活動を行っている事例も複数の代表団から報告されており、実際の事業活動による収益創出によるものであったり、あるいはダミー会社やペーパーカンパニーを利用したTF関連活動の隠蔽によるものであったりするなど、その手法は様々であるTFと組織犯罪(特にマネー・ローンダリング)の融合が進めば、TFスキームの高度化が進み、法人を巻き込むケースが増加する恐れがある。したがって、実質的支配者の透明性に関する規範など、法人に関するFATF基準の効果的な実施は、CFTにとって一層重要となる。

FATF基準の対象外分野におけるTFリスクへの対応

396. 本分析では、FATF基準の対象外となる分野に関する問題点も明らかにしている。この点に関し、また国連安保理決議2462(2019年)に関連して、特にTFリスクを評価し、とりわけ建設、商品、医薬品部門などの非金融サービスなど、TFに対して最も脆弱な経済部門を特定するよう全ての国に対し強く促している³⁷⁶。また、クラウドファンディングプラットフォームなど、TF目的に悪用される恐れのある新たな金融商品について、その潜在リスクを評価し対処するよう各国に対して働きかけが行われている³⁷⁷。

397. 本報告書は、AML/CFT措置の対象外となる多様な分野における脆弱性と確認済みの悪用事例を明らかにしている。これには、鉱業などの産業に加え、メッセージングやゲームからその他のオンライン娯楽に至るまで多様なサービスを提供するデジタルプラットフォームが含まれる。密売品の販売、マネー・ローンダリング、寄付の呼びかけなど、TF活動を促進するため多くの正規部門とインフォーマル部門が(意図していなかったり、過失やリスク認識の低さから)利用されることで、効果的な対策をきめ細やかに構築することが極めて困難になる。

³⁷⁶ 国連安保理決議2462(2019年)、パラグラフ14

³⁷⁷ 国連安保理決議2462(2019年)、パラグラフ20(d)

398. これは、セクション2で詳述されているように、ソーシャルメディア、特定のクラウドファンディングプラットフォーム、メッセージングアプリにも当てはまる。ソーシャルメディアが自社決済サービスや収益化機能を提供する場合、追加的なリスクにさらされる可能性がある。なぜなら、これらの機能がある場合、義務を負う事業者がデューデリジェンスを実施することなく、テロリストが取引を進める機会を提供できるためである。このようにリスクにさらされていることから、TFリスクに関する適切な認識レベルを確保し、TFに特化した自主規制やコンテンツモデレーションなど、軽減措置の実施を促すため、ソーシャルメディア及びメッセージングアプリの事業者³⁷⁸に対し、より一層の働きかけを必要とする。全体として、ソーシャルメディアに関連するTFリスクについて、決済サービスとの連携に利用される具体的機能の明確化など、証拠に基づく評価を実施するよう各法域は推奨される³⁷⁹。PPPは、ソーシャルメディア企業のCFTの取組が情報に基づいた上で効果的なものとなるよう支援する上で重要な手段である。全体として、また後述のように、PPPは、当局が民間セクターに対してリスク指標など定期的なガイダンスを普及させる上で有用な場としても機能している。

399. クライストチャーチ・コール、テック・フォー・グッド構想、テック・アゲインスト・テロリズムなど、テクノロジー関連主体とテロリズムとの関係に幅広く取り組むプロジェクトとの相乗効果についても、さらに検討する余地がある。

人道活動への影響への対応

400. 本報告書は、人道支援の供与や慈善団体の活動という文脈におけるTFリスクへの対応について、いくつかの課題を指摘している。この点に関して、国連安保理は、各国に対し、CFT措置を策定・適用する際、国際人道法に即した形で中立的な人道支援主体によって実施される医療活動など、専ら人道的な活動に対して、そういった措置が及ぼし得る影響を考慮するよう要請している³⁸⁰。しかし、UN CTEDと分析支援・制裁監視チームが共同で作成し2020年に出された報告書によれば、CFT措置が人道活動に及ぼす影響を検討するための制度的枠組を欠いている国の割合が45%となっている³⁸¹。2022年、さらにUN CTEDは、紛争地域における活発なテロ活動など、純粋な人道活動に対するCFT措置の影響を評価し、最終的に軽減するための専属的な措置を採用している国はごくわずかであると改めて述べている³⁸²。

³⁷⁸ See also, United Nations Security Council Counter-Terrorism Committee, “Non-binding guiding principles on preventing, detecting and disrupting the use of new and emerging financial technologies for terrorist purposes” (S/2025/22), January 2025, paragraphs 20(i) and 22(f)—available at [S/2025/22](#)

(参照「テロ目的での新規・新興金融技術の利用の防止・検知・阻止に関する拘束力のない指導原則」CTC、2025年1月、S/2025/22、パラグラフ20(i)及び22(f) (該当ページにて閲覧可能))

³⁷⁹ United Nations Security Council Counter-Terrorism Committee, “Non-binding guiding principles on preventing, detecting and disrupting the use of new and emerging financial technologies for terrorist purposes” (S/2025/22), January 2025, paragraphs 18(f)—available at [S/2025/22](#) citing to Asia/Pacific Group on Money Laundering and Middle East and North Africa Financial Action Task Force, [Social Media & Terrorism Financing Report](#) (2019). (「テロ目的での新規・新興金融技術の利用の防止・検知・阻止に関する拘束力のない指導原則」CTC、2025年1月、S/2025/22、パラグラフ18(f) (該当ページにて閲覧可能)。当該箇所は「ソーシャルメディアとテロ資金供与報告書」APG、MENAFATFの共同報告書、2019年を引用)

³⁸⁰ 国連安保理決議2462 (2019年)、パラグラフ24。

³⁸¹ S/2020/493、パラグラフ83

³⁸² UN CTED, [Thematic summary assessment of gaps in implementing key countering the financing of terrorism provisions of Security Council resolutions](#), December 2022, page 22. (「安保理決議の主要テロ資金供与対策規定の実施における不備のテーマ別要約評価」CTED、2022年12月、22ページ)

401. 2024年12月、国連安保理は決議2761(2024年)を全会一致で採択し、ISILとAQの制裁制度による資産凍結措置から人道支援事業者を免除する措置を維持する旨を決定した。この免除措置は、資金その他の金融資産、経済的資源の供与、処理、支払、又は人道支援の適時な提供を確保するため、もしくは決議2664(2022年)パラグラフ1で定義される国連その他の関係者が基本的人間のニーズを支援するその他の活動を支援するため、必要となる物品・サービスの提供が、認められており、国連安保理又はその制裁委員会により課された資産凍結措置に違反しないことを明示している。

広範な技術支援協力を通じたTFリスクへの対応

402. TFリスクは、より広範な能力構築上の課題と関連して理解されるべきである。テロ組織は、自己の活動資金を調達するため、国家の能力の脆弱性、つまり、特定の遠隔地域における統治能力の欠如、不十分な国境管理、脆弱な政府サービス、インフラ不足、汚職などを利用できる。こうした状況において、テロ組織は大規模な違法活動から実質的な利益を得る機会を得られる。例えば、課税に似た恐喝、天然資源の搾取、薬物取引、KFRなどである。こうした行為との闘いは、TF問題に限定されるものではなく、より広範な安全保障・法執行政策の枠組みの中で行われるべきである。したがって、テロ組織による領土支配や営利型犯罪活動に関連するTFリスクへの取組は、より広範な目的を追求する形で技術支援や能力構築協力プロジェクトからも恩恵を受ける。そのため、FATFコミュニティとしては、より広範な協力プロジェクトでCFTの課題を一体的に取り扱い、FATF基準に基盤として強固かつ効果的な枠組みを促進することが肝要である。そのようにする上で、CFTの視点を加えることが適切と思われる技術支援プログラムに貢献するため、FATFとして、内部にある専門知識をどのようにすれば活用できるのか、また、グローバルネットワークの専門知識の活用をどのようにすれば促進できるかについて、さらに検討を進めていくべきである。

403. また、技術的に高度なTF手法に対処するには、高度な専門知識と能力も必要である。この点に関して、国連安保理テロ対策委員会は、特に、新たな分析手法、ツール、技術の利用に加え、必要となる独立した監視・審査メカニズムを通じて、テロ事件における並行的な金融捜査を介するなど、より効果的に資金の流れを追跡する関連国家当局の能力を継続的に育成・強化すべきであると推奨している³⁸³。

³⁸³ United Nations Security Council Counter-Terrorism Committee, “Non-binding guiding principles on preventing, detecting and disrupting the use of new and emerging financial technologies for terrorist purposes” (S/2025/22), January 2025, paragraphs 22(c) and 22(m)—available at [S/2025/22](#)
(「テロ目的での新規・新興金融技術の利用の防止・検知・阻止に関する拘束力のない指導原則」CTC、2025年1月、S/2025/22、パラグラフ22(c)及び22(m)(該当ページにて閲覧可能))

PPPと民間セクターへの啓発を介するなど、TFリスクの理解と対応に向けた多者間アプローチ

404. また、リスク分析の演習を定期的実施することで、各法域がさらされているリスクを継続的に把握することは、FATF勧告1の中核をなすものである。その過程において、各法域に推奨されるのは、関連の国家当局、民間セクター、市民社会、学术界の間で効果的な交流と情報交換を行う多者間アプローチを活用することである。こうしたアプローチにより、多様な経験と視点を踏まえて、既存及び進展中のTFリスクの包括的な全体像を把握できるようになる。また、これらの技術の利点や、各業種・住民層（地域社会を含む）への脅威の規模と影響、さらには地域特有の実情への理解を深めることで、状況に即した均衡の取れた対応策の策定が可能となる。

405. テロ対策に関する国連安保理決議1373(2001年)に基づき設置された国連安保理は、各国特有の運用環境・状況、世界的・地域的なTF動向を考慮した、定期的、包括的でありつつ証拠に基づいたTF NRAの実施も勧告している³⁸⁴。

406. さらに、情報共有、進化する動向への理解の強化、ゲートキーパーを含む関連専門家・利害関係者の知識・技能の向上、金融セクターの健全性強化支援のため、強固なPPPを構築することが明示的に推奨されている³⁸⁵。こうした連携には、FIUと関連フィンテックセクターとの間で、疑わしい活動報告の一環としてのデータ共有に関する対話に加え、情報共有に関して明確な法的根拠を含めるべきであり、この中には、情報共有の基準や目的、共有可能な相手先が含まれる。

407. 民間セクターがTPCを介して表明した要請に応じて、リスク指標の開発に加えて³⁸⁶、FATFは、民間セクターへの支援強化に向けた追加的措置を検討すべきである。FATFは、ニュースレターなど、対象を絞った広報戦略の策定も検討するの一案である。また、FATFは、対面・オンライン研修を介するなど、啓発・研修活動を民間セクター職員に提供するため、その専門知識とネットワークを活用するという手もある。

この包括的TFリスク分析のフォローアップ

408. 最後に、本報告書は2025年時点における世界的なTFリスクの概要を可能な限り包括的に示すことを目的としており、FATFグローバルネットワークのメンバーによって共有されている知識に加え、関連文献、その他の公開情報に基づいていることを強調することに価値が

³⁸⁴ United Nations Security Council Counter-Terrorism Committee, “Non-binding guiding principles on preventing, detecting and disrupting the use of new and emerging financial technologies for terrorist purposes” (S/2025/22), January 2025, paragraphs 18(a) and 18(e)—available at [S/2025/22](#)

(「テロ目的での新規・新興金融技術の利用の防止・検知・阻止に関する拘束力のない指導原則」CTC、2025年1月、S/2025/22、パラグラフ18(a)及び18(e)(該当ページにて閲覧可能))

³⁸⁵ UNSCR 2462 (2019); United Nations Security Council Counter-Terrorism Committee, “Non-binding guiding principles on preventing, detecting and disrupting the use of new and emerging financial technologies for terrorist purposes” (S/2025/22), January 2025, paragraph 22 (1)—available at [S/2025/22](#); UN CTED, Analytical Brief on ‘Establishing effective public-private partnerships on countering the financing of terrorism, December 2023—available at <https://www.un.org/securitycouncil/ctc>

(「国連安保理決議2462」国連安保理、2019年。「テロ目的での新規・新興金融技術の利用の防止・検知・阻止に関する拘束力のない指導原則」CTC、2025年1月、S/2025/22、パラグラフ22(1)。「テロ資金供与対策に関する効果的な官民連携の構築」CTED、2023年12月(各該当ページにて閲覧可能)

³⁸⁶ 付録A.1を参照

ある。とはいえ、新たなTFスキームが出現したり摘発されたりする可能性があるため、リスク分析は継続的なプロセスであり続けなければならない。したがって、今後何年間かにおいて、国家的及び超国家的なリスク分析、セクター別リスク分析、新たなリスク評価を通じて、TFリスクに関する集合知を継続的に更新し、深化させていく必要がある。

409. この包括的アップデートにより、FATFがCFT措置の現状を調査し、この目標の継続的な優先順位に沿って取組を強化するための新規イニシアチブを開始するための基盤が整った。

付録A: 進化する手法・技法に関するテロ資金供与リスク指標

410. 以下に示す指標は、本プロジェクトの質問票³⁸⁷への回答として各代表団が提供したデータの抽出に加え、FATFが過去に公表した報告書の検討に基づいて導出されたものである。これらは包括的なリストと解すべきではない。

411. 進化する手法・技法に関するTFリスク指標は、確立され文書化された一般的な金融指標のうち、マネー・ローンダリング(ML)など、その他の金融犯罪の兆候となり得るものに対して提供された追加情報を反映している。これらの指標の多くは、広範な性質を持ち、それ自体では疑わしい活動とはならない。多くの場合、単一の指標だけでTFの疑義を裏付けることはできず、そのような活動の明確な兆候を示せない点を念頭に置くことが肝要である。ただし、適切と判断される場合、さらなる監視や調査を促す可能性がある。

412. 過去のFATF公表報告書を参照することが推奨される。例えば、「テロ資金供与目的のクラウドファンディング」³⁸⁸、「サイバーを悪用した不正による違法資金フロー」³⁸⁹、「暗号資産におけるML/TFの危険信号指標」³⁹⁰、「移民の密輸に起因するML/TFリスク」³⁹¹、「貿易ベースのマネー・ローンダリングリスク指標」(該当する場合)³⁹²、「テロ資金供与検知関連リスク指標」³⁹³、「民族的・人種的動機によるテロ資金供与」³⁹⁴及び「EoRMTFリスク検知の指標」³⁹⁵、「非営利団体のテロ目的悪用のリスク」³⁹⁶、「ML/TFにおけるハワラ及び類似サービスプロバイダーの役割」³⁹⁷。

³⁸⁷ [\[By 11 October 2024\] Call for inputs- Comprehensive Update on Terrorist Financing Risks and \[Call for inputs by COB 24 March\] Comprehensive Update on TF Risks: Second Questionnaire.](#) ([2024年10月11日締切]意見募集 — テロ資金供与リスクに関する包括的アップデート。[3月24日業務終了時までの提出締切]意見募集 — TFリスクに関する包括的アップデート: 第2回質問票)

³⁸⁸ FATF [Crowdfunding Terrorism Financing](#) (2023)
(「テロ資金供与目的のクラウドファンディング」FATF、2023年)

³⁸⁹ FATF Egmont Group and Interpol joint report on [Illicit financial flows cyber-enabled fraud](#) (2023)
(「サイバーを悪用した不正による違法資金フロー」FATF、エグモント・グループ、インターポールの共同報告書、2023年)

³⁹⁰ FATF [Virtual Assets Red Flag Indicators of Money Laundering and Terrorist Financing](#) (2020)
(「暗号資産におけるマネロン・テロ資金供与リスクの危険信号指標」FATF、2020年)

³⁹¹ FATF [Money Laundering and Terrorist Financing Risks Arising from Migrant Smuggling](#) (2022)
(「移民の密輸に起因するマネロン・テロ資金供与リスク」FATF、2022年)

³⁹² FATF and Egmont Group joint report on [Trade-Based Money Laundering Risk Indicators](#) (2021)
(「貿易ベース・マネー・ローンダリング指標」FATF、エグモント・グループの共同報告書、2021年)

³⁹³ 代表団向けFATF機密報告書(2016年版及び2021年版)。

³⁹⁴ FATF [Ethnically or Racially Motivated Terrorism Financing](#) (2021)
(「民族的・人種的動機によるテロ資金供与」FATF、2021年)

³⁹⁵ 代表団向けFATF機密報告書(2021年)

³⁹⁶ FATF [Risk of Terrorist Abuse in Non-Profit Organisations](#) (2014)
(「非営利団体のテロ目的悪用のリスク」FATF、2014年)

³⁹⁷ FATF [The Role of Hawala and Other Similar Service Providers in ML/TF](#) (2013)
(「マネロン・テロ資金供与におけるハワラ及び類似サービスプロバイダーの役割」FATF、2013年)

顧客行動に関連する指標

413. 顧客に関する知見は、行われている業務の性質を把握する上で極めて重要である。TF目的における顧客行動の変化を把握する上で有用な指標は以下のとおりである。

- a) 生活様式、オンライン上の存在、行動の変化を通じて、認識できる形で過激化していたり性格が変化したりしている。
- b) 取引基準額や、金融機関が高リスク法域向け取引をどのように処理するかについて質問する顧客。
- c) 高リスク法域への渡航記録又は渡航意図、あるいは、これらの法域への渡航に関するオンライン上の議論。
- d) 匿名顧客、制裁対象となっている個人・団体が関与している。
- e) 顧客が過去にテロ関連犯罪で法執行機関の調査を受けたことがある。
- f) 顧客にAML/CFT関連の処罰歴、又は不審・異常な活動歴がある。
- g) 身元確認や代理人利用に関して、以下の問題がある。
- h) 顧客が氏名、住所、電話番号、その他の識別情報について複数の異なる記載をしている。
- i) 顧客が高リスク法域への資金移動時に、自身の名前の誤った綴りや異なる表記を用いている。
- j) 顧客が口座開設や取引活動に代理人を用いている。
- k) 顧客が直接の接触を避け、仲介者を送っている。
- l) 顧客が所要の本人確認書類の提出を回避したり拒んだりしている。
- m) 重要情報の欠落について質問されるとすぐに、顧客が情報提供に躊躇したり、取引のキャンセルを要求していたりする。
- n) 口座開設時又は単発取引時に顧客が偽造書類を提出する。
- o) 再発行の身分証明書を顧客が所持している。
- p) 複数の無関係な口座で同一の住所、電話番号が繰り返し使用されている。
- q) テロリズムと関連する可能性のある団体に代わって顧客が口座を開設する。
- r) 若年層(17~26歳)が口座を開設し、直後に資金を引き出したり振り替えたりする。
- s) 複数人が署名権限を持つ口座で、署名者間に家族関係や事業上の関係性がない。
- t) 経済的又は合理的な理由なく、他の個人・団体と住所や連絡先が同じ個人・団体により開設された口座。
- u) 取引量が多い一方で、人員が限定的な企業。
- v) テロ活動の資金供与や支援が知られている地域、テロ組織が活動している地域、又はそのような地域に隣接・またがる地域に所在又は活動する団体。
- w) 顧客情報の中身が、暗号化された電子メールアカウントで構成されている。
- x) 明確な財務上の理由なく顧客が複数の銀行から融資を受けている。
- y) 顧客が突然、資金の出所・行き先の隠蔽に資する新たな金融手段(P2P送金、ATM引出、第三者決済処理業者、プリペイドカード)を採用する。

顧客の経済的プロフィールに関連する指標

414. 経済的プロフィールや取引履歴の変化を継続的に監視すると、リスク識別が強化される。この点に関して代表団から提供された一般的指標は以下のとおりである。

取引に関連する指標

- a) 特に緊急性をもって、又は個人的な金銭的利益を考慮せずに、重要な個人資産や所持品を異常な方法で処分する行為。
- b) 報告基準額の回避を目的とする分割・仕組み取引。
- c) 複数の顧客が、高リスク法域内の同一受益者又は複数受益者に対して資金を送金する取引。
- d) 顧客が高リスク法域内の複数受益者に対して資金を送金する。
- e) 本人確認要件を回避する明らかな意図で、ある者によって少額の電信送金が多数行われる。
- f) 明らかな目的なく、複数国の団体又は個人との間で取引が行われる。
- g) 高リスク法域又は近隣国に所在する個人が、短期間に複数の無関係な個人から国際送金を受け取っている。
- h) 単一口座への複数の少額国内送金、及び複数の第三者による現金預金。
- i) 取引に明確な目的が欠如しているか、資金源を隠蔽するための仲介者が関与している可能性がある。
- j) 申告された事業活動や取引量と整合しない事業用口座が関係する送金。
- k) 仕組み現金預入・引出。特に顧客が無職であることが知られている場合に加え、定期的な給与と補完的に預金が現れる場合。
- l) 事業責任者の事業用口座と個人用口座との間の資金移動が、保有口座の種類や事業における予想取引量と矛盾している。
- m) 別々の受益者に対する以前の送金をキャンセルした後、新たな身元への資金の送金。
- n) 長期にわたり休眠状態だった決済手段や口座が予期せず再び利用できる状態になっており、本人のプロフィールから、不当な理由での長期海外滞在が推測される。
- o) 「家族からの支援」や「個人援助」など、疑わしいか未確認の資金送付目的。
- p) 特に法定通貨への換金時において、匿名性を高める電子マネーやVAの使用がある。
- q) プリペイドカードの不審な使用。例えば、チャージ直後の多額引出、単一人物による多数カード保有など。
- r) 取引関係開始時に多額の初回入金を行うが、その金額が顧客プロフィールと整合していない。
- s) 説明のない即時引出や、一貫性のない取引パターンが存在する。
- t) 消費者信用を利用した後、貸付金の大部分を現金で引き出すか、海外へ送金している。

- u) 口座や生命保険契約から資産を全額、又はほぼ全額引き出す。
- v) 基準額を下回る外貨現金の頻繁な預入後、直ちに外国法域において引き出している。
- w) 顧客の事業活動が不明である場合か、その活動が貸金庫の利用を正当化しないとされる場合、営利団体に代わって貸金庫を開設している。
- x) 「寄付」や「人道支援への寄付」などの名目で説明される個人口座への反復的な現金預入。
- y) テロ活動に関連する団体との取引。

支出活動に関連する事項

- a) 申告所得を上回る支出行動や生活様式における急変又は一貫性のない変化。
- b) 出所不明の現金による支払い。
- c) パイロット免許、武器所持許可、大型車両/船舶の運転免許など、特殊な知識や資格の取得に対する支払いが行われている。
- d) 民生用と軍事用の双方の用途がある物品、いわゆるデュアルユース品(例、キャンプ用品、サバイバル用品、医療機器)の購入。
- e) 化学物質、鉱物、貴金属、銃器、銃器製造キット、弾薬、爆発物や戦術装備の購入。
- f) 暴力的過激主義の関連物品、文献や商品を販売していると知られている、又はそのように考えられているオンライン小売業者、慈善団体、個人又は企業への支払い。
- g) 暴力的過激主義の関連物品、文献、商品を広めていることが知られている、又はそのように考えられているサブスクリプションサービスやソーシャルメディア上のキャンペーンへの支払い。
- h) 過激派メディア機関やプロパガンダウェブサイトに対して、月極・一時的な支払いが行われている。
- i) 過激派組織と関連のある非法人団体又は法人団体が使用することが意図されている不動産の取得。
- j) 暴力的過激派グループと関連がある可能性のある商品、チケット、寄付を円滑化したり販売したりする個人/団体。
- k) 暴力的な活動又は違法活動のための個人の訓練又は募集を目的とした金融取引。
- l) 過激派プロパガンダの購入や知の過激派プラットフォームへの頻繁なアクセスなど、イデオロギーに動機付けられた暴力的な過激主義に関連する取引。
- m) 高リスク法域への、又は高リスク法域内での航空便、宿泊、ビザ、レンタカー。
- n) 第三者名義での高リスク法域向け航空券購入、宿泊・ビザ取得、レンタカー手配。

地理的リスクに関連する指標

415. このセクションにおいて、「高リスク、又は高リスク法域」とは、以下のいずれかに該当する法域をいい、具体的には、当該法域内の個人又は組織が、TFに関与するリスクが顕著に高いと認められる法域、当該法域における現在又は最近の紛争により、テロ又はTFの脅威

が活発に存在する法域、国内外のテロ活動を支援する上で当該法域の住民が標的となっている兆項がある法域を指している。地理的リスクに関連して明らかなるリスク指標としては、金融活動であって高リスク法域が関与していたり高リスク法域と関連したりするものが含まれる。具体的には、以下のものが考えられる。

高リスク法域における顧客の金融活動

- a) 顧客又は関連者が高リスク法域に所在しているか所属している。
- b) 顧客が高リスク法域において、又はテロ脅威が活発な地域に近い場所、紛争地域に隣接する地域において、サービスやATM利用のためオンライン決済を行っている。
- c) 高リスク法域に頻繁に渡航している。
- d) 高リスク国・地域との間で国際送金の送受信している。
- e) テロ活動が活発な地域の近郊で事業を行っている。
- f) 高リスク法域において銀行口座を開設しているか保有している。
- g) 顧客のIPアドレスが当該団体に関して想定される所在地と整合的ではない。
- h) 高リスク法域の小売業者が、海外送金元からMVTS経由で端数のない金額を定期受領している。特に、その支払額や頻度が当該小売業者の事業内容から予想されるものと整合しない場合。
- i) 外貨両替取引が短時間で実施され、その後、高リスク地域への資金移動が行われている。
- j) 特に紛争地域に隣接する地域において、顧客の通常の居住地域ではなく、様々な場所からクレジットカードで頻繁に資金を引き出している。
- k) 紛争地域に隣接する地域、又は紛争地域への通過地点とみなされる地域からオンライン決済プラットフォームを利用している。
- l) 高リスク法域と関連する自然人の口座を通じた資金調達。
- m) テロ活動が活発な地域付近への送金に、送金サービスを優先的に利用している

渡航関連業務

- a) 高リスク法域への、又は高リスク法域内での航空便、宿泊、ビザ、レンタカー。
- b) 第三者名義での高リスク法域向け航空券購入、宿泊・ビザ取得、レンタカー手配。
- c) 渡航前に個人所有物(自宅を含む)を売却又は処分している。
- d) 紛争地域やAML/CFT制度に重大な欠陥がある地域へ、実物の現金を越境輸送しようとする個人。

AML/CFT規制の対象となるセクター相互間での製品・サービスに関する指標

416. 入手可能な製品・サービスの範囲が広いため、これらの指標を体系的に整理することは容易ではなく、地理的リスクなど、他の指標と重複することも多い。また、既に述べたように、こうした指標が一つ存在しても、自動的にTFを示唆するわけではなく、さらなる調査が必要となる場合がある。各国代表団により示された指標には、以下のようなものがある。

- a) 複数人が署名権限を持つ口座で、署名者間に家族関係や事業上の明確な関係性

がない。

- b) 経済的又は合理的な理由なく、他の個人・団体と住所や連絡先が同じ個人・団体により開設された口座。
- c) テロ組織と関連があるか、テロ組織と同様の思想を持つ個人・団体が口座を維持している。
- d) 国家当局が指定した国やFATFの高リスク地域リストに掲載された国など、高リスク法域や特定懸念国との間で、個人・団体による電信送金が行われている。
- e) 事業内容と無関係な相手へ電信送金で資金を授受する個人・団体。
- f) 外国法域の当局及び国際機関により言及があった個人・団体に加え、これらに関連する個人・団体による取引の実行又は口座の維持。
- g) 新規開設の銀行口座が、現金預入のために第三者の指示で運用されている。
- h) 匿名性を助長する商品(例、持参人払い式の譲渡可能支払手段、匿名性を強化した暗号資産、VAミキサー等)の使用。
- i) 特に紛争隣接地域において、顧客の通常居住地ではない多地点から頻繁にクレジットカードで資金を引き出す行為。
- j) 紛争地域に隣接する地域、又は紛争地域への通過地点とみなされる地域からオンライン決済プラットフォームを利用している。

貿易・営利団体に関する指標

417. TFに関して懸念が高まっている貿易・商業団体で観察可能なものは、以下の分野に従事する企業が含まれていた。具体的には、貴金属・鉱物、天然資源、輸出入海運、化学研究・製造が挙げられる。これらの団体を通じてTFに関与し得る商品・サービスの種類は、輸入業者から輸出業者への支払送金から、信用状、書類引受、保証といったより複雑な金融商品に至るまで多岐に及んでいる。また、TFは、TBMLにも依存しており、国際貿易を利用して不正取引を行い資金の出所を偽装することがある。これらの手法のリスク指標には、以下のものが含まれる。

- a) 暴力的過激派活動に所属する個人が貿易取引を行っている。
- b) 危機／紛争地域を原産とする物品の取り扱い。
- c) 高リスク商品(貴金属・鉱物、エネルギー商品)。
- d) 物品の代金が第三者によって支払われる物品輸入。
- e) 紛争地域やTFの高リスク地域へ物品を輸出する団体による異常な金融活動。
- f) 取引品が盗品又は略奪品である可能性を示す兆候。
- g) 一貫性のない貿易慣行、複雑な仲介業者、異常又は高リスクな輸送ルートの使用。
- h) 商品説明が曖昧、価格設定の整合性欠如、貿易書類の欠落又は偽造。
- i) 会社所在地が事業内容と整合しない。
- j) 会社がオンライン上で存在していないか、主張している事業活動と整合性のない形でオンラインで存在感を持っている。

- k) 老舗の競合他社を模倣した会社名。
- l) 会社の従業員数が取引量と不一致である。設立間もない会社が大量又は高額取引を行っている。製品の仕向地に関する情報を出し渋るか拒否する。輸出入製品の用途が見慣れないものである。
- m) 同一貨物の発送に対し、商品内容、価値、数量が異なる複数の請求書を発行している。
- n) 税関書類が偽造されるか、欠けているか、却下されているか、旧書類と重複している。
- o) 複雑又は定期的な貿易取引を裏付ける契約書が不自然に簡素(例、オンラインで入手できる「サンプル契約書」を模した構造)。

NPOの悪用に関連する指標

418. FATFが基準において明示しているとおおり、全てのNPOが重大なTFリスクにさらされているわけではなく、リスクが皆無であるか、ほとんど存在しない場合もある。しかし、テロ組織や個人が資金調達目的でNPOを悪用した事例を報告しているFATF代表団も多い。こうしたスキームの中身を見ると、正規のNPOが意図せずTF活動に巻き込まれるケース、資金の偽装、資材・設備へのアクセス、あるいはネットワークの悪用を目的として設立されるケースが考えられる。

419. こうした行為に対処しつつ正規NPOの活動継続も確保するには、FATF基準が推進するリスクベース・アプローチの重要性が増している。このリスク指標のリストの目的は、NPOや人道支援チャンネルが実施する正規の活動を妨害することではなく、管轄当局や報告機関がTF目的でのNPO悪用を摘発・阻止する上で一助とすることにある。

一般的な指標

- a) NPOが高リスク法域で活動している。
- b) 資金の使途が設置目的と一致しない。
- c) NPOが自由に使える資金の額がその規模に見合わない。
- d) 紛争地域で活動するNPOが、人道支援とは一切関係のない活動を行っている現地企業へ多額の資金を送金している。
- e) クラウドファンディングやソーシャルメディアを用いて寄付を募った後、オンライン上の存在が消えるか閉鎖されている。
- f) NPOが設立されて間もない。
- g) NPOの内部手続に関する文書が欠落している。
- h) NPOの目的や目標が不明確である。
- i) 個人口座・事業口座・NPO口座を複数用いて資金を集め、直ちに(又は短期間で)少数の外国受益者へ資金を流す。
- j) 特に高リスク国向けに、口座を使用して海外送金を行う許可をNPOが第三者に出している。

NPO活動に関連する事項

- a) NPOが十分な根拠なく現金取引を行っている。

- b) NPOのプロジェクトや提携先が、テロ組織の活動が確認されている地域に所在している。
- c) NPOに未報告の活動があるか、又はNPOのプログラム、提携先、財務報告書が活動報告書と一致していない。
- d) NPOが、テロ組織や個人との関係で脆弱な標的とみなされる活動に資金を支出している。
- e) 金融取引のパターンや規模と、その組織の表明している目的・活動との間に不一致がある。
- f) NPO口座における金融取引の頻度と件数が異様に増加しているか、逆に、NPOが口座に資金を非常に長期間保有している。
- g) 異常な多額の現金引出がある(ただし、金融サービスが乏しい法域で活動するNPOは現金依存が問題とならない場合がある)。

NPOの役員その他の職員に関連する事項

- a) NPOの理事ではない代理人によりNPO名義の口座が開設されている。
- b) NPO又はNPOの代表者が使用している書類が偽造されているか矛盾がある。
- c) NPO又はその管理者が、テロ活動を支援又は関与する第三者と関係している。
- d) NPOのメンバーが、組織の口座から個人口座へ資金を移動している。

テロ関連活動と組織犯罪との関連性を立証する指標

420. 犯罪組織とテロ組織との間に、資源の共有や共同作戦など、協力関係が存在することが確認されている。これら2つの違法活動の相互関連性は、犯罪類型相互間の流動性を示しており、この場合、関与する前提犯罪の明確な理解が妨げられるケースが多い。しかし、以下の指標を伴う形で、TFリスク特有の指標を観察することで、資金調達と組織犯罪との関連性が示されることがある。

- a) 多額の現金取引が頻発する。
- b) ペーパーカンパニーのような複雑な企業構造が用いられている。
- c) 薬物・武器・人身の取引に関連する用語が用いられている。
- d) 資金が搾取的活動に向けられているように見える場合、これらの活動に関連する団体。

新技術・新興技術に関連する指標

421. クラウドファンディングとVAの利用は、TFのライフサイクル全般で高頻度化する主要技術として報告されている。前述の顧客及び顧客の経済的プロフィールに関連する指標を見ると、これら2つの流れでも観察されるものが多い。

ソーシャルメディアに関連する指標

- a) 特定の宗教用語や画像が使用されていたり、特定の節目(例、「バグーズ」の戦い、「グワイラン」脱獄事件)への言及があったりする。
- b) 特定のハッシュタグ(例:#camphol #camproj #Imprisoned sistersなど)の使用(テロ組織名への直接言及はない)。

- c) 高リスク法域への渡航に関するオンライン上の議論。
- d) 匿名でのオンライン寄付のやり方に関する問い合わせ

クラウドファンディングプラットフォーム特有の指標

- a) テロ活動への資金調達又は支援が知られる地理的領域、あるいはテロ組織が活動する領域、又はそうした領域に隣接する領域やそれらにまたがる領域に所在する団体が、クラウドファンディングキャンペーンに関与している。透明性が欠けている団体又は匿名団体がクラウドファンディングキャンペーンに関与している。
- b) クラウドファンディングの目的、目標、最終受益者情報が欠落し、プロジェクト説明が曖昧である。
- c) 寄付の呼びかけと寄付者のコメントとの間に矛盾がある。
- d) 顧客アカウントに関連付けられたIPアドレスと、取引が開始されたIPアドレスとの間に不一致がある。

暗号資産に特有の指標

- a) 過激主義や急進化に関連するクラウドファンディング、フィンテック又はVAの利用。
- b) VAプラットフォームとの間で、不整合又は説明不能な取引パターンを伴う振替。
- c) P2P交換サイト、ミキシング、タンブリングサービス、匿名性強化型VAの利用。
- d) VA残高全額の取引を試みたり、VAを引き出して残高全額のプラットフォーム外送金を試みたりする。
- e) 同一VASP内で、複数ユーザーが同一端末を共有してウォレットを操作している。
- f) VAの顧客資金が、顧客又は取引所が所在する法域において未登録のプラットフォームから発生しているか、又は同プラットフォームへ送金されている。
- g) 同一のVASPの複数顧客の間で取引相手の登録内容が類似しており、これらの者が協調して行動していることが分かる。特に、これらの者の間で取引活動が活発な場合、そして特にこれらの口座間でIPアドレスや使用端末が一致する場合がある。
- h) 資金の出所又は行き先が、テロ活動又はその資金供与に関連すると疑われるアドレス(公開リスト、オープンソース情報、暗号資産情報会社等を通じて特定されたもの)である。これらのアドレスへの接触が間接的なものであっても同様である。
- i) 顧客が個人口座を用いて暗号資産交換業者として活動している。具体的には、外部アドレスから資金を受け取り、即座に他の通貨と現物交換した後、同じ外部アドレス(又は何らかの形で最初のアドレスに関連付けられた別のアドレス)に送金している。
- j) その当事者が、経済的正当性がないにもかかわらず(すなわち、そのような取引に対する報酬が高額であるにもかかわらず)、複数の異なる種類の暗号資産又は複数の通貨建て口座を伴う暗号資産取引を実行していたり、又はクリプトマットを用いて複数の少額取引を実行していたりする。